

日本・中近世山村の歴史地理学的研究

米家 泰作

1997年12月

目次

はじめに

第1章 前近代日本の山村をめぐる三つの視角

—「山村史」の再検討のために—

第1節 はじめに

第2節 生業の起源と系譜

(1) 縄文の系譜

(2) 系譜の担い手

(3) 系譜の一貫性

(4) 小括

第3節 政治と支配

(1) 古代国家と山民

(2) 「山野」の領有と支配

(3) 武士・土豪と山村

(4) 近世初期山村一揆論

(5) 近世の山村政策

(6) 小括

第4節 山村の変容と商品生産

(1) 「原型」の視点

(2) 生業の多様性と商品生産

(3) 小括

第5節 おわりに

第2章 中世山村の境界と山地地形

—土佐国大忍荘槇山の名領域—

第1節 はじめに

(1) 研究の背景

(2) 対象地域の先行研究と本章の視角

(3) 文書史料の性格

第2節 近世村・中世名の境界の概観

(1) 近世の村境

(2) 中世名とその境界

第3節 境界記載文書にみる空間、地形および境界の認識

(1) 境界記載文書

(2) 山地空間のなかの地形の認識と境界

第4節 境界画定にみる山地利用と地形

第5節 おわりに

第3章 吉野山村における近世前期の耕地経営

—川上郷井戸村を事例として—

第1節 はじめに

第2節 近世前期井戸村における耕地の存在形態

(1) 検地帳に現れた耕地の検討

(2) 耕地の空間的配置と安定性

第3節 近世前期井戸村民の耕地経営

(1) 耕地の所持形態

(2) 商品作物栽培の展開と耕地経営の性格

第4節 おわりに

第4章 『熊谷家伝記』にみる開発定住と空間占有

—落人開村伝説の読み解き—

第1節 はじめに

第2節 研究の現状とその問題点

(1) 『熊谷家伝記』の「落人開村伝説」

(2) 由緒書・伝説と「落人開村伝説」

第3節 『熊谷家伝記』編纂作業の性格

(1) 編者による編纂作業の説明

(2) 編纂の資料と情報源

(3) 編纂あるいは再構成の方針

第4節 『熊谷家伝記』における「落人開村伝説」叙述の構造

(1) 開発定住と空間占有の概要

(2) 「無人の山野」の開発定住

(3) 閉じた小世界

(4) 潜在的な境界—初めに境ありき—

第5節 おわりに

第5章 自立と無税から語られる中世山村像の形成

—近世大和国吉野川上流域の自画像—

第1節 はじめに

- (1) 研究の背景と目的
- (2) 対象地域の概観

第2節 近世吉野郡における中世像の文字化

- (1) 由緒書・旧記
- (2) 諸役免除の嘆願書

第3節 諸役免除運動のなかの由緒と郡

- (1) 諸役免除嘆願の論理
- (2) 由緒の共有化と「由緒の郡」

第4節 由緒書・旧記における中世山村像

- (1) 由緒と特権
- (2) 自立的な政治体制
- (3) 武力
- (4) 由緒の主体としての「郷民」

第5節 おわりに

おわりに

謝辞

図表

第2章

第3章

第4章

第5章

はじめに

「山村」という日本語は、一見ごくありふれた言葉にみえながら、すぐれて空間的・地理学的な問題を孕む概念である。このことは、諸外国における「山村」を想像したときに、分かりやすくなる。山地があればいずれの国にも「山村」という概念があるとは限らない。また、「山村」という概念が存在しているとしても、例えばイタリアの山村と日本の山村では、景観や生業の性格が明らかに異なり、単純に同列視することはできない。

このように「山村」が必ずしも普遍的に存在する概念でないという事実は、研究対象としての意義を低めるものではなく、筆者の考えでは、むしろ歴史地理学の問題として興味深いものとなる。というのも、「山村」という概念が存在しているかどうか、また「山村」と呼ぶにたるほどの固有の特性が山地に形成されているかどうか、そしてそれを「山村」という類型として敢えて析出する必要があるのかどうかは、それぞれの地域や民族の歴史のかつ政治的・経済的・文化的な文脈から理解されねばならないからである。

しかも「山村」は、村落類型というよりは、一種の地域区分として、また「山村地域」という地域概念として、つまり空間的な認識として立ちあらわれることに、歴史地理学者は大きな関心を払う必要がある。すなわち、「山村」という語は、それぞれの地域や民族において、何らかの画期を経つつ歴史的に形成され、社会的に共有された空間的な観念であると受けとめるのが妥当と思われるからである。そのような観点からすれば、「山村」は、地理思想的な問題として、あるいは地域をめぐる言説に注目する最近の社会地理学的な視点の対象ともなるべき存在である。

以上のような関心からみたとき、日本の「山村」もまた、超歴史的に存在していたものではなく、歴史的に形成されたものと想定することが可能である。そうとすれば、日本の「山村」の観念がどのように形成されたか、そして「山村地域」が他の地域に対して対照的な特性を持つに至った過程をどのように理解すべきか、といった問題が生じることになる。本論文の問題意識は、端的にいえばこの点にある。

しかし、このような問題意識を総合的に論じる試みは、地理学のみならず他の人文・社会科学においても、従来皆無であったといってよい。その理由としては、さまざまな点が思い当たる。例えば、日本の地形自体が小規模な山塊と平野の混在から成り立っており、山地と平野のコントラストが単純ではないこと、しかも山地住民は例えば台湾の山地民族のような固有のエスニシティを有しておらず、山地と平野の文化を明白に対比させるのが困難であること、にもかかわらず近代において「山村」概念が一般化すること、などを直ちに挙げるのが

できる。それでは「山村」という観念が確立し、また「山村地域」が有効な概念となる時期は、日本においては近代以降なのであろうか。以下では、これらの点にかかわる従来の山村研究の視角を概観することによって、本論文の立場を説明することにした。

まず世界的な山地研究の影響を受けた研究からみてみたい。地理学にはフランスを中心として発展した山地地理学(Mountain Geography)があり、また民族学・経済学を含めた学際的な山地研究(Mountain Research)分野が認知されている。日本の地理学では1960年頃まで、それらの方法論の摂取が盛んであった¹。しかしそれは、アルプスとヒマラヤに代表される大山塊に立脚したものであるだけに、小規模な山地が平野と混在する日本に導入するにあたっては、山地のもつ特質のうちで「高冷」という一点に関心が集中しがちとなり、高距限界や混合農業を析出しえたものの、必ずしも日本の山村の特質を十分浮かび上がらせることにはならなかった。これらの諸研究は、「山村」という概念を歴史地理学的にたどるものではなく、むしろ地形と気候の二点においてあらかじめ「山村」を定義していたといえる。

一方、日本の山村と平野部との政治的・経済的な結びつきを示し続けたのは、歴史学からの山村研究である。その詳細は第1章に述べるが、量的には近世林政史の研究が大きく、そのほかに近世の社会経済史的な研究、古代・中世の「山野」にかかわる研究、鉱山史研究が続く。これらの諸研究は、政治・経済的な支配の対象として、すなわち古代よりの資源開発の地として、またしばしば農業的生産力に劣る「後進地域」として、山村を捉えてきた。その点は、歴史地理学の山村研究の多くも同様であったといえる。このような捉え方は、一面では日本の山村の特色をよく言い当てたものと評価されなければならない。

では、古代以来、日本において「山村」は「後進地域」として位置づけられてきたといえるのだろうか。これに関しては、次にみる民俗学・文化地理学・民族学の山村研究が強く批判しつづけたように、「後進地域」という評価は、稲作の多寡を基準とすることによって与えられた評価であって、どの時代の「山村」にも当てはまるものとは言いがたいのである。もっとも、林政史学にみられる林業を「山村」の指標とする傾向は、一つの示唆を与えてくれる。仮に林業をもって「山村」の指標とするならば、林政が盛んとなり、山村の生業を林業に代表させる見方が確認される近世が、一つの画期となるのではないかと予想されるからである。

このような歴史学の立場に対して、民俗学・文化地理学・民族学からの山村研究はどうか。その特色は、「山村文化」(あるいは山地文化・山民文化)の析出を目指すところにある。さらには東南アジア・東アジアの基層文化の系譜をひく存在として、日本の山村を位置づけようとする。この立場についても第1章で詳しくみることにするが、その特色は端的に言えば、「後進地域」あるいは「林業地帯」といった経済的な文脈ではなく、文化的な文脈において「山村」概念を既定しなおす試みであり、その意味では大きく評価されてよい。

しかしながら、そこには次のような問題が孕んでいるように見える。一つは、「山村文化」の

濃さをもって「山村」をみるときに、時間の流れに沿って「山村」らしさが失われていくという「山村史」が説かれてきたことである。この見方によれば、日本の「山村」は次第に形成されたのではなく、逆に衰退してきたということになる。仮にそのように考えるとすれば、「山村」という日本語が近代になって一般化した事実に対して、食い違いを生じることになる。この食い違いはむしろ、日本人の「山村」観念が、文化的な系譜のみでは理解できないことを、逆に暗示しているようにもとれる。

以上のような現在の諸分野の研究状況は、本論文にとっての先行研究が歴史学、および民俗学・文化地理学・民族学の山村研究であることを示しつつも、「山村」の観念および「山村地域」がいかに形成されたかという問題を含めて、未だ解決されていない問題が多く残されていることを示唆している。その最たるものは、「山村」をどのように位置づけるかという方法論的な問題以前に、事実認識の点で分野や論者の間に齟齬がみられることであろう。

その背景としては、民俗学・文化地理学・民族学の山村研究と歴史学の山村研究との間の交流がきわめて乏しいことが大きい。前者が例えば中世に自立的・無領主的な山村を想定し、後者が古代国家による山地開発を取り上げるように、両者の歴史像の懸隔はかなり大きいといわざるをえない。このような齟齬の存在は、最近になって少数の歴史学者によってようやく言及されはじめたが、齟齬を埋めるための具体的な作業はほとんど進んでいないのが現状である。

そこで、本論文においては、第1章²を学際的なレビューにあて、そこでより詳細に論点を整理していくことによって、最初に述べた問題、すなわち「山村」という観念および「山村地域」が日本においていかに形成されたか、という問いに答えうる焦点を見定めることにする。したがって第1章は、レビューであると同時に、本論文の総論的な役割を果たすことになる。

その結果の一部をここで先取りするならば、日本において「山村」という地域区分は近世において確立し、ひるがえっていえば中世～近世にかけて、政治的・経済的・文化的な文脈のなかで、「山村」の特性が明確化した可能性を指摘することができる。本論文はこの点を重視して、主たる対象時期を中世・近世に設定する。そして近世山村の言説の世界において、あるいは歴史地理学的に言えば Imagined World において、独特の「山村像」が立ちあられる事実注目する。それは山村民自身による「山村像」の形成であり、そしてその背景には、Real World における「山村」の特化との関わりが予想されるからである。

このような可能性を踏まえて、第2～5章では、中世、近世前期、近世中期、および近世全般のそれぞれの時期において、対象地域を限定した事例研究を行う。第2章³では、中世の山地荘園として希少な史料を残した大忍荘榎山を取り上げ、山地空間の特質に即した領域支配のあり方を明らかにする。この事例は、中世の山地が、平野部に劣らぬ政治的な空間であったことを示唆することになる。

第3章⁴では、のちに育成林業が発展した大和国吉野郡川上郷が、近世前期において焼畑を中心とする商品作物栽培を展開していたことを示す。この事例は、農業の低生産性に育成林業発展の理由を見いだす林業史学の見方に疑問を投げかけつつ、農業における多角的な経営が林業の発展に先行していたこと、また山村の特色である生業の多様性が近世の商品経済の展開を受けて一概に衰退したわけではなく、むしろ発展した可能性を示唆することになる。

第4章⁵では、近世中期の一山村民が、自らの村の中世をどのように描こうとしたかを、奥三河～南信濃の『熊谷家伝記』を素材として考察する。この事例は、近世の山村民自身による「山村像」を描く試みが、政治的に自立した中世山村像を措定する方向に向かったことを示すものであり、同時代の山村の現実に即した「山村像」ではなく、回顧的な「山村像」が追求されたケースとして理解することができる。

第5章⁶は、第3章で扱った大和国吉野郡を対象としつつも、第4章と同様に近世山村民が描いた「山村像」を扱ったものである。それはやはり回顧的な論理をもつものであるが、この事例では、背景として幕府の山村への増税策を指摘しつつ、一個人の「山村像」ではなく郡全体の像として展開した動きを捉えることができた。この事実は、近世の政策における山村の位置づけが、山村民による山村像の形成を誘発した可能性についても示唆するものとなる。

本論文は以上の順で議論を進め、最後の「おわりに」において総括するとともに、本論文が示す今後の課題を述べることにしたい。

【はじめに 注】

-
- ¹ 藤田佳久『日本の山村』, 地人書房, 1981, 288 頁。関戸明子「近代日本における山村研究視角と山村概念について」, 群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編 46, 1997, 281-308 頁。
- ² 米家泰作「前近代日本の山村をめぐる三つの視角—『山村史』の再検討のために—」, 未発表。
- ³ 米家泰作「中世山村の境界と山地地形—土佐国大忍荘槇山の名領域—」, 人文地理 48-1, 1996, 48-68 頁。
- ⁴ 米家泰作「吉野山村における近世前期の耕地経営—川上郷井戸村を事例として—」, 史林 77-1, 1994, 116-134 頁。
- ⁵ 米家泰作「『熊谷家伝記』にみる開発定住と空間占有—落人開村伝説の読み解き—」, 史林 80-1, 1997, 38-74 頁。
- ⁶ 米家泰作「自立と無税から語られる中世山村像の形成—近世大和国吉野川上流域の自画像—」。一部は 1997 年度日本地理学会秋季大会で発表した。

第1章

前近代日本の山村をめぐる三つの視角

—「山村史」の再検討のために—

第1節 はじめに

古代以前から近代に至る山民・山村の歴史的展開を一貫して論じる試みは、喜田貞吉や柳田國男の「山人¹」論に端を発し、戦後の民俗学・地理学・民族学において一つの潮流を形成してきた。民俗学では宮本常一²、地理学者でもある千葉徳爾³、橋本鉄男⁴、高取正男⁵、坪井洋文⁶が、また地理学では藤田佳久⁷、田畑久夫⁸、池谷和信⁹、および民族学者でもある佐々木高明¹⁰と松山利夫¹¹が、さらに民族学の大林太良¹²が代表的な研究者である。これらの諸氏は、山村という独自の世界や山民文化の抽出という点で関心を共有し、近代に大きく変容を遂げる以前の山村・山民を捉える枠組みを用意する必要をそれぞれの視野から訴えてきた。そのような潮流を表す言葉としては、千葉・藤田・松山・池谷のいう「山村史」をさしあたり挙げるができる。

本章の目的は、第一にはこの「山村史」の潮流の主張を、文化・政治・経済に関わる三つの方向に整理することにある。すなわち、生業にあらわれた山民文化・山村文化の系譜を日本文化の基層として位置づける方向(第2節)、そしてその山民文化・山村文化が変容した経緯を国家による政治的な被支配に求める方向(第3節)、および山村の生業とその変容に商品経済の影響をみいだす方向(第4節)の三つである。ただし、「山村」の形成を中世～近世にみよとする本論文の関心に沿って、近世以前にかかわる議論に限定することにした。

第二の目的は、それらの整理を歴史学の成果と比較することである。歴史学からの山村研究、とくに社会経済史学・林業史(林政史)・古代～中世の「山野」をめぐる諸研究の蓄積は大きい。それらと「山村史」の潮流との交流は従来きわめて乏しかった¹³。それは一言でいうなら、山村に固有の特性をできるだけ評価しようとする立場と、後進的な村落あるいは資源の供給地として山村を位置づけようとする立場との「すれちがい」である。しかしこの二つの立場は相互補完的な内容をもっており、対立点のみを強調するよりも、より統合的な視角を見つける必要があることを筆者は念頭においた。

もっとも最近の歴史学では、あらためて山民・山村という切り口に関心が持たれたかにもみえる¹⁴。その背景には、網野善彦¹⁵に代表される非稲作的世界への注目という歴史学

内部からの動きだけでなく、稲作以前の生業が山村に継承されたこと示唆した照葉樹林文化論¹⁶の影響も小さくないと思われる。歴史地理学においても、溝口常俊¹⁷以降、照葉樹林文化論を意識した研究や非農業的生業に焦点をあてた研究が現れている。このような状況において、「山村史」の潮流を、歴史学・歴史地理学の成果と関わらせる作業は、今後の歴史学的・歴史地理学的山村研究にとっても避けて通れない課題であろう。

以上の二つの目的に沿って、以下レビューを進めてゆきたい。ただし本章は付随的ながらも第三の目的を意識している。それは「山村史」における近世を位置づけなおすことであるが、終節(第5節)において触れることにしたい。

第2節 生業の起源と系譜

(1) 縄文の系譜

まず最初に、山村に伝承された狩猟・採集・焼畑などの生業の起源を稲作以前に求める見解、とりわけ縄文農耕論・照葉樹林文化論をベースとした山村・山民論から取り上げることにしたい。

その端緒は、「天孫族」渡来以前の先住民が稲作を受容せずに「山人」となって狩猟・採集を維持しつづけ、近代に至るまでにほとんどが衰滅したと想定した柳田國男である¹⁸。柳田の着想はそのままの形で継承されることはなかったが、1960年代後半にほぼ同時に現れた次の三つの立場が、柳田のアイデアに似通った構想をそれぞれ提示することになる。

その一つは宮本常一の「山岳民¹⁹」の構想である。宮本は、近代に至っても稲作を導入しなかった焼畑・畑作山村の存在を、稲作文化の洗礼を受けないまま縄文期の畑作を伝えたものと考え、また山村における鉄炮所持例の多さから、もともとは狩猟が重要であったと仮想した。

同じころ、坪井洋文²⁰はモチなし正月の研究から、稲作民によって担われた稲作文化に対して「山民」によって担われたイモと雑穀を中心とする「畑作文化」を措定するに至った。坪井は、柳田の「山人」研究への再評価とその後の柳田民俗学への批判を込めて、この両者が文化として等価値であると述べつつも、畑作を稲作に先行するものとみなし、しだいに稲作への指向性が強まるなかで稲作文化が畑作文化に対して優位に立ったと想定した。

また、やはり同じころ登場した照葉樹林文化論は、日本の山村を中心的に論じたものではない。しかし、その当初から「照葉樹林文化はきわめて山岳的な性格をもち、本来の形態は山棲みの生活である²¹」とされ、「弥生文化が平野を支配するにつれて、……新しい文化になじまないものは一層かたくなに伝統的文化を固執し、山岳的性格を強めていったかもしれない²²」との想像が述べられた。

以上の三つの見解は、いずれも稲作以前の農耕の存在を重要な前提としている。考古学ではすでに戦前から議論のある縄文農耕論が、60年代後半に至って山村と結びつけられた背景には、日本において稲作に遅れて焼畑・畑作が派生したとみなすのは困難とみるもう一つの前提が存在していた。とりわけ佐々木高明は、弥生期日本における稲作の急速な受容が畑作を前提とした可能性、日本の焼畑におけるオカボの不在、稲作から焼畑への移行例が乏しいことを述べ、「弥生時代に平地でまず水田農耕文化が成立し、その後この農耕文化が山地に伝わって焼畑農耕を生み出した²³」とは考えにくいとした。それゆえ「非稲作的な山民文化の伝統は、稲作文化が日本に到来する以前の時期—つまり縄文時代—にまで遡って、その来歴を考えねばならなくなる²⁴」という結論が導かれることになる。

このように山村に伝存した生業の起源を縄文期に求める想定を、本稿では「縄文の系譜」と呼ぶことにする。この「縄文の系譜」を山村に見いだす見解は、焼畑と水田の先後関係という演繹的な推論に立脚するばかりでなく、考古学における縄文農耕論の進展や、山村に伝承された食用堅果類の研究の進展によって²⁵、しだいに説得力を強めつつある。また、照葉樹林文化論に対して東日本を説明する文化論として登場したナラ林文化論・ブナ帯文化論などにおいても、山村における「縄文の系譜」が重要な位置を占めるに至っている²⁶。

(2) 系譜の担い手

以上のように、「縄文の系譜」の議論は一定の支持を得つつあるように見える。しかしその構想は、日本の山村に伝存した生業・縄文期の生業にかかわる考古学的議論・東南アジア山地部に伝存した生業、という三者の比較から主に導かれたという性格をもつ。生業の起源が縄文に遡るという意味で「系譜」の实在を説得的に示すことに成功したとしても、その「系譜」がどのような変遷をたどって山村に伝存したのかは、改めて検討の対象となってよい。すなわち、生業の起源もしくは系譜という立論が可能としても、その担い手まもまた一貫して山地に居住していたのか、という問題が残されるのである。

前項にみた論者のうち例えば坪井洋文や佐々木高明は、そのような担い手の一貫性について性急に言及することなく、あくまで生業に即した文化の系譜として、「畑作文化」や「山民文化」を問題にすることから構想を出発させている。一方、「山岳民」を「平地民とはちがった民族」として構想した宮本常一は、遺稿²⁷のなかで、騎馬民族渡来説に共感を示しつつ、弥生期以降、稲作を導入し、国家を形成した「倭」の勢力によって圧迫された「縄文文化人」を、記紀等に記された蝦夷・土蜘蛛や、あるいは山地に追い上げられた人々に見いだしている。宮本の構想のなかでは、文化の系譜だけでなく、文化の系譜を担った人々の血統的な系譜もまた、漠然とではあるが縄文人とのつながりが予想されていたように受け取れる。

しかしながら、宮本が仮想した山に追われた「縄文文化人」と後代の山村民との繋がりに

関しては、留意すべき点が少なくとも二つある。第一点は、柳田が「山人」論において「山人」と「平地人」の「混血」を想定したように、低地から山地への人口移動を歴史時代を通じて想定しないわけにはいかないこと、第二点は、宮本もむしろ注意していることであるが、縄文的な生業が弥生期以降平野部から一掃されて早い時期から山地にのみ残存したともいいたいことである。

第二点は次項で後述するとして、第一点の人口移動に関わる画期としては、少なくとも古代の杣²⁸、中世の山地開発²⁹と落人に注意すべきであろう。そのなかで、宮本常一³⁰も注意したように、落人が稲作を山中に積極的に持ち込み、必ずしも縄文的でない生業を基盤とする山村を形成した可能性がある。しかし逆に、本論文第4章で詳しくみるように、落人が先住者の助力によって焼畑耕作を開始する可能性³¹を考えるならば、従来の生業を改変することなく継承者の一員として参入するケースも考え得る。

そのような点を考慮すれば、かつて千葉徳爾³²が「日本の大半の山村の成立過程は、おもに稲作地の住民、あるいは一部大陸諸国家からの帰化族などが、新しい天地を求めたり戦乱を避けたりして入り込んだ山中で、(中略)山民となったというケースが、おそらくより一層普遍的だったと予想」したように、山地への人口移動を重視する立場もまた意味をもつ。その場合、山村の文化複合は「平地の稲作文化複合とまったく相いれない」形をとることなく、「日本の山地条件に適合した伝統的なシステム」としての特徴を帯びたと想定されることになる。それゆえ千葉は、「山村史」における系譜論的な見方、とくに現存の山村の文化を稲作以前に直接的に結びつけることに対しては慎重であるようにみえ³³、とりわけ狩猟伝承に関してその問題にしばしば触れている³⁴。

とはいえ、山地をめぐる過去の人口移動の規模を推計することは容易な作業ではなく、さらに別の側面からの検討が期待される。形質人類学では、蝦夷・隼人やアイヌ・沖縄人、さらに現代日本人の東西の地域差を説明する議論が盛んであるが、内陸部の山村地域が問題となるほど地域差のスケールを小さくした議論には至っていないようにみうけられる³⁵。むしろ、山村を考慮した方言研究・言語地理学的研究が、将来的には新しい論点を導く可能性があると思われる³⁶。

(3) 系譜の一貫性

次に、山村の生業の系譜を遡れば縄文にいきつくという遡及的な見方を逆にして、縄文的な生業が弥生期以降いかに展開したかをみることによって、さきに第二点とした問題に注目する。

弥生期における非稲作民に関して甲本眞之³⁷は、低地部に進出してきた水稻耕作民とネットワークを形成しつつ、農耕を取り入れつつも縄文的生活を持続させた「縄文人の弥生

化」あるいは「山の民の農民化」を想定している。また佐々木高明は、東日本の縄文文化については農耕の比重に乏しい「成熟せる採集社会」を想定しており³⁸、東日本に関しては山地を含めて、弥生期以降に農耕を受け入れた経緯を想定するのが自然ということになる。

また、宮本常一³⁹は「縄文文化」の語に、縄文土器を用いた縄文時代の文化のみならず、狩猟採集・半栽培・焼畑・竪穴式住居を特色とする広い意味を与え、それが中世初期までは低地部にも残り、山村では昭和の初めまでみられた、という考え方をもっていた。佐々木高明⁴⁰もまた、日常生活文化の面で、弥生文化は縄文文化の伝統をそのまま引き継いだとみている。すなわち、竪穴住居、石器・土器・木器の製作・利用技術、狩猟・漁撈の技術、有用植物の採集と利用、半栽培と畑作の技術がそれに当たるとされる。

以上の指摘は、「縄文の系譜」が山地にあたかも密封保全された想定することが非現実的であることを示唆するとともに、「縄文の系譜」が低地部にも伝えられたことを述べている。

この見方については、古代・中世の畠作(畑作)研究の進展が示唆的である。畑井 弘は、石上神宮の山を焼いて「禾豆」を播くことへの9世紀の禁令などを通じて、古代の焼畑が「山間部や丘陵地帯はもとより平野部周辺部の微高地帯の山野で幅広く行われていた⁴¹」と想像した。また、戸田芳実ら⁴²が明らかにした古代～中世における不安定な耕地、「片荒らし」の存在は、焼畑でもなく、しかし安定した常畠でもない耕地が低地部に展開していたことを示唆している。さらに条里地割施行の対象となりうる平野部においても畠作が広く展開していた事実は、金田章裕⁴³や木村茂光⁴⁴に代表される諸研究によって次第に明らかにされている。また、畠作村落の展開を復原した吉田敏弘⁴⁵、野畠・山畑史料を博搜した伊藤寿和⁴⁶、国東半島の開発過程を示した飯沼賢司⁴⁷の研究からは、山麓や台地など、必ずしも山地とはいえない地点における畠や焼畑の存在を窺うことができる。

以上の諸点を考えるならば、弥生期以降の低地部の生業体系が稲作一辺倒ではなかったことは明らかであって、むしろ、狩猟・採集・漁撈や半栽培に依存する面を簡単に失ったわけではなく、かつ畠作(畑作)が展開したことを軽視してはならないだろう。そうとすれば、例えば松山利夫が示した「遅くとも古墳時代以降、低地の水田稲作と山地の非稲作という二つの文化が存在してきた⁴⁸」という見方は、あまりに二元的に割り切りすぎているように思われる。人口移動の面だけでなく、生業の面においても、山地と低地の間に明確な境界線を引くことは、古代・中世に至ってもなお慎重な態度が求められるのではないだろうか。

(4)小括

山村の生業と平野部農村の生業を過去に遡って拮抗的に捉えるよりも、その両者のかかわりを把握しうる視点が必要なことは、従来より指摘されていた。千葉徳爾は非稲作農業を基礎とした文化と稲作文化の「二つの文化系の交渉過程⁴⁹」として山村史を捉える視点を示

し、同様に坪井洋文は、異なる文化の接触として捉え、二つの「価値体系の習合、葛藤の過程⁵⁰」について試論を提示した。

このような二つの文化の関係性は、総体的な流れとしては、どの論者にとっても稲作文化が優位にありつづけたことは動かず、最終的には「稲作への文化的収斂⁵¹」に至ったとされる。しかしこの見方は巨視的には当たっているとしても、古代・中世の低地部における畠作の展開は、稲作／非稲作という二項対立的な枠組みからは割り切りにくいものとなる⁵²。畠作(畑作)は、縄文に起源をもつとしても、稲作文化においても不可欠の位置を占めることになり、しかも最終的に畠作・焼畑の卓越した生業体系が山地に残存していくとしても、古代・中世の畠作(畑作)は山地に固有のものとは決していえないからである。

新田開発と石高制に象徴されるように、「稲作文化への収斂」が明白となるのが近世以後のことであれば、山民・山村文化と稲作文化との生業上の対比が確実に明白となった時期は、弥生期や古代ではなく、近世ではないかと筆者には想像される。もしそうとすれば、古代・中世における低地から山地への人口移動が、「稲作文化への収斂」が不完全なままの「畑作文化」を山地へと展開させた可能性も考えられるのではないだろうか。

そのような可能性に関して、大林太良と千葉徳爾の見方を紹介しておきたい。大林⁵³は、漁村と山村を対比させ、漁村では社会構造を含めて共通した文化要素が分布しているので、「沿岸文化」なり「海人の文化的伝統」を考えることができるが、山村においては「焼畑耕作、狩猟、木地師などのような山地という生態学的条件にもとづく経済活動を除くと、大なり小なり全国的な規模で山村に特徴的に分布する要素は、従来殆ど指摘されてこなかった」として、「山地文化」の設定には慎重な態度をとる。

むろん、千葉徳爾のいう山中異界観⁵⁴や、焼畑・狩猟儀礼を、山地に共通する文化要素として挙げることはできる。しかし、さらに説得的な要素を列挙するのは意外に容易ではない。むしろ千葉⁵⁵は、地形語彙に即して興味深い指摘を行っている。例えばハエ・ソネ・ケタ・タキのように山村と漁村に共通する地形語彙の存在から、「山民と海民との区別がまだ判然としない時期の日本人」を想定しつつも、ハバ・ノロ・ナル・コバのような焼畑にかかわる語彙には地域差があり、地域ごとに異なる集団によって利用された名称だとする。それゆえに

日本列島の農耕的利用は、水田ばかりでなく焼畑農耕としても、マクロにいて海岸から始まって山地に及んだらしい。地域的にはともかく全体の傾向としては、狩猟採集時代の住民が、山地に棲んでいるうちに焼畑耕作をはじめたのではなく、海岸低地の人びとが農耕生活に入り、その結果人口が増加して不足した耕地を山中に求めていったのではなかろうか

とする。その当否を直ちに実証するのは容易ではないが、少なくとも、山村の生業の系譜や起源に焦点をあてるばかりでなく、その特質が山地にのみ明確化したプロセスをどう理解するかが、今後の「山村史」における重要な論点となるのではなかろうか。

そのプロセスに関して、大林太良⁵⁶は農耕の出現と国家形成の二つが山民に与えた影響を重視している。すなわち、農耕民の存在を前提として狩人がいっそう狩猟活動に特殊化し、職業集団としての性格を強めて存続していくこと、そして国家が山地の採集狩猟民や焼畑耕作民を含んだ政治経済体系を成立させるプロセスである。この指摘を地理学の用語を用いて言いかえるならば、政治的な編成・経済的な編成による山村地域の特化、あるいは「周辺地域化⁵⁷」として、受け取ることができる。このことを念頭におきつつ、政治的プロセス・経済的プロセスのそれぞれについて、次節以下でさらにみていくことにしたい。

第3節 政治と支配

「山村史」の潮流においては、山民・山民の政治的位置づけに関して、柳田國男の指摘した二つの画期、すなわち古代国家の形成と近世初期の一揆を重視する傾向が継承されてきた。しかし、山村と政治との関わりがこの二点に尽きるわけではない。本節では他に注目すべき論点にも注意しつつ、時系列にそって従来の議論を整理する。

(1) 古代国家と山民

古代の記紀や法令に山民の存在を読み取る試みは、喜田貞吉や柳田國男の「山人」に端を発する。この視角を戦後改めて再生させた高取正男⁵⁸は、「言語容貌」が他国と異なるとされた飛驒工や、朝廷に奉仕する部民とされつつも神域での狩猟が禁じられた吉野(大和)の国樞の存在を記紀や法令から読みとり、「古代の山民」として位置づけた。この山民は、「異種族民」として早くに朝廷の統治下に入り、公民として国家の編成を受けた存在でありつつも、狩猟採集の生業を維持しつつきたものとされ、「国土のいたるところの山間部にはかつて吉野の国栖と同様の狩猟採集種族があり、平野部の定着農耕民と長期にわたって併存した」と想定された。

この高取の研究は、古代における「縄文の系譜」見いだすとともに、古代国家の体系に山民が包摂されたとみる視野を開いた点で、重要な意義をもっている。同様に大林太良⁵⁹は、神武東征伝説における山民の協力を挙げ、また山守部(山部)の設定を山民の制度化と解釈している。また佐々木高明⁶⁰は、風土記のなかに「非稲作的な山地民の文化的伝統」をもつ土着の先住民をみだし、彼らが5世紀以前には討伐や封じ込めの対象となっていたこと、しかし律令国家形成以後も畿内周辺の山地においてさえ「山民文化の伝統」をもつ人々

が古代末期までは存在していた可能性を強調した。

しばしば朝廷に敵対的な態度が記録された蝦夷・隼人・土蜘蛛と異なり、山民の反乱・反抗の記録が乏しいことは、「山民」の政治的包摂という動きを裏づけているようにもとれる。このような民族学者の見解に対して、古代史家の側からの議論が積極的に出されることが期待される⁶¹。

(2)「山野」の領有と支配

律令国家の崩壊期から中世にかけて、山村・山民に間接的に大きくかかわったとみられるのが、「山野」をめぐる支配の動きである⁶²。「山野」は、山地というよりも未開墾の台地や丘陵、山麓を広く含むものと思われ、かつしばしば「河海」と一括されたが、そのなかには山間・山岳地帯も含まれていたと想像される。

「山野」の実質的な利用・占有は古代から存在したものの、都城や大寺造営のための「杣」の経営を除けば、古代国家の実質的な掌握の対象とはされなかったと考えられてきた⁶³。戸田芳実⁶⁴によれば、律令国家は法的には山野を「公私共利」として諸階層の自由な利用を許容したが、効果的な規制を行えない「律令制支配の盲点」として、貴族・権門・社寺による私的領有が展開した。

諸権力・諸階層による「山野」の掌握は、荘園公領制が整えられた古代末期～中世成立期において、より法的に裏付けられていく。網野善彦⁶⁵の整理によれば、それは次のような形態をとっていた。一つは、律令期の「公私共利」の系譜を引きつつ「山」「杣」「野」などが公領あるいは御厨として支配される形態であり、そこでは在家などの掌握を通じて、非農業的生産物への収取が行われた。いま一つは、前代からの「杣」などが発展し、あるいは新たに開発の対象として囲い込まれた範囲が、山野を内包する四至を伴って立券・領有される形態である。この形態は10世紀に始まり⁶⁶、11世紀において「領域型荘園⁶⁷」として一般化する。そしてそのような所領の内においては、山野利用の量的・質的拡大を背景として、領域をめぐる相論の担い手あるいは調停者として惣村が早期に顕在化し⁶⁸、あるいは「安定的な生業の場⁶⁹」を保全する主体として村落が登場することが議論されている。

以上のような「山野」をめぐる動きは、中世の山地にどれほど影響したのだろうか。近江・伊賀の諸杣や近江国葛川や丹波国山国荘⁷⁰など著名な所領をみるかぎりでは、都市に近接した山地のみが支配の対象となったかのようにみえるかもしれない。しかし西日本に関しては、荘園・公領が山地の奥深くにも成立し、「山地所領」ともいべき空間が形成されていた可能性が小さくない。紀伊山地における吉野金峯山寺や高野山金剛峰寺の所領、とりわけ両者の12～13世紀の境相論⁷¹には、狩猟を行う「山民」・「山賊」が登場する。四国山地では、阿波国種野山⁷²ならびに本論文第2章で詳しく取り上げることになる土佐国大忍荘槇山

⁷³を挙げておきたい⁷⁴。両者ともに史料は鎌倉末期以降の在地文書群に限られるが、西南日本外帯の急峻な山地地形上に成立した中世所領が史料を残した貴重な事例である。

そのような山地の所領の生業の内容は、貢租の内容から窺うことができる。当初から林材伐採を目的とした「杣」を別にすれば、大忍荘における焼畑への課税⁷⁵と葛粉や「未煎」のような山野の採集物⁷⁶、種野山⁷⁷における白米・麦・粟・大豆・桑と絹・皮革・材木・「鳥菟」・「葛ノセン」の例を挙げるができる。また近江の葛川⁷⁸では田畠だけでなく、狩猟・漁撈、伐採林業、製炭、焼畑、紺灰製造、漁船の製作が行われていたことが知られる。このように山地の所領では多様な生業が成立しており、貢租の内容もそれに応じたものとなっていた。

もっとも畠・畑や山野の産物への課税は、山地所領ゆえの特例というわけではない。山間・山麓の荘園が栃・栗・胡桃といった果実や山菜を年貢とすることは珍しいことではなかった⁷⁹。この事実は、採集や半栽培が山地に特有の生業では決してなかったこと、そしてそのような産物が要求されるケースは特別なものではなく、その意味で山地における所領が必要とされる理由は十分存在していたことを示唆していよう。

また本論文第2章で詳しく検討する土佐の大忍荘楨山では、鎌倉末期以降、荘内の山地空間が名に分割され、それぞれの名が広大な面積を保持していたことが知られる⁸⁰。辺境・後進地域の名ほど規模が大きいといわれることがあるが、筆者の考えでは、山の生業に依存する山地所領においては、生業の維持を保障するにたる山地空間の確保は重要な問題であり、収取の単位もしくは居住の単位が面積の上で広大になることは、むしろ理解しやすい。とはいえ、中世山村の景観や生業の空間的配置の復原は、家屋や耕地のみが記録に残りやすいために、困難な課題である⁸¹。

ところで、山地に形成された荘園・公領は、すでに一定程度の居住者と山地利用が成立していたことを前提として、その取り込みをはかったものなのであろうか。それとも、山地が生ずる富を目的として、無人の空間の開発を行ったものと考えべきなのだろうか。この問いに満足な答えを出すのは困難である。例えば黒田日出男⁸²の「中世的山地開発」論は、無人の「黒山」を切りはらい、開発し、所領とする行為が「世間常習」であったとする。そして、黒色はタブー、聖性、境界性、未開発の象徴とされる。寺院の設立⁸³や、あるいは次節で見るとような山地資源の移出を意図した開発が、山地所領が制度化された古代末期～中世前期に進んだことは、おそらく否定できないだろう。

しかし一方、律令制の確立以前に国家の包摂を受けた山民の存在や、次の丸山幸彦のように古代の山野への人口移動を想像するならば、荘園公領制の山地への拡大以前から、山地居住者が存在していたとみなさなくてはならない。丸山幸彦⁸⁴は、7～8世紀の「水田の世界」の百姓が貢租から逃れるべく郡郷制のしかれていない「山の世界」に流入する事態があり、ついで8～9世紀の近畿・九州・四国において律令国家の支配が「山の世界」にも浸透

すると想定した。すなわち、律令国家の確立が山地への人口移動を招き、それを追うような形で国家の支配が山地に浸透するとみるのである。また考古学の能登 健らは⁸⁵、群馬県北西部の標高 1100 m に位置し、9世紀のものと推定された熊倉遺跡について、古代国家の支配を忌避し、国家の支配の外側に位置していた畠作山村として位置づけている。このように古代国家の統制から外れていた山地地域が、古代末期以降、あたかも「隠田」が明るみにできるように、荘園公領に包摂される可能性も残されることになる。しかし、所領としての支配を受けない山村について記録が残される可能性はきわめて少なく、熊倉遺跡のような考古学的アプローチがさらに積み重ねられることを期待したい⁸⁶。

(3) 武士・土豪と山村

「山野」とは別にもう一点、古代・中世国家と山村・山民とをかかわらせる視点が出されている。それは武士の起源を狩猟者に結びつける見解である。戸田芳実⁸⁷によれば、9世紀の大宰府が豊後国南西部より弓馬にすぐれた「騎獵之兒」を騎兵として召集しており、彼らは、馬による狩猟や牧畜、その他採取を行い、その貢納や交易によって中央と結びついた特殊な山村住民として想定されるという。この視点は、狩猟者・殺害者としての武士⁸⁸という戸田の見方とあいまって、狩猟に優れた山民が古代の軍制のなかに取り込まれるルートを示唆することになり、五味文彦⁸⁹は、武士が狩猟民→農耕民(開発領主)→都市民と性格を変容させていったとする見解を述べている。

この議論は、古代～中世における山民の位置づけに関わる論点になりうるとともに、民俗学において強調されてきた山民の武士的気質へとつながるものがあり、興味深い。早くに柳田國男が「正直・潔癖・剛気・片意地・執着・負けざらい・復讐心⁹⁰」を山民の気質とし、千葉徳爾⁹¹はしばしばその独立自尊の気風あるいは戦闘的な気質のなかに、武士的なものを見いだした。しかもその気質は単純に狩猟という生業を選ばざるをえない環境から生じたものばかりと考えるべきでなく、「天性もしくは能力によって⁹²」、つまり狩猟者的あるいは武士的な性向をもった人々が、山地への居住を選択する動きも考えられるとした。

これに関して、中世後期～近世初期における山村の社会構造を、在地領主・土豪・親方被官などの側面からみる動向について触れておきたい。山民の武士化や、武士による山地開発を重視するならば、山地に誕生した開発領主の村の存在は無視できないからである。その典型例として、奥三河～南信濃の『熊谷家伝記』が示した落人による開郷伝承がしばしば挙げられてきた⁹³。また関島久雄⁹⁴は、『熊谷家伝記』の例や、また四国山地に近世にまで残存した名主(名本)が支配する村落構造を踏まえて、武士の主従による山地への入植が、親方(御館)―被官関係からなる社会構造を生じるという見解をみせていた。

南北朝期に⁹⁵、また戦国期において⁹⁶、武士的な活動の拠点となり、あるいは戦国大名の

被官を経済的に支える地盤となった山村が知られている。これらの例は、実際に武士的な活動を行っていた階層が、山村社会の一角を占めていた事実を示している。しかしそのような武士の起源を、全て開発領主に結びつけるには慎重な態度が求められる。それは一つには、近江の朽木氏⁹⁷のように外来の地頭から実質的な領主へと成長した場合があり、また中世後期において、村落内の特定の家が成長を遂げた可能性があるからである。

坂田聡⁹⁸は近畿地方北部の山間に位置する二つの所領、丹波国山国荘と近江国葛川の姓と苗字、家産を鍵として、家と村落の構造をこれまでになく詳細に検討し、中世後期における「永続的な家」の成立などの見解をもたらした。その成果は必ずしも中世山村の一般像として提示されたわけではないが、中世山村の社会構造を考える上で示唆的な考えを含んでいる。また、四国山地の名主(名本)支配については、大忍荘槇山では南北朝に整理・再編されたことが指摘されているように⁹⁹、特定の名家が中世を一貫して維持されたというわけではなく、変遷をとげつつ近世初期にいたった可能性を考える必要がある。

さらに本論文の第4・5章は、そのような変遷を経た近世に至って、山村民が中世を回顧した自画像を描きはじめる動きを明らかにしたものである。その結果を先取りするならば、従来『熊谷家伝記』を通じてえられた中世山村像を含めて、武士的なイメージをもった中世山村像には、史料批判上の再検討が必要とされるように思われる。

このように山村と武士との関わりについては、留意すべきことが多く、一概に見通しを示していく状況にあり、今後の研究が期待される。

(4) 近世初期山村一揆論

前項でみた山民に武士的性格をみいだす見解と深くかかわるのが、近世初期の北山(大和・紀伊)・椎葉(肥後)・祖谷山(阿波)の一揆をめぐる評価である。この一揆は、柳田國男によって初めて着目され、宮本常一・千葉徳爾・福田アジオへと継承された¹⁰⁰。その論点は共通するところが多く、およそ次のようにまとめられる。

①この3つの一揆は、土豪のみならず一般の村民も参加した地域全体の反抗であり、既得の権益に固執した土豪層の一揆として理解されるべきではない。②幕府・藩側の弾圧的な対応は、領主支配を受けない無主の地を容認することなく石高制に取り込むこと、および武士的気質をもった山村の軍事的な脅威を抹消すること、この二点を重視したためと考えられる。③この一揆は、山村に残された非稲作的社会の文化的独自性を維持する側と、それを否定する側との対決であったと位置づけられる。

以上の指摘は、しばしば、自立的な中世山村像と幕藩体制の支配によって疲弊する近世山村像との対照という形でも言及されており¹⁰¹、民俗学の「山村史」の要をなしているが、歴史学からのコメントに乏しい。しかし古代・中世の山村の政治的位置をみてきた本稿の立

場からすれば、批判的に継承されるべき重要な論点を含んでいると考えられる。

すなわち、各地に所領が確認される中世の山地を一概に無主の地とすることはできないにもかかわらず、一方で中世における無領主状態を近世においても継続しようとした山村が存在していたという状況をいかに理解するかということである。これについては第一に、近世初期一揆とは無関係の山村のほうが数の上では大多数である以上、山城による政治状況の地域差が考慮されるべきだろう。第二に、中世後期において山地所領の支配が衰退し、在地側に自立的な社会が形成された可能性を検討する余地があるように思う。とりわけ祖谷山は、近世に存続した名主支配の起源がなんらかの中世的所領の名残だとすれば、その所領支配の衰退と、名主を称した層の土豪化もしくは在地領主化が疑われる。第三に、近世初期山村一揆にかんして取り上げられた史料の多くは近世に編纂された二次史料であり、史料批判上の問題が十分解決されないまま残されているとともに、繰り返しになるが、本論文第4・5章で試みるように、近世の社会が中世の山村にどのような像をみようとしたかという視角からの検討を考えなくてはならない¹⁰²。

その上で、改めて幕藩体制と山村との関係が問われる必要があるだろう。上原兼善¹⁰³は福田アジオの論を意識しつつ、日向の近世山村が転封された大名の「領主的支配秩序の枠をこえていた」としているが、新たに領主を戴いた山村がその支配を甘受できなかった可能性は検討されてよい。

また、幕藩側の対応を山村に脅威を感じたためと解釈する点に関しては、藤木久志¹⁰⁴によって発展させられた「豊臣平和令」論との関わりが問題となろう。村落における一揆・喧嘩を含め一切の私戦を禁止する「平和令」は徳川幕府にも継承されており、山村における内紛や一揆が、これに明白に抵触しているようにみえるからである。

(5) 近世の山村政策

幕藩体制における山村の政治的位置づけを総合的に論じた見解は、前項にみた近世初期一揆にかかわるものほかは、「山村史」の潮流においても、歴史学においても、意外にも乏しい。それはおそらく、「山村政策」と呼べるほど統一的・系統的な政策がみだしにくく、林業・巢鷹・焼畑などの個別の事象ごとに政策が分離しているようにみえるからであろう。これら個別の事象に関わる研究は、幕府・藩の林業政策に限定しても膨大な量に達しているが、その全貌をみる余裕も準備もないため、ここでは重要と思われた論点をいくつか挙げるにとどめておく。

その第一は、幕府・藩の積極的な林業経営として出発しつつも近世中期までに尽山状態に至り、保全的な政策に転換したとされる領主的林業¹⁰⁵にかかわるものである。その代表的存在は「一国一円御林山」とされた飛騨と木曾であり、ともに一般的な年貢収取の面では

期待できず、木材・鉱物資源の獲得が支配の主たる目的であったと位置づけられている¹⁰⁶。

その展開は山村の側からみれば、二面的な性格をもっていたものと考えられる。一つには、食糧の給付をとまなう木年貢制度¹⁰⁷が、近世初期に膨張した木材需要に対処すべく、林業の開発の遅れていた地方を積極的に開発していく手段として実施されたために、食糧の移入と材木販売への依拠とひきかえに林業が進展した山域が登場したことである。山村の側は、給付される米や余剰材の販売による収入への依存から、木年貢廃止に対しては反対または意見の不一致がみられ、北山(大和)では本制度の継続を「御救」のためとして一貫して願いつづける。このような林業政策が近世山村の生業を大きく改変する可能性をもっていたことは、検討されてよい。

しかし反面、近世中期に木年貢は廃止の方向に向かい、また尽山化した「御林」における留山・停止木、焼畑の制限など、山村の生業の場である林野の利用そのものが制限される動きを迎える。そのなかで、山村の側は、どのような対処を選んだのであろうか。筒井迪夫¹⁰⁸の整理によれば、一般的に近世領主の山林管理には、杉・檜などの特定用材・特用樹に対する排他占有的利用と、雑木・下草利用を村民に解放した二つの側面があった。

後者の側面に関しては、「一国一円御林」とされた飛驒においてさえ、必ずしも生業が林業に収斂することなく、多様な山地利用が存続していたことが知られる¹⁰⁹。また興味深い例として、御林を実質的には入会地と同様に個人に「割山」した事例¹¹⁰、18世紀の御林への造林政策そのものに対して消極的な対応をとりつつも、政策とはほぼ無関係に植林を進め、林業地帯として成長した遠江北部の事例¹¹¹を挙げておきたい。

しかし村民による林野利用は、用木の規制に正面からかかわるだけに、領主―村落間の係争点となりがちであり、その点に関わる林政史学の研究は多い。とりわけ焼畑は、焼畑跡地への植林という形をとりうるものの、用木の伐採および延焼という点だけでなく、常島化政策¹¹²や治山政策上の規制など、政策的に制限される契機を多く含んでいたとみられる。尾張藩木曾山では、切畑および山稼ぎを制限された山村民側が、愁訴嘆願を行う一方、「報復」としての山火事を起こし、藩の政策を切畑・留山利用の緩和へと転換させた事件が知られる¹¹³。しかし焼畑は一方では、規制の対象というよりも近世中期以降の焼畑検地¹¹⁴の的としてあらわれることにも注意しておきたい。

ところで関東西部の山村では、山村の生業を左右した幕府の政策の存在が比較的良好に知られている。御林経営にかかわるもの¹¹⁵、管理責任を村方に負わせた御巢鷹山設定¹¹⁶や、製炭の請負¹¹⁷などである。これに対する村方側の対応としては、幕府に命じられた負担を生かす形で対処したケース、逆に負担が村落内部の対立や困窮を招いたケースなどが知られる。佐藤孝之¹¹⁸は「山稼の村」であることを正面から掲げて御林における林産物利用の

復活を求めた興味深い事例を明らかにしているが、常に山村側の主張が幕府に受け入れられたとはいえ、近世山村にとって領主の政策が村の命運を左右する事態が少なからず存在していたと考えられる。これに関して享保の改革¹¹⁹および「高外地¹²⁰」概念との関連を問題とする視角は、幕府の山村政策を統一的に把握する可能性を示唆しているようにもみえ、今後の展開が期待される。

(6)小括

以上に概観したところでは、主として民俗学・民族学からの「山村史」の見解が、古代と近世初期の国家による山民・山村の包摂あるいは圧迫という側面に注目してきたのに対し、対照的に歴史学の側は中世・近世における領主による山地・山村の支配のあり方に関心を注いできたといえることができる。

前者の「山村史」の見解は、ある意味では山村・山民研究を促進する力となってきた。というのも、山村の本来の実勢は政治的に損なわれたものであって、近現代の山村の状況から「山村史」を判断すべきでなく、それ以前の本来の姿を復原しなくてはならないとの判断を導くことになるからである。しかし、とりわけ中世山村に武力・無主といった自立的な像を与えつつ、近世山村に対して被支配的な姿を見いだす傾向は、やや単純化されすぎたようにもみえ、歴史学の成果との交流を経てさらに吟味される必要があるだろう。その点歴史学からの議論は、山村・山民を被支配者として捉えつつも、山村社会が政治的支配を受容する上で在地側の論理や葛藤を浮かび上がらせることにも関心を注いできたといえる。

大林太良は、東南アジアの山地民族¹²¹を意識しつつ、日本の山民の政治体制への関わり方を三つに類型化している¹²²。かかわり方の薄さから言えば、まず「サンカ」のように極めて消極的な関わり方をするもの、次にマタギ・木地屋など特許状・由緒書をもつ集団であり、自集団と他者を区別する「境界維持機構」をもつもの、最後は平地農民と同様の行政・経済体系に統合されているものである。

この見方をとるならば、山村・山民の大部分は古代・中世を通じて最後の類型へと包摂されたということになるだろう。しかし一貫して「平地農民と同様」に統合されたわけではなく、むしろ次第に山地・山村に対する政治的意義づけが特化する傾向に注意しておきたい。それは貢租の内容に象徴的に表れているようにみえる。すなわち、畠・焼畑や山地を舞台とした狩猟・採集などの多様な生業が生みだした産物をそのまま貢租の内容とし、山野をもつ一般の所領と同様の収取が行われた段階から、「山稼」の産物——実質的には木材・木炭の二つ——を移出する機能を要求する方向への収斂である。

また大林の第二の類型における「境界維持機構」についても、古代国家に隷属していた木工技術者が、中世～近世かけて職能集団として組織化を果たし、「木地屋」として「特許状」

を整備・強化していった¹²³ことを考えれば、彼らは中世以降「境界維持機構」を整備して、社会的に特別な位置を確立しようとしたともとれる。このような動きは、中世～近世にかけて、山村・山民の政治的位置づけの特化が進んだものとしても捉えることができるように思う。これについては、第5節で再び触れることにしたい。

第4節 山村の変容と商品生産

つづいて本節では、「山村史」の経済的側面にかかわる議論を、生業の多様性と商品生産に注目してみてもゆすが、まず最初に、山村が「原型」から変容をとげるとする議論に着目したい。

(1)「原型」の視点

いわゆる「山村調査」を終えた昭和初期の柳田國男が、対象とした山村の多くに水田や焼畑の常畠化、桑・楮の植栽、人口増加がみられたことをもって、「ただ奥まった農村というに過ぎなかった¹²⁴」と感じたことは、よく引用される。しばしば、耕地景観の変貌や商品作物栽培、および人口増加は近代の山村変容の指標とされ、しかもその変容は、近世以来の焼畑の衰退と水田の造成、および林産物生産などを通じた商品経済の浸透として理解されがちである。実際、近世山村における水田開発の事例は決まればなく¹²⁵、近世林業史の研究蓄積は厚い¹²⁶。

ところで、近世に山村の変容を見いだす視線の裏側には、変容以前の山村をなんらかの意味で変容をはかる基準とみなす前提が存在しているといえる。林業史に関しては、それはしばしば農業的生産力の劣悪で、林業を志向せざるをえない村落として、また民俗学や文化地理学では、自給的で商品経済の未発達な村落として、暗に前提されていた傾向があったのではないだろうか。とりわけ文化地理学の「山村史」は、変容以前の姿を山村の「原型」とし、その意義を強調してきた。

その端緒は、千葉徳爾の「近代山村」に対する「原始山村¹²⁷」概念であろう。ついで田畑久夫は、原初形態において移動性をともなう木地屋・狩猟・焼畑・タタラを専業としていた山村を「原始型山村¹²⁸」としつつ、明治維新を境として「半ば自給してきた山村経済は、外部世界との接触をもち、わが国の商品経済体制のわく内に組み込まれていく¹²⁹」とした。また池谷和信¹³⁰は高度経済成長以前の山村を「原型山村」とし、明治大正期の商品経済化に注目した。これらの諸氏の枠組みは、どちらかといえば近代における商品経済の展開によって山村の生業が変容したことに重点をおき、それ以前の時期に、山地固有の生業のみに依拠していた自給的な山村が想定されているようにみうけられる。

それに対して松山利夫¹³¹の「山村のプロト・タイプ」論は、照葉樹林文化論・ナラ林文化論を前提とし、縄文時代に想定される基層文化の系譜を山村にみとめる立場にたつところが特色であり、「理論的に考え得るアイデアルな山村」をプロト・タイプとし、そこからの山村文化の変容を、経済システム・物質文化の変容と景観の変遷として把握する試みである。そのプロト・タイプの特徴は、きわめて広いSpectrumをもつSubsistence Economyであり、水田の経営に生業が収斂する稲作文化に対して、畑作・焼畑・山菜や堅果類の採集・漁撈・狩猟・木工といった、特定の一つに偏らない多様な生業の組み合わせとその季節的推移を核心とする¹³²。

松山利夫は、このプロト・タイプが存在した時期は厳密には設定しがたいとしつつも、中世末期～近世初頭の時期を挙げている。そして近現代におけるスペクトラムの縮小、すなわち経済体系と生業を単純化していく動きを、「山村文化の崩壊」あるいは「脱山村化」と呼び、山地と平地の間の文化的不連続性の消滅として位置づけた。

そのような「プロト・タイプ」の存在を過去に遡って実証した試みとして、松山利夫を含む国立民族学博物館のメンバーによる『斐太後風土記』研究¹³³をまず挙げなくてはならない。これは近代初期の飛騨一国の生業の総合的把握を意図したものであり、食糧となる資源をもらさずリストアップした上で、その分布と組み合わせの特質を浮かび上がらせたもので、一般の村方文書の記録に乏しい堅果類や魚類などの食品まで詳細に把握しえた意義は大きい。

ところで松山利夫には、食糧資源に論点を限定したこの『斐太後風土記』研究に対して、近世地誌史料などを併用して近世飛騨の一地方の生業を把握した研究¹³⁴がある。そこでは常畑のみならず焼畑において栽培されたカブ・クワ(養蚕)・コウゾなどの商品作物生産と林野資源の商品化が検討されている。このような商品生産は、山村の「原型」とそこからの変容という議論とどのように関わるのだろうか。本稿では、松山の構想が、山村における商品経済の位置づけを整理する糸口を示すものと考え、以下さらに概観を続けたい。

(2) 生業の多様性と商品生産

松山利夫の「プロト・タイプ」の構想において、山村の商品生産は二つの面をもっているように受け取れる。松山は飛濃越山地の山村の事例に即して、近代期の製炭・養蚕・木羽生産などの商品経済の波が現金収入を目的とした林野利用を押し進めたとし、これを山地資源の幅広い開発もしくは山村経済の確立と展開として肯定的に捉えている。しかしおおよそ昭和期以降、それらの需要の減退によって、多様な山地利用は衰退していくとされる。つまり、商品経済が生業の維持・拡大にプラスに働いた時期を認めつつ、最終的にはそれがうまく働かなくなるとみるのである。

このように山村における商品の存在を積極的に捉える松山の見解は、おそらく、山村民は「平地農村ないし都市との交易を前提として、山地資源の開発をおこなってきた。もとより山地の資源が散在するものであり、生産物の付加価値が小さければ、いきおいその経済生活は、複合的にならざるを得なかった¹³⁵」とする氏の山村観に負うものであろう。

この見方を押し進めるならば、外部との経済的な交流が山村の「スペクトラム」を広げる可能性をもつことも考えられる。そしてそれは近代に始まるものではなく、近世以前に遡ることになる。というのも歴史学・歴史地理学から近世山村の生業を包括的にみた研究は、概して「山稼」もしくは商品生産の分析を含んでいるからである。歴史学においては、とりわけ社会経済史的視角に立つ研究では商品生産の分析は不可欠であり、例えば横山十四男¹³⁶、服部一馬¹³⁷、川島哲郎ほか¹³⁸、木村 礎¹³⁹、安藤精一¹⁴⁰、佐藤孝之¹⁴¹、深谷克己・川鍋定男¹⁴²、上村正名¹⁴³が、近世山村における林産物・商品作物生産や日雇いを問題とした。歴史地理学では松村安一¹⁴⁴、梶川勇作¹⁴⁵、溝口常俊¹⁴⁶、長沢利明¹⁴⁷、富岡政治¹⁴⁸らが、近世山村における焼畑・杣稼ぎ・日雇い稼ぎ・曲物稼ぎ・鉱山労働などの併存を示した。

そのほかにも、第3章において詳しくみることになる焼畑における商品作物栽培¹⁴⁹、雑穀の販売¹⁵⁰、武蔵国秩父郡における小規模鉱山開発や林産物の商品化¹⁵¹などが個別に検討されている。また加藤衛弘¹⁵²は、武蔵国西川林業に関して、木材・木炭生産がうんだ剰余によって造林を行い、製炭林・用材林などの造林地の私的占有が焼畑検地によって結果的に追認されたとする興味深い見解を示している。これらの研究は、直接食糧の獲得につながる生業ばかりでなく、貨幣の獲得にかかわるものを含めて、近世山村の生業の幅広さを理解する必要を明確に示しているといえよう。

さらに中世商業の研究のなかでの山地の位置づけは、興味深い論点を含んでいる。とくに荘園商業研究の流れは、所領として支配された「山野」を林材・薪炭材の採取や陶土採取、鷹栖などの非農業的な分業の拠点として評価する方向をもっていた¹⁵³。また、鎌倉中期から成立したとされる荘園年貢の代銭納が、現物年貢の輸送が容易であった近畿や瀬戸内沿岸からではなく、むしろ「辺境」や「中間地帯」の荘園で早くからみられるという見解も強い¹⁵⁴。これに関して大山喬平は、大山荘(丹波)の事例から「自然と社会の環境が水稻経営以外の生業を強制するような地域と階層から銭貨の滲透がはじまる¹⁵⁵」と述べている。山野の資源への需要が山地の開発と支配を押し進めた背景にあったとするならば、山野の資源が移出される過程で、それを商品として扱うシステムが形成されることは、なんら不思議ではないといえよう。さらにその淵源をたどるならば、「主として農業・養蚕等に携わる平地民・漁撈・製塩・交易・舟運に従事する海民、果実の採集・狩猟・木器生産、やや降っては鉱石採取を行う山民の間での、社会的な分業が成立していた¹⁵⁶」ことを、弥生期にまで遡って考え

るべきかもしれない。

ところで中世の山地・山村の商品のうち最も重要であったのは、鉱物資源をべつにすれば、やはり林材であろうか。中世の近畿の各都市で消費された林産物の供給地として、近畿地方の丹波・伊賀・吉野、さらに海運を通じての阿波・土佐・安芸、また木曾・美濃・飛騨が知られ、平安の末期から、淀川の水系における京都堀川、大津、比良、高嶋などが林材取引の中心として指摘されている¹⁵⁷。しかし明確な実態がつかみがたいとはいえ、林材以外の山野の産物、果実類や山菜もまた、生業の記載や現物納の品目として散見されることは前節で触れた。

これらは本来は現物納の形で、次いで代銭納化によって換金を前提とした形で、山地から低地へと移出され、山村の多様な生業を規定し、ときには触発する側面をもったと可能性が小さくないと思われる。

しかし一方で、山村の生業の多様性が、商品生産とのかかわりのなかで特定の生業への集中へと変容する可能性が近世以前から存在していたことについても触れなくてはならない。そのような山村については、生業の「スペクトラム」について松山とはやや違う角度から述べた千葉徳爾の見解が示唆的である。千葉¹⁵⁸は、生業体系の総合的な多様性をみるばかりでなく、「一つの山村集落の住民が各戸ごとに行商をしたり木工をやったり、宗教宣伝や芸能に従事するなど、みな違った労働を営むことが少なくないということも、やはり山の人々の生活上の特色」であり、「生活の場所についても職業・労働の種類においても、山の住民は常に移り変わる生活をする場合が一般的」だとする。すなわち、個人ごとの生業の差違の多様さ、そして移動性を持ちつつ生業を取り替えてゆく移り身の早さを含めて、山村の生業の幅広さと捉えるのである。これは、行商にせよ、賃労働にせよ、可能性に応じて生業としてとりこむ態度であると言いかえることができよう。

この態度は、商品生産にしても、需要に応じて特定の品目に傾斜していく可能性を常に孕むものともいえる。例えば、林業に傾斜することによって人口収容力を増大させ、これに応じて焼畑を拡大しつつも、原木の欠乏に至って人口流出を招き、その後再度林業に傾斜して同じ展開を繰り返すという目まぐるしい変化をみせた近世山村の事例が、菊地利夫¹⁵⁹によって明らかにされている。このような事例がどれほど近世山村に一般的であったかは直ちに判断しがたいが、条件に応じて生業を容易に変容させた山村として評価することができよう。

とすれば、狩猟専業・木地屋による木工・育成林業のように近世に専門化を遂げたケースは、他の生業を敢えて選ぶ必要がないほど、特定の商品の安定的な需要に支えられたものいうことができる。狩猟専業という形態がある程度の商業経済社会を前提としなくては成り立たないことは千葉によって指摘されているが¹⁶⁰、木工の専業も同様であろう。林業に関して

は、個人的な専門化が熟練労働者として各地を渡り歩く杣人¹⁶¹にあたり、特定の地域の専門化が育成林業地域の形成であるといえる。

後者については、林業史の視角からはしばしば林業の専門化に焦点がおかれがちとなり、多様な生業のなかで林業の比重が高まってゆく過程としてみる分析には意外に乏しい。松尾容孝¹⁶²は「林野に展開された諸経済活動のひとつとして育林生産利用を相対化して理解する必要性」を説き、「育林生産には他の活動と融合・協調しつつ存在した時期、ならびにそこから離脱し排他的に特化した時期があり、他の林野経済活動とともに林野を場として展開したという共通の性質を有する一方で、他の活動に代わって比重を高め得たという特色を有するはずである」という的確な指摘を行っている。

これに関して、林業の発展は山地の森林生態系と景観の変容に直接関わるだけに、他の生業との併存との問題が顕在化しやすい可能性を孕む。新井孝重¹⁶³は11～12世紀の伊賀の「杣」に関して、乱伐が山地の植生を破壊し、アカマツ・クヌギ・コナラ肥料や薪炭材の採取が行われる一般的な里山へと変化させたと想定した。この事例は、略奪的な林業が森林生態系を大きく改変し、潜在的には山村らしい多様な生業が成立しえた山域を、山間の「農村」へと変化させた事例としてみれるようにも思われる。また飯沼賢司¹⁶⁴は、中世を通じて山の利用が、最終的に松林化・草山化という景観の変化をもたらした可能性について触れている。藤田佳久の復原¹⁶⁵によれば、近世末期において、広大な松林および禿げ山が広がっていた山域として、瀬戸内沿岸・近畿地方中央部・西三河・中国山地西部・四国西南部が挙げられ、薪炭材伐採と花崗岩性土壌がその要因とされている¹⁶⁶。水田の拡大や焼畑の衰退といった耕地景観だけでなく、さらに森林生態系の変容そのものも、山村の生業の変容と関わらせて検討されるべきだといえる。

その際、「山村史」における人口動態がもっと注目されてもよいと思われる。溝口常俊¹⁶⁷は、近世飛騨白川郷における焼畑の増大が、より傾斜度の大きな斜面への面的拡大という形で現れたことを明らかにしつつ、その背後に人口増との相関を示唆している。この事例は、人口増加が従来の生業を維持拡大と森林更新の拡大を招いたケースとしてみることもできるだろう。

近世山村の人口増加についての一般的な議論は必ずしも多くないが、坪内庄次¹⁶⁸は近世飛騨の一貫した人口増加傾向を家族構成から分析し、山村の人口扶養力の弾力性の大きさという結論を導き出している。もっとも森島允子¹⁶⁹は、溝口が扱った飛騨の西部における焼畑の存在に対し、東部における元伐制度を通じた林業収入への依存を対照させている。明治初年の飛騨が米・雑穀などの食糧を大量に移入していたことは¹⁷⁰、商品の移出にみあう食糧の移入が近世山村の人口増を支えていたことを推測させ¹⁷¹、近世山村における生業・商品生産を食糧移入と人口動態と関わらせて把握する必要性を示唆している。

(3)小括

以上の整理によれば、中世以降の山村の生業にはしばしば商品生産が含まれており、商品経済との関わりが山村の生業に与える影響は、近世に限っても一概には把握しがたい。それは、従来の生業体系の幅広さを維持・拡大してゆく面と、生業体系の専門化あるいは単純化、ならびに景観改変を促す二つの面をもっており、そのいずれもが人口動態と関わるからである。しかしその両面を考慮しつつ、山地－低地関係を統合的に捉えうる経済地理学的な枠組みの試みは、「山村史」研究のなかでは余りみられない。その理由としては、山村の「原型」という視点が、商品経済の影響を受ける以前の自給的な生業体系をしばしば予想していたこと、さらには歴史地理学的な山村研究において経済地理学的視角の占める割合の小ささがあるようにも思われる。筆者自身にとっても今後の課題としたい。

第5節 おわりに

以上、文化・政治・経済的な側面から「山村史」の視角を概観した。もともと本章はまだ不十分なものである。それは一つには「山村史」の潮流に沿うかたちで概観を進めたため、消化しきれなかった歴史学の研究は多く、信仰や芸能に関わる論点も残されている¹⁷²。さらに、山域の地域差について何ら論じていないことは大きな欠点であるといわざるをえないが、それは全く筆者の能力の都合による。今後の課題としたい。

以下では本章のまとめをすべきところであるが、節ごとの要約や個別の課題については適宜述べてきたので、最後に本章の概観全体から導かれる課題を述べて結びとにしたい。

本章は、論点を整理する必要上から、文化・政治・経済の三つの視角をとりだした。しかし本章の概観は、そのなかに対照的な二つのアプローチが混在していたことを浮かび上がらせたように思われる。すなわち、「縄文の系譜」や「原型」という論点に象徴されるように、より古い時代に山民・山村の文化的特質をみる遡及的もしくは発生論的アプローチと、それとは対照的に、山地への人口移動や山村の政治・経済的編成の展開を時間軸に沿って捉え、山地と山村がいかに変容したかをみるアプローチの二つである。この二つのアプローチは、方向としては裏表の関係にあって、「山村史」にかかわる諸研究のなかで常に交錯してきたといえる。

しかし興味深いことに、必ずしも時代を遡及すればするほど「山村」固有の特質が把握しやすくなるわけではない。「縄文の系譜」の視点は、山民・山村文化がその起源から山地に限定されたものだったことを示すものではなく、むしろ日本文化の「基層」として捉えようとする。山民・山村文化が、低地の文化に対して明確な境界線を持ち、山地／低地という区分が

文化の区分として明確なコントラストを成すのはむしろ歴史時代に入ってからであり、行政・経済体系が山地を包摂する動きと並行してのことだといえる。

そのような動きのなかの画期として近世を「山村史」に位置づけなおす作業が、本論文の課題となる。第2節の検討に即していうならば、近世とは、山村の生業が平野部農村の生業に対して明確に区分された最初の時代ではなかったかと思われるからである。この予想は、平野部における稲作への収斂によって、近世に至って焼畑や林産物の加工が明確に山地地域固有の生業となったという想定に基づいている。そのことは、近世に作成された『新編武蔵国風土記』や『寺川郷談』における焼畑の記述から、「奇巖絶勝に対して放つ嘆声に相類する好奇の眼」と「驚きの声¹⁷³」が読みとれることから窺われる。

また第3節に整理によれば、山村に対する領主の政策は、近世において専ら林業政策としてあらわるように見える。中世の領主が山地・山麓に関わりなく山野から採集された様々な生産物を収取したことに比較すれば、山村に対して林産物を供給する機能が第一に重要視されたのが近世であるといえよう。しかし第4節でみたように、近世における商品経済の展開は、一面では特定の生業の専門化という現れ方をしつつも、一方では山村の多様な生業をより活発化させる背景としても機能したことが考えられる。この点について本論文は、第3章において一つの事例を詳細にみる予定である。

そのような見方に立てば、逆説的ながら、日本において「山村」という地域概念は、近世に至って初めて、他の地域から区別されるべき「内なる異地域」として社会的に確立した、という見方も可能ではないかと予想される。これに関しては、近世の山村がしばしば奇異な民俗を残す地として、あるいは落人伝説のようなロマンをかきたてる「異界」として描かれ¹⁷⁴、また山民の側が自らの山村地域のアイデンティティにかかわる伝承を整理・編成し、山村の自画像を主張しはじめたことが一つの傍証となるだろう。そこで本論文ではその例として、第4章において個人による取り組みを、そして第5章において地域全体による大がかりな取り組みを取り上げることにしたい。

さらに筆者は、近世の地方書や法令などが「里方」「浜方」に対して用いた「山方」の語が、近代に一般化した「山村」の語¹⁷⁵の前身に当たるのではないかと予想している。「山方」は、しばしば林産物の供給地として、百姓の商品生産活動に対する規制の対象外となり、また石高制のみでは適切な課税が困難であり、焼畑課税のための特別の地目や「山稼」への課税が必要であることが言及されている。すなわち近世とは、行政用語として「山方」が必要とされ、そして確立した時代であるともいえるのではないだろうか。これについては今後の課題とすべきであるが、本論文の末尾において、ふたたび触れることにしたい。

【第1章 注】

¹ 例えば、①喜田貞吉「日本民族の成立」、民族と歴史5, 1921, 117-140・181-199・255-268頁。②柳田國男「山人外伝資料(山男・山女・山丈・山姥・山童・山姫の話)」(同『柳田國男全集4』, 筑摩書房, 1989) 385-418頁。初出は1913年。③同「山の人生」(同前)77-254頁。初出は1926年。④同「山立と山臥」(同前)441-453頁。初出は、同編『山村生活の研究』, 民間伝承の会, 1937年。なお複数の「民族」の葛藤に日本人の起源をみる当時の風潮については、小熊英二『単一民族神話の起源—日本人の自画像の系譜—』, 新曜社, 1995, 450頁。

² ①宮本常一『山に生きる人びと』, 未来社, 1964, 234頁。②同「山と人間」, 1968, 民族学研究 32-4, 259-269頁。のちに①に所収。

³ ①千葉徳爾「原始山村の変遷過程」, 地理学評論 23-11, 1950, 359-365頁。②同「山村生活研究序説」, 新地理 2-2, 1954, 17-28頁。③同「山村の問題」(同『千葉徳爾著作選集2 民俗学と風土論』, 東京堂, 1988)223-238頁。初出は、地方史研究 33, 1958年。④同『民俗と地域形成』, 風間書房, 1966, 360-437頁。⑤同「山村の生態」(和歌森太郎編『日本民俗学講座1』, 朝倉書店, 1976)5-36頁。⑥同『山村』の概念について, 山村研究年報 3, 1982, 2-7頁。⑦同「山民・漁民の社会と文化」(網野善彦ほか編『日本民俗文化体系5 山民と海人—非平地民の生活と伝承—』, 小学館, 1983)65-96頁。⑧同「山の民俗」(同前)173-216頁。⑨同「近世の山間村落」, 名著出版, 1986, 324頁。⑩同「山の住民の特性」, 山村研究年報9, 1988, 60-72頁。のち「山の住民の特性について」(『千葉徳爾著作選集2 民俗学と風土論』東京堂, 1988)269-293頁に改題・補筆して所収。⑪同「山の生活」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史1 日本列島と人類社会』, 岩波書店, 1993)151-183頁, など。

⁴ ①橋本鉄男『ろくろ』, 法政大学出版局, 1979, 444頁。②同「山伏と木地屋」(大林太良編『日本民俗文化体系5 山民と海人—非平地民の生活と伝承—』, 小学館, 1983)99-139頁。③同「杣人の伝統」(大林太良編『日本の古代 10 山人の生業』, 中央公論社, 1987)179-210頁。④同『漂泊の山民—木地屋の世界—』, 白水社, 1993, 245頁, など。

⁵ 高取正男「古代の山民について」, (京都女子大学史学会)史窓 16, 1960, 9-21頁。のち『民間信仰史の研究』, 1982, に所収。

⁶ ①坪井洋文『イモと日本人—民俗文化論の課題—』, 未来社, 1979, 291頁。②同『稲を選んだ日本人—民俗的思考の世界—』, 未来社, 1982, 236頁。

⁷ ①藤田佳久『日本の山村』, 地人書房, 1981, 288頁。②同『奥三河山村の形成と林野』, 名著出版, 1992, 408頁。③同『日本・育成林業地域形成論』, 古今書院, 1995, 576頁, など。

⁸ ①田畑久夫「わが国における山村研究の系譜とその問題点—木地屋のムラの場合—」, 人文地理 27-4, 1975, 46-74頁。②同「わが国における山村の地理学的研究に関する諸問題—その概念と実践—」, 塚女子短期大学紀要 18, 1982, 147-175頁。③田畑久夫・金丸良子「山村研究の一視角」, 民俗と歴史 20, 1988, 43-59頁。④田畑久夫「山村研究ノート—人文地理学からのアプローチ—」, 日本文化史研究 11, 1989, 1-46頁, など。

⁹ ①Ikeya, K., `Rice Crops and Shifting Cultivations in Miomote, Murakami-han in the Edo Era.`, The Science Report of the Tohoku University, 7th Ser.(Geography), 37-1, 1987, pp.41-51.②池谷和信「朝日連邦の山村・三面におけるクマの畏獵の変遷」, 東北地理 40, 1988, 1-14 頁。③同「東北地方の奥地山村におけるゼンマイ生産地域の形成—明治後期から大正期における奥地山村の商品経済化の一類型として—」, 人文地理 41-1, 1989, 71-85 頁。④同「東北地方の山村を対象にした研究の動向と東北山村史」, 山村研究年報 10, 1989, 12-33 頁。

¹⁰ ①佐々木高明『稲作以前』, 日本放送出版協会, 1971, 316 頁。②同『縄文文化と日本人—日本基層文化の形成と継承—』, 小学館, 1986, 267 頁。③同「山民の生業と生活・その生態学的素描—白山麓と秋山郷—」, 国立歴史民俗博物館研究報告 18, 1988, 3-33 頁。④同「畑作文化と稲作文化」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史1 日本列島と人類社会』, 岩波書店, 1993)223-263 頁。

¹¹ ①松山利夫『木の実』, 法政大学出版局, 1982, 371 頁。②同『山村の文化地理学的研究—日本における山村文化の生態と地域の構造—』, 古今書院, 1986, 362 頁。③同「山村の生活活動と村落生活の諸相—飛騨・小八賀郷を中心に—」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座7 生活2 近世』雄山閣出版, 1990)65-89 頁。

¹² ①大林太良「海と山に生きる人々—その生態・生業と文化—」(同『東と西 海と山—日本の文化領域—』, 小学館, 1990)93-174 頁。初出は, 同編『日本民俗文化体系5—非平地民の生活と伝承—』小学館, 1983。②同「山の生態学とシンボリズム」(同編『日本の古代10 山人の生業』, 中央公論社, 1987)9-34 頁。

¹³ 次のレビューが歴史学側の立場について検討している。白水 智「文献史学と山村研究」, 日本史学集録 19, 1996, 1-18 頁。

¹⁴ 例えば, 「遅れた山村」という既成の評価を見直そうとし「関東の山間地域と民衆—生業と負担—」をテーマとした1987年度の関東近世史研究会。時代ごとに「山村と漁村」を配した日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座』2・3, 雄山閣出版, 1990・1991。日本通史への千葉徳爾(前掲3)⑪)や佐々木高明(前掲10)④)の登場, など。

¹⁵ 網野善彦『日本中世の民衆像—平民と職人—』, 岩波書店, 1980, 185 頁。同『日本中世の非農業民と天皇』, 岩波書店, 1984, 591 頁。同『日本論の視座—列島の社会と国家—』, 小学館, 1990, 21-108 頁。

¹⁶ ①中尾佐助『栽培植物と農耕の起源』, 岩波書店, 1966, 59-75 頁。②上山春平編『照葉樹林文化—日本文化の深層—』, 中央公論社, 1969, 208 頁。③前掲10)①。④上山春平・佐々木高明・中尾佐助編『続・照葉樹林文化—東アジア文化の源流—』, 中央公論社, 1976, 238 頁。⑤佐々木高明『照葉樹林文化の道—ブータン・雲南から日本へ—』, 日本放送出版協会, 1982, 253 頁。⑥佐々木高明『日本の歴史1 日本史誕生』, 集英社, 1991, 366 頁。⑦佐々木高明『日本文化の基層を探る—ナラ林文化と照葉樹林文化—』, 日本放送出版協会, 1993, 253 頁, など。

¹⁷ ①溝口常俊「近世山間畑作村の構造—甲州北巨摩郡柳平村の場合—」, 人文地理 25-6, 1973, 68-86 頁。②同「甲州における近世焼畑村落の研究」, 名古屋大学文学部研究論集(史学)28, 1982, 75-108 頁。③同「甲州における近世焼畑村落の生業」, 名古屋大学文学部研究論集(史学)29, 1983, 273-289 頁。④

同「焼畑村落の展開過程に関する歴史地理学的研究—飛騨白川郷を例として—」, 人文地理 38-2, 1986, 1-26 頁。⑤ Mizoguchi, T., `Slash-and-Burn Field Cultivation in Pre-Modern Japan: With Special Reference to Shirakawa-go`, Geographical Review of Japan 62 (Ser.B), 1988, pp.14-33.

¹⁸ 前掲1)②③④。柳田の「山人」研究の学史的検討は多い。坪井洋文「柳田国男の農耕文化論」(前掲6)①)20-42 頁。初出は 1973 年。谷川健一「山人と平地人—ある挫折と転向—」, 現代思想 3-4, 1975, 118-123 頁。永池健二「柳田民俗学における山人研究史の変容と展開—『過渡期』における方法的成熟の一側面—」(後藤総一郎編『柳田国男研究資料集成 19』, 日本図書センター, 1987)179-225 頁。初出は, 後藤総一郎編『共同研究 柳田国男の学問形成』, 白鯨社, 1975 年。岩崎真幸「柳田国男における〈山人〉をめぐる諸問題」, 民俗学論叢 3, 1981, 57-72 頁。湯川洋司『変容する山村—民俗再考—』, 日本エディターズスクール出版部, 1991, 3-42 頁。該当部分の初出は 1981 年。赤坂憲雄『山の精神史—柳田国男の発生—』, 小学館, 1993, 350 頁。また, 縄文農耕論者の藤森栄一も柳田と類似の想像をめぐるせたことがあった。藤森栄一「山と先住民とその子たち」(同『かもしかみち』, 学生社, 1995)29-55 頁。初出は, 1934 年。

¹⁹ 前掲2)②。

²⁰ 前掲6)。

²¹ 前掲16)①, 68 頁。

²² 前掲16)②, 38 頁。

²³ 前掲10)①, 35-37・82-85・192 頁。

²⁴ 前掲10)②, 233-234 頁。

²⁵ 前掲11)①。渡辺 誠「縄文文化の発達とブナ帯」(梅原 猛ほか『ブナ帯文化』, 新思索社, 1985)87-106 頁。畠山 剛『縄文人の末裔たち—ヒエと木の実の生活史—』, 彩流社, 1989(新版 1997), 333 頁。辻 稜三「わが国における堅果食の分布に関する基礎的研究」, 立命館文学 535, 1994, 69-105 頁。同「トチノミ食から見た三信遠国境山地・身延山地・秩父山地周辺の地域差」, 地理学評論 70A-1, 1997, 28-42 頁, など。

²⁶ 梅原 猛ほか『ブナ帯文化』, 新思索社, 1985, 291 頁。市川健夫『ブナ帯と日本人』, 講談社, 1987, 204 頁。安田喜憲「森の文化—生態的的日本論—」(同『日本文化の風土』, 朝倉書店, 1992)146-159 頁。初出は, 現代思想 12-8, 1984。同「森の民としての日本人の空間認知」, 歴史地理学紀要 27, 1985, 15-38 頁。安田喜憲『世界史のなかの縄文文化』, 雄山閣, 1987, 271-294 頁, など。また, アカデミズムの外においても, 稲作以前と山村とを結びつける潮流があることに注意したい。照葉樹林文化論の登場に早く呼応した例として, 松永伍一『平家伝説』, 中央公論社, 1973, 208 頁。また最近の例では, 日本文化のルーツを「山」に求めようとする飯田辰彦『峠の村—山里の履歴書—』, NTT出版, 1994, 257 頁。同『山に生きる—残されたふるりの時間—』, 東京新聞出版局, 1995, 230 頁。同『有峰物語—「山の時間」を生きる日本人—』, NTT出版, 1995, 237 頁, など。

²⁷ 宮本常一『日本文化の形成』, 筑摩書房, 1994, 上 266 頁・中 285 頁・下 232 頁。初出は, そしえて, 1981

年。

²⁸ 前掲4)③, など。

²⁹ ①黒田日出男「広義の開発史と『黒山』」(同『日本中世開発史の研究』, 校倉書房, 1984)282-317 頁。初出は1980年。②同「『荒野』と『黒山』—中世の開発と自然—」(同『境界の中世 象徴の中世』, 東京大学出版会, 1986)3-35 頁。初出は1981年。

³⁰ 前掲2)。

³¹ 本論文第4章。「『熊谷家伝記』にみる開発定住と空間占有—落人開村伝説の読み解き—」, 史林 80-1, 1997, 38-74 頁。

³² 前掲3)④, 375 頁。

³³ 吉成直樹「『民俗』の地理学への導入をめぐる一主として千葉徳爾氏の緒論を通して—」, 高知大学学術研究報告(人文科学)41, 1992, 265-277 頁。

³⁴ 例えば, 千葉徳爾『狩獵伝承研究 後篇』, 風間書房, 1977, 362-366 頁。前掲3)⑩, 173 頁。

³⁵ 埴原和郎『日本人の成り立ち』, 人文書院, 1995, 310 頁。ただし, かつて三宅宗悦が, 沖縄や山間僻地に住む人々は, 永く内婚を続けたため, 「古式体質」が残されているという考えを述べたという。同書, 60 頁。

³⁶ 例えば徳島県西南部は, 方言上「山分」区画として設定しうる。上野和昭編『徳島県のことば』, 明治書院, 1997, 210 頁。

³⁷ 甲本眞之「海と山と里の形成」, 考古学ジャーナル 344, 1992, 2-9 頁。

³⁸ 前掲10)②, 236 頁。

³⁹ 前掲27)上, 73-82 頁。

⁴⁰ 前掲10)④, 233 頁。

⁴¹ 畑井 弘『律令・荘園体制と農民の研究—焼畑・林田農業と家地経営—』, 吉川弘文館, 1981, 544 頁。引用は2頁。

⁴² 戸田芳実「中世初期農業の一特質」(同『日本領主制成立史の研究』, 岩波書店, 1967)167-190 頁。初出は1959年。黒田日出男「中世成立期における島作の発展—伊賀国名張郡の『片島』について—」(同『日本中世開発史の研究』, 校倉書房, 1984)97-141 頁。初出は1979年。

⁴³ 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』, 大明堂, 1985, 241-338 頁。

⁴⁴ 木村茂光『日本古代・中世島作史の研究』, 校倉書房, 1992, 412 頁。

⁴⁵ 吉田敏弘「中世村落の構造とその変容過程—『小村=散居型村落』論の歴史地理学的再検討—」, 史林 66-3, 1983, 80-146 頁。

⁴⁶ 伊藤寿和「古代・中世の『野島』に関する歴史地理学的研究」, 日本女子大学大学院文学研究科紀要

創刊号, 1995, 1-20 頁。同「平安・鎌倉時代の『山畑(焼畑)』に関する歴史地理学的研究」, 日本女子大学文学部紀要 45, 1995, 79-95 頁。

⁴⁷ ①飯沼賢司「中世における『山』の開発と環境—国東半島地域の山の開発を事例として—」, 大分県地方史 154, 1994, 1-31 頁。②同「豊後国都甲荘」(石井進編『中世のムラ—景観は語りかける—』, 東京大学出版会, 1995) 153-185 頁。③同「荘園村落遺跡調査と開発史—国東半島の荘園の成立と開発—」(佐藤信・五味文彦編『土地と在地の世界をさぐる—古代から中世へ—』, 山川出版社, 1996) 147-186 頁。

⁴⁸ 前掲11)②, 18 頁。

⁴⁹ 前掲3)④, 373 頁。

⁵⁰ 前掲6)①, 39 頁。

⁵¹ 例えば, 前掲10)④。また歴史学からの試みとして, 原田信男『歴史のなかの米と肉—食物と天皇・差別—』, 平凡社, 1993, 317 頁。および文化人類学からの, 大貫恵美子『コメの人類学—日本人の人類学—』, 岩波書店, 1995, 288 頁。

⁵² 木村茂光の坪井洋文への批判が示唆的である。木村茂光『ハタケと日本人—もう一つの農耕文化—』, 中央公論社, 1996, 203-208 頁。

⁵³ 前掲12)①, 130-131 頁。

⁵⁴ 前掲3)⑤。

⁵⁵ 前掲3)⑦, 67-73 頁。

⁵⁶ 前掲12)①, 96-97 頁。

⁵⁷ 「周辺地域」概念は, 近現代の地域構造を説明する概念であって, 近世以前に当てはめるには問題がある。しかし岡橋秀典のいう山村の「周辺地域化」をより広く捉えるならば, それに近い現象を近世以前に遡って見いだすことは不可能ではないだろう。岡橋秀典『周辺地域の存立構造—現代山村の形成と展開—』, 大明堂, 1997, 9-96 頁。

⁵⁸ 前掲5)。

⁵⁹ 前掲12)①, 97-98 頁。

⁶⁰ 前掲10)②, 240-258 頁。

⁶¹ 岸俊男は山守部に関して「狩猟品の貢納をはじめ, 木材・船材・石材の供給など以外に隠然たる勢力をもっていたかもしれず, また諸国に広範な連絡網をもっていたことも考えられる」と想像しつつ, 山守部と法隆寺の関係などの指摘を行っている。岸 俊男「古代の画期 雄略朝からの展望」(同編『日本の古代6 王権をめぐる戦い』, 中央公論社, 1986)9-40 頁。

⁶² 総論的な議論として次の文献を挙げておきたい。西山良平「奈良時代『山野』領有の考察」, 史林 60-3, 1977, 350-386 頁。同「山林原野の支配と開発」(大林太良編『日本の古代 10 山人の生業』, 中央公論社,

1987)367-398 頁。島田次郎『日本中世の領主制と村落』, 吉川弘文館, 1985, 上巻 26-67 頁。鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」(朝尾直弘ほか編『日本の社会史2 境界領域と交通』, 岩波書店, 1987)101-136 頁。保立道久「中世における山野河海の領有と支配」(同)137-171 頁。藤木久志「境界の裁定者—山野河海の紛争解決—」(同)215-244 頁。のち『村と領主の戦国世界』, 東京大学出版会, 1997 所収。高橋 貴「『立野』・『立山』論—戦国期東国における農民の山野利用について—」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』, 東京大学出版会, 1988)461-483 頁。

⁶³ 古代～中世における共同体的山野占取にかかわる諸説については, 田村憲美「初期中世村落における山林の所有・開発」(同『日本中世村落形成史の研究』, 校倉書房, 1994)267-287 頁。初出は, 「村落と開発」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座2』, 雄山閣出版)1990 年。

⁶⁴ 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(同『日本領主制成立史の研究』岩波書店, 1967)279-319 頁。初出は 1961 年。

⁶⁵ 網野善彦「荘園・公領の形成と構造」(同『日本中世土地制度史の研究』, 塙書房, 1991)11-138 頁。初出は 1973 年。

⁶⁶ 黒田日出男「板蠅柚・薦生牧と四至」(同『日本中世開発史の研究』, 校倉書房, 1984)318-343 頁。初出は 1978 年。田村憲美「山林の所有・開発と村落『領域』の形成」(同『日本中世村落形成史の研究』, 校倉書房, 1994)288-318 頁。初出は 1989 年。

⁶⁷ 小山靖憲「古代荘園から中世荘園へ」, 歴史地理教育 329, 1981, 6-7 頁。同『中世村落と荘園絵図』, 東京大学出版会, 1987, 5-10 頁。

⁶⁸ 水野章二「中世村落と領域構成」, 日本史研究 271, 1985, 54-81 頁。同「結界と領域支配—近江国葛川の村落—」(岸俊男教授退官記念会編, 『日本政治社会史研究 下』塙書房, 1985)185-215 頁。

⁶⁹ 春田直紀「中世の海村と山村—生業村落論の試み—」, 日本史研究 392, 1995, 34-59 頁。

⁷⁰ 葛川と山国荘についての最近の研究として, 坂田 聡『日本中世の氏・家・村』, 校倉書房, 1997, 428 頁。

⁷¹ 和田昭夫「高野吉野境相論」, 印度学仏教学研究 8-1, 1960, 259-263 頁。小山靖憲「高野山御手印縁起と荘園制」(安藤精一編『紀州史研究5』, 国書刊行会, 1990)1-24 頁。初出は, 紀州経済史文化史研究所紀要8, 1988 年。

⁷² 最近では徳島県立博物館が種野山を取り上げた。徳島県立博物館開設準備調査報告3, 1989, 33-94 頁。

⁷³ 関連の文献は, 本論文第2章を参照されたい。

⁷⁴ ほかに, 福家清司「阿波国『勝浦山』について」, (徳島地方史研究会)史窓 16, 1985, 28-34 頁。

⁷⁵ 前掲29)②, 29 頁。

⁷⁶ 神木哲雄『日本中世商品流通史論』, 有斐閣, 1980, 126 頁。

- ⁷⁷ 福家清司「在家の存在形態」, 徳島県立博物館開設準備調査報告3, 1989, 51-57 頁。
- ⁷⁸ 前掲76), 161 頁。
- ⁷⁹ 例えば, 水野章二「鎌倉期の村落と民衆生活」(大山喬平編『中世荘園の世界—東寺領丹波国大山荘』, 思文閣出版, 1996)186 頁。また, 白水 智「ある山間荘園の生業と外部交流—若狭国名田荘の場合—」, 民衆史研究 39, 1990, 57-77 頁。
- ⁸⁰ 本論文第2章。
- ⁸¹ 山下知之「中世種野山の領域及び三木名の中世的景観の復元—三木家文書に見える地名の現地調査より—」, 徳島県立博物館開設準備調査報告3, 1989, 71-78 頁。また坂田聡は, 葛川の景観が中世前期から後期にかけて, 小規模な垣内の散在から集村化を果たし, それが安定的な家の確立と連動していることを見いだした。坂田 聡「中世村落の景観変動」(前掲70)374-396 頁。初出は「山村と漁村」(『日本村落史講座2』雄山閣出版, 1990)。また名と耕地の詳細な復原研究例として, 竹本豊重「地頭と中世村落—備中国新見荘—」(石井 進編『中世の村落と現代』, 吉川弘文館, 1992)255-350 頁。
- ⁸² 前掲29)。
- ⁸³ 例えば, 豊後国東半島の「六郷山」の開発を明らかにした前掲47)。
- ⁸⁴ 丸山幸彦「山の世界と平野の世界—阿波の古代の開発—」, 角川日本地名大辞典月報 33, 1986, 1-3 頁。同「古代から中世にかけての種野山の形成過程」, 徳島県立博物館開設準備調査報告3, 1989, 41-49 頁。
- ⁸⁵ 能登 健・洞口正史・小島敦子「山棲み集落の出現とその背景—二つの『ヤマ』に関する考古学的分析—」, 信濃 37-4, 1985, 275-292 頁。なお当遺跡に関する報告書は, 市村勝美・山本清司編『熊倉遺跡—山棲み集落の探求—』, 六合村教育委員会, 1984, 54 頁。
- ⁸⁶ 鈴木重治「秘境の考古学」(大林太良編『日本の古代 10 山人の生業』, 中央公論社, 1987)297-320 頁。なお木地屋とは別に, 中世以前から山中を移動していた山民が想定されている。千葉徳爾「山地住民の生業と流動性—一例としての白山麓—」, 地方史研究 34-4, 1984, 69-73 頁。前掲10)③。もともと同事例の「出作り」については歴史学からの検討がある。山口隆治『白山麓・出作りの研究—牛首村民の行方—』, 桂書房, 1994, 250 頁。
- ⁸⁷ 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(同『初期中世社会史の研究』, 東京大学出版会, 1991)109-150 頁。初出は1970年。
- ⁸⁸ 戸田芳実「初期中世武士の職能と諸役」(同『初期中世社会史の研究』, 東京大学出版会, 1991)151-174 頁。初出は, 『日本の社会史4』, 1986年。
- ⁸⁹ 五味彦彦『武士と文士の中世史』, 東京大学出版会, 1992, 3-20 頁。
- ⁹⁰ 前掲1)④, 453 頁。
- ⁹¹ 例えば前掲3)⑧, 173-180 頁。また千葉徳爾は, 狩猟伝承における獣との戦いと, 武士道における人と

の戦いを、ともに日本人の戦いのあり方として論じている。千葉徳爾『たたかひの原像—民俗としての武士道—』, 平凡社, 1991, 302 頁。

⁹² 前掲3)⑩, 159 頁。

⁹³ 前掲7)①, 74-83 頁, および②, 29-61 頁, など。

⁹⁴ 関島久雄・古島敏雄『徭役労働制の崩壊過程—伊那被官の研究—』, 育成社, 1938, 57-138 頁。

⁹⁵ 一宮松次『山岳武士の研究』, 徳島県史蹟名勝天然記念物調査会, 1940, 69 頁。初出は 1932 年。のち久米惣七・原 三正・今市正義編『阿波の平家部落 祖谷』, 1956 に所収。三好昭一郎「南北朝内乱期における在地領主制の展開—阿波国種野山庄を素材として—」(金澤治先生喜寿記念論集刊行会編『阿波・歴史と風土』, 教育出版センター(徳島), 1976)55-85 頁。森 茂暁『闇の歴史, 後南朝—後醍醐流の抵抗と終焉—』, 角川書店, 1997, 247 頁, など。

⁹⁶ 北西 弘「享禄の錯乱について—山内庄を中心として—」, 大谷学報 34-2, 1954, 50-70 頁。笹本正治「早川流域地方と穴山氏—戦国大名と山村—」, 信濃 27-6, 1975, 478-491 頁。のち『戦国大名武田氏の研究』, 思文閣出版, 1993 年所収。新見明生「戦国期種野山の動向—松家家文書を中心に—」, 徳島県立博物館開設準備調査報告3, 1989, 59-63 頁。福井重治「飛騨の山の民」(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む3 境界と鄙に生きる人々』, 新人物往来社, 1995)251-283 頁, など。

⁹⁷ 例えば, 中村 研「朽木氏領主制の展開」, (同志社)社会科学 17・18, 1974・1975, 157-269・151-203 頁。のち, 同『荘園支配構造の研究』所収。

⁹⁸ 前掲70)。

⁹⁹ 秋澤 繁「土佐の山村—大忍庄槇山を中心として—」(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む6 内海を躍動する海の民』新人物往来社, 1995)59-114 頁。

¹⁰⁰ 前掲2)②。前掲3)③, および④, 378-388 頁。福田アジオ「近世初期山村—揆論—北山・椎葉山・祖谷山—」, 国立歴史民俗博物館研究報告 18, 1988, 35-54 頁。

¹⁰¹ 例えば前掲3)⑨, 「はじめに」, 1-6 頁。

¹⁰² 本論文第4・5章。

¹⁰³ 上原兼善「元禄期延岡藩山村地域における農民闘争の歴史的意義」, 岡山大学教育学部研究集録 66, 1984, 33-63 頁。同「近世領主支配と山村—日向内藤領を事例として—」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』, 雄山閣, 1993)93-118 頁。

¹⁰⁴ 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』, 東京大学出版会, 1985, 267 頁。

¹⁰⁵ ①西川善介「林業経済史論」, 林業経済 133・134・137・138・148・149・151・152・154, 1959~1961, 4-14・15-30・16-31・6-27・1-12・7-23・28-44・12-21・12-21 頁。②所 三男『近世林業史の研究』, 吉川弘文館, 1980, 858 頁。

¹⁰⁶ 丹羽邦男「飛騨『御林山』の一考察」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 56 年度, 1982, 69-94 頁。

- ¹⁰⁷ 前掲105)①。
- ¹⁰⁸ 筒井迪夫「近世領主権の用材支配」(『日本林政史研究序説』, 東京大学出版会, 1978)161-222 頁。
- ¹⁰⁹ 前掲11)③。
- ¹¹⁰ 例えば, 古川貞雄「北信濃における御林と割山」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 49 年度, 1975, 18-48 頁。
- ¹¹¹ 佐藤孝之「近世中期の幕府造林政策と村方の対応—宝暦〜安永期・北遠地方を事例として—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 55 年度, 1981, 167-200 頁。
- ¹¹² 前掲108)。
- ¹¹³ 所 三男「近世木曾林業の基盤—享保改革期を中心として—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 55 年度, 1981, 1-27 頁。
- ¹¹⁴ ①古島敏雄「焼畑農業の歴史的な性格とその耕作形態」(『古島敏雄著作集3』, 東京大学出版会, 1974)238-272 頁, に示唆されている。初出は 1943 年。②山本英二「近世北遠地域における『山地』利用の諸形態—犬居山中の場合—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 62 年度, 1988, 281-308 頁。③加藤衛弘「武州山への根筋における寛文検地の基礎的研究」, 学習院大学史料館紀要7, 1993, 1-48 頁。
- ¹¹⁵ 大友一雄「幕末期関東筋御林の機能と支配—御林手入方掛の分析を通じて—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 62 年度, 1988, 13-50 頁。
- ¹¹⁶ 須田 努「山間地域(石高外領域)における『公儀』支配と民衆生活」, 関東近世史研究 24, 1988, 13-38 頁。
- ¹¹⁷ 浅井潤子「幕府御林山における林業生産—伊豆天城御用炭年季請負製炭について—」, 史料館研究紀要3, 1970, 89-142 頁。大友一雄「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争—相州丹沢山御林における御林炭製炭の実態—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 60 年度, 1986, 49-95 頁。君塚仁彦「江戸城御用炭役と村—武州における一事例—」, 関東近世史研究 25, 1989, 31-55 頁。同「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」, 徳川林政史研究所研究紀要 24, 1990, 121-142 頁。
- ¹¹⁸ 佐藤孝之「山稼の村と『御免許稼山』—上州山中領を事例として—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 62 年度, 1988, 165-196 頁。
- ¹¹⁹ 例えば, 山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的な位置—尾張藩の役負担をめぐって—」, 徳川林政史研究所研究紀要 25, 1991, 57-73 頁。
- ¹²⁰ 見瀬和雄「近世白山争論と白山麓幕領の成立—大名領知権の性格をめぐって—」, 徳川林政史研究所研究紀要 24, 1990, 11-39 頁。大賀郁夫「高外地域における領主仕置権に関する—考察—預所椎葉山への人吉藩の自分仕置権について—」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』, 雄山閣, 1993)75-92 頁。
- ¹²¹ 竹村卓二『ヤオ族の歴史と文化—華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究—』, 弘文堂, 1981,

304 頁。松本光太郎「東アジアにおける山人文化」(大林太良編『日本の古代 10 山人の生業』, 中央公論社, 1987)267-296 頁。

¹²² 前掲12)①, 168-174 頁。

¹²³ 前掲4)①。

¹²⁴ 前掲1)④, 442 頁。

¹²⁵ 歴史地理学では例えば, 羽山久男「近世前期の阿波国野尻村における耕地の存在形態」, 歴史地理学紀要 23, 1981, 127-157 頁。五十嵐勉「近世山村における耕地開発と村落構造—越後国頸城郡下平丸村—」, 人文地理 35-5, 1983, 51-69 頁。

¹²⁶ 歴史地理学・歴史学の林業研究の方法論的レビューとして, 松尾容孝「育成林業の形成と展開に関する研究史の整理と今後の研究課題—藤田佳久『日本・育成林業地域形成論』の刊行によせて—」, 歴史地理学 39-3, 1997, 39-60 頁。

¹²⁷ 前掲3)①。

¹²⁸ 前掲8)①。

¹²⁹ 前掲8)③, 54 頁。

¹³⁰ 前掲9)③・④。

¹³¹ 前掲11)②。以下, 松山利夫の「プロト・タイプ」論については同書による。

¹³² 同様の指摘を行った佐々木高明は「多極的複合構造」の概念によっても表現している。前掲10)②・③。

¹³³ ①秋道智彌「明治初期・飛騨地方における生産魚類の分布論的研究」, 国立民族学博物館研究報告 4-2, 1982, 285-339 頁。②松山利夫「飛騨山村の食糧資源」(前掲11)①)176-227 頁。③小山修三・松山利夫・秋道智彌・藤野淑子・杉田繁治「『斐太後風土記』による食糧資源の計量的研究」, 国立民族学博物館研究報告 6-3, 1981, 363-596 頁。④藤野淑子「明治初期における山村の食事と栄養—『斐太後風土記』の分析を通じて—」, 国立民族学博物館研究報告 7-3, 1982, 632-654 頁。⑤前掲11)②, 113-152 頁。

¹³⁴ 前掲11)③。

¹³⁵ 前掲11)②, 79 頁。

¹³⁶ 横山十四男「幕末における山村の経済構造覚書—上田藩浦野組の場合—」, 信濃 6-4, 1954, 20-30 頁。

¹³⁷ 服部一馬「江戸前期山村における商品生産の展開—相州煤ヶ谷村を中心として—」, 経済と貿易 71, 1956, 45-54 頁。同「江戸中期の相州山村」, 経済と貿易 72, 1956, 33-40 頁。

¹³⁸ 川島哲郎・関田英里・西沢弘順・二宮哲雄・森井淳吉「切畑経営地帯の経済構造—高知県高岡郡仁淀村大字別枝字本村を中心として—」, 高知大学学術研究報告 5-32, 1957, 1-74 頁。

- ¹³⁹ 木村 礎編『封建村落 その成立から解体へ—神奈川県津久井郡—』, 文雅堂書店, 1958, 277-392 頁。
- ¹⁴⁰ 安藤精一「近世山村の社会構造と商品流通—紀州有田郡山保田組—」(同編『紀州史研究1』, 国書刊行会, 1985)191-208 頁。
- ¹⁴¹ 前掲118)。
- ¹⁴² 深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ—地域経済と農家経営—』, 農山漁村文化協会, 1988, 173-221 頁。
- ¹⁴³ 上村正名『村落社会の史的研究』, 東京堂出版, 1996, 403-450 頁。
- ¹⁴⁴ 松村安一「近世多摩川溪谷奥地村の研究—武州小河内の場合—」, 東京学芸大学研究報告 13(第9分冊地理学), 1962, 391-404 頁など。
- ¹⁴⁵ 梶川勇作「近世飛騨の耕地条件と『農間稼』」, 人文地理 22-1, 1970, 101-112 頁。
- ¹⁴⁶ 前掲17)③。
- ¹⁴⁷ 長沢利明「近世・近代史料からみた焼畑の村—山梨県南巨摩郡早川町奈良田—」法政大学地理学集報 15, 1988, 13-59 頁。
- ¹⁴⁸ 富岡政治「近世中津川村における生業と林野利用—土地利用からみた生活領域—」, 史苑 51-2, 1991, 41-80 頁。
- ¹⁴⁹ 本論文第3章。大賀郁夫「近世焼畑検地考」, 宮崎県史研究 10, 1996, 19-41 頁など。
- ¹⁵⁰ 佐藤孝之「近世における天竜川流域の焼畑」, (群馬歴史民俗研究会)武尊通信 10, 1981, 1-3 頁。
- ¹⁵¹ 筑波大学の歴史地理学のグループによるもの。歴史地理学調査報告5~7, 1991~1996, および, 田中達也「山間地域における近世村の成立過程—秩父郡阿熊村を中心にして—」, 歴史地理学 164, 1993, 20-32 頁。原田洋一郎「江戸時代における小規模鉱山の開発—武蔵国秩父郡中津川村を事例として—」, 人文地理 45-4, 1993, 66-83 頁。同「江戸時代における秩父郡中津川村鉱山の地域的基盤」, 歴史地理学 168, 1994, 1-16 頁。三木一彦「秩父地域における三峰信仰の展開—木材生産との関連を中心に—」, 地理学評論 69-12, 1996, 921-941 頁。
- ¹⁵² 加藤衛弘「西川林業発生史に関する一考察—武州秩父郡下名栗村の事例を通じて—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 56 年度, 1982, 165-196 頁。同「寛文検地と切替畑—武州西川地方における『山』利用と林野所持—」, 徳川林政史研究所研究紀要 27, 1993, 193-222 頁。
- ¹⁵³ 前掲64)。
- ¹⁵⁴ ①豊田武『増訂 中世日本商業史の研究』, 岩波書店, 1952, 103 頁。②佐々木銀弥「荘園における代銭納制の成立と展開」(同『中世商品流通史の研究』, 法政大学出版局, 1972)314 頁。初出は 1962 年。
- ¹⁵⁵ 大山喬平『日本中世農村史の研究』, 岩波書店, 1978, 310 頁。

¹⁵⁶ 網野善彦 1993「日本列島とその周辺—『日本論』の現在—」(朝尾直弘ほか編『岩波書店講座日本通史1 日本列島と人類社会』岩波書店, 1993)3-37 頁。引用は 15 頁。

¹⁵⁷ 前掲154)①, 16-18・191・242-245 頁。戸田芳実「摂関家領の杣山について」(同『初期中世社会史の研究』, 東京大学出版会, 1991)279-305 頁。初出は1980年。前掲76)。藤田裕嗣「中世畿内近国における商品流通と京一湖西地方の材木・板を中心に—」(水津先生退官記念事業会編『人文地理学の視圏』, 大明堂, 1986)271-280 頁。また同「15世紀中葉における阿波国から畿内に向かう海上輸送の分析—積荷を中心に—」, 徳島地理学会論文集2, 1997, 27-40 頁, のなかで, 瀬戸内および四国東南部から畿内に輸送された木材の分析がなされている。

¹⁵⁸ 前掲3)⑩, など。

¹⁵⁹ 菊地利夫「片品川流域における近世山村の二面的性格の展開」, 地理学評論 43-9, 1970, 517-526 頁。

¹⁶⁰ 例えば前掲3)⑪, 164 頁。

¹⁶¹ 移動性の高い杣人の全容を把握するのは困難な作業である。例えば, 所 三男「林業労働者と林業村落—近世の木曾山林に見る—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 53 年度, 1979, 1-28 頁。

¹⁶² 前掲126)。

¹⁶³ 新井孝重「中世成立期の杣山をめぐる地域的構造」(民衆史研究会編『民衆史研究の視点—地域・文化・マイノリティー』, 三一書房, 1997)117-146 頁。

¹⁶⁴ 前掲47)①。

¹⁶⁵ 藤田佳久「近世末(1850年頃)の林野利用」(西川 治監修『アトラス 日本列島の環境変化』, 朝倉書店, 1995)78-79 頁。

¹⁶⁶ 山間・山麓の「はげ山」形成については, 千葉徳爾『改訂増補 はげ山の研究』, そしえて, 1991, 348 頁。

¹⁶⁷ 前掲17)④。

¹⁶⁸ 坪内庄次「近世飛驒人口論(序説 第一報)」, (愛知教育大学)地理学報告 36・37 合併号, 1971, 45-48 頁。「人口分布にみる自然的基礎」(山崎謹哉編『近世歴史地理学』, 大明堂, 1985)41-46 頁。同「近世飛驒人口論(総括)」, (愛知教育大学)地理学報告 68, 1989, 20-25 頁, など。

¹⁶⁹ 森島允子「飛驒奥山中地域における近世の林野所有とその利用—明治初期林野所有形成の前提として—」, 奈良女子大学文学部研究年報 17, 1973, 1-32 頁。

¹⁷⁰ 前掲133)③, 550 頁。

¹⁷¹ 武蔵野新田から雑穀などを買い入れ, 煙草と木炭を移出した近世山村の例が知られる。木村 礎『近世の新田村』, 吉川弘文館, 1995, 243-246 頁。初出は1964年。

¹⁷² 山の神に代表される山村独特の信仰の展開、またそのような在地側の信仰と他の宗教や古代中世における殺生禁断令とのかかわり、地域によっては現在にまで残された中世的な芸能など、本稿が触れ得なかった問題は多い。ナウマン, N., (野村伸一・檜枝陽一郎訳)『山の神』, 言叢社, 1994, 464 頁。原著は1963・64 年。井上鋭夫「中世鉦業と太子信仰」(『山の民・川の民—日本中世の生活と信仰—』, 平凡社, 1981)102-141 頁。初出は1966 年。戸田芳実「中世山村における神と仏—近江国葛川明王院領について—」(『中世の神仏と古道』, 吉川弘文館, 1995)102-126 頁。初出は1971 年。千葉乗隆『中部山村社会の真宗』, 吉川弘文館, 1971, 311 頁。愛知大学総合郷土研究所編『花祭論』, 1997, 岩田書院, 177 頁, など。

¹⁷³ 前掲114)①, 240-241 頁。

¹⁷⁴ 例えば, 前掲3)⑩, 177-182 頁。

¹⁷⁵ 関戸明子「近代日本における山村研究視角と山村概念について」, 群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編 46, 1997, 281-308 頁。

第2章

中世山村の境界と山地地形

—おおさと まき(の)やま みょう土佐国大忍荘 槇山 の名領域—

第1節 はじめに

(1) 研究の背景

中世日本における山野の領域化は「領域型荘園¹」や中世村落²の形成と深くかかわって進展したといわれる。鎌倉中・末期以降には「中世前期の堺相論に比して相論そのものの発件数が著しく増加し、同一地域においても絶えず繰り返される³」と指摘されるように、山野の開発が一定の限界に近づき、それが境界相論として現れる点に中世の山野の特徴があるといえる。山地部に位置する山村もまた、領域化の進展と無縁だったとは思えない。むしろ山を生活空間としていた以上、山地空間の領域化は中世山村を特徴づける重要な点ではなかったかと予想される。

これに関連して水野章二は、中世山村を包摂する荘園の「四至の内外に、当時の技術的・社会的諸条件では人間の開発を容易に受けつけない広大な未開山野を介在させている場合には、実際には人間の関与する部分までが、村落の領域と意識されたであろう。奥山全体が広大なゾーンとしての境を形成する」と想定した⁴。また春田直紀は「一定の空間に多様な用益集団がスマワケをしてい」た中世の海村と山村において、13世紀後半以降、集団間の緊張関係の中から「安定的な生業の場が形成されてきた」との見通しを示している⁵。つまり中世山村は山地開発のフロンティアに位置し、特定の空間の排他的確保を求めつつ、山地空間の領域化と境界形成を進めていたと想定され、この点こそ中世山村が近世以後の山村と大きく異なる特徴の一つといえよう。

しかし「一般的な山村で、その起源を示すのに足りる十分な史資料はまず期待できない⁶」ため、中世山村の実態解明は必ずしも進んでいない。中世山村研究に活用しうる史料はごく一部の山域にのみ残存しており⁷、限られた史料に新しい側面を見いだす作業が必要だと思われる。本章ではそのような関心から中世山村の境界と山地地形とのかかわりに注目したい。

現在の山村の行政界が稜線・谷線に一致しがちな傾向から考えて⁸、中世山村においても稜線や谷線が山地利用・領域化の境界として働いたことが予想される⁹。しかし千葉徳爾

は土佐国香美郡まきの(の)やま 槇山の近世村の飛地状況を検討した上で、

この地域での旧藩政村の行政区画に所属する小集落社会の範囲は、地形や、交通路によって規定されるよりも、より強くその住民の出自する地域社会の族的系統によって規定された。(中略) この点で、「行政区画は連続性を前提とする。その境界は地形による」などという常識こそ再検討に値する¹⁰

と述べている。しばしば山中の移動能力に優れるといわれ、焼畑や森林生態系に依拠する山村住民にとっては、むしろ尾根・谷が行動の障害にならない可能性も考えられるのである。

そこで本章では、そもそも地形が中世の山村住民にどれほど意識されていたのか、そして開発・領域化において地形がどのような意義をもっていたのか、という二つの問題を検討すべく、千葉徳爾が扱った土佐国槇山の中世期を対象としたい。槇山(第1図)は急峻な山地地形が発達しながらも中世には大忍荘の東北部を占め、名(みょう)が一定の範域を保持していた。これを本章では名領域と呼び、その境界と地形との関係を取り扱う。

(2) 対象地域の先行研究と本章の視角

大忍荘は槇山を含め若干の中世史料を残し、研究蓄積も少なくないが、史料が『長宗我部地検帳』(以下『地検帳』と略す)と特定の名の文書にほぼ限られるため、立荘や領家の詳細¹¹は論点となりえず、もっぱら名をめぐる議論が展開している。豊田武の言及¹²と在地史料の刊行¹³を契機として、山本大・秋澤繁、横川末吉、正木喜三郎が名主職・専当職の移動や名脇の出現に注目し¹⁴、鎌倉期における「一名一屋敷名主直當¹⁵」、鎌倉末期・南北朝期の脇名の形成とその背後にある「惣領制的統制¹⁶」という展開が描かれた。ただし従来の研究が有力名主に領主化の動きを求めながら必ずしも十分実証していない点や、個々の史料解釈の問題については、黒川正宏の批判がある¹⁷。最近では秋澤繁が、中世槇山の名について、とりわけ名の改編を含め、包括的に論じている¹⁸。地理学からは松本豊寿・大脇保彦・相馬正胤が『地検帳』から中世末期の村落構造を、また谷山元士が村切を検討している¹⁹。

以上の諸研究は名領域についても幾つかの指摘を行っている。その内容は本章の検討の前提ともなるので、いくつかの要点を次に確認しておきたい。

大忍荘では槇山とその他の地域は、荘園機構においても名主層の横の繋がりにおいても、明確に区分され、それぞれが地域的なまとまりとして扱われていた²⁰。しかし名領域は各所にみられ、文保2年(1318)の「當名之内、有可開発之所者、速令開発²¹」という下知や、正

安2年(1300)を初見とする²²名の四至などから、「数百町歩にも達する空間を占拠した鎌倉時代の名²³」と評されるように、遅くとも鎌倉末期以降名が四至内部の山野を領域的に確保する状態にあり、名領域が空間統制の重要な単位となっていたと考えられる。

長宗我部期(17世紀後半)においても

林野は将来耕地化の可能性を内包するとともに、山林資源を再生産する場として名主的所
 有の切実たる慾求の対象とならざるを得ない。ともあれこうした名主のにらみのきく最外圍の
 地点を結んだものが「名的村」の村境なのである²⁴

と言われるように名領域による統制が継承されており、これが土佐国の他の山地部同様に
 近世の村域へと受け継がれた²⁵。

なお名領域による統制の内容については、耕地開発の他に木材などの森林資源²⁶が年
 貢として要求されていたことが知られる。しかし槇山においては近世以降の焼畑が確認され
²⁷、中世の焼畑にも注意が必要である。鎌倉末期槇山の守利名ほかにみられる「畑請料
 銭」の文書²⁸は「畠」でなく「畑」の字を用いており、「畑」を焼畑と解す黒田日出男説によれ
 ば焼畑の可能性が高い²⁹。また『地検帳』は、ごく限られた集落³⁰にのみ水田が偏在し、大
 部分の集落の耕地は「山畠³¹」のみだったことを示している。現景観や小字比定から考えれ
 ば、前者は平坦面における水田を中心とするがその適地は極めて限定され、一方後者は山
 腹斜面や尾根上に位置し、常畑と焼畑耕作に強く依拠していたと考えられる。以上より明証
 を欠くものの、焼畑を含む畑作と森林資源の採取が中世槇山の山地利用の中心であり、名
 領域の統制内容であったと推定しておく。

ところで本章が扱う名領域境界については、『地検帳』の記載が名の飛地を示唆していた
 ため、名領域の飛地の存在が従来推定され³²、その発生理由として名の分割譲渡³³や戦
 国期の合戦³⁴が推測されている。しかし従来境界の位置を比定する試みに乏しく、名領域
 が地形と不整合に存在していた可能性や、それが飛地から理解できるのかどうかは十分に
 検討されていない。そこで本章では槇山全体の名領域境界の比定を不完全ながら試み、飛
 地にも注意しつつ改めて地形と境界との関係を把握する(第2節)。その結果を踏まえた上
 で、空間認識と山地利用の二側面から地形と境界の関係を検討したい。

山を生業の場とする以上、中世山村の住民が地形に無関心だったとは思えないが、彼ら
 の地形に関する知識を検討する方法は限られているようである。近江国葛川の領域を描い
 た「葛川絵図」の場合、尾根・谷といった地形のみならず「点的なランドマーク」たる岩場・滝
 がみられ、また谷はほぼ比定可能なほど位置関係が正しく表現されている³⁵。山村住民の
 空間認識において尾根・谷やランドマークが重要な要素であったとすれば、これらの要素が

境界の位置に対応するものと見なされることによって、境界画定と関りをもったことが予想される。そこで境界を示した文書に記された地名を材料として、空間認識における地形の意義と、地形にかかわる地名と境界との結びつきを検討したい(第3節)。地名記載に注目するのは槇山に中世絵図が伝存しないことにもよるが、境界がどのような語彙で表現されたか、とりわけ地形にかかわる地名によって境界が示されていたかどうか、また地形のほかにもどのような事物が認識されていたかが具体的に分かるからである。

その上で、地形が開発と領域化に規定的な役割を果たしたかどうかを検討する(第4節)。この点を直接示す史料は十分ではないが、境界画定や境界相論に関する史料を用い、境界付近の地形条件を吟味することによって、ある程度の推定が得られると思われる。

(3) 文書史料の性格

本論に入る前に利用した史料の問題点に触れておきたい。槇山の中世文書の大半は現在失われたが、近世の史料筆写活動の恩恵を受け、その写本を利用しうる状況にある。すなわち『高知県史古代中世史料編』を刊本とする『土佐国蠹簡集』・『土佐国蠹簡集拾遺』・『土佐国蠹簡集木屑』・『土佐国古文叢』・『土佐国蠹簡集竹頭』の一連の史料集である³⁶。本章は刊本に依拠し、それぞれ蠹・拾・木・古・竹と略し、刊本の文書番号によって引用する(複数の史料集への収録は＝で示す)。

ただし刊本の大部分は近世期の写本を底本とし、加えて同一文書が複数の史料集に掲載されながら一部相違する場合や、異形の字体が一部みられることから³⁷、原文書→史料集→その写しの過程で誤写・誤読がなされた可能性がある。また名主職や名領域境界にかかわる文書だけに原文書自体の偽作や誇張の可能性が考えられる。次節で文書の時期や分布をみるが、特定の名に関する文書はまとまって残され、また複数の名に言及する文書によってある程度の信頼性は認められる。しかし史料に乏しい名もあり、名の復原は不完全なもので満足せざるをえない。また名領域の境界確定や相論に関して境界の両側の主張を知りうる事例は少ないが、本章は境界の正確な位置そのものでなく、文字表現ならびに境界付近の地形を扱うので大きな問題は引き起こさないと考えている。とはいえ信憑性への疑いを払拭しえない史料に依拠していることは明らかである。しかし失われた文書を検討しうることや中世山村の史料が全国的に乏しいことを考えれば黙視しがたい貴重な史料であり、本章は上記の問題点を承知の上で検討を進めたこととお断りしておきたい。

なお史料には他に『地検帳³⁸』、近世初期の境界相論史料³⁹、近世地誌『山風土記⁴⁰』、ならびに明治期の地籍図に由来する資料を利用した。

第2節 近世村・中世名の境界の概観

(1) 近世の村境

まず近世の村境と地形の対応関係や千葉徳爾が注目した飛地の状況を概観し、名領域境界の参考としたい。第2図は明治初期の村境であるが、近世の村境に近似すると考えられる⁴¹。以下第2図に即して概観する。

集水域と村域の整合関係をみれば⁴²、あたかも地形を無視しているような境界が散見される。三つの集水域に分かれる仙頭村^{せんとう}本村をはじめとして、二つの集水域にまたがる山崎村本村・大栃村^{おおどち}本村・押谷村^{おすだに}・中谷川村^{とんじょう}・頓定村^{つぶせ}・拓村^{とく}・山崎村飛地(東部の大規模なもの)があり、また庄谷相村^{しょうだにあい}～拓村^{とく}～中谷川村^{とんじょう}～大栃村^{おおどち}～小浜村^{こはま}～根木屋村^{ねきや}～岡内村^{おかのうち}にわたって、北部に接する^{にろう}韮生郷との境界が、併走する尾根を越えて北側に張り出している点も注目に値する。

しかし村域が一つの集水域に対応する例も東部(別府村^{べふ}・一字村^{いちじう}・別役村^{べつちやく})や大栃村飛地(南部の大規模なもの)にみられる。また稜線・谷線のいずれにも一致していない境界、すなわち山腹を横切る境界はかなり限定されている。槇山内部では押谷村の境界が、そして槇山と北部^{にろう}韮生郷との境界がめだつ程度であり、境界そのものはむしろ稜線・谷線に一致する傾向が強いといえる。したがって村域が複数の集水域にまたがるケースは、隣接する集水域が幾つか合わさって一つの村域となっているとみなすことができる。このように考えるならば、村域の多くはむしろ集水域に整合的だとさえいえる。

一方、飛地はサイズと集落の有無で二つに区分できる(第1表)。小字一つで構成される飛地を便宜上「小規模な飛地」と呼べば、これは地筆数も一〇に満たず、集落を形成していない。「小規模な飛地」が村境周辺に存在した場合、境界を飛沫模様状に入り組ませ、村境が稜線・谷線に対して著しく不整合になるが、その例は山崎村・仙頭村間(物部川両岸)、仙頭村・押谷村間(物部川右岸)に限られる。その他の「小規模な飛地」はほぼ単独で孤立した飛地であって、ライン状の村境を損なうものでなく、個別の理由をもつ例外的存在と考えられる。

他方「大規模な飛地」は最大十数個の小字から構成され、枝村・子村が本村と離れている場合にあたる。大栃村・山崎村・仙頭村の三村がこのような「大規模な飛地」を抱えた村落である。千葉徳爾が注目したのはこのタイプの飛地であり⁴³、あたかも村境が尾根・谷や本村との距離に無関係にみえるが、それぞれの飛地は一つの領域としてまとまりを持っていた。

以上、近世の村域は一見集水域との不整合が目立つものの、境界そのものは稜線・谷線によく一致しており、村域と集水域の関係は、複数の集水域をあわせた領域と、一つの集水

域に対応した領域の二つに整理しうる。しかし斜面中腹を走る境界および飛沫模様状の境界がそれぞれ北部葦生郷との境と押谷村周辺に偏在しており、大規模な飛地の例とあいまって、地形の意義を感じさせない境界もまた存在していることも確認された。

(2) 中世名とその境界

以上の諸特徴は、既述のように中世名と近世村とのつながりの深さから考えれば名領域境界にもある程度あてはまると予想される。しかし槇山の中世名は中世において、また一部は中世・近世移行期においても再編成され、さらに飛地も中世期に由来すると推測されており、近世の村境をそのまま名領域境界とみなすわけにはいかない。そこで繁雑ながら名の比定地や存在期間を検討した上で、名領域境界と地形との関係を見ることにする。

第3図は中世文書と『地検帳』から名を示唆する30の呼称を拾ったものである。秋澤繁によれば、名は文明年間(1470・1474)に確認される15の「新名」と、それ以前の「旧名」に区別される。その違いは、

南北朝期の政治的・社会的大変動により、人名を冠した古典的「旧名」が解体、新しく在地に発生した多くの地理・地名的名に対し、領主側が、これを整理・再編、体制維持を企図した所産が「新名」ではないかと思われる⁴⁴

とされる。たしかに「新名」と「旧名」の時期とネーミングの差は対照的であり、また肩書や名主の姓としてであるが、同一名に対する異称の併存を示唆する文書が一四世紀を中心に残されており、この時期に「旧名」→「新名」の交替を想定してよいと思われる。

しかし「旧名」→「新名」の移行過程そのものを明示した文書は伝存せず、ある程度の推測を許すのみである⁴⁵。さしあたって本章にとって重要なのは「旧名」→「新名」の変化が短期間に整然となされたわけではなく、また一律に呼称と名主の交替があったのでもないことである。つまり「旧名」にさかのぼっての名領域の復原を一律に行うことはできず、史料の裏付けをもつ名領域の変化を以下に確認するに止めておく。

15の「新名」は、石内名・やなの上名が専当名に吸収され⁴⁶、谷合名が庄谷相村・拓村に分割され⁴⁷、また「公文」→「大栃」の呼称の変化を除けば、名の呼称がそのまま近世村の呼称へと受け継がれている。それゆえ近世の村域は「基本的には、これら(『新名』)の名域を引継いだものと思われる⁴⁸」。しかし「旧名」については、「新名」とおおよその位置は変わらないのだろうと想像するほかに、分割された依遠名・雑用名の位置を『地検帳』の記載より推定しうるにとどまる⁴⁹。そのほか山崎村の「大規模な飛地」(則友・桑の川と呼ばれる東の方の飛地)は、

専当本知ノリトモ村ヨリ
今ハ山崎かけい給⁵⁰

との記事から、かつて専当名の領域であったと推定される。また『山風土記』に、

伝曰。楮ヶ谷(※近世以降大栃村に帰属)ハ、根元押谷村ノ内ニシテ、押谷山内姓旧領ナリ。中世押谷阿弥陀堂造立料不足ニシテ、大栃ノ公文兵庫ニ売ル

とあり、大栃名・押谷名間の境界の変動が伝えられる。

以上に確認した名領域の変化を勘案すれば「旧名」→「新名」の過渡期の状況として第4図を描くことができる。ただし境界の位置が相違している可能性や比定困難な「旧名」は度外視した。

さてここまでの検討をもとに、名領域境界と地形の関係について知りうることを整理したい。第2図に示された近世村の「大規模な飛地」は名領域の分合に由来する可能性が高く、「小規模な飛地」も依遠名・雑用名の跡地については名領域の分割によるものと推定される。そのほか名相互の土地売買・譲渡の可能性を考慮すれば⁵¹、近世期の飛地は中世の山地利用を直接反映したというよりも、従来想定されていたように中世後期の政治・経済的な産物の可能性であり、二次的に形成された可能性が高いと考えられる。

そうとすれば二次的な変形を受けなかった境界あるいは受ける前の境界には、近世村境に認められた稜線・谷線との整合や集水域への対応を想定してもよいのではなかろうか。例えば第4図によれば専当名は複数の集水域を併せもつ広大な領域をもち、一方分割された名は小規模な集水域に対応した領域をもっていたように見える。以上の推定を受けて、次に文書の境界記載を検討する。

第3節 境界記載文書にみる空間、地形および境界の認識

(1) 境界記載文書

ここで境界記載文書というのは、境界の位置を示すべく地名を記した文書を指す。中世槇山には六通の完全な⁵²境界記載文書が残され、そこに記載された地名は境界と尾根・谷との整合／不整合を示唆するばかりでなく、空間認識のなかで地形の他に意識されていた事物をも示している。そこでまずその六通(史料1～6)なお第3図にそれぞれの位置を示した)を紹介しつつ、特徴をみてゆきたい。

史料1 延慶2年(1309)

土佐國大忍庄槇ノ山与山田蕪生山塚^{(朱)方} ○ 至之事

合熊野御領之時定之

①相
谷合

秋延名^(ママ) 春^{②カ}刀野^{(朱)七、へ也}ト三本楠，次アセヒノ谷口ナトツイ^{(朱)ワ}，

(朱)此所一字有ト見ユサタカナラス (朱)ワ ①股
次白石○■祢○一テ、次クツ刀谷二役楠

(朱)ノ
長谷 ○ 川

秋次名内^{(朱)守敷サタカナラス} 三タノ下ノ社ヲ、次クイミノタハ、
次サンナノ本ノエリ方至

③(朱)太土
大栃

命増名内 牛スキノ下江見，次モリ石，次落合淵，

(朱)々 (朱)マと
次早クノ瀧水，次柳瀬方至ユクスカレ，

①②犬 (朱)次橋
次七本檜，次山太瀧，○■尾瀧

④(朱)□□尾
根木屋

守利名内 女男檜 小塚在り

⑤(朱)■ノ内
岡内

宗恒名内 南池ノ江見 小塚在り

別役

宗久名内 山モチノ瀧 (朱)小塚在
右同断

別府

宗重名内 井路ノ三石 (朱)在、
小塚有り

延慶二年

政所 在判

三月廿日

注 木31=古90, および『山風土記』所収の案文による。木31は解読困難な字(oの部分)や意味が取れない部分に解釈を朱記しているのに対し, 古90と『山風土記』は解釈の結果を一通り示すのみである。そこで木31がより原文書に近いと判断し, ここでの引用は基本的に木31に依拠した。ただ

し句読点と下線は筆者による。なお(朱)は木31自身の朱記。①は古90, ②は『山風土記』の記載。また, ③は『山風土記』では「大柘」の位置に「太土」, 同様に④は「根木屋」の位置に「柘木尾」, ⑤は「岡内」の位置に「岡ノ内」とあるのみである。なお■は異形の字体のためここには引用できない。

槇山と北接する葦生郷との境界を西から東に地名を列挙して示した文書である。地名は七つの「旧名」ごとに記され, この七名が葦生郷と接する部分に西から東へと並んでいたと考えられる。肩書された「新名」の呼称⁵³や, 地名の一部(下線)の比定から(第2図参照), ここに示された境界は近世の位置と近似していたと判断される。既述のようにこの境界は稜線・谷線に対し不整合な境界であり, この点は史料1の鎌倉末期においても同様だったことになる。

地名記載の密度に注目すれば, 西部(前半の3名)と東部(後半の4名)には明瞭な差異がある。西部では1名に3~8の地名が記され, およそ1kmに一つ, 対して東部は1名に1地名のみであり, およそ2kmに一つの割合になる。東部にのみ記された「小塚」は槇山と葦生郷との境界を「大塚」に見立てる語法に対応し, 槇山内部の名領域境界を意味すると思われる⁵⁴。つまり東部では葦生郷との境界と名領域境界との交点が記されているに過ぎないことになる。このような東西の記載の差異は, 西部の標高が200~500mに過ぎないのに対し, 東部ではおおむね1000~1500mの高標高に及ぶという地形条件の差異と関連しているように見え, 当時の山地利用の状況と境界画定との関係を窺わせているが, この点は次節で述べたい。

ところで列挙された地名は, 固有名をもつ楠・檜といった樹木や, やはり固有名をもつ滝が多い。これらは森林という一様な景観のなかで特異な相貌を示すものであり, ランドマークというにふさわしい。ここでランドマークは特定の地点を明瞭に指す役割を果たしており, 文書を受けとる側はこれら諸地点を結ぶことによって境界線を再構成することができたと考えられる。

なお地名には谷や淵といった地形も登場しているが, 第2図に示されるように谷はこの境界に対して交差する位置にあり, 谷線が境界に整合しているのではない。また尾根らしきものは「クイミノタハ⁵⁵」を除き全く記されていないが, 稜線にほとんど一致しない境界であるから当然といえる。

史料2 文保2年(1318)

ありすかわとの、御代御下知
大忍庄槇山岡内二名并河口一字事

合者四至東限ヒソノヤスハ、峯ハヲタケ、下ハソシ谷口、アケハ大峯谷ノ尾サカヒ

南限カヒタキノノト、ロヲサカヒ、ムカヒハヲキノヲタテシロヒサコノハシツメナカセキヲ

カキル、上は^(又)クロ又タノ・ヲ、カキル

北限上ハ山モチタキノ下ノヘミヲサカヒ、ニラウ庄ノサカヒ

西限上ハカフリノタキヲサカヒ、下ハアラセ谷シヤウシヤウチトチサコノウヘ中山ヲ谷口、カ

ケハウヘノ谷ヲサカヒ、峯ハウヘノタキ^(又)クロ又タノニシノクホヘサカヒ

右件名者、宗石権守重代相伝之地也。然則任道理、四至境淵底極、殊更西ハ本名内アラセナリ。御公事・御年貢無懈怠可令勤仕。仍為後日下知状如件。

公文 (花押)

田所 (花押)

文保二年三月十日 改案主 (花押)

下司 (花押)

東政所 (花押)

注 古 101=竹5による。古 101と竹5には改行と脱字の点で微細な相違があるにすぎず、ここでは一年先に成立した古 101を引用した。ただし句読点と下線、および「又」を「又」と読む括弧は筆者による。これは現存小字「クロヌタ」に比定可能と考えたためである。

岡内名の名領域を四至によって示した文書である。地名比定は下線部に限られるが、それによれば近世の岡内村域にある程度近似した、物部川本流南北の山腹斜面を占める領域を示していると考えられる(第5図)。

東・南・北・西の順に境界にあたる地名を記しているが、四至の四方位ごとに地名を一つのみ示すのではなく、それぞれの方位においてさらに幾つかの地名が記されており、その内容が地形に基づく空間認識に即しているのが特徴である。

例えば東の冒頭に「ヒソノヤスハ」という地名が記されている。しかしこの一地点のみでなく、続いて補足するように「峯ハヲタケ」「下ハソシ谷口」「アケ(上)ハ大峯谷ノ尾」として、尾根の方角と谷の上流・下流に即して境界が記される。その際「ヲタケ」や「ソシ谷口」のように地点らしい地名だけでなく「大峯谷ノ尾」という尾根もみられる。

これは一見無秩序な表記に見えるが四至という境界記載法を忠実な方法として理解できる⁵⁶。方位を代表する一地点を中心とし、そこに補足的に地名を付け足しているからである。ただその補足が、北東・南東といった平面上の二次元的な方位のなかでの方角でなく、空間のもつ三次元の軸に対して斜めの位置にある「峯ハ」「下ハ」に即しているのが特徴である。これは山地地形において基本的な方角(登る・降りる、溯る・下りる)を単純に応用したものと見える⁵⁷。

他の方位をみれば南は同様の記載法によって「カヒタキノーノトハロ」を中心に「ムカイハ〜」「上ハ〜」と続く。西は方位を代表する地名を欠き、最初から「上ハ〜」「下ハ〜」「カケハ〜(おそらく谷の南岸)」「峯ハ〜」と続くが、これらはやはり地形に基づく空間認識に即している。なお南と西に記載された地名は東と同様に、地点ととれるもの、尾根・谷ととれるものが併存している。

しかし北は「山モチタキノ下ノヘミ」が記されるにすぎない。これは九年前の史料1に記された葦生郷(葦生庄)との境界であり、標高 1200 m程度の尾根を乗り越えた北側の山腹に位置していたはずである。東・南・西とは対照的に、史料1の東部と同様の簡素な記載法をとっている点が興味深い。東・南・西の境界は隣接する名との境界にあたり、しかも標高 300〜1000 mと比較的高度が低い。おそらく単に地名一つを掲げるのみでは不十分であり、地形に即して各所の地名を掲げる必要性が背景にあったように思われるが、この点は次節でみたい。

史料3 応永 14 年(1407)

守俊名(※守利名)と小峯とのさかいの事。上よりはしめて、つなつけひき地、次御おうはやしひきり [マ] , 次わうしはやしひき地、ねうい松のひきち、おくたりにつなおりゑ、下ハ小大夫ふちのしたれかしおさかい

右件状ハ為後ノ末代状如件

應永十四年_{丁亥}六月一日 將 ^(基カ) □ (花押)

注 蠹 103 による。ただし句読点と(守利名)は筆者による。

守利名と小集落小峯(第5図)との境界を画定した文書である。この時期の小峯はどの名に属していたか不明であるが、近世の小峯は押谷村に属しており、史料3が示す境界は押谷村・根木屋村の境界に継承されたと思われる。それをみれば標高 200〜700 mにわたって山腹を斜めに横切る、尾根にも谷にも一致しない境界となっている。中世の小峯は近世同様に尾根上に立地していたと思われ、守利名との境界は近世の境界と近似するような、山腹を横切る形にならざるを得なかったと想像される。

境界記載はまず「上よりはしめて」と標高の高い所から順に記載されることが述べられ、「次〜」として地名が列挙されてゆく。「ねうい松のひきち」からは「次〜」とは記されず、地名がそのまま列挙されているように受け取れ、最後に「下ハ〜」として最も標高の低い地名で締めくくられる。残念ながら「ひきち」の意味が分かりにくい、史料1同様に地名列挙によって境

界線を再構成しうるよう表現されたと考えられる。なおこの文書では地形を示す地名に乏しく、境界と地形との関係が分みえにくいだが、境界記載の順を示すために、上・下の方向を明示した点に山村らしさが窺える。

史料4 応永23年(1416)

土佐國大忍庄専當時末名山地等地堺事

合

限東ヲ ウシトラノスミヨリ、□□ノ爪ノカキノ木ヲ堺、次栗ノユハノ石ヲ堺、泉ヲサカイ、[]

トチヲ堺、

宮ノソラノ岡ヲ堺テ可 []、

ムカイハカラ谷 [] 山 [] 林ヲ堺、

ツマ谷ヲ堺、サル□別當ノ森ヲ堺、セナイカ内ヲカケハマキノ尾ヲ堺、ソラハヌカヒエノ森ヲ堺

限南ヲ 大尾ノ [] 野ノクヒヲ堺、

大フルワタ (※大古畑) ノ松ヲ堺、河ハカリヤノ野ヲ堺、

ミヤウカイ (※明改) カ [] キハ入交ヲタシ

限西ヲ クイセ [] チ屋敷の西ノウネヲ堺、

クマウス (※熊押) ノ下ノ泉ヲ堺、岡ハ上クホノ屋敷ノ西ヲ堺、

北ムキナル屋敷ノ北ノウネヲ堺、トモ木谷口ヲ堺、

トモ木谷口ヨリモミノ木ヨリタケリノ松エ堺、

此次ニ井口ヨリカラ谷ヲ堺、谷口マテ宮ヲ堺

限北ヲ シヤウシ屋敷ノ爪ヲ堺、山モト堂ヲヤケヤノタワヲカナワ足ヲ堺テ、カナワ足ヲ栗ノクホノ

エミヲ堺、

ツハミノトウヲフキサロノ下ナルエミヲ堺テ、次ニアサシクノ下ナルエミヲ堺テ、柿ノモトマテ

同名内入目ノヤフ之分

大樋ノ道ノ下ニ畠一所

ヤナノ上 (※やなの上名) ノ名モトノ屋敷ノ前ノ河タキニ畠一所

ナニサコ畠一所 石内 (※石内名) ニアマカ石屋敷一所

ヲス谷 (※押谷名) ニ堂ノ西ニ畠一所

(メカ)
右山地ノ堺 □ ノ注状如件

應永廿三年^{歲次}_{丙申}正月十一日

沙弥善住 (筆印)

同息女熊女 (筆印)

注 蠹 111 による。ただし句読点、集落・名の比定(括弧内)、および下線は筆者による。

専当時末名の名領域を記した文書である。記載法は四至を外枠としつつも、名領域を一周する境界線を再構成しうよう地名を列挙するものであり、四至と地名列挙の折衷といえる。なお「同名内入目ノヤフ之分」以下の五所は領域外への飛地と思われる。わずかに比定できた地名(下線)からは、近世仙頭村本村からやなの上名・石内名を除いた、標高 200～1200 mにわたる領域が示されている可能性が高いように思われる(第2図参照)。

地名記載はまず「ウシトラノスミヨリ」として名領域の東北の隅から始まる。これは四至が理念的に措定する四方位のなかで東と北が交錯する地点に当たり、以下東南西北の時計回りに一周してゆく。そして東の部分で実際には名領域を半周し、現実には南西に位置する集落大古畑・明改が南に記され、以下西に熊押が記され、北に続く。

ところでこの文書の地名記載にはできるだけ精密に境界を示そうとした意図が感じ取れる。境界が尾根・谷に一致する場合、固有名をもつ尾根(尾・ウネ・タワ)・谷によって小尾根・小谷一つ誤認を生じぬように意図され、また樹木・泉・屋敷といったランドマークも採用されている。特に集落近辺の位置を示す場合には「大フルワタノ松」「屋敷ノ西ノウネ」「クマウスノ下ノ泉」「上クホノ屋敷ノ西」「北ムキナル屋敷ノ北ノウネ」など微細な位置を示す表現が目につく⁵⁸。このような表記は、かなり詳細に境界の位置を指示しうるものと評価されよう。

史料5 応永 34 年(1427)

土州國大里(※大忍)横山専當分しき之事

奥るはた(※送畑)分境之事

一、東かなわあしくろぬたかきり、おくるはた・くわの川(※桑の川)さかい、長川ら見ゑる中
 ゑみかきり、をうもりかきり、へいけもりかきり、ひら石かきり、をうゑみかきり、をうかしかきり、か
 なわあし山もゝのとうかきり、おう殿内かきり、子との内かきり、をくるはた・のりとも(※則友)さ
 かい、ゆつりは谷かきり、ミネの子谷川かきり、たきとうし大川のをち相かきり、下ハ大川かき
 り、したれかしかきり、せうふのふちかきり、かつら谷かきり、はたをりとちかきり、をくるはた・
子ノミね(※小峯)さかい、助やすかうへ松かきり、しきりのうねかきり、かなわあし御おうはや
 しかきり、をくるはた・ね木や(※根木屋名)さかい、かんはかきり、つなおりつなつけひきち
 かきり、きたむきかうゑみかきり、いまぬたかきり、むかしぬたたつみのすみかきり

をくるはた境専當本地

應永卅二年^{丁未}二月二日

注 木 94=古 371 による。両者の内容は完全に一致している。なお句読点、括弧内の地名、および下線は筆者による。

専当名支配下の送畑の領域を示した文書である。第5図に位置を示した地名(下線)によれば、標高 300~900 mにわたり円環を成す境界線を、時計回りに「~かきり」と地名を列挙して示したものと考えられる。一見四至が現れないものの、地名列挙の冒頭に東と記され、東北部に比定される「かなわあしくろぬた」から始まる点に、四至という表記法の影響が窺える。なお境界を接する名や集落も「をくるはた~さかい」と記されている。

この文書で特筆すべきことは地名記載密度の高さであり、1kmに2~3の地名によって境界を表現していると推定される。ここには川・谷・淵・尾根(うね)・湿地(ぬた)や特定の場所(をうもり・へいけもり・おう殿うち・子との内)が挙げられ、地形を表す地名を含め、山中の様々な固有名をもつ二六の地点が採りあげられている。このような表記をみるかぎり、山中には地形に無関係な地名も豊富にあり、文書を受けとる側が境界を読みとるにあたって混乱を招かない地名を容易に選ぶことができたと考えてよいだろう。

史料6 応永 34 年(1427)

ミねの子谷かけ山をくるはたしんたいの山之事

一、をう殿内かきり、長せきをかきり、をさゝや口かきり、うすきのかきり、中しきひう山神かきり、をうくるすかきり、中はたけをうもりかきり、さこ山のひしりはやしかきり、ほとけのうねかきり

一、此内をくるはたしんたいの山なり

此山何方こい候時ハ、木本いわいまいり候へハ、百文をくるはたへ、百文のりともへ、二百まいり候へハ、ふたつわけニ此ことくわけ申相定候

一、此内のら山をる物、一年ニさんとのいんしん、三との人夫ニ相定候

槇山専当分

をくるはたしんたい

應永卅_二年二月二日

注 木 93=古 370 による。両者の内容は完全に一致している。なお句読点と下線は筆者による。

下線部「影山」の位置比定(第5図)、および史料5といくつか地名を共有していることから考えて、史料5の領域に南接して「送畑」が進退していた領域を示した文書と考えられる。「~かきり」として、9つの地名を列挙し、境界の位置を把握するように文書を受けとる側に求

めていると思われる。ただし地名の比定が困難で、示された境界の位置はよく分からない。

地形を表す地名としては「長せきを」「ほとけのうね」が尾根に相当するように思われる。その他は、地形とは直接関係がない固有名としての地名と受け取れる。しかし史料4・5と同じように、地形にかかわる地名とかかわらない地名をともに列挙し、文書を受けとる側に境界を読み取らせるものと考えられる。

(2) 山地空間のなかの地形の認識と境界

以上六文書の読解に基づき、山村住民の空間認識のなかで地形が占める意義を整理したい。

まず中世楨山の山村住民は、生活空間たる山地の地形の状況をよく把握していたといえる。その直接の表れが尾根・谷に与えられた固有名である。また史料2にみられたように、尾根・谷が方向を示すために用いられていた以上、生活空間のなかでの尾根・谷の位置関係をある程度把握していたと考えられる。さらに、尾根に対して～尾・～ウネ・タオ(タワ)、谷に対して～谷・～川(河)・～サコ・～クボ、といった語が使い分けられている。この背景には山村住民の地形に関する知識のこまやかさがあると思われる⁵⁹。

ところで、境界の位置を示すために尾根・谷のみを挙げた文書は全くみられなかった。これについては史料1・3のように境界自体が谷・尾根に一致していないケースも考えられるが、境界が稜線・谷線に整合する部分が少なかったからとは思えない。前節にみたように境界と稜線・谷線との一致が中世に少数派であったとは考えにくく、また尾根・谷に一致する境界をランドマークや地点を表す地名によって表現することも十分可能だったと思われるからである。

ここで山地空間のなかで独特の相貌をみせるランドマークを改めて整理すれば、樹木(楠・檜・松・柿)・石(岩場)・滝・淵・池・泉・湿地(ヌタ)などがこれに該当する。また一定の面積を占められる森林あるいは凸状の地形(林・森・岡)、そして人為的な事物では特定の地点を示すにふさわしい建造物(社・宮・屋敷)が目立った。ほかに地名そのものというほかない呼称も少なくなかった。これらはいずれも尾根・谷のような線状ではなく、面積の大小があるといえ点状の地点である。

これらのランドマークもしくは諸地点は、山中に豊富に存在していたであろう諸地点から選択されたものであり、空間認識において地形とともに不可欠の要素であったと考えられる。位置関係の認識につながるのが尾根・谷だとすれば、絶対的な位置を示すのがランドマークや諸地点であったと評価されよう。一節で触れた中世絵図との関りに注意すれば、山村を描いた中世絵図が尾根・谷とともに山中の独立樹や岩(岩場)や建造物を強調して描くのは、まさに当時の山地空間の認識に対応したものだといえる。

第4節 境界画定にみる山地利用と地形

尾根・谷が山村住民にとって馴染み深いものであった以上、第2節で注目した集水域という単位もまた空間認識上重要だったと想像される。また前節では標高による地名記載の差異について一部言及したが、尾根の高度によっては山地利用に強く影響することが予想される。本節では尾根・谷および集水域が開発・領域化に与えた意義を境界画定事例から探ってみたい。

a 宗恒名（岡内名）の場合 次の永仁6年(1298)の文書⁶⁰は、宗恒名と守利名の境界相論にかかわるものである。

(前欠) 件せれめきハ[]之由、權守[]相互[]之兩方無指所せん口宗恒之本名主[]太夫仁相尋之處、[]守利[]せのうちたるよし承伏申候乎、あらせい又守利名のうちたるてう、[]證文明白なるうへハ、守利名として可領作之状、如件 (後略 ※句読点は筆者)

これは宗恒名と守利名が名領域の「うち」として争った「あらせい」の帰属を守利名に裁定した文書である。相論の主体は宗恒名側の「權守」と守利名であり、裁定の根拠は「宗恒名本名主[]太夫」の証言と、証文である。この証言と証文は裁定の結果からみて論所「あらせい」が守利名の「うち」であることを支持していたと考えられる。

ところがこの裁定は10年後の史料2で逆転する。史料2は既述のように岡内名の四至を示したものであるが「西限……下ハアラセ谷」「殊更西ハ本名内アラセナリ」とあるように裁定の逆転を示唆している。「あらせい(アラセ谷)」は近世根木屋村・岡内村の境界より500 mほど根木屋村側に比定され、物部川北岸の標高300~500 m程度に刻まれた小谷にあたる⁶¹(第5図)。

相論の過程を整理すれば、「權守」は1298年の時点では宗恒名の本名主ではないものの、小谷「あらせい」の利用に関する立場から相論の主体となったと思われる。一方守利名の主張に沿った証文が提出され、かつ宗恒名の本名主が守利名の主張に同意している点からみて、二つの名領域の境界に関しては、少なくとも論所付近については、すでに合意されていたはずである。しかし「權守」はこれを無視し、小谷「あらせい」で畑を造成した結果、守利名の反対に会い、相論に至って敗訴したものと考えられる。ところが權守は史料2では岡内名⁶²を重代相伝する者として10年前の自身の敗訴を覆し、四至を明記した史料2を入手している。しかし近世には小谷「アラセ」は根木屋村の領域になっており、この後再度境界が覆さ

れて近世に至ったと考えられる。

ここに端的に表れたように、境界画定の文書が作成されていても、名領域境界が繰り返し争われたことに注意したい。宗恒名(岡内名)ではさらに史料2の9年後(1327年)に、「……のうちにをいてハ宗恒名として知行さをいある(べからず)」として四至を明記した和与状が作成されている⁶³。和与状には「此兩年之さたのわつらい」と記され、宗恒名ならびに相論の相手がともに領域確保に固執していたことが窺える。

b 榎山・葦生郷境界の場合 すでに何度も触れたこの境界は、並行する尾根を越えて画定されている点や、史料1において東西に記載の差異がみられる点で興味深い。境界が尾根を越えて画定されたことから、榎山側の開発・利用がそれだけ進展していた可能性を想定させるが、東部に関しては必ずしもそうでないことが近世初期の相論史料から判明する。慶長10年(1606)頃と推定される「葦生榎山境目御尋ニ付御請状」には、

右(※葦生郷と榎山)之境、従先年数代持来候清水平・定安荒、前々ハ根木や(※根木屋)・数代作仕候。根木屋五郎右衛門代ニ、(※葦生郷の)五王堂新兵衛へあて作被仕候。(中略)是ハ五十年ニ成申候。(中略)去年無届五王堂かた・私山を切申候⁶⁴(※句読点は筆者による)

とある。

これによれば根木屋側は境界付近を耕作していなくはなかったが、50年前(1556年頃)より葦生側五王堂(第5図参照)からの耕作を有償で認めており、近世初期に至ってそれが「無届」に為されたために訴えてたことになる。つまり榎山側からすれば、尾根を越えた向こう側にあたる境界付近の山腹は利用の対象となりうる空間ではあるが、確保の必要にせまられた場所ではなく、入作を許す余地が存在していたといえる。それに対して葦生側から境界を越えての利用は戦国期より積極的となり「ごき杣、あるいはしよおとし、其外用木を切取⁶⁵」(句読点は筆者)とも訴えられているように、活発な山地利用が展開されていた。

このような状況を踏まえるならば、史料1における東部・西部の記載の差異は示唆的である。西部では、境界を横切る谷を記すことに表れるように、境界の位置を示すことに強い関心が示されているが、東部においては名領域境界(小塚)と榎山・葦生郷の境界との交点を示すにすぎない。東部においても境界は山腹を横切り、谷を横断する曖昧な位置にありながら、その位置を明示する意図は読みとれないといえる。それゆえ史料1の鎌倉末期において、東部四名では境界付近の山地利用が全く行われていなかったとはいえないが、山地利用に即した境界画定がなされたというよりは、史料1によって榎山と葦生郷との境界ならびに名領域境界が人為的に設定された可能性が高いと思われる⁶⁶。一方西部3名の場合は、比較

的实际の山地利用を反映したからこそ、丁寧な地名記載が必要だったと思われる。

このような東西の対照的な相違は、境界付近の地形の違いと関係していると解釈できる。西部においては谷沿いの土地利用はもちろん、せいぜい標高 500 mの、しかもそれほど急傾斜でない尾根の利用を阻むものは考えられない。対して東部の尾根はおおむね標高 1000~1500 mにわたる。この高度は物部川からの比高にすれば最大 1000 mに及び、しかも西部よりもはるかに急傾斜である。単に近接性に劣るだけでなく、気温の低さ、風当たりの強さは、耕作にとって条件が悪い。近世初期に至ってこのような場所で耕作を原因とする相論が発生したことは、耕作による山地利用がようやく高標高の地を競合するに至ったことを意味しているように思われる。

ここでaの宗恒名(岡内名)によって争われた「あらせい」の地形的条件を改めて考えれば、槇山・葦生郷境界の西部と同じく低標高ゆえに山地利用が進行していたことが、相論の背景にあったと考えられる。すなわち近接性に優れ、また気温その他の条件も耕作にとっては悪くないという条件である。論所「あらせい」は東西に小規模な尾根もつ小谷であったが、標高が集落と同じ程度に低くかつ集落に近い場所であり、山地利用の競合を阻む条件はなかったといえよう。むしろ地形に目を向けるなら「あらせい」という谷に対応した空間的単位が領域争いの単位となっていることに注意しておきたい。それに対して史料2における岡内名の北の四至が簡素に表現されていることは、この時点ではやはり高標高における山地利用が進展していなかったことが背景にあったと思われる。

ちなみに名領域をめぐる境界相論は 14 世紀のあいだ散見され、守利名と国末名(年欠)⁶⁷、専当名と資安名(1362 年)⁶⁸の例が続く。ともに物部川に沿って隣接する名の争いであり、物部川本流からそれほど遠くない低標高の場所を争ったものと思われる。つまり宗恒名(岡内名)が隣接する名と境界相論を繰りひろげたのと同様に、物部川に沿って下流から上流に並ぶ名が、集落と同じ程度の標高で接触する場所を競合し、相論を争っていた状況を想定してよいと思われる。

したがって中世槇山の特徴として、耕作に不適な高標高の場所を利用するよりも、集落から容易に赴くことができる低標高の場所を確保するために、境界相論も厭わないという姿勢が特筆される。それゆえ境界の位置が安定するのは、境界自体が強く尊重され、境界のどちらからも侵犯しないという理解が成熟してからと考えられる。15 世紀前半の境界記載文書(史料3~6)はおおよそ 1000 m以下の低標高に位置する境界にかかわるものであるが、いずれも相論の存在を示していない。それゆえこの時期にはしだいに名領域境界が安定し、第4図の境界に近づいていたとみなせるのではないだろうか。

第5節 おわりに

本章の成果を要約しておく。中世槇山においては名領域が山地利用を統制する単位であり、その境界は焼畑を含む畑作を中心とした山地利用の競合を通じて画定されたと考えられる。すなわち山地利用の競合は、低標高の位置から進んだが、そこでは相論を繰り返すことによって、しだいに安定した境界が画定された。しかし高標高への山地利用の進展は、近世に至ってはじめて盛んになったといえる。高標高の尾根は耕作に不適なため利用が遅れたが、低標高では地形は山地利用の障害とはならず、むしろ地形に見いだされた空間的な単位が相論の単位となった例が注目される。地名記載からみたところでは、中世山村の住民は生活空間における地形の状況や位置関係をよく認識しており、地形は山中の諸地点とともに空間認識の要素となっていた。

このような中世における展開を踏まえたとき、近世槇山において境界が稜線・谷線と一致する傾向の強さは、中世における山地利用と領域化が小規模な集水域を単位として進行したことに由来していると思われる。それゆえ複数の集水域にまたがった領域が形成されるのは、山村においてはむしろ自然なこととさえいえる。もともと名の再編や分合によって近世までに飛地状態が生じることになったが、そのような既存の領域の再編成にしても、小規模な集水域を単位として行われたのではないだろうか。しかし、そのような小さな単位がいかに集積され、一つにまとまったかという問題を論じるには、山村住民と名領域という統制との関係を検討する必要がある、この点については史料の不足から立ち入ることができなかった。

とはいえ本章の事例は、中世山村が山地空間にたいして政治的な支配を及ぼしていた例として、評価することができる。それは一つには、民俗学・文化地理学においてしばしば説かれてきた政治的に自立した中世山村のイメージとは逆に、高標高の山域を残しつつも荘園と名の支配が山地に深く及んでいた例となるからである。史料的な制約が大きいとはいえ、さらに中世山村の研究事例を増やし、より一般的な見通しを得ることを、今後の課題とした。

【第2章 注】

¹ 小山靖憲の規定によれば「領域型荘園」は11世紀中頃以降出現した荘園類型であり、それ以前の「初期荘園」や「免田・寄人型荘園」に比較して、山野河海を含む領域支配を特徴とした。①小山靖憲「古代荘園から中世荘園へ」歴史地理教育 329, 1981, 6～7頁。②同『中世村落と荘園絵図』, 東京大学出版会, 1987, 5～10頁。

² 戸田芳実は1960年代初頭に、中世初期の荘園の山野領有の進行にたいする住民の反発や地主神のあ

り方から「山野の集团的占取＝共同体的所有の存在」を見だし、惣村以前の中世村落が山野の共同体的占取と結び付いて存在していたことを示した。戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(同『日本領主制成立史の研究』, 岩波書店, 1967)280～319頁。初出はヒストリア 28, 1961年。以後の中世村落研究ではとりわけ中世前期において, 村落の山野占取が重要な切り口の一つとして継承されている。その詳細については田村憲美の整理があるので本稿では紹介を省くが, 近年では水野章二・田村憲美・春田直紀によって展開されている。田村憲美『日本中世村落形成史の研究』, 校倉書房, 1994。

³ 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(前掲1①)46頁。初出は日本史研究 139・140, 1974年。

⁴ 水野章二「中世村落と領域支配」日本史研究 271, 1985, 60～61頁。

⁵ 春田直紀「中世の海村と山村 一生業村落論の試み一」日本史研究 392, 1995, 58頁。

⁶ 藤田佳久『日本の山村』, 地人書房, 1983(初版1981), 69頁。

⁷ 近江国葛川がその代表である。水野章二「結界と領域支配 一近江国葛川の村落一」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』, 塙書房, 1985)185～215頁。坂田聡「山村と漁村」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 第2巻 景観1』, 雄山閣, 1990)295～314頁。

⁸ 藤田佳久・関戸明子「吉野山村の村落結合と領域認識(下)」徳川林政史研究所研究紀要, 1989, 143～178頁。

⁹ 中世においても尾根や河川が境界になりがちだった。伊東和彦「日本中世前期の民衆生活と境界表記」(民衆史研究会編『民衆生活と信仰・思想』, 雄山閣, 1985)42～61頁。また現代山村についても尾根がゼンマイ採集の「ナワバリ」の境界となる例がみられる。池谷和信「多雪地帯の山村におけるゼンマイ採集活動と採集ナワバリ」季刊人類学 20—1, 1989, 63～120頁。

¹⁰ 千葉徳爾「焼畑集落の行政的所属について 一土佐物部川上流の事例一」(上野福男先生喜寿記念会編『農業地理学の課題』, 大明堂, 1986)105頁。

¹¹ 立荘については『倭名抄』にみえる大忍郷が荘園化したもので, 鎌倉初期に成立した」と推定されるに止まる。領家については鎌倉中期まで北条氏の支配を受け, 鎌倉中～末期には熊野神社が領家だったと考えられるが, 鎌倉末期には有栖川家の記載もみられ(第3節史料2参照)明快な説明は困難なままである。室町期には横山の石内名が守護細川氏により横山内部の臨濟宗末寺に寄進されているが, 詳細はなお不明である。山本大「大忍庄(熊野社領)」(高知県編『高知県史 古代中世編』, 高知県, 1971)573～603。引用は574頁。

¹² 豊田武「封建制下の農村 一主として在家と名の重層的構造について一」(児玉幸多編『日本社会史の研究』, 吉川弘文館, 1955)八九～九一頁。

¹³ 近世村落研究会編『近世村落自治史料集 第二輯 土佐国地方』, 日本学術振興会, 1956, 1～159頁。

¹⁴ ①山本大・秋澤繁「長宗我部権力の前提基盤 一土佐国大忍庄東川を中心として一」高知大学学術研

究報告5—14, 1956, 1~12頁。②同「土佐における封建進化について—山分の場合—」高知大学学術研究報告7—14・8—11, 1958・1959, 1~19・1~22頁。③横川末吉「長宗我部地検帳の名請について—大忍庄槇山分専当—」地方史研究21—2, 1955, 41~49頁。④同『大忍庄の研究』高知市民図書館, 1959, 3—9頁。⑤正木喜三郎「荘園解体期における土佐国大忍庄の在地構造の変化について—東川専当を中心として—」日本歴史143, 1960, 109~115頁。

¹⁵ 前掲14)④, 46頁。

¹⁶ 前掲14)①, 7頁。

¹⁷ 黒川正宏「土佐大忍荘の専当について」歴史教育17—1, 1969, 64~79頁。

¹⁸ 秋澤繁「土佐の山村—大忍庄槇山を中心として—」(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む 第六巻 内海を躍動する海の民』, 新人物往来社, 1995)59~114頁。

¹⁹ ①松本豊寿「太閤検地の一環としての『長宗我部検地』の村落論—その歴史地理学的考察—」, 地理学評論31—10, 1958, 25~37頁。②大脇保彦「土佐における近世初期村落について—長宗我部地検帳による若干の考察—」, 人文地理12—3, 1960, 35~57頁。③相馬正胤「近世における山岳地域の土地構造—高知県物部村槇山について—」(上野福男先生喜寿記念会編『農業地理学の課題』, 大明堂, 1986)34~53頁。④谷山元士「堺相論と『呼示』—『村』の形成過程との関連において—」, 歴史地理学156, 1991, 57~58頁。

²⁰ 専当など在地荘官は少なくとも槇山・東川(現香我美町東部)・西川(現香北町南部)のそれぞれに置かれていた。また名相互の関係において、槇山全体の名もしくは東川・西川全体の名の結合を示す文書はみられるものの、大忍荘全体の結合を示す文書は見当たらない。

²¹ 安芸文書25「大忍庄政所下知状」文保2年(1318), 前掲13), 42頁。

²² 安芸文書18「地頭名宛行状」正安2年(1300), 前掲13), 40頁。なお横川末吉は、安芸文書4「物部清延四至堺注文」安貞2年(1228), 前掲13), 36頁, を清遠名の四至を示したものと推定しているが、この文書は前欠し、名の四至との文言は見当たらない。前掲14)④, 28~30頁。

²³ 前掲14)④, 51頁。

²⁴ 前掲19)①, 29頁。

²⁵ 槇山の中世末期の名領域が一部を除き近世村域に継承されたことは、横川末吉や秋澤繁がすでに指摘している。前掲14)④, 167頁。前掲18), 85頁。また大脇保彦が「山間部では……名体制が遺存し、長宗我部地検帳はそれを基礎地域として捉えたことを知るが、この名や村は藩政時代の郷の下の枝郷の境域としてそのまま選ばれた場合が多い」と述べたように、土佐の山地部では一般に中世名と近世村との繋がりが深く、槇山もその典型例といえる。前掲19)②, 49頁。

²⁶ 板・クズ(葛)・苧・キハダ・「灰木」・「木老」・炭・紙など。嘉元4年(1306), 拾23=古80, および元徳2年(1330), 拾34=古115(史料の出典については後述)。その他ニカワ・ウサギ・トクサ・カドラ・ワラビ等も確認される。安芸文書262・263「清爪分諸公事注文」年欠, 前掲13), 110頁。

- ²⁷ 横川末吉は近世槇山の文書に散見される「切畑」の語句から、焼畑経営に言及している。前掲14)④, 221～319頁。
- ²⁸ 正安元年(1299), 木23=古64(史料の出典については後述)。および同年の安芸文書16「清遠名畑請料銭免除状案」・同17「國弘名畑請料銭免除状案」, 前掲13), 40頁。
- ²⁹ 黒田日出男『日本中世開発史の研究』, 校倉書房, 1984, 142～146頁。同『境界の中世 象徴の中世』, 東京大学出版会, 1986, 29頁。
- ³⁰ 庄谷相村・拓村・大栃村・岡内村の中心部。位置は第2図を参照。
- ³¹ 『地検帳』には「山畠アレ」が目立つがこれは「永アレ」と区別されており、休閑中の「畠」を意味するととれる。本論文第3章が示すように、このような休閑する「畠」と焼畑との差は相対的なものにすぎないと考える必要がある。
- ³² 前掲14)②, 高知大学学術研究報告8—11, 14頁。
- ³³ 前掲14)④, 171頁。
- ³⁴ 前掲18), 87頁。
- ³⁵ 下坂守・長谷川孝治・吉田敏弘「葛川絵図 —絵図研究法の例解のために—」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー 上巻』, 地人書房, 1988)48～109頁。
- ³⁶ 高知県編『高知県史 古代中世史料編』, 高知県, 1977, 219～1427頁。なお刊本所載の山本大の解題(6～19頁)によれば史料集の成立年代は順に、享保10年(1725)頃・延享4年(1747)以降・寛政6年(1794)以前・文化8年(1811)・文化9年(1812)。
- ³⁷ 『土佐国古文叢』凡例に「筆者の巧拙によりて分明ならざるものは皆本のまゝに記して聊私意を加へず」とある。前掲36), 969頁。
- ³⁸ 『土佐国香我美郡大忍庄地検帳之事』, 天正16年(1588), 高知県立図書館蔵。読解には刊本を参照した。示野昇編集代表『長宗我部地検帳 香美郡 上』, 高知県立図書館, 1962, 312頁および360～379頁。
- ³⁹ 「甞生槇野山大境書物写」(松本実編『物部村志』, 物部村教育委員会, 1963)576～581頁。これは近世前期の境界相論関係文書を四点集めたものである。
- ⁴⁰ 岡内幸盛『山風土記』, 文化12年(1815), 高知県立図書館蔵。巻一～四が地誌に該当する。著者幸盛は槇山岡内名の名主家の後裔であり、槇山郷惣老を勤めた。
- ⁴¹ 資料とした小字図(地籍図より物部村編集)と近世の飛地の状況はほぼ矛盾せず、近世～明治にかけて村境の変更はほとんど無かったと考えられる。近世の飛地については千葉徳爾の復原や『山風土記』の「散村小名」の項を参考にした。後者は飛地を「方至」の外と注記しており、それによれば「別役村ニアリ」とされる根木屋村帰属の二集落、「別府村ノ内」とされる岡内村帰属の二集落にかぎり、小字図ではそれぞれ別役・別府村の帰属とされ近世／明治の間で食い違っているが、例外とみなしてよいだろう。一方千葉徳爾は近世後期の過去帳によって山崎・仙頭・押谷の三村に帰属する小集落の分布図を提示している。千葉徳

爾の図と筆者の第2図はほぼ矛盾しておらず、第2図を近世村の境界とみなして問題ないことが裏付けられる。前掲10), 99~103 頁。

⁴² 村域内部の流水がn本の河川となって外部に流出すれば、その村域はn個の集水域からなるとみなした。

⁴³ 千葉徳爾は、山崎・仙頭・押谷の三村に帰属する「小集落が相互に混在して、一つの区域として区画しがたいことがよみとれる。また、その境界として河川、山嶺などの地形条件が全く意味をもたず、距離の遠近や隣接関係なども、行政上の区別をする条件となっていないことがわかる」と述べている。著しい飛地が存在する点では全くその通りであるが、既述のように境界そのものは稜線・谷線に一致する傾向が高い。前掲10), 103 頁。

⁴⁴ 前掲18), 111 頁。

⁴⁵ 早く横川末吉が『山風土記』所載の専当家系図に、かつての岡内名主の系図と専当家の系図との接合を見だし、南北朝期に古い名主が没落し新しい名主が台頭して岡内名や専当名を支配したと推定したが、その背景については分からないとしている。横川末吉「平家伝説考」(毎日新聞社編『四国山脈』、毎日新聞社、1959)172~176 頁。秋澤繁も専当名の初見が正平11年(1356)と遅く、しかも南朝方によって安堵され、その後領主側から一旦否定され、再度安定するという過程を経ていること、また応永年間(1394~1428年)までに国光名・石内名・小浜名・根木屋名・別役名・鴨峯名が専当氏の傘下に入っていること、また旧名のうち国光名・雑用名・助安名・国末名が15世紀前半までに姿を消していることを挙げ、これらの出来事は「相続・譲渡・売買による複雑な旧名解体過程を窺わせている」と述べている。前掲18), 110~111 頁。

⁴⁶ 『地検帳』の「石内分」「屋那の上分」に「専当左衛門太夫給」とある。

⁴⁷ 『山山風土記』によれば、給主・庄谷合弥助が「大坂一乱」に出陣して行方不明になったのち「名本」となった専当家によって慶長15(1610)年に分割されたという。

⁴⁸ 前掲18), 105 頁。

⁴⁹ 『地検帳』の「依遠分」には「今公文兵庫給」「今専当給」とあり、公文名・専当名の飛地になったものとみなせる。『地検帳』における「依遠分」の小字「ホリ田」と「コツモ」ならびに「ヨリトヲ」の小字が現在の大柝の西南にあたる集落「大比」付近に確認される。同様に「蔵用分」には「公文兵庫給」「今山崎勘解左衛門給」とあり、公文名・山崎名の飛地だったとみなせる。小字「蔵用」は現山崎本村に確認される。なお『地検帳』表紙の「村付之事」には、15の「新名」に混じって「依遠」「雑用」が記されており、この呼称が形骸化しながらも残存していたようにみえる。

⁵⁰ 「槇山専當本知坪付之事」、天正16年(1588)、木287=古800。

⁵¹ 耕地や屋敷を売買した記録が幾つかみられ、名相互での土地売買もまた「小規模な飛地」の原因の一つと考えられる。後掲の史料4がその一例である。また永徳3年(1383)の蠹86には、「専道國時之重代相傳之所領」の「山畠」が「小曾谷ノ道ノ下」にあるとされ、押谷名内部における専当名の山畠を示唆している。なお消滅した「旧名」助安名はその位置が不明であるが、押谷村周辺の「小規模な飛地」がその跡地なのか

もしれない。「資安名」(助安名)が康安2年(1362)に専当名と境界相論を行っていること(蠹78)、助安名を譲渡する文書が「押谷村神主山本豊前蔵」と近世の史料集に注記されていること(応永2年(1395)、古271=竹22)、次節に引いた史料5の送畑・小峯の境界に「助やすかうへ松」とあるのがその僅かな推定根拠である。

⁵² 境界に触れたにすぎない文書、欠落部分が著しい文書、および誤写がひどくて検討に耐えない文書は除外した。

⁵³ 秋澤繁はこの文書における「新名」の肩書を「後代、頻発する山堺論への対処のため、追記されたもの」とみなしているが、この点にはやや留保が必要と思われる。肩書は「新名」もしくはこれを継承した近世村を追記したようにみえるが、仮に追記したとしても中世期のことと考えられる。子細にみれば中谷川でなく「長谷ノ川」、大栃でなく「太土」、根木屋でなく「栢木尾」と本来記されていたことが、朱書や『山風土記』によって暗示されている。このような用字は、村名表記が固定化した近世には廃れてしまった中世期の用字であるからこそ写本に転記されたと考えられる。また山堺論が惹起するのは近世初期であり、その際追記が必要になったとすれば、なおさら近世以後に固定化した用字を記すはずである。前掲18), 106頁。

⁵⁴ 「大堺」の語は中世槇山の文書にはみられないが、近世初期の槇山・葦生郷の境界相論を伝える「葦生槇野山大境書物写」(前掲39), 576~581頁)では、槇山・葦生郷の境界を指す語として確認できる。またこの文書では史料1に「小堺」として挙げられた地名が、次のように槇山・葦生郷の境界上における槇山内部の村境の位置として記されている。「一、彼両山大堺之事、公文(※=大栃)・根木屋・葦生安丸三方之境ニハ、女男檜かきり也。」「一、彼両山大境之事、岡内・根木や・葦生の南池三方之境ニハ、池ノエミかきり也。(中略)一、岡内・窪(※=葦生郷の久保村)・奥別役(※=別役)三方之境は山もちが滝ノ下ノエミかきり也。(※句読点と下線は筆者)」これらの記載は、史料1に示された名領域境界が村境として近世初期に継承されたことを示すと考えられる。

⁵⁵ タワ・タオは、吶・埵などの漢字をあて、鞍部または峠を意味する。松永美吉「民俗地名語彙事典(下)」(谷川健一編『日本民俗文化資料集成 第十四巻』, 三一書房, 1994)16~17頁および53~54頁。

⁵⁶ 吉田敏弘によれば、四至という表記方法にひそむ空間認識は四至を辺とする四辺形に集約される。この点に四至の特徴を認めるならば、直交する四方位による空間認識が容易でありかつ四辺形の設定に障害となる峰や尾根がない平野においてこそ四至が適している。にもかかわらず四至が山地空間に導入された例が史料2であるといえる。吉田敏弘「四至・示絵図考」歴史地理学 144, 1989, 21~43頁。

⁵⁷ 類似の例に宗恒名の境界を記した嘉暦2年(1327)の古111=竹6がある。すなわち「日うら(北岸南向き斜面)ハセわ[]ふとをしかきる」, 「かけ(南岸北向き斜面)ハ久口の○[]つゑ名○」, 「上(上流)者ふとをゝかきり」, 「西者河限」として、四つの「方位」について一つずつ地名を挙げ、さらに「日うらの東の堺者[]名の西のふとをゝ限」, 「かけハ久曾たきのつ有[]」と補足している。

⁵⁸ 史料1・4・5にみられる「エミ(エミ, 江見)」は、松本実によれば「山の斜面でくぼんだところ」とされる。この語もまた微細な位置を示す意図を反映しているように思われる。前掲39), 107頁。

⁵⁹ 山村における地形語が傾斜や比高のスケールに敏感で、ある程度詳細な体系をもっていることは、古く

民俗学の山村語彙研究によって、最近では山村の小地名研究によって示されている。柳田國男『地名の研究』、古今書院、1936(『柳田國男全集 20』、筑摩書房、1990、8～290頁)。福井勝義『焼畑のむら』、朝日新聞社、1974、33～62頁。中島弘二「脊振山麓東脊振村における伝統的環境利用 —主体的環境区分をとおして—」、人文地理 38—1、1986、41～55頁。古田充宏「西中国山地における山村の土地利用と環境認識 —広島県山県郡戸河内町那須を事例にして—」、地理科学 41—2、1987、96～112頁。関戸明子「山村社会の空間構成と地名からみた土地分類 —奈良県西吉野村宗川流域を事例に—」、人文地理 41—2、1989、22～44頁。福田珠己「四国山地旧焼畑村落における環境区分 —高知県吾川村上名野川の小字名を事例として—」、人文地理 41—4、1989、72～82頁。関戸明子「焼畑山村における林野の社会的空間構成と主体的土地分類 —愛媛県面河村大成を事例に—」、人文地理 46—2、1994、24～45頁。

⁶⁰ 古 63=竹3による。両者はほとんど一致しており、ここでは先に成立した古 63 を引いた。

⁶¹ 根木屋村の小字「荒瀬」による。なお近辺には他に比定可能な小字はみられない。

⁶² ここでの「新名」岡内名と「旧名」宗恒名との関係については、明確な示唆を与える史料がなく分かりにくい。史料1の宗恒名に岡内と肩書されていること、史料2の岡内名の北の四至にある「山モチタキ」が史料1にすでに「山モチノ瀧」とみえることから考えて、宗恒名→岡内名という動きは十分考えられる。権守は宗恒名の脇名としての岡内名の名主であるか、あるいは宗恒名(旧名)→岡内名(新名)という展開によって、名の構成者から名主に転身したと考えられる。

⁶³ 前掲57)。

⁶⁴ 「蕨生横山境目御尋ニ付御請状」、前掲39、577～578頁。年代は記されていないが『地検帳』に登場する「根木や二良右衛門」が署名していること、また宛先の「五藤又助」が慶長 11 年(1606)の「両山境目御尋ニ付申上事」(前掲39)、578頁)の宛先と同一人物であること、およびこの「両山境目御尋ニ付申上事」のなかの「先年仰請之ことく」の文言が「蕨生横山境目御尋ニ付御請状」を指すと推定しうることから、慶長 11 年より数年過去のものと考えられる。

⁶⁵ 「両山境目御尋ニ付申上事」、慶長 11 年(1606)、前掲39)、578頁。

⁶⁶ 例えば立荘時に荘園領域を画定すべく物部川・蕨生川の合流点(落合)と山中の南池を見通して直線で結んだ可能性が考えられるが、推測の域を出ない。なお近世における横山と蕨生郷との境界はさらに東北部に伸びているにもかかわらず、その部分については史料1では全く言及されていない。実際のところこの尾根は東北にゆくほど高度が増し、利用価値が減少するために境界画定の必要を認められなかったと想像される。

⁶⁷ 木 64=竹 107 に「國末与守利与致相論堺事、(※別役)刑部申旨依有道理……」とあり、国末名は守利名に隣接していた。また第3図にも示されるように「新名」押谷名に深いかかわりをもつ「旧名」が国末名であり、国末名は近世押谷村付近に位置していたと考えられる。なおこの文書に現れる「別役刑部允」はこの文書で守利名主に補任されているが、この人物を正平 14 年(1359)の木 63=古 191=竹7にみえる根木屋名主「別役兵衛允」、および応安元年(1368)の木 68=古 210 にみえる守利名主「根木屋刑部尉」に関係があるとみて、南北朝期～室町期のものとして推定した。

⁶⁸ 「大忍庄槇山専當与資安与相論槇山之事」, 康安2年(1362), 蠹 78。なお資安名の位置については前掲51)。

第3章

吉野山村における近世前期の耕地経営

—川上郷井戸村を事例として—

第1節 はじめに

吉野林業の名で先進的林業地域として知られる大和国吉野川上流域においては、近世初期から先駆的な植林が始まり、中期以降筏流流路の開削を伴って本格的に植林が展開した。近世におけるその展開の過程に関してはこれまで林業経済学を中心に多くの研究があるが、笠井恭悦以降は、主として吉野林業形成の主導権の所在と、郷外山林地主・木材業者・山元住民の性格規定をめぐる議論が重ねられている¹。その際、山元住民は主として林業によって生活を維持していたと考えられ、焼畑と常畑の存在が確認されながらも、農業は苛酷な自然条件のもとにあって停滞しており、主産業として成立していなかったと考えられてきた。このような理解には一定の根拠があり、延宝期の検地における零細な石高所持と、近世中期以降の村明細帳等に頻出する「山稼第一」の文句が挙げられる。さらに、このように貧弱な畑作経営の内容は、岡光夫が川上郷高原村の延享元年の史料から検討したところでは、主食用の雑穀・イモが大部分であり、そのほか楮・桑・茶なども栽培されていたが、これもまた自給の域を出ず、したがって専ら自給作物栽培指向の経営がなされていたと考えられている²。

しかし以上のように吉野山村における農業基盤を重視しない見解は、吉野林業が本格的に展開した近世中期以降の状況を想定したものであり、林業形成途上にある近世前期以前の農業の状況は余り問題にされてこなかった。その理由は、吉野林業史研究の主な関心が近世中期以降の林業の展開にあったということ、また近世前期以前の史料が限られていたためである。

ところで最近の川上村史編纂事業に際して公にされた近世前期の検地帳は、楮畑・茶畑・漆畑の存在を示しており³、これによれば近世前期の農業の状況は、中期以降と異なり自給作物栽培指向として理解するには問題があると思われる。そこで本章は近世前期吉野山村の農業の性格を明らかにすることを目的とし、さらに従来明確でなかった林業形成期における山地住民の経営指向についても側面的ながら検討したい。なぜなら検地帳から知り得る近世前期の農業の状況は、林業を中心として山村経済の再編成が進行する時期の、山地住民の行動の一部を示していると取れるからである。

フィールドの選定については、耕地の安定性が一つの焦点となるため、耕地配置等をやや微細にみるべく研究対象を一藩政村とし、史料上の理由から事例として川上郷井戸村を選んだ。井戸村は、現在の川上村のほぼ中央に位置する井戸区に相当し、集落は吉野川左岸山腹の緩斜面に立地している。明治期の史料では総面積約 118 町、うち山林約 111 町・畑約 4.9 町・宅地約 1.4 町、戸数 42、人口 188 人とあり⁴、川上郷においては中規模の村落であった。川上郷内の諸村同様近世中期から植林が本格的に展開したとみられ、18 世紀後半には急速に人口が増大し、その背景には林業の発展があったと考えられている⁵。その意味では吉野林業史上において一つの典型的な事例として考えてよいと思われる。

第2節 近世前期井戸村における耕地の存在形態

(1) 検地帳に現れた耕地の検討

近世前期における農業的土地利用をみるために、まず文禄4年(1595)と延宝7年(1679)に行われた検地の結果を分析する(以下「文禄検地」「延宝検地」と呼ぶ)。近世川上郷を構成する23の藩政村のうち、3村の文禄検地帳と6村の延宝検地帳が伝存しており、うち文禄検地帳と延宝検地帳をともに伝存しているのは、井戸村の外は碓(井光)村に限られる。そこから井戸村を取り上げたのは、碓村については藤田佳久がすでに延宝検地帳を分析していること⁶、また井戸村には延宝検地時の地引帳が残っていたことが理由である。

井戸村延宝検地帳⁷は一般的な検地帳の書式を保っており、各地筆の小字を比定すれば、それぞれの場所での土地利用のありかたと、村全体の耕地配置を知り得る。これに比較して井戸村文禄検地帳⁸は、各筆の小字記載がきわめて貧弱で、僅かな例外を除いては耕地の位置について判断することができない。しかし井戸村には、延宝検地前年に作成された『御検地銘々地引帳⁹』(以下「地引帳」と呼ぶ)が伝存している。地引帳とは、新検地を行う際に、検地の対象とすべき耕地ごとにその耕地の古検時の評価を記録した帳簿である。その冒頭は次のとおりである。

上畑壹畝拾八歩	二斗八合
楮 壹歩	五合
上畑三畝拾歩	四斗三升三合
ノ 四畝貳拾九歩	六斗四升六合
三ツ割之内九歩屋敷ニ成	四升
西上	壹番
一屋敷	はる

	同三畝貳拾歩四斗七升六合	
”		中二
一下々畑		同人
	同一畝三升	
”		下々三
一下々畑		二郎左衛門
(後略)		

冒頭の部分を延宝検地帳と照合すると、

《文禄検地》	⇒	⇒	⇒	《延宝検地》
上畑 (一畝 八歩)		屋敷 (九歩)		屋敷 (一一歩)
楮 (一歩)		下々畑 (三畝 三〇歩)		上畑 (三畝 二四歩)
上畑 (三畝 二〇歩)				上楮畑 (三畝 二四歩)
—		下々畑 (一畝)		上畑 (二八歩)
				上楮畑 (一〇歩)

という操作が行われたことがわかる。以下、地引帳と延宝検地帳の筆順は対応しており、延宝期の各地筆がどのように評価された地筆を継承したのかを知ることができた¹⁰。

ただし、地引帳と文禄検地帳の筆順は一致しておらず、さらに文禄検地帳が 270 筆の地筆を記載しているのに対して地引帳は 232 筆の地筆しか継承していない。そのため地引帳が文禄検地帳を完全に継承したのかという疑問が生じる。しかし、文禄検地帳の地筆から、延宝検地帳の記載によれば「永荒」として引かれた 31 筆と、地引帳では一括して扱われている山畑とを除外すると 233 筆が残る。この 233 筆と地引帳に継承された 232 筆とを、一筆ごとに地目と面積が一致する地筆があるかどうか対照したところ、ただ一筆(上畠6畝)を除いて全て見いだすことができた。したがって、この一筆と「永荒」引きの 31 筆と山畑6筆に、地引帳に継承された 232 筆を加えた合計が、文禄検地の対象となった耕地の全てである。かくして文禄期に検地された 270 筆の地筆のうち、地引帳に継承された 232 筆については延宝検地帳の地筆と比較対照し、残った 38 筆は別に保留することによって、近世前期の間の各地筆の変化を追跡することができる。

ところで、文禄検地帳・地引帳・延宝検地帳の三者の地筆記載配列には表1のような対応がみられる。検地帳の地筆記載配列は決してランダムではなく、ある程度耕地の位置を反

映するものであるが、ここには明らかに、後尾の山畑もしくは下々畑群とそれ以外を区別した配慮が読み取れる。つまり、山畑・下々畑群を除く大半の地筆は常畑と屋敷から構成され、集落を形成している一方で、山畑・下々畑群は、林野中に位置する耕地であり、常畑とはいえない可能性もあるとあらかじめ予想できる。そこで次にこの両者の空間的な配置と耕地の性格を検討する。

(2) 耕地の空間的配置と安定性

①常畑 井戸村領内においては吉野川左岸水平距離 400 m以内の傾斜面に、比較的傾斜の緩やかな場所が4カ所みられ、その全てがすでに近世初頭には常畑化が完了し、いずれも集落¹¹を形成している。すなわち延宝検地帳の小字を比定したところ¹²、常畑と屋敷は、図1に示されたA+D・B・C・Eの四ヶ所に集中しており、地引帳を通じて知りうる文禄期の状況も同様である。

ところで文禄検地の結果を分析するに際して、地引帳を通じて小字を比定しうる地目は普通畠・かうそ・屋敷に限られ、「山畑」と、全て永荒となった「荒畠」には小字の記載がないので位置を特定することができない。「山畑」については切畑として後述するが、「荒畠」は文禄検地帳においては常畑に混じってランダムに現れていることから(表1)、常畑の内に混在し、集落が形成された緩斜面に位置していたと考えられる。

しかし「荒畠」の性格は明確でない。「荒畠」というからには少なくとも検地の時点で耕作せずに放置されていたのであろうが、下畠に等しい斗代が設定され、個人に名請されたことは、「荒畠」の将来の土地利用を予期してのことと考えられる。ところが延宝検地では、「荒畠」は全て「川成」を理由に「永荒」となり、検地の対象から外されている。そこで仮に「荒畠」の「荒」の理由が「川成」だとすれば、集落の各地に「川成」が発生し、荒廢地がうまれつつも検地していたということになり、奇妙である。すでに川上郷の文禄検地帳を検討した泉英二は、「荒畠」を焼畑跡地として解釈する可能性を指摘している¹³。しかし高原村検地帳の末尾に集中する「切畑」の荒はそのように考えるのが妥当であるが、井戸村の場合、検地帳の配列を考えると屋敷や常畑と焼畑が混在して集落を形成していたことになり、不自然ではないだろうか。

ところで、地引帳からは文禄延宝間の各筆の面積増減が知れるが、切添開発もしくは放棄したとしか考えられないほどの増減がみられる(図2)。そのようなことが起こり得るには、常畑が間隙なく充填して集落を形成していたのではなく、開発の余地が点在し、かつ常畑を部分的にせよ休閑もしくは放棄する行動が少なくなかったと考える必要がある。「荒畠」は、そのようにして集落の各地に点在していた余地であり、一部は再び耕作され、一部が完全に自然の植生に任されたとは考えられないだろうか。「永荒」とされたのは、荒高として課税の

対象から外されたために名請人が曖昧になり、形式上の操作として一括して永荒としたものと考えればよい。その理由とされた「川成」は、集落A+DとB間の谷間では起こり得るので、一部は実際にそのような災害に遭い、それを形式上の理由にしたものと思われる。

このような増減の結果、延宝期になると常畑は村落全体としてかなりの減少になった。集落ごとの面積を示した表2によれば、四つの集落は継承されているが、集落Eで微増となったほかは、A+Dで八畝、Bで約2反減少し、Cでは文禄期の55%に縮小した。ほかに9反の「荒畠」や竿先の出目¹⁴の分もあるので、現実にはこれ以上に縮小したとみななければならない。したがって近世前期井戸村においては、常畑は必ずしも安定しておらず、かつ総体的には縮小しており、その意味では農業基盤を充実させる行動に乏しく、中世期より継承された常畑を維持するに留どまっていたといえる。

②切畑 近世前期井戸村においては、文禄・延宝の両検地帳に林野中の耕地が記載されているほか、隣村からの出作りにかかわる記録が若干残されている。しかし記録に現れる耕地の呼称からはその実体は明瞭ではない。

文禄検地では、検地帳末尾に六筆の「山畑」が記載された。その記載上の特徴をみると、まず面積が記されていないことは、丈量せず、斗代を決めないまま分米を決定したことを意味する。さらに分米が石単位で決定されていることは、耕地面積が常畑とは比較にならないほど大きく、見取りで判断したことを窺わせる。また畠と区別して畑の文字を用いていることは、焼畑ではないかと思わせる¹⁵。

この「山畑」は延宝検地の際作成された地引帳では、

先送り場

一、山畑 貳拾石 下々下毛 地下

とされ、形式上は次に述べる延宝検地帳の「古検反畝なし」の下々畑群に継承されている。ここで「山畑」に「先送り場」との注記がなされていることに注意しておきたい。この語の意味については次の文書が参考になる。高原村では延宝検地で「切畑」の地目で2町1反4畝が検地されたものの、享保年間までに植林した。それに関して、

一、百姓持山拾ヶ所 雑木杉少々 此反別貳町壹反四畝歩
分米拾四石七斗

右者先送り畑ニ而、年々先送り耕作仕候得共、近年ハ猪鹿猿多く出立喰荒し申ニ付、山々崖々江杉檜木苗木拵植付修理加、貳拾年より三拾年下苧仕育伐出し先送り植付共、小前之内より売買ニ仕出し等、日用第一之かせきニ而、渡世を送り候¹⁶

ここで「切畑」は「先送り畑」とされ、年単位で耕作を「先送り」することを特徴とする。これは耕地を移動させることを意味しているのであろう。また植林の場合は、伐採跡地に再び植林するというサイクルを「先送り」によって進めている。ここでの「先送り」とは、焼畑にせよ植林にせよ同一の土地を長期的なサイクルに従って利用する場合、一定の範囲を分割してローテーションを組み、ある区画を新しい段階に進めることを意味しているように思われる。したがって井戸村の「先送り場」は、焼畑のことであろうと考えられる¹⁷。

この「山畑」は延宝検地では、検地帳後尾に記載された下々畑群に継承された。ところで延宝検地帳は三つの本が残されており、この下々畑群の記載に興味深い相違がみられる。まず唯一検地役人ならびに村役人の印をもつ正本では、「くろくち」・「やれとち」・「のなか」・「まつお」の4小字によって占められ、全て「村作」となっている。うち「まつお」は文禄検地帳においても「山畑」が所在した場所であり、近世前期において繰り返し焼畑が行われてきたことが確実である。しかし控の検地帳の一つは、上記の4小字に代わって34の小字を記し、個人名請としている。これはおそらくより正確な場所と実際の作人を記録しておくために村方で作成したものであろう。そこでその34の小字のうち場所を比定しうるものを図1に示した。それによれば、下々畑群の立地上の特徴は、常畑と屋敷からなる4集落の間隙を充填し、あたかも集落間を接続するかのように分布していることにある。なかには常畑の小字と同じ小字によって示された地筆や、明らかに常畑に隣接すると考えられる小字もみられ¹⁸、集落を取り囲む位置にあったといえる。

ところで井戸村では近世前期において井戸領内に「山畑」と称して周辺4村から14筆の入作を認めていた。その記録は「出作畑年貢定覚」と題し、村方の諸定めや究を控えた帳面¹⁹の冒頭にある。帳面に写されたのは宝永5年(1708)だが、内容をみると、年貢の契約の成立は寛永11年(1634)にさかのぼることになっている。このうち人知村からの「山畑」が延宝検地の対象となり、前述の延宝検地帳控に記載された作人の名と一致することから、この入作「山畑」慣行は延宝年間以前にさかのぼると考えてよいだろう。

入作「山畑」のうち小字を比定しえたものは図1にアラビア数字で示した。人知村からの入作は延宝検地をうけた下々畑群iのうちに含まれ、集落A+DとEの間にある。しかし他の3村からのものは井戸村の集落からは隔たった、それぞれの本村から近い所にあり、特に高原村の「山畑」は井戸村にとっては奥山にあたる位置にある。人知村の山畑が検地されたのは、井戸村の下々畑群に含まれていたためであるが、他の3村の「山畑」が検地されなかった理由は明らかでない。単に見過ごされたに過ぎないとも、貢租体系上は山年貢に包摂されるためとも考えられる。いずれにせよ、この記録は延宝検地において検地されなかった「山畑」が存在したことを告げているわけであり、井戸村民の「山畑」についても、検地された下々畑

群のみに限定して考えるには留保が必要と思われる。

以上の下々畑群ならびに入作「山畑」の安定性については、次の文書が参考になる。

一、井戸村大領、町間合六拾弍町四反歩之内、山之伐り畑高合拾四石六斗五升九合、御年貢并ニ柴山小物成銀共、毎年御公儀様江井戸村より御上納仕り候場所之内ニ、惣名字下のかすきと申山畑、武木村より入作仕候下作畑五六枚御座候。先年ハ白畑ニ而、拾四五年荒置、苜ふせやき畑仕り、耆くわ切ニ而畑相応ニ年貢取申場所ニ而御座候²⁰。

この文書は武木村から井戸村への入作「山畑」に関する訴えであるが、問題となった「山畑」の作人名ならびに小字を照合したところ、「出作畑年貢定覚」に記されている「山畑」の3～6ならびに12筆目に相当した。つまり「出作年貢定覚」に記された入作「山畑」は、休閑期間を14～15年持ち、毛上を焼き払って「白畑」にする、という記事から、焼畑の特徴を幾つか備えた耕地であることがわかる。

ところでここで言及された「山之伐り畑」の高は下々畑群の石高合計に一致するので、下々畑群が「切畑」として認識されていたことがわかる。「切畑」は、川上郷においては近世の史料にのみみられる言葉で、すでに紹介した高原村の例の他にも明らかに焼畑と解される使用例がある²¹。しかし、焼畑を「切畑」と呼ぶことはありえても、「切畑」の語を全て焼畑と解してよいものかは定かでない。というのは、耕作期間と開拓後の労働投下量のいかんによっては、焼畑の概念ではくくれないと予想されるからである²²。すでにみたように多くが集落に隣接していた下々畑群＝「切畑」と、放棄と再耕作が珍しくない常畑との区別はつけにくい。つまり一面では常畑を拡大する行動であるともとれ、焼畑として放棄するか常畑として放棄するかは、弁別できるものではなく、相対的な差に過ぎないとも言える。この点に注意して、以下では焼畑と常畑との二項対立を避け、切畑の語によって、焼畑も含め林野を切り開いて作られた耕地でいずれ放棄する可能性が高いものを意味したい。

そのような視点で図1をみれば、近世前期井戸村の耕地は集落を四つの核として、《集落[屋敷～常畑]～村人の切畑～入作切畑》という配列構造を作っていることがみてとれる。ここで常畑と切畑は安定性においても空間上においても厳密な境界を引くことはできない。ただし、記録に現れない村人の切畑がこのほかにも存在した可能性は否定できない。

第3節 近世前期井戸村民の耕地経営

(1) 耕地の所持形態

常畑と切畑をもつ井戸村の村人の耕地経営をみるにあたって、まず耕地の所持形態を確

認したところ、常畑と切畑には明確な違いがみられた。

文禄検地において確定された名請人と地筆との関係をとりあえず所持と呼んでおく。図3はその集計結果を表しているが、ここから幾つの特徴を拾い出すことができる。まず常畑に関しては、常畑最大所持者(兵衛四郎)が5反弱の常畑を所持し、2位以下に格差を付けている。2位以下はほとんどが2反以下であり、しかも5畝以下のほとんどが無屋敷零細名請人にあたる。無屋敷零細名請人のなかには女性らしい名が11名あり、うち4名が「・うば」の名を持ち、隠居した女性かと思われる。以上の特徴はいわゆる太閤検地の特色であり、従来、実際の耕作者を名請人とする豊臣政権の方針により、隠居もしくは小農の独立過程が析出されたと解釈されてきた。そのような解釈が井戸村文禄検地帳においても可能であろう。従ってのべ52名の名請人が個々の家族を代表しているのではなく、屋敷数34のうちに複数の名請人が同居していたものとみえる。

延宝検地においては(図4)、常畑を所持する村人は31人に減少し、所持耕地が突出した者や零細無屋敷名請人が姿を消して全体として格差が縮小した上に、名請人の全てが屋敷を所持している。これはいわゆる近世的な村落の姿として理解できよう。文禄・延宝間の地筆の流動について知りえたところからは²³、太閤検地が認めた52名の名請人が31人に整理される際に、文禄期の最大所持者兵衛四郎の所持していた常畑は、延宝期においては少なくとも10人に及ぶ名請人の手に渡り、逆に延宝期の上位11名の所持する常それぞれの畑は、文禄期においては少なくとも3~8人にわたって名請されていた。このことは、近世前期において耕地の流動が珍しくなく、常畑の集積が進んだことを示している。しかしながら、すでにみたように常畑の総面積が縮小している状況にあっては、各名請人の常畑所持の零細性には変わりはなく、この点において従来の研究が示した農業基盤の貧弱さが再確認されよう。最大の所持者でさえ5反に届かないという零細な状況には、常畑の立地しうる緩斜面がもともと狭く、近世初頭においてすでに常畑の拡大はみられなかったという背景がある。

では、食糧生産を補完していたと予想される切畑の所持形態はどうであろうか。文禄検地においては「山畑」名請人は6人に限られているが、彼らの常畑面積に特定の傾向はみられない(図3)。必ずしも上位に集中しているわけでもなく、常畑を所持しない者さえいた。ところで、切畑を耕作していた者が実際にこの6人に限られていたかは確かでない。「山畑」の分米3あるいは4石はかなりの量であり、仮に斗代を碓村文禄検地帳の「山畑」同様に2とすれば1.5町あるいは2町となる。延宝期の切畑平均一筆面積は2畝21歩であり、これを参考にすれば、文禄期の「山畑」一筆は実際には数十筆の耕地片を総計したものではなかろうか。そのように考えれば、6名の名請人は、領主に対して貢租を請け負う機能を持つ「村」が形成されていなかったために、便宜的に名を出したものとも受け取れる。

延宝検地においては、検地帳の正本は切畑(下々畑群)を「村作」と記している。また、林

野は「井戸山」の名目で一括され、「惣村分」として山年貢 31 匁を請け負っている。したがって延宝期においては、切畑を含め林野にかかる貢租を請け負う「村」が確立していたといえる。ただし検地帳の控に記された「作人」を集計したところ、実際の切畑所持者には幾つの特徴がみられた(図4)。常畑を名請し、その意味では本百姓と言ってよい 31 名の全てが切畑を所持していたのではなく、常畑と切畑を所持する者は 23 名に限られていた。その面積をみると、3名のみが2反前後で、残るは1反未満に過ぎなかった。切畑のみ所持する者は1名に過ぎない。ここでは切畑は隷属農民の再生産を助けるために存在していたともいえず、あるいは村民によって平等に分割されていたとも言いがたい。常畑と切畑をあわせても農業を生業の中心におくことができた名請人は数人に限られていたようにみえる。しかしすでにみたように、検地されなかった切畑が存在する可能性が捨てきれないので、耕地の量についての検討はひとまずおいて、次にその経営内容を見ることにする。

(2) 商品作物栽培の展開と耕地経営の性格

検地帳の地目を分析することにより、近世前期井戸村においては商品作物栽培が展開していたことが知られる(表2)。文禄検地では、集落を形成していた常畑に混じって「かうそ」の地目で楮栽培が析出されたほか、地引帳からは八筆の「茶山」が存在していたことがわかる。茶山の所持者は明らかでないが、楮栽培については幾つの特徴が指摘できる。なお「山畑」には特に注記も無く、おそらく切畑には領主の注意する商品作物は栽培されていなかったと思われる。

楮栽培が常畑(荒畠を含め)に占める割合は5%弱に過ぎないが、30 人の名請人が所持面積にかかわらず栽培しており(図3)、広範に受け入れられていたことがわかる。ただし、栽培面積にはやや幅があり、1歩から4畝 15 歩に及ぶ。うち 17 歩以下の者が 20 人になり、経営上はきわめて小規模な楮栽培が多かった。その裏返しとして、「かうそ」地筆の規模は大半が1畝未満であり(図5)、しかも 68 筆のうち 38 筆までが 10 歩に満たない。このような小規模楮栽培は、必ずしも畑に栽培する必要のない楮の性質を考えれば、常畑の周縁や畦畔に栽培された可能性もあるだろう²⁴。そのようなケースでは、楮栽培を中止した跡地は再び普通畑に戻されたらしく、地引帳によれば、延宝期までに普通畑と合筆された楮畑は 21 筆に上る。これは楮栽培を停止した後に隣接する土地に吸収されたことを意味しているのであろう。

次に延宝期の商品作物栽培を検討する。文禄期には2反8畝 17 歩に過ぎなかった楮栽培は、延宝期では村落耕地の 21%を占める1町2反2畝 22 歩となり、1町弱拡大した。次いで茶畑2反8畝9歩、漆畑1反7畝 17 歩がみられるが、面積の上では楮に圧倒されている。茶については自給のためとの理解も成り立つが、「川上黒滝両郷之義ハ(中略)茶少々御

座候得共、川上黒滝之悪茶と申殊之外之下直ニ御座候²⁵」との記事もあり、換金された可能性を考えてよいだろう。これらの商品作物栽培は、表2に示されるように、常畑だけでなく切畑にも栽培されるようになったのが大きな特徴である。両者の比重は、楮の場合は焼畑よりも集落近辺の面積がやや多いが、茶・漆は大半が切畑に栽培されていた²⁶。

名請人ごとの所持耕地をみると(図4)、最も目立つ楮栽培は村内32人の名請人のうち25人が営んでおり、ほぼ4人に3人の割合で栽培されていた。しかし茶は7人、漆は3人に限られており、特定の名請人が熱心に取り入れていたことになる。これら商品作物栽培の各名請人の経営上の耕地配分をみると(図6)、まず楮の場合、多数の名請人が行っている常畑での栽培は、1畝前後の地筆を幾つか集めて数畝程度の規模で行われており、文禄期にみられた零細地筆というよりは普通畑に匹敵する規模の耕地を用いていた。これは余地利用でなく常畑に楮を植栽したものと理解されよう。このように近世初頭に比べてより積極的な経営が広くみられた上に、一部の名請人は、切畑にも同じ程度かそれ以上に楮を植栽している。

茶・漆の場合、特定の名請人に限って、常畑で栽培しているほか、切畑にかなりの規模の茶畑・漆畑を作って経営しているのが特徴である(図4・6)。特に所持常畑面積1位(甚助)・4位(喜兵衛)・10位(兵助)の経営内容は他の家から突出するものであり、明らかに商品作物栽培を主目的にして切畑を開いたことがわかる。名を挙げた彼らが相応の収入を見込んでこのような行動を取ったことは想像に難くないが、他の村人もそれなりの収入を期待して、楮・茶・漆を栽培していたとみてよいだろう。茶については小面積のものは自家用の可能性も無視できないが、楮に関しては、国樺郷を中心に行われていた吉野紙の原料となったとしか考えられないからである。

ところで井戸村では、近世前期の間に常畑が縮小したにもかかわらず、商品作物栽培が常畑と切畑に拡大していった。その結果、延宝期では、自給作物を栽培する普通畑の面積は、常畑と切畑を合わせても名請人1人あたり平均1反2畝強でしかなく、これだけで一家の食糧を賄うのは容易であったとは思えない。したがって、検地されなかった切畑の存在か、何らかの貨幣収入、とくに林業によるものとの引き換えの食糧の移入を想定せざるを得ない。近世前期のこのような展開が何によるものかははっきりしないが、村史が指摘するように貢租銀納に対応するためというのが一つの要因ではあろう²⁷。ただし吉野林業の形成とのかかわりで、経済システムが大きく変化したというコースも想定され、こちらも無視できない。

『吉野林業全書²⁸』は、寛文3年(1663)に井戸鍛冶屋湊まで吉野川の開削が進んだとしている。この記述が正しければ、延宝検地以前に材木輸送条件はすでに整備されていたことになる。

注目すべき文書として、宝永7年(1710)に、入作切畑への植林を、材木代の一割を山年貢として支払うことを条件に認めたことを記したものが²⁹。また、正徳4年(1714)には、人

知村からの入作切畑に植林することを同様の条件で認めているが、その周囲の切畑では、

論所切畑、向後人知村より杉山ニ仕立、上木人知村売払候代銀之十分一井戸村江可相渡シ候。但シ、地並ニ有之楮茶畑陰而なり不申様ニ可仕事。附り、論外井戸村領ニ人知村久左衛門持地壺ヶ所地並之者、杉檜木植立候ハ、地並同前ニ仕、是又上木売払十分一可相渡シ、勿論御年貢取やりなしニ可仕事³⁰。

との記録から、楮・茶の栽培も継続して行われていたことがわかる。このように18世紀に入ってから入作切畑への植林が展開したが、井戸村民の行動についてはよくわからない。この正徳の文書は、同様に切畑に植林することを予期しているようである。

以上からは、井戸の村人にとって商品作物栽培と植林の展開がどのような意味をもったのかはなお明らかでないが、近世前期の間に耕地の意義が変化したことは窺える。近世初頭においては、食糧自給の基盤として常畑は量的に不十分であったものの、切畑によって補完することがある程度可能であったと思われる。しかし近世前期の間に商品作物栽培が進行したために、常畑に対して与えられた自給食糧生産の機能は相対的に低下し、しかも検地帳から読み取れる切畑には常畑以上に商品作物栽培の役割が強く与えられたことは明らかである。史料には浮かびあがってこない切畑の可能性も捨て切れないが、以上の検討からは耕地経営の性格が、自給作物栽培指向から、自給作物栽培にこだわらない多角的な経営へと変化したように思われる。このような変化は耕地経営の内部に限定しては理解しにくく、自給作物栽培に拘泥する必要が薄れるという各名請人の経営全体の変化を理解して初めて位置づけることができるだろう。その要因として直ちに林業の形成を挙げることはできないが、農業基盤が貧弱であるために林業形成が促進されたという見解はここでは妥当ではなく、むしろ林業形成と並行して耕地に与えられた役割が自給食糧生産を重視しないものになったと考えてよいと思われる。

第4節 おわりに

以上、主として検地史料によりつつ近世前期井戸村の耕地経営の特徴をみてきた。その結果、一、耕地は吉野川近くの斜面において、集落を核として、常畑・村人の切畑・入作切畑の順に配列していた。常畑は必ずしも安定しておらず、加えて面積を拡大させる行動はみられず、近世前期の間に縮小した。

二、常畑と切畑を合わせても農業基盤は貧弱であり、数名を除いては農業が生計の中心であったとは考えがたい。ただし検地されなかった切畑が存在する可能性も否定できない。

三、にもかかわらず農業経営は、自給作物栽培指向から商品作物栽培指向へと変化し、特に切畑にその機能が求められた。四、このような変化は植林の進行と平行しており、各名請人の経営の変化と連動していたと予想される。

事例とした井戸村の状況は、吉野山村あるいは川上郷全体の状況をみるにあたってどの程度参考になるだろうか。川上郷内の山村が近世前期において常畑と切畑を経営していたことは、検地の結果について地目と斗代を分析すればある程度窺い知ることができる。というのは、最下級の地目の斗代には明瞭な差を付けられ、これが切畑であろうと思われるからである。ただしその配置や所持形態については各村ごとに検討しない限り不明である。

各村の延宝検地帳によって経営内容をみると、楮畑・漆畑・茶畑の面積が著しく、商品作物の栽培が進行したと考えてよいようである。ただし村によって対応に差があり、作物とその比重は様々である。かつて岡光夫が検討した高原村は商品作物栽培に消極的であり、そのため農業基盤の貧弱さならびに林業への傾斜がよく現れていたが、本章の井戸村のほか大滝・碓村などは積極的に対応した村であり、単純に零細性をもって農業を評価しては問題があろう。この点は吉野林業史における山元住民の性格規定にかかわるとともに、近世初期の山村が、全国的な商品経済の展開に呼応して様々な商品作物の導入を進めた例として評価することができ、さらに実証的な研究が求められる。

【第3章 注】

¹ 笠井恭悦「吉野林業の発展構造」, 宇都宮大学農学部学術報告特輯 15, 1962。山田達男「林業構造論と吉野林業論」(半田良一編著『日本の林業問題』, ミネルヴァ書房, 1979) 36~66 頁。泉英二「吉野林業の展開過程」, 愛媛大学農学部紀要 32-2, 1992, 305~463 頁。

² 前掲1), 笠井恭悦, 3~7 頁。岡光夫「私有林における市場の展開と商業資本」, 兵庫農科大学農業経済 3, 1958, 1~34 頁。

³ 川上村史編纂編纂委員会編『川上村史通史編』, 1989, および『川上村史史料編』1987, 川上村教育委員会。

⁴ 川井景一編『大和国町村誌集』, 愛国社, 1891。

⁵ 前掲1), 泉英二, 423 頁。

⁶ 藤田佳久「吉野川上流域における近世の村落構造の性格と育林の展開」, 徳川林政史研究所研究紀要 昭和 60 年度, 1986, 221~270 頁。ただし藤田佳久は、碓村延宝検地帳の古検見の付記が文禄検地の内容をそのまま表すと解釈したため、前掲3)『川上村史史料編』に公刊されている碓村文禄検地帳と食い違いが生じており、この点を再検討する余地があるように思われる。

⁷ 井戸区有文書。なお以下の検地史料の解説に当たっては、前掲3)『川上村史史料編』所収の積文、ならびに川上村教育委員会所蔵の解説原稿、および赤羽武編『吉野林業史料集成』2, 筑波大学農林学系, 1988, 所収の積文を参考にした。

⁸ 井戸区有文書。

⁹ 井戸区有文書。

¹⁰ 新検地帳は必ずしも古検地帳の筆順を継承せず、また地筆の分合もあるため、一般に両者を地筆単位で比較することはできないが、新検の際に古検と対照した史料が残っておればそれが可能である。管見では、朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』, 1967, 3~70頁, が同様の手法を用いている。

¹¹ 本来「集落」とは住居の集合を意味するが、ここでは林野に対して、屋敷と常畑が集積し、居住の拠点となった領域の意味で用いる。

¹² 土地台帳と地籍図による。なお土地台帳にあらわれない小字に関しては、小字分布を示した1840年代の村絵図を参考に相対的な位置を知りえた。その結果、延宝検地帳記載の常畑は地筆の位置によって、A(1~85筆)・B(86~156筆)・C(157~194筆)・D(195~200筆)・E(201~205)に区分された。

¹³ 前掲1), 泉英二, 348頁。

¹⁴ 文禄検地では曲尺六尺三寸を一間としたが、延宝検地では六尺が一間とされた。

¹⁵ 伝存する川上郷の文禄検地帳は、普通畠には「畠」、山畑と切畑には「畑」の字を用いている。黒田日出男は、中世史料を解説してきた経験から、中世においては「畠」は常畑、「畑」は焼畑の意味で使い分けられていたとしている。黒田日出男『日本中世開発史の研究』, 校倉書房, 1984, 143~146頁。

¹⁶ 「村鑑御改之儀書上帳」高原区有文書, 享保6年(前掲1), 笠井恭悦, 23頁)。

¹⁷ 近世の川上郷においては「先送り畑」の語は珍しくなく、泉英二も焼畑を意味すると解釈している。前掲1), 泉英二, 405頁。

¹⁸ 例えば集落Bに含まれる小字大津井に対して、大津井道下のように。

¹⁹ 「覚帳」井戸区有文書。前掲3), 『川上村史史料編』, 上巻, 462~482頁に抄録。

²⁰ 「乍恐謹而返答書以奉言上候」, 井戸区有文書, 享保12年。

²¹ 武木村から白屋村への入作切畑に関して幾つかの文書が残っている。例えば「白矢領之内のぼり尾山と申切畑, 御年貢高三石之所御座候。此切畑之内, 武木村より出作仕十四五年ほど荒し置候て, 其後四年つつ作仕候。」「乍恐申上候」, 白屋区有文書, 承応3年。これは休閑14, 5年の焼畑と考えられる。前掲1), 泉英二, 404~417頁。(川上村)白屋区編『白屋区誌』, 白屋区, 1991, 参照。

²² 田中豊治は中国高原の切畑を検討し、広義の切畑は切り拓いた畑・切替畑の両義をもつとしている。田中豊治「日本畑作農業展開と切畑の位置づけ」, 歴史地理学 114, 1981, 13~27頁。

²³ 地引帳に記載された古検時の地筆について、文禄検地帳の地筆と地目と面積の点で一致するものを抽

出したところ、全体の約三分の一の地筆を同定することができた。これにより、同定しえた地筆については近世前期の間の名請人の変化を知ることができた。

²⁴ 宮崎安貞『農業全書』, 1697年, は楮について「山畠などの肥たる所, 少岸立て牛馬のすきかき及びかぬる地, 同じく穀物を作る畦, きり岸の辺り, 加様の地ハ少うへても甚盛長し」と述べる。山田龍雄・井浦徳監修『日本農業全集第13巻』, 農山漁村文化協会, 1978, 94頁。

²⁵ 「御口役前々書上控目録」(井光・伊東清作文書)に記された延宝3年の記録。前掲3), 『川上村史史料編』, 上巻, 79頁。

²⁶ 焼畑に自給作物だけでなく商品作物を栽培する例は近代以降の日本では珍しくない。その場合, 商品作物が焼畑の最終作物となるのが特徴で, 作物の例としては山桑・山茶・コウゾ・ミツマタが挙げられる。佐々木高明『日本の焼畑』, 古今書院, 1972。また, 吉野郡野迫川村では, アワ〜ソバ〜コウゾの輪作で焼畑が行われていた。竹井恵美子・小林央往・阪本寧男「紀伊山地における雑穀の栽培と利用ならびにアワの特性」, 季刊人類学 12, 1981, 156~197頁。延宝期の井戸村の切畑がどれほど焼畑に近いかは明らかでないが, 切畑には普通畑も含まれているので, 楮・茶・漆を最終作物とする焼畑である可能性もありうるだろう。

²⁷ 前掲3), 『川上村史通史編』, 94~95頁。近世中期になると, 茶・楮・漆の売価が下がって年貢納入に差し支える, との内容をもつ文書がみうけられる。

²⁸ 森庄一郎『吉野林業全書』, 伊藤盛林堂, 1898。

²⁹ 前掲19), 「覚帳」所収。前掲3), 『川上村史史料編』464~466頁。

³⁰ 前掲19), 「覚帳」所収。

第4章

『熊谷家伝記』にみる開発定住と空間占有

—落人開村伝説の読み解き—

第1節 はじめに

近年の中世史学は、中世において、山地開発¹に並行して山地を領域的に確保する社会²が形成されつつあったことを議論している。本論文第2章に論じた大忍荘槇山の例は、山地所領における名が山地空間を領域的に支配していたことを示したものであった。

一方、民俗学や地理学の山村研究は「隠田百姓村」概念³以来、各地の山村に残る「落人が村を開いた」という伝承(以下「落人開村伝説⁴」)に関心を持ち続け、中世以前の山村形成をうながした契機の一つに落人の開発を想定している⁵。このような想定は実証困難だが仮説としては意義があり、ここで歴史的な想定と民俗学的な想定は、必ずしも議論がうまく交わらないものの、相互補完的な位置にあるとみることもできる。

ところが例外的に両者の接点となりそうな「史料」として知られているのが、信濃国下伊那郡坂部(図1)の『熊谷家伝記』(以下「本書」)である。本書は文和元年(1352)以来の代々の当主の伝記を明和8年(1771)に十二代直遐なほはるかが編纂した体裁をとり、落人が近隣の数十の集落を開いたとする叙述を含む。しかしその内容についての従来の検討は、本書編纂時に編者の判断が埋め込まれた可能性について十分注意していないように思われる。本章はむしろ、近世の山村民が自村の起源についてどんな歴史像を抱いていたのか、という視点から本書を読み解くことを意図している。

以下、第2節では先行研究の吟味を通じて本章の立場を定め、第3節では本書編纂の特徴について、第4節では本書の「落人開村伝説」に潜む構造について検討し、第5節で山村研究における本章の位置について述べることにしたい。

第2節 研究の現状とその問題点

(1) 『熊谷家伝記』の「落人開村伝説」

まず本書の「落人開村伝説」に直接かかわる諸研究を振り返りたい。初めて本書を本格的に検討した竹内利美⁶は、開発定住の叙述に関し、「ほとんどは近隣諸郷主の土着開郷伝承の集成であって、史実のほどは何ともいえないが、さして相互矛盾するところはない(9頁)」として分析を行っている。本章の関心からみたその要点は次のようにまとめられる。

落人が流入しはじめた14世紀の当山域にはわずかの先住者しかなく、落人が「郷主」として「既存の上部勢力の直接の介入なしに、未開の山野を自在に開発分領し、「これら開郷者は「開発私領」の主として、その地の完全な領有権を取得し」た(52頁)。これに遅れて「有力者の入村と、血縁家族による分村開発が進行してゆく。」ただしその「開発者は郷主と主従関係(中略)にあつて、その開発村落は「枝郷」として存在した」(43～44頁)。しかし文安5年(1448)に新野にいのに現れた関氏が「戦国大名的性格の領主(79頁)」に成長し、「郷」は全て「関郷」に属して村落の「領有権(103頁)」は関氏に移った(関郷については図1参照)。

竹内は右の分析を史実だと述べたわけではないが、他に比較できる史料に乏しいこともあつて、事実でない可能性については必ずしも批判的な検討を重ねていない⁷。結果として本書は落人の山村形成に確実な根拠を求める立場から注目され、民俗学の宮本常一は「各代の人びとの直接書いたものではないが、内容的には一応信頼できるものと思われる⁸」と判断し、地理学においても藤田佳久が最も古い山村を示す資料として位置づけている⁹。

しかし従来の『熊谷家伝記』分析には本書を評価しない立場からの言及は少ない。柳田國男¹⁰は創作説を示唆し、「内容には存外新たな附加えがない」としつつも「この地域の口碑類を、年代順に排列して、歴代の主人の生涯に割当てたもの」とした。それゆえ「史料」としての問題点がネックになって本書が敬遠されてきたことにも注意が必要である¹¹。笹本正治¹²は近年、本書における伝説の挿入、地名の由來說明や花押の不自然さ、関氏と関郷にかんする叙述の誤り、さらに編纂過程の不明確さを指摘し、「記載のほとんどは、熊谷家十二代の直遐が作り上げたもので、直遐が整理・編集したとする家に伝わった伝記なるものは本来なかったのではないかと創作説をとなえている。そして編纂の真意について、熊谷家のような斜陽の「旧来の家は自分の家の由緒にすぎるしかなくなっていたのである。その意味で『熊谷家伝記』は近世社会全体の中で読み解く必要がある」と言う。

このように創作説が一方で止まない理由の一つに、体系だった本格的な資料批判

が未だ不十分なことが挙げられる。従来、本書を評価する側からの資料批判は柳田の創作説の否定に重点がおかれ、口頭では伝承困難な詳細な記事や家の名誉にならない叙述、また文化的な要素の変遷に注目することによって、過去に書かれた伝記記録が無ければ編纂不可能であり、村落内部の生活を反映しているはずと推定する方法をとっていた¹³。この方法は、本書が創作なのかどうか、つまり実証史料の価値が無いのかどうかを問題とするもので、部分的に気づかれた史実との齟齬については個々に注意されるに止められ、编者直選が誤った情報を混入したものとみなされてきた。しかし笹本のように本書が18世紀に完成されたことを重視すれば、編纂の性格そのものの評価を改めて問題としなくてはならない。

(2) 由緒書・伝説と「落人開村伝説」 この点に示唆的なのが、近世期作成の由緒書や旧記をめぐる近年の諸研究である¹⁴。近世村には、古文書・古文献のみならず棟札・鰐口・石仏・供養塔等の金石文をも調査・学習し、それらに基づく由緒書作成を通じて自前の村落史像を作りあげる村人が存在していたことが、井上巧¹⁵によって指摘されている。そしてその結果、岩橋清美¹⁶が述べたように、「村の歴史を書くことによって村役人層は組織化された村落を時間的にも空間的にも把握することになった」。それは「それまで文字で示されることがなかった村の歴史が文字によって明確化され、記憶されることになった」ことであり、また「地域の歴史が作成者の人文学的教養によって位置づけられるようになった」ことである。つまり文字として確定された歴史が、従来の口頭で伝承される「歴史」を塗り替え、それに置き換わってゆくことが考えられ、しかもそれは外部の価値観に影響されていた可能性を持つ¹⁷。

右の指摘を念頭におけば、本書もまた一山村民による過去の「復原」が文字化されたものとして扱うことから出発するべきだろう。だとすれば本書の開発定住のくんだり、竹内の分析結果にみるように「郷」の「分領」という空間占有の成立とセットになって叙述されている点は、本書の主題の一つが過去の熊谷家の権威・権益であるだけに、かえって興味深く目にうつる。このくだりに関しては本書を評価する立場であっても、根拠となった文字記録は少ないとするところであり、そうとすれば村内外の限られた情報をもとに编者がえた歴史像が描かれたものと扱うべきではないだろうか。

ところで右の諸点に近い議論が民俗学的な伝説研究においても展開している。そもそも伝説は、樹木・石などの地物や記念物に即して過去を物語るものであり¹⁸、「落人開村伝説」も落人と関連づけられた地物や「遺品」に即して村落の起源をうまく説明するものである。しかも伝説もまた、由緒書の編纂ほど意図的・操作的でないとしても、一般に知られた歴史に沿うように人名や年代が「補充」され、より信じやすいように変容してきたものである。この点に注意を払えば、「落人」の末裔が「落人開村伝

説」の形成と変容に重要な役割を果たした可能性も浮かんでくる¹⁹。

そこで本章は、本書編纂において伝説の変容に類似したことが行われた可能性に留意し、近世の由緒書研究にならって改めて資料批判を行った上で、「落人開村伝説」の内容自体の読み解きに移りたい。そこで次章では編者直遐が接したであろう資料あるいは情報源、そしてそこから最終的に一つの完成されたテキストを作成するためになされた作業について検討する。ただしなぶん「年代記」を除く本体全体でおおよそ三十万字の量があり、本章は「落人開村伝説」が書かれた部分にかかわる資料批判に限定することにした。

第3節 『熊谷家伝記』編纂作業の性格

(1) 編者による編纂作業の説明

本書には宮下本・佐藤本の二種が伝存する²⁰。両本の構成内容は異なり、宮下本は編者直遐の父・十一代直昭までの家伝記を内容とするが、佐藤本はその内容を明和5年(1768)に修正したもの(一～六ノ巻)、および明和8年(1771)完成の直遐自身の家伝記(七ノ巻)、さらに「年代記」と題された年表から成る²¹(表1)。刊本としてはながらく、佐藤本を底本とし、宮下本との異同を注記した市村咸人の翻刻²²(以下「市村刊本」)が参照されてきたが、佐藤本の写真版に翻刻を付した山崎一司による刊本²³が近年完成された。両刊本の翻刻結果はほとんど一致しており、市村刊本の精度が改めて確認される。以下引用箇所を示すに際しては統一上、市村刊本の通算頁を[]に示すが、句読点は筆者の判断で付したことを断っておきたい。

まず最初に、本書編纂についての直遐自身の説明²⁴をみることにしよう。それによれば直遐は3歳の時に父に死なれ、家伝記の存在を知らずに成長したが、延享2年(1745)17歳の時、坂部村内の大角家において初めて「先祖之由緒、并当郷開基以来之記録の巻物[321頁]」を見た。これは、当主幼少のため家来が代筆した部分を含め、家訓により初代より七代までの当主が書いた家伝記が、正保3年(1646)に質として預けられたものとされる。これを便宜的に「原家伝記」Iとする。Iの存在に触発された直遐が「当家に有合書物[321頁]」を改めたところ、八代より直遐の父・十一代直昭までの家伝記を発見した。これを「原家伝記」IIとする。しかしその後、Iは紛失され、後年になって再び発見されて直遐に返却された。このような経過を経て手元に置かれたIとIIの二つの「原家伝記」を「改書」したのが宮下本であり、さらに直遐自身の家伝記と「年代記」を付け加えたものが佐藤本だとされる。表1では直遐の説明に従って、各巻の由来をI・II・遐(直遐執筆部分)に分けて示した。ただしI—n

としたのは由緒書的な部分で、八代直祐が I に加えたと注記[22・36 頁ほか。表1参照]される部分である。

以上は、直遐が明示した編纂作業であり、いわば外向けの結論的な説明である。しかし本文を一読すれば右のほかの作業が行われていたことに気づく。そこで次に明示的に説明されなかった資料あるいは情報源を整理したい。

(2) 編纂の資料と情報源

この点について先行研究は個別的ながら有益なコメントを残している。そのポイントを整理すれば、①本章のいう「原家伝記」は時代を遡るほど量的に少なかったと想像され²⁵、②一般の板行史書、および坂部村・近隣村の文字記録・口頭伝承が参照されていた²⁶。この二点を考慮すれば、「原家伝記」以外の情報源が積極的・意図的に収集された可能性に十分注意を払う必要がある。編者直遐は本書に登場する近隣諸村の「落人開村伝説」をもつ旧家の家伝記・系図の作成に関与しており²⁷、そのなかで他家の文字記録・口頭伝承を知る機会も少なくなかったと考えねばならない²⁸。だとすれば「原家伝記」は、史書その他の文字資料や口頭伝承などの情報源のうちの一部に過ぎず、在地の様々の情報源に依拠していた点で、本書は近世の由緒書の典型例だとさえいえる。

ではこれらの情報源のそれぞれが本書編纂にしめる比重や、他の情報源に対する関係はどう考えるべきだろうか。試みに「一年あたりの叙述にどれほどの字数を費やしたか」を図2に示した。これによれば叙述密度は時代が新しくなれば高まるものではなく、実際には凸凹がある。興味深いのは「原家伝記」I に由来するとされる三・五・六代・家来船本の叙述密度が、より新しいIIの部分(六ノ巻)よりも高いことである。これらの部分はそれだけ多くの情報を踏まえているわけであり、果たして口頭伝承からのみ再構成できると断定しうるかは、従来の本書を評価する立場が述べるように、疑問である。逆に最も密度の低い四代直勝の伝記は、少数の村民の生没を除けば、朝廷・幕府の人事や天災など板行史書から作成可能と思われる記事が大部分を占め、「原家伝記」はむろん伝存文書・口頭伝承さえほとんど存在していなかったとみられる²⁹。

したがって口頭伝承や板行史書の他に参照しうる何らかの文字記録が存在していたと考えてよいとしても、そのうちどれほどが直遐のいう「原家伝記」であったかは依然として不明である。ここでは、「原家伝記」を含めた文字資料には代ごとにかんがりの粗密があり、というより直遐は実質的には特定の出来事にまつわる文書群のみを眼にすることができたと想定しておけば十分と思われる。初代～三代に大半が物語ら

れる「落人開村伝説」に即して考えるならば、初代・二代の間は叙述密度の低さからも類推されるように、口頭伝承にせよ文字資料にせよ、ごく限られた情報源に基づいて編纂されたとみるべきだろう。三代の叙述密度は高いが、これは戦争や異常死その他の事件にかなりの頁が割かれたためであり、開発定住そのものは簡潔に描写されている。そもそも本書の開発定住の叙述を構成する情報は、開発者の出自・開発年度・開発した集落・開発にまつわるエピソードに限られ、具体的にどのように開発が進められたかはほとんど叙述されない。それゆえ情報源が口頭伝承であろうと文字資料であろうと、編纂作業には余り大きな違いはなかったと考えられる。しかしながら次にみるように、一見簡潔にしかも断定的に叙述される「落人開村伝説」の言葉遣いのなかに編者の判断が潜んでおり、それが全体としてよく統御されている点が本書の大きな特徴だと思われる。

(3) 編纂あるいは再構成の方針

その点を率直に示すのが、「原家伝記」Iの保存状態の悪さとその対処法を述べた次の叙述である。

所々腐切、或は年号月日を不記、付紙等幾所茂有之を、無筆文亡之者共預り之内、自然張付紙之とれたるを、其順々之無差別ニ張付置、前後之訳得と難相知所有之。然共大方推量リ記置候得は、左様之所にて少々は間違たる事茂可有 [1頁]

本紙(※「原家伝記」I)殊の外文字を詰めて書候書物故、少々之破れ茂字数大分ニ減し、所々ニ落字多シ。然共大方訳の知候様ニ、致入字ヲ認置候 [262頁]

つまり直退の判断で文として理解できるように補筆したということであり、その補筆は必ずしも正しくはないだろうという³⁰。

筆者には、この「補筆」が本書編纂作業の性格を象徴しているように思われる。注意すべきことに、「旧書腐り破レ委細不知」と補筆不可能の表明に至る箇所も散見されるが(例えばI—四・六)、そうでない箇所については補筆部分がどれなのかは文面からはほとんど判断がつかない³¹。つまり直退が補筆したと注記した箇所のみを補筆の全てと考えることはできない。というのも「原家伝記」で欠落していたはずの「年号月日」を補筆したむねが明示された箇所が、全くといってよいほどみあたらないからである。とすれば少なくとも「落人開村伝説」を含むIにおける年代表記の少なからぬ部分が推定の産物³²だと考えるべきであり、本書のほとんどの出来事に年代が明

記されていることこそ逆に問題としなくてはならない。したがって、本書は各代の当主の自記をそのまま清書したものでは勿論なく、かといって板行史書や在地の文字資料・口頭伝承を単に集成したものでもない以上は、直遐が得られた諸情報を自らの判断で再構成した「史書」として扱うべきである。ではこの「再構成」は、何によって統御されたのだろうか。

これに関して従来の研究が共通して指摘してきたのは、熊谷家の権威と権益を守るというイエ意識であった。しかしこれは、イエの権威・権益をできるだけ叙述すべきと言い換えられる点で、「書かれるべき内容」にかかわるものである。年代その他に不備・欠落がない本書の「叙述スタイル」については、イエ意識に直接結びつけて考えるよりは、過去の「史実」を時系列に沿って叙述する「通史としての統合」という基本方針を想定すれば理解しやすくなると思われる。ここで「通史としての統合」というのは、なぜ直遐が様々の情報を集積し、それに基づいて補筆を行い、完成した体裁の家伝記を編纂したのかという問いに対する、最もシンプルな解答でもある。もしも直遐の手にした「原家伝記」が十分完成度の高いクロニクルであれば、そもそも板行の史書や他家の伝記、口頭伝承を参照する必要もなく、清書するだけで目的は果たされたであろう。しかし実際は、他に情報源を求めて参照しなければ補筆もままならない状態であり、その結果さまざまの矛盾点に気づきつつも³³、本書内部の整合性を崩さないように補足や挿入を行った結果、幾つかの系統の情報源に依拠しているながら、「とりたてて矛盾のない」状態になってしまったと考えられる。すでに指摘されている年代の誤りや、後代にならないと分からないはずの記事は、直遐が不完全で錯綜した材料を曖昧なままに提示せず、年代を含めて確実なものであるかのように構成して「通史」の体裁を整えたことに由来するとみてよいだろう³⁴。

とすれば「落人開村伝説」を含む「原家伝記」Iに由来するとされる部分は、史料価値が高い故にとりたてて矛盾が無いのでは決してなく、むしろ矛盾を摘み取るような形で統合されたものであって、矛盾の無いのはかえって当然だと考えるべきではないだろうか。このように考える以上、次章で扱う「落人開村伝説」について、本章は諸村の開発定住の年代を史実とはみなさない。表2に示したように集落開発の年代が記されないのはわずか2例にすぎず、また某年頃あるいは以前として曖昧に記されるのも3例であり、残る17例は断定的に年代が記されている。その中には次節でみるように誤りが含まれており、直遐の年代考定が誤りを犯している可能性は無視できない。さらに、「通史としての統合」を果たす上でおろそかにできない集落の位置比定についても、同様の問題が潜んでいる可能性に言及しておきたい。この場合、直遐の生きた18世紀に使用されていた地名によって叙述し、集落の位置を確定するこ

とが重要であったということになる。表2のうち割注によって位地比定を注記した例として「市原・大谷」と「弓場カ田尾」の2例がみられる³⁵。

以上にみたように、直遐は様々の情報源と資料に依拠して、時間的・空間的に出来事の位置を画定しつつ、「通史」として本書を編纂したといえる。そこには内容相互に矛盾がみられないように直遐の判断が働いており、直遐のえた歴史像が表れていると予想してよいだろう³⁶。だとすれば、ある年代にある集落が開かれ、その周囲に「領有権」が成立したように描く本書の「落人開村伝説」には、このような作業の成果が十分反映されたと想定される。では、この問題の「落人開村伝説」における編者の判断あるいは歴史像をうまく取り出すことはできるのだろうか。次節で「落人開村伝説」の内容をみてゆくにあたって筆者が目にしたのは、本書の叙述に繰り返し表れるいくつかの構図である。これらの構図は、一つにはあまりにも整然と叙述されたために目についたものであり、また本書には生かされなかった別の史料との齟齬から導かれたものである。ただしそれらは純粋に編者直遐個人の認識ではなく、直遐が依拠した文字記録や口頭伝承にもある程度潜んでいたために、直遐の叙述に影響したものと捉えたい。

第4節 『熊谷家伝記』における「落人開村伝説」叙述の構造

(1) 開発定住と空間占有の概要

本書が開村の事情を叙述したのは、前掲の表2の二十数カ所の集落である。その叙述を追えば、本書が諸村の成立をどのように描いたか 一どのような順序で、いつ、誰が、どの集落を開村したか— を読みとることができる。そこで、集落形成の前後関係をみるべく、熊谷氏の居住地の変遷に即して3つのステージ(時期)を便宜的に設定し、それぞれのステージに存在していたと叙述される集落を図示したものが図3～5である。

図3「日世のステージ」は、多田氏が延元2年(1337)に当山域最初の集落「河内(★1)」を開いたことに始まり、次いで多田氏のもとに落ちてきた田辺・熊谷両氏が、それぞれ「市原・大谷(★2)」・「日世(★3)」を開発定住した時期に当たる。このステージではおよそ六十年の間に七つの集落が形成された。その際、図中の境界線に表れたように、「河内」の多田氏と「日世」の熊谷氏がそれぞれ自己の領域とその境界の確保を意図した行動をとっている(後述)。

図4「弓場カ田尾のステージ」は、明德年間～応永年間の初期にかけての短い期間(1390年代)に、図の北部に流入した村松氏・後藤氏が五つの集落(■1・3～6)

を形成し、また熊谷氏が「弓場カ田尾(■2)」に移住した時期に当たる。

図5「坂部のステージ」は、熊谷氏が現在の「坂部(●1)」に移住してから、近世初期に最後の新集落「夏焼(●7)」が開かれるまでの時期に当たる。このステージではまず正長元年(1428)～文安5年(1448)の20年間に●1～4の集落が形成され、この間に二つの重要な出来事が叙述されている。一つは永享2年(1430)の「風越山の戦い」である。これは、向方(■3)の村松氏の関係者が熊谷氏に無断で図中(*)の開発を試み、熊谷氏側とこぜりあいを引き起こしたもので、この結果図中の境界線が画定されることになった(後述)。今一つは関氏が文安5年(1448)に新野(■5)に登場したことである。関氏はただちに「弓場カ田尾のステージ」で現れた村松氏・後藤氏によって「大守」として仰がれ、その後天文13年(1544)に滅亡するまで、支配下の集落を拡大しつつ、「関郷」を形成してゆく(図1参照)。「日世のステージ」に開発定住していた多田・田辺・熊谷氏も最終的には関氏の家臣となり、「関郷」に属するように叙述される。しかし関氏についての叙述にはかなりの問題が含まれており、そのことが後述するように本書の「落人開村伝説」の構図と深く結びついている。なお16世紀には散発的に3つの集落が作られるに止り、近世に入った後の新集落は本書では全く叙述されない。

以上にみた本書の描く開発定住の展開は、集落形成の前後関係や親村・子村関係について矛盾なく整合的に叙述されており、その限りでは第2節で紹介した竹内利美の分析も問題ないように見える。しかし以下、空間占有をめぐる構図に注目し、様々な問題が潜んでいることを見てゆきたい。

(2) 「無人の山野」の開発定住

本書の開発定住の叙述においてまず眼につくのは、図4「弓場カ田尾のステージ」までの初期の開発において、開発地付近に先住者が無く、「人倫」の絶えた空白地帯であることが強調されていることである。それが最も明示的な例として、「河内(★1)」の多田氏のもとに身をよせていた熊谷氏の初代貞直が、文和元年(1352)に定住地「日世＝左閑辺(★3)」を見いだしたくだり[42～46頁]を見てみよう。

貞直が開発適地を探していたところ、

或向山怪敷煙り髣髴に立見ゆる。不思議に思ふに付、谷を下り洞を越し分ケ登り見れば、怪敷芝の菴の内に、齡ひの六拾有余と見へて白髪のお母唯独り住居せり。貞直問ふて云、其方女嬢の身として、人倫絶へし懸ル山内には如何成故に住けるぞや。(中略)老女答へて、爰は信参両国の境にて伊奈郡の片端、左閑辺と申所

(中略)。其昔の伝へを尋ねきくに、治承の昔シ_上 (※1177)の秋の頃、(中略)信三の境と覚しき所に山人の庵有て、(※源)義仲立寄玉ひて、爰は何国の分成ぞとはせ玉へば、山人か曰ク、此所ハ信濃国伊奈郡の分にて候へ共、下へ四五里上へ四里程の内には民家茂なければ、信濃共三河共更に難知、又何の郷と申義もなしと申上る

そして義仲が、「山人」夫婦(左膳・阿閑)の名をもって、土地の名(左閑辺)とするように告げたといい、「山人」の子孫「左吉」が今も居るといふ。そして「此所に御身を留め、末代迄之住所と定メ、此近辺の亭シと也、一村を開き、末世迄郷主共呼れ給ふベシ」と老女が勧めるのを受けて、貞直は家来とともに焼畑を開き、日世＝左閑辺に定住することになる。

ここに「下へ四五里上へ四里程の内には民家もな」く、「人倫絶へし」山内と強調されるように、本書の描く山域はもともと先住者がほとんどいない無人空間として叙述され、熊谷氏も、また熊谷氏に先行する多田氏や田辺氏も、そしてやや遅れて来た村松氏や後藤氏も、先住者のいない空間を拓いて村を形成した人物として描かれる。竹内利美はこのような構図を捉えて「未開の山野を自在に開発分領」と表現したが、筆者は、本書が多くの「落人開村伝説」と同様にもともと誰も居なかった空間に移住し、そこを領域的に確保するという構図を持っていることに注意したい。というのもこの構図は次の二点から見直す必要があるからである。

一つは平安末期以来、無人の「荒野」と認定して開発することが新たな領有権確立の前提とされていた一般的な慣行の存在である³⁷。この慣行からみれば、「郷」という形で領域的支配を行うためには、そこには既存の領有権はもちろん、先住者も居住していないことが重要な前提条件であったはずとみなさなくてはならない。つまり右の構図は、事実の当否は別として、「郷主」が「郷」を支配することを合理化・正当化する方向に向いており、そこには編者直退が依拠した情報と彼の判断が反映されていると考えることができる。

第二に、右の引用部分の「老女」や「左吉」のように、先住者が全く居なかったわけではない³⁸。興味深いことに本書は、熊谷氏の最初の定住地「日世」に先住者がおり、その後も彼らが世代を重ねていることをあまりおもてに出そうとしない。さきの引用部分では「老女」一人が現れて、地主神の如く土地を譲り渡し、その後ほどなくこの老婆は亡くなってしまい、またもともとそこに居住していた「山人」の子孫「左吉」は、その存在が示唆されるのみで、新参の熊谷氏にどのように対応したかは、全く叙述されないままにおかれている。そしてこの「左吉」の子孫らしきものが次に記述されるのは近

世初期に入った天正 15 年(1587)の検地の際であり、「日吉(日世) 弐人之者」が「日吉ハ当村之初り」であり「枝郷と成候さへ残念成」と述べている[215～216 頁]。しかし以上の経過を先住者の側からみれば、熊谷氏は彼らの居場所をいわば乗っ取る形で移住し、しかる後に先住者の集落を「枝郷」として扱ってきたと読みとることができる。

また直遇の著作とされる『関伝記³⁹』は、「向方(■3)」の山中で「黄金の鍬かた」が発見されたことから、『熊谷家伝記』が初代貞直定住以前には老女の他に「人倫の類なし」とする叙述に疑問を差し挟み、

人倫なくては右兜の鍬形あるべき様なし。情鑑みるに、文和より遙か以前に名ある
武士の居城したる旧跡にても可有之

と述べている。

このような先住者に注意して本書を読みなおしてゆくならば、流入してきた田辺・熊谷両氏を受け入れた多田氏もまた、先住者として扱うべきと思われる。それは単に両氏以前から住んでいたという字義どおりの意味ではなく、田辺氏・熊谷氏の流入とこの両家による領域的な支配を許したという点で「左吉」と同様に結果的には「乗っ取られた」とみることができるからである。そもそも多田氏は、奥三河山域の「蘇川」に「五代、年数凡百六十年」居住していたところを「河内(★1)」に移住したと「物語」る[41 頁]ように、「落人」ではなく、当山域内における移住者に過ぎない。そして田辺氏に対しては「河内」から眼と鼻の先の「市原・大谷(★2)」を「譲」り、また熊谷氏に対しては初代貞直の三男直秋を、「多田氏分内[52 頁]」と表現されている「漆島(★5)」に定着させてしまう。竹内利美は「多田氏はまずだいたい今の愛知県富山村全般の領域にわたって、開発領主的な地位を占めたと見られよう⁴⁰」と解釈しているが、実のところ本書からは多田氏がその後「領主」として振る舞った形跡は読みとりがたい。それどころか関氏の滅亡に前後して多田氏についての言及さえ無くなってしまい、逆に天文 14 年(1545)にはその後の「河内」の多田氏についての説明がないままに、熊谷「直秋・今之忠宗まで五代、河内・漆島之守護たる処[165 頁]」と叙述されるに至っている。

興味深いことに、代々の多田氏には温厚なキャラクターが与えられている。田辺氏に対しては「河内の奥山に迷ひしを、此多田氏家に誘ひ来り聳として一郷を開譲」り[41 頁]、熊谷氏が定住地日世を見つけると「舅多田氏悦びて山作方に物馴れたる家来を差添え」[46 頁]、「風越山の戦い」に際しては「多田は親河内・伝へて慈悲

心深く、人を損する事を嫌ふ生得にて欲心なければ、我分内をも他人に分ち与へ、近辺の賑々敷を好む仁」と描写されている[66 頁]。これらの描写は、「領主」には本来ふさわしくない流入者への好意が、多田氏に固有の特別な性格であったように表現したものと読むことが可能である。しかしもともと多田氏が「領主」では無かったとすれば性格から説明される必要もない。多田氏が日世の「老女」と同様「領主」として行動しようせず、むしろ後から現れた「落人」を寛容に受け入れ、結局「落人」が「郷主」として支配的な地位をもつ社会の形成を許す存在であったことを示唆しているにすぎない。

以上のように、14 世紀の当山域を「人倫」無き空間として描写する『熊谷家伝記』は、そのような表現にはおさまらない箇所を抱えており、「無人の山野」故に「落人」が自由に「切り取り分領」として簡単に解釈することはできない。おそらく実態は、この地方の史書として名高い『下条記』が冒頭で叙述するところが、より当たっているように思われる。

往古ハ極山之隠所ニテ、自然場席能所ニ民家一二軒宛有之分、侍ハ不住、(中略)依去サノミ村之名モ不定、只家有所之小名斗ニテ相暮ス隠所タリ。然所ニ大平記大乱之半、貞和年中(※1345—1350)之頃・国々之牢人、士民、男女、僧俗ヲ不為分、方々・落来リ、本名杯引替へ令隠住。其時代ハ頭無之、郷村ハ安居難成ニ付、(中略)能牢人之来ル事何方ニテモ悦、(中略)一騎立ノ侍所々ニ相住⁴¹

この描写はまさに『熊谷家伝記』の世界において田辺・熊谷両氏が現れた状況にうまく当てはまるようにみえる。ここで強調しておきたいのは、南北朝期以前におけるこの山域の人口密度が極めて低かったとしても、ある程度の居住者の存在を考えたこと、しかし中世後期の流入者を契機として社会のあり方が画期的に「変化」したであろうこと、そして先住者が好意にあふれた存在として描かれることに端的に表れているように、本書はまさにその「変化」の時期を対象として、流入した側の目線⁴²で作られたものであったということである。

(3) 閉じた小世界

この「変化」の時期の物語として本書の「落人開村伝説」を続けてみてゆきたい。前節で指摘した構図を、開発定住「以前」に対して閉じた構造とみるなら、「外部」に対する締め出しが一方でみられる。本書はそもそも平氏の祖・桓武天皇から始まり、熊谷氏本家一族の活躍を追い、そして坂部の熊谷氏の初代貞直が、新田義貞に従軍

し、さらに敗残の身で南朝方に付き、というように広い時空間のなかで叙述されながら、初代貞直が河内の多田氏のもとにたどり着いた時点から、物語の世界が急に10km四方に縮小し、そのまま閉じてしまう。正確には、改元や天皇・将軍の代替わりが記載されており、山間の小地点と政治的中心のみが語られる構造をとる。

図3～5は、集落成立を示しているだけでなく、それぞれの時期において本書が語る範囲も示していると考えてよい。図3「日世のステージ」において熊谷・田辺・多田の三家のみで構成されていた物語の世界は、図4「弓場カ田尾のステージ」においてさらなる流入者を迎えて主に北方に展開する。そして図5「坂部のステージ」以後は、熊谷氏が戦国小名・関氏に服属することによって、関氏の対戦地域下条にまで物語が拡大し、以後武田信玄の制圧、織田・豊臣・徳川による支配を経て、物語は再び一村の範囲に限定されるようになる。しかしこの最後の時点のそれは幕藩体制の中に包まれた一近世村としてであり、近隣の諸村や役人との対応が頻繁に物語られる。一見、以上の構図は、熊谷氏に関わる事件が、村落間関係の展開に伴って拡大し、そして縮小した事実を反映しているように見え、開発定住の初期において本書の世界が小さく閉じているのも、もともとと思わせる。

しかし図5「坂部のステージ」における関氏の新野(■5)への流入年代が、本書ならびに『関伝記』のいう文安5年(1448)よりも実際には早かったであろうことが幾つかの理由から指摘されている。信濃守護小笠原氏が中心となった合戦(応永7年(1400)・永享12年(1440)・文明5年(1473))に関わる史料に関氏の名がみえることから、当時関氏が小笠原氏の被官として伊那郡に勢力をもっていたとされる⁴³。したがって『熊谷家伝記』に記されている関郷の由緒は信用できず、関氏は14世紀末までにこの地方に大きな勢力を持つようになっていたといえる⁴⁴。」また新野の二善寺の応永19年(1412)の「伊那郡伊賀良庄奥新野」の文言を含む棟札や平安灰釉の出土が、この時すでに寺院の修築を行うほど新野の開発が進んでいたこと示唆している⁴⁵。したがって応永2年(1395)に新野と大村が村松氏によって開かれたとする本書の叙述もかなり信憑性が低いと考えられる。さらに熊谷氏の本拠地である坂部の八王子社に現存する銅製鰐口に

信州関郷左関辺若宮八王子鰐口

永享十一年(※1439)十月廿五日 且那衛門大夫⁴⁶

とあり、ここに関郷の文字があることから、この時期すでにこの地域が「関郷」と呼ばれていたことが明らかである。

興味深いことに、直遐はこの鰐口について問題のある態度を取っている。『熊谷家伝記』には当該年の八王子社建立を記載しているが鰐口の存在について何も述べず[80～82頁]、『関伝記』には

永享十一未十二月左閑辺村旦那高谷右衛門太夫

として鰐口の文言を記載しながらも「関郷」の二字を落としている⁴⁷。直遐はおそらく、関氏が文安5年(1448)に初めて登場したと信ずるにたる資料 —それが「原家伝記」なのか他の情報源なのかは分からないが— を信頼したか、あるいはできるだけ関氏の登場を遅い時期に配置したいと考えたために、関氏登場以前に「関郷」が存在したことを認めることができず、自村の鰐口の銘を無視したものと筆者は考える。

かくして本書は、西接する関氏と「関郷」という地域の存在については口をつぐみ、あたかも関氏がこの小世界に加わって初めて物語の世界が広がったように叙述していると考えられる。したがって、関氏に臣従すべきことを述べた村松氏の書通に対して、三代直吉が

近辺先方之我等方へ無其届、貴辺一心之思慮ヲ以困置事、我又不得其意候 [85頁]

と返答し、また田辺氏が

関家は近代之流来者、村松之執成ヲ以近辺を押領ル [132頁]

と非難したように叙述されていることも、「落人開村伝説」全体を整合的に描くためには必要なことであった。

ここにみられる外部世界に対する閉鎖は、前節にみた先住者に対する閉鎖と実は同じものとして理解できる。つまりこれまでみた限りでは、本書の「落人開村伝説」は、無住の空間において、まず主役となる多田・田辺・熊谷の三家にその中心を占有する地位を与え、その後を追って周囲に定住者が増える、という構造をもっていると考えられるからである。そのように考えれば「落人開村伝説」の世界が図3～5にかけてもっぱら北方にのみ拡大することも、同じ構造の中にあることが分かる。すなわち図1に示したように、天竜川東岸においては、信濃の江儀遠山荘と遠江の山香荘領家方が、また西岸においても三河の足助荘⁴⁸や信濃の伊賀良荘が同時期にも存在して

いたと考えられるにもかかわらず、本書においては遠山氏を除いて言及されることがない。さきに見た新野の二善寺棟札は、新野が伊賀良荘と呼ばれる地域に属していたことを示しているが、本書がこれに触れていないのはさきにもみたとおりである。

興味深いのは遠山氏が初めて叙述されるくだりで、のちに「長沼(●3)」を開いた村沢氏が「咄」すところでは、もともと村沢氏は

後藤未夕福島(■4)を開かざる以前(※従って1395年以前)、初川東(※天竜川左岸)江落来ル所に、其所に、先方遠山左京亮ト云もの有て山内を改ム。依之、其所之住居難渋之間、川西へ移り、

そうして長沼を開発したのだという[90頁]。このエピソードは既存の領域に侵入すれば退去させられることがありえたことを示唆しているように思われる。本書の「落人開村伝説」の世界が、10km四方に限定され、しかも東部・南部・西部にほとんど広がりを見せない理由の一つはここにあり、実際の開発定住においては先行する諸領域を考慮しないわけにはいかなかったはずである。しかしながら本書がこのことを転倒させて描いていること、つまり自らを「先方」であり遅れて参入したのが関氏であるとする構図を選んだことは、先行する諸領域の潜在的な圧迫または介入を物語らない点で、先住者を叙述に組み込もうとしないことと同じ判断が働いているのである。この判断が作為的であったか否かは別として、少なくとも「伝説」の主人公たちこそが正統な先住者であるように描くことによって、各氏の「郷」あるいは「分内」の領域的支配が誰の妨げも受けるべきでないことや、開発の功労者たる「郷主」が郷支配を世襲することを、理由づける役割を果たしていることは間違いないだろう。

(4) 潜在的な境界 —初めに境ありき—

本書の「落人開村伝説」は、開発定住だけでなく、竹内の分析に表れたように領域的支配の形成を重要な焦点としている。これに関わる意識が最も明確に表れるのが「郷の境界」だと考えられるが、本書においては「郷」境が開発定住の初めから「用意」されている。その最初の明確な例は図3「日世のステージ」のもので、次のように多田氏の「河内(★1)」の西側の人物が、図3に示した分水嶺を乗り越えて伐採を行い、それを多田氏側に咎められて退去し、以後問題の分水嶺が「境界」と設定されたことが叙述される。

多田利大夫が分内の西表ニ、去頃・村松源太左衛門と云浪士落来て一村を開、

大楯(★4)と号, 住之, 桑の田尾の峠を伐越, 多田氏の分内を切荒ス。依て多田氏改之処ニ, 源太左衛門申は(中略), 先方有御分内を存而切荒スニ而は無之候。向後ハ当方へ水落限之外, 其方江一切切越間敷旨, 証文ヲ以相断 [52 頁]

ここで注意したいのは, 分水嶺のような地形的境界が, 一方の側によってあらかじめ自己の領域(「分内」)の境界であるとみなされていること, また「誤って」境界が侵犯されていることから考えれば, 領域であることを明示する土地利用やマークはみられなかったこと, にもかかわらず侵犯した側は抗議を素直に受け入れていることである。この時期には関氏は登場しておらず, 右の例では多田氏が自らの判断で境界を設定していたと受け取れるが, この境界は侵犯されて初めて立ち現れる境界である以上, 暗に境界として見立てられていた目印以上のものとは考えられない。

さらに興味深いことにこの事件に触発された熊谷氏二代直常は, 三男を漆島(★5)に配置しただけでなく,

直常分内の北境茂里方へ近き所成レば無心元思ひ, 同八月迄に和知野川端を切開小屋掛して, 弟治郎右衛門を為引越, 和知野々押として令守此所事也 [52 頁]

と, 8kmほど離れた★6に枝村を設置し, 和知野川を境界としてここより南を自らの領域と見立てる行動に出ている。図4「弓場カ田尾のステージ」においてはこの領域に■1・3～6が次々と形成されているが, その最初の「見遠」のケースでは, 村松氏が熊谷氏の「分内之山に隠住之処, 当家の家来大角山廻りに出, 見出之, 相改」められ, 村松氏は熊谷氏に

当山は貴館御分内之由, 山稼之衆に承り驚入申候。是迄御断不申上は, 前後左右之訳不奉存, 殊に近辺に民家茂無之候故(中略)哀レ永住之御赦免候はゞ, 難有義可奉存候 [54 頁]

と書状を送って居住の容認を求めている。ここでも「民家」の無い状態であるのに先住の側が領域(「分内」)を主張し, そしてその主張そのものには何ら問題が無いように描かれていることに注意したい。そして■3～6の集落形成のたびに熊谷氏に書状が送られ, 熊谷氏がそのつど許容するという構図が繰り返される。

しかしながら★6の開発を応永年中(1394～1428年)とする『関伝記⁴⁹』に従えば, 少なくとも■1・3に遅れて★6が開発されたことになり, 和知野川以南を熊谷氏の領

域とする『熊谷家伝記』の叙述とは相容れないことになる。このことは前節で触れた本書における年代記載の信憑性の問題に関わることであるが、各集落の開発年代が領域形成の説明と不可分であることを示唆している。つまりこの場合では、本書が★6の開発年代を■1以前に置くこと自体が、熊谷氏の領域をうまく説明することに結びついており、ここに編者の推定あるいは歴史像が反映された可能性が考えられる。

さて図5「坂部のステージ」では、潜在的な領域の構図は初めて変容する。すなわち*地点の「風越山の戦い」において、「分内」の無断開発とする熊谷氏側の非難に対して、侵犯者側が「いかにも当山の主たる方へ御断なく住居を構へ候[65頁]」と応答する確信犯として描かれ、結局彼に「分内を分ち可宛行」と約束した結果、図5中の境界を確定した「起請文⁵⁰」が作成される。つまりこの時初めて、先住する側の一方的な境界設定が変更され、境界の双方が合意した境界が画定されたことになる。ここでは問題の確信犯は「元来生得悪心」で「親さへ見限る悪ルもの[67頁]」として、既存の領域を尊重しない無法者として位置づけられ、それゆえに生じた特殊な事件であるように描かれている。

以上の例から考えて、図5以前の本書の「落人開村伝説」においては、あたかも集落から数km四方は、その「郷」の「分内」あるいは領域であり、しかも境界が潜在的に引かれている構図が繰り返されるのが特徴といえる。中世的土地制度としてこの構図をみた場合、土地所有を保障する権威者の不在という点を抜きにすれば、領域的支配という形態自体は奇異でなく、実際にありえた可能性は残されている。分村派生のパターンをみれば、図4「弓場カ田尾のステージ」までは、親村から数kmの距離において分村が成立し、その一部は★2(市原)・■2(坂部)・■x(大谷)のように枝村でなく「郷」として独立もしているのに対し、図5の「風越山の戦い」以降の分村は親村に近接し、決して「郷」境界を越えて飛び出すことがないのが、印象的である。これはあたかも、領域の占有が可能な内に大きな空間を布石風に確保し、その内部の充填的開発を後回しにしようとする意図をもっているようである。

しかしながら中世の山地における実際の境界画定は、上級の権威者によって設定されるか、あるいは当該の場所ごとに成熟するものとみるのがより自然と思われる。そこで境界侵犯が非難されない場合や、境界が入り混じる場合の叙述についても見てみたい。例えば「三分渡＝佐太(●5)」は天文10年(1541)まで「入会出郷」あるいは「入り混じり村」と呼ばれる形態をとっていたように叙述され⁵¹、熊谷氏・田辺氏・多田氏の相互においては、例えば焼畑の出入作を規制するような「郷」の境界は、中世のかなり後期になるまで形成されていなかったようにも読める。しかもここで互いに入り合うことを停止したのは、自発的になされたものでなく、上級の関氏の介入に依るも

のであったとされる。また『関伝記』には、

(※向方の金田)但馬、山作り広くして向方山を切尽し、荒所なき故に三州河内山を
押切して山作りたる事あり。其後を今に但馬作りとて河内分の内にあり⁵²

と、「河内」と「向方」間の境界の曖昧さを示唆する記事がある。

これらの例をみれば、「先住の開発者が境界を設定する」構図は、外部からの開発を拒否したい場合に特に持ち出される議論の仕方であって、その必要が無い場合には境界が議論されないままに、曖昧な入り混じり状態が続いていたと考えたほうが、より事実に基づくことができるように思われる。だとすれば開発定住の直後に「郷」の「分内」あるいは領域の境界が存在しているような叙述を事実と受け取るのは危険であり、その一部には編者直選の判断とその根拠となった情報のもたらしたバイアスがかかっていると考えられる。

ではなぜ開発定住と領域的支配の存在がセットになって叙述されるケースがあるのだろうか。領域的支配の要点である範囲内の土地と人の支配は、範囲内の開発地の拡大と居住者の増加がなければ意味が無く、『熊谷家伝記』の叙述に沿って考えたとしても、開発余地が欠乏してきた図5以降になって本来の意味を持ち始めるのではないだろうか。

本書が編纂された近世の側からみるならば、右に見てきた「潜在的境界」には、近世期のより明確な村落領域と村境とが過去に投影された側面があるように思われる。つまり領域と境界をセットとみなし、それが過去から続いてきたものだという想像が働いた可能性である。当地方に顕著であった近世の被官制度においては「御家(一人百姓)」が山野を独占的に所持していた特徴が指摘されている⁵³。とすれば境界は「御家」の領域的支配を構成する装置であり、境界が過去に遡及されるほど、「御家」の領域的支配もまた過去に遡及されることになる。

ところで第2節で触れたように、先行研究のなかには本書を中世の山地開発の根拠として読む傾向があった。この点を念頭において、中世に実際に領域的支配が行われていた可能性に言及するとすれば、さきにみた先住者や周辺の諸領域の存在に注意しなくてはならない。筆者は多田氏が先住者の一人であり、「落人」による領域的支配に取り込まれた側ではないかと述べたが、この推定が当たっているならば、領域という支配様式を持ち込んだのは「落人」であって、領域とその境界は外部からの開発や流入者に対する「落人」の対応を通じて徐々に展開したものだと思えるべきだろう。

さて、以上に読みとった「無人の山野」「閉じた小世界」「潜在的な境界」の三つの構図は、「落人」の開発定住が単なる定着でなく空間占有あるいは領域的支配を伴っていたことを指しめす点で互いに深く結びついており、全体として一つの構造を成しているといってもよいだろう。しかし以上の指摘は『熊谷家伝記』というテキストの構造を示しているとしても、史実が同じ構造をもっていたかどうかについては幾つかの問題があることは個別に言及したとおりである。そこで、従来の山村研究が本書を「落人の山村形成」の「史料」として読む傾向があったことを考えれば、事実そのものを復原できないまでも、「落人の山村形成」にアプローチする際に以上の解説から導かれる注意点・問題点を最後に整理しておきたい。

第5節 おわりに —「落人開村伝説」と事実のあいだ—

本章は、従来「落人の山村形成」の根拠の一つとされていた『熊谷家伝記』が、編者の判断によって再構成された「通史」であることに注意し、その開発定住のくだりに潜む構造の抽出を試みたものである。結果として、本書が「開発定住」と「特定のイエが支配的な空間占有」が同時に形成されたような構図をもっていながら、その構図にずれの叙述や誤りが残されていたために、事実はこの両者が別個のものであって、その背景に流入した「落人」による既存社会への介入あるいは編成があった可能性に行きあたることになった。ここで筆者は「特定のイエが支配的な空間占有」が無かったと述べているわけではない。被官制度が近世に当地方にみられたことを考えれば、「特定のイエが支配的な空間占有」が中世後期において展開したことは十分想定可能である。ただし「落人による開村」が近世の被官制度につながる空間占有を招いたと、「落人開村伝説」から理解するには問題があるだろう⁵⁴。領域的支配を「落人による開村」を起源として説明するには、前節でみたような構造をもつ伝説がふさわしいことは否定できないからである。もっといえば、「支配的となった特定のイエ」が先住者と遅れて流入した人々を領域的支配に取り込むことに成功した場合に、先住者や先行する諸領域を排除した「落人開村伝説」自体をも編成した可能性に注意する必要があるだろう。したがって「分領」・「開発私領」・「領有権」という言葉を用いて分析した竹内利美の把握は、本書の構図をむしろストレートに一般化した結果として読み直されるべきではないかと思われる。

以上の指摘は、伝承の変容が跡づけ難い一般の「落人開村伝説」の全てに当てはまるとはいえないが、「落人開村伝説」に沿う形で中世の落人集落の「開発定住」を想定することの危険に注意をうながす意味はある。なぜならあらゆる「落人開村伝説」

は、本書ほど明示的な骨格をもっていなくとも、落人によって無人の山野が開かれたことから出発している点で、結果的に空間占有を合理化し、それ以前の山地空間を無人の空間として印象づける力をもっているからである。古代～中世の山地居住を示す考古学の成果⁵⁵が一部にみられることは、中世後期の空間占有に先行する山地居住が十分ありえたことを示しており、この点を念頭において「落人開村伝説」に事実を読むとすれば、その村落の中世期において、特定のイエによって社会編成と領域的支配が追求され、ある程度それが成功したことが示唆されていると受け取るべきである。したがって「落人の村」とは、支配的なイエを核とした領域的支配が伝説によって合理化された集落であると言い換えられるかもしれない。このような本章の見方にとって、第2節でみた民俗学的な伝説研究は先駆的な位置にあるといえる。ただし『熊谷家伝記』はテキスト化されたがために右の諸点が分かりやすい数少ない例であり、一般の「落人開村伝説」が同じように分析できるとは限らない。しかし編纂=テキスト化を経なかった一般の「落人開村伝説」においても、近世後期の「由緒」ブームが影響していた可能性⁵⁶を考える際には、示唆的な事例となるだろう。

【第4章 注】

¹ 黒田日出男①『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会、1986、3～34頁。②『日本中世開発史の研究』校倉書房、1984、282～317頁。

² 水野章二「中世村落と領域支配」日本史研究 271、1985、55～81頁。田村憲美『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、1994。坂田聡「山村と漁村」（日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座2 景観1』雄山閣、1990）295～314頁。春田直紀「中世の海村と山村 一生業村落論の試み一」日本史研究 392、1995、34～61頁。

³ この概念は柳田國男が初めて提示した。柳田國男『郷土誌論』（『柳田國男全集 27』筑摩書房）1990、96～103頁。初出は、郷土研究社、1922。

⁴ 一般にいう「落人伝説」には、既存の村落への落人の流離や横死についての伝説が含まれるので、本稿では落人が開村に大きな役割を果たした伝承をもって「落人開村伝説」と呼ぶことにする。その全国的な分布を示したものとしては、「平家谷」に限定されるが次の文献がある。武田静澄『落人伝説の旅 一平家谷秘話一』社会思想社、1969。高木史人・常光徹・花部英雄「平家伝説地総覧」歴史読本昭和60年4月号、1985、174～189頁。

⁵ その代表的な研究者が宮本常一である。宮本常一①『山に生きる人びと』未来社、1964、109～130頁。および同書 202～234頁に所収された②「山と人間」（初出は、民族学研究 32—4、1968）。宮本は伝説をそのまま史実とみなすことを警戒しつつも、「落人開村伝説」が別に記された史書と一致した例を挙げ、「落人

の伝承を持つものには何らかの根拠があった」(①109～113頁)可能性を重視している。

⁶ 竹内利美『熊谷家伝記』の村々 ―村落社会史研究―御茶の水書房, 1944(改訂版 1978)。

⁷ 中世史学の鈴木国弘は「縁者」の視点から本書の中世期部分を分析しているが、本書の叙述する「歴史的事実の信憑度をとくに問題にしているわけではな」として「復元」した中世村落像がどのような意味をもつかは、竹内と同様の曖昧さを残している。鈴木国弘「東国山間村落の開発と「縁者」の世界 ―『熊谷家伝記』の検討―」日本大学人文科学研究所研究紀要 38, 1989。引用は 5 頁。

⁸ 前掲5)①, 124 頁。および宮本常一『私の日本地図1 天竜川に沿って』同友館, 1967, 107～120 頁。

⁹ 藤田佳久①『日本の山村』地人書房, 1981, 69～96 頁。②『奥三河山村の形成と林野』名著出版, 1992, 29～61 頁。ほかに安藤慶一郎・矢守一彦『国境いの村』学生社, 1972, 24～37 頁。また次の文献が近世の被官制度の起源を落人の開村に求めている。関島久雄・古島俊雄『徭役労働制の崩壊過程―伊那被官の研究―』育成社, 1938, 57～137 頁(関島執筆部分)。さらに本書の「落人開村伝説」を紹介したものとしては、宮本常一・山本周五郎・揖西光速・山代巴監修『日本残酷物語1 貧しき人々のむれ』平凡社, 1959(文庫版 1995), 53～88 頁(竹内利美執筆)。および山崎一司『熊谷家伝記のふるさと』(愛知県北設楽郡)富山村教育委員会, 1992。

¹⁰ 柳田國男『東国古道記』(『柳田國男全集 2』筑摩書房, 1989)324 頁。初出は、旅, 1949。

¹¹ 「歴史を研究する方々と話をしていた『熊谷家伝記』の事になると、すべてといってもいいほど皆さん妙な顔をされます」という千葉徳爾の言葉が、文献史学からみた『熊谷家伝記』の印象を物語っている。千葉徳爾『『熊谷家伝記』をみなおす ―桜井徳太郎著『日本民間信仰論』をよんで―』(『千葉徳爾著作選集 3 民俗の地域的展開』東京堂出版, 1988)321～332 頁。初出は、伊那 364, 1958。

¹² 笹本正治①『天竜川の淵伝説 ―「熊谷家伝記」を中心に―』建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所, 1992。②「家伝記の世界 ―『熊谷家伝記』の成立―」月刊百科 368・371, 1993, 16～20・18～23 頁。引用はここからのもの。③「雪祭りと熊谷家伝記の村々」(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む3』新人物往来社, 1995)80～110 頁。

¹³ 前掲6), 7～12 頁。前掲11。後掲23)山崎刊本五ノ巻に寄せた竹内利美の解題。前掲9)山崎一司。

¹⁴ 由緒書研究については次の優れた展望論文が参考になった。久留島浩「村が「由緒」を語るとき ―「村の由緒」についての研究ノート―」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団 ―由緒と言説―』山川出版社, 1995)3～38 頁。

¹⁵ 井上功「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」日本史研究 324, 1989, 33～64 頁。同「由緒書と村社会」地方史研究 41—6, 1991, 27～37 頁。同「村社会の正当性と権威 ―二人の名主弥五左衛門をめぐって―」湘南史学 4, 1995, 1～44 頁。

¹⁶ 岩橋清美①「近世多摩地域における「旧記」と「郷土」」法政大学大学院紀要 29, 1992, 243～260 頁。②「近世後期における歴史意識の形成過程 ―武蔵国多摩郡を中心として―」関東近世史研究 34, 1993, 8～34 頁。③「近世村落における名主の文書管理と「旧記」の作成 ―武蔵国多摩郡野津田村を中心として

一」法政史学 46, 1994, 118～139 頁。引用は順に②の 30 頁, 15 頁, 14 頁。

¹⁷ この視点は、「創られた伝統」に注意するホブズボウム、「言語による過去の表象」として口頭伝承を扱う川田順造, また場所に関する言説に注意する大城直樹の視野に広がっていく。E.ホブズボウム「序論 — 伝統は創り出される—」(E・ホブズボウム, T・レンジャー編『創られた伝統』紀伊國屋書店, 1992)9～28 頁。川田順造『口頭伝承論』河出書房新社, 1992。大城直樹「村落景観と社会性 — 沖縄本島北部村落の祭祀施設の場合—」歴史地理学 159, 1992, 2～20 頁。同「墓地と場所感覚」地理学評論 67 A—3, 1994, 169～182 頁。

¹⁸ 柳田國男①『伝説』(『柳田國男全集 7』筑摩書房, 1990)36 頁。初版は, 岩波書店, 1940。②『木思石語』(同)180 頁。該当部分の初出は, 旅と伝説, 1928。③「伝説のこと」(同)597 頁。初出は日本放送協会編『日本伝説名彙』日本放送出版協会, 1950。

¹⁹ 柳田國男は「平家谷」について、「今まで住んでいる人々と, 類を別にしたやや気品の高い群が, 後から入って来ればすなわち落人である。そして平家は夙に最も有名な落人だったから, 我も人もそうらしく考え出すのも自然である」という。前掲18)①, 59～60 頁。また松永伍一は, 流入した落人が先住の山間民を支配し, そして落人の末裔が「落人開村伝説」によって権威を維持したという展開を想像力豊かに描いている。松永伍一『平家伝説』中央公論社, 1973, 41～117 頁。

²⁰ 宮下本は長野県下伊那郡阿南町和合の宮下家所蔵。佐藤本は愛知県北設楽郡富山村所蔵。両本が熊谷家を離れた事情については, 後掲22)市村刊本第四篇「熊谷家世代略記」3～4 頁。

²¹ 作成年代は奥書から推定される。なお「年代記」は明和 5 年で終わっているので宮下本と同時に書かれたと考えられる。次注22)市村刊本第一篇「熊谷家伝記について」3～4 頁。

²² 市村成人校訂『熊谷家伝記』, 山村書院, 1933～1934。

²³ 山崎一司校訂『熊谷家伝記』, (愛知県北設楽郡)富山村教育委員会, 1980～1987。

²⁴ 後述の I と呼ぶ部分の後尾(佐藤本では五ノ巻末尾)[260～262 頁], 宮下本の一ノ巻冒頭の「家伝記謂之事」[1～2 頁], および佐藤本七ノ巻直退記の冒頭[321 頁]に記された叙述である。

²⁵ 市村成人の印象では、「伝家の文字記録の類は(中略)室町時代以前の分は極めて少なかった。おそらくは家の系図, 二三の感状類に過ぎなかつたのではないかと思ふ。(中略)しかし室町時代の中ごろ過ぎになると, 家伝書も文書の類も可なり確かなものに拠つたことがわかる。」前掲22)市村刊本第四編「後記」2～3 頁。

²⁶ 例えば表1の I —一・二における『源平盛衰記』・『太平記』の利用や地方史書の年代考定の誤りの引き写しが指摘されている。また二ノ巻には一般の「尹良親王伝説」の内容に矛盾する叙述があり, 独自の伝承があったことが分かる。前掲6, 9～11 頁。そのほか近隣諸村に伝わる伝説が幾つか見てとれる。千葉徳爾「田仕事と河童」信濃十一—1, 1958, 23～35 頁。前掲9)山崎一司, 123～131・173～186 頁。および前掲12。

²⁷ 前掲6), 13 頁。後掲39)『関伝記』もその一つである。

²⁸ 直退は自身の家伝記を記すために「或は他家之記録等を所望して, 或は又当村之内古老慥成もの」咄

す処を[321頁]と述べているが、その情報収集成果は本書全体に反映されたとみなくてはならないだろう。

²⁹ 竹内利美「熊谷家伝記」五ノ巻解題(前掲23)山崎刊本五ノ巻)。本書の創作説をとなえる柳田や笹本正治はこの点について明解な説明を述べていない。

³⁰ 加えて、「原家伝記」Iには八代直祐の挿入部分が散見され(表1)、また直退のみたIが「巻物」であったということを重視すれば、Iは各代の当主の自筆そのままではなく、八代直祐による編纂を経たものということになる。またわずかながら五代直光・六代直定による挿入も、例えば90～91頁、120頁にみられる。

³¹ これに関連して、佐藤本の一～六ノ巻(宮下本に相当)は宮下本に比して20%程度紙数が増えており、それだけ直退の判断によって補足・注釈が加えられたと考えられる。前掲22)市村刊本第一冊「熊谷家伝記」について。また市村刊本が示す宮下・佐藤両本の異同をみるかぎり、直退は用字や文体の変更のためらわなかったと判断される。

³² 「長沼」と「松島」の開発年代について、直退は当該村に伝わる系図の年代を「大成間違也[91頁]」として退けたことを明記しているが、これは彼の年代考定作業がおもてにあらわれた例と位置づけることができよう(表2)。

³³ 直退は序文で、「若又外々之板行物又ハ他家之伝記等に引合せ、間違たる所も有之ば、…[1頁]」として、他の文字資料と合致しないことを気にかけているが、これこそ彼が集積した諸資料間の矛盾と齟齬に気づいていて証左とみられる。

³⁴ 興味深いのは別冊「年代記」の存在である。これは年表仕立ての書式をとり、天皇と将軍の即位・改元・閏月が網羅されているほか、家伝記本文に叙述された主要人物の生没や集落の開発などの重要な事件が記されている。ただしこの「年代記」は、家伝記本文とは無関係のはずの創世神話の記載からスタートし、熊谷家本家の動向を把握するためか年表は8世紀から始まる(表1)。つまりこれは本文から派生した抜き書きではなく、直退自身がさまざまな出来事を時間軸のなかに位置づけるために用意した時間の参照枠であって、1頁に24年づつ記すその書式は、絶対的な時間軸を本書に与えようとしたことを象徴するように思われる。

³⁵ また集落の呼称の説明について、付会の可能性を感じさせる例が幾つか認められる(表2)。地名の付会の可能性については笹本正治がさらに幾つかの例を挙げている。前掲12)。

³⁶ しかしなぜ直退が「通史」というスタイルを選んだのかは、興味深い問題として残される。単に破損していた「原家伝記」を復原したというよりは、「通史」として完成されたテキストに一定の価値と権威が備わることを見越していたとも思わせるからである。この点については、創作説を前提としているものの、前掲12)笹本正治②が示唆に富む。

³⁷ 黒田日出男「荒野」と「黒山」—中世の開発と自然—(前掲1)①)3～35頁。

³⁸ 竹内利美もこの点を全く無視しているわけではない。前掲6), 36～37頁。

³⁹ 伊那史料刊行会編『新編伊那史料叢書4』, 歴史図書社, 1975, 112頁。ただし『関伝記』も「往古も人倫

の住居有之、又中絶の深山と荒れたるを、元弘以後の大乱に所々へ浪人落込み、再び切開きたる事なるべし」とする点で『熊谷家伝記』と同様の構図をもっている。なお翻刻された『関伝記』には成立年および直退の署名はないが、従来安永元年(1772)の直退の著作とされてきた。『熊谷家伝記』への依拠を明記していること、また『熊谷家伝記』に「委クは関伝記ニ書入レ、略爰也[120頁]」とあるので、直退が『熊谷家伝記』と並行して編纂したと考えてよいと思われる。

⁴⁰ 前掲6), 42頁。

⁴¹ 佐々木喜庵『下条記』, (前掲39)265頁。元禄から宝永ころに成立したとされる。

⁴² この目線は本書全体に散見され、例えば七代直隆は近世初期検地時に、無人の山野を開いた功が熊谷家にあると主張している。「往古は人倫なき空成山成を、先祖出情ヲ以当地ヲ開き、人倫之住家と成。今御年貢被召上段、軽微たるといへ共、乍恐も私先祖之功之程御推量被下、子孫永ク其功相伝へ候様に御取捌被下置候ハハ難有奉存候[215頁]」

⁴³ 市村成人「関氏史蹟」(市村成人全集刊行会『市村成人全集 十』, 下伊那教育会, 1981)81~112頁。ただし初出は、長野県史蹟名勝天然記念物調査報告8, 1927。および下伊那教育会編『下伊那郡史6』, 下伊那誌編纂会, 1970, 326~360頁。

⁴⁴ 前掲12)③, 96頁。

⁴⁵ 前掲43)。

⁴⁶ 市村成人「遠山地方文化の特異相」および「鰐口より見たる遠山文化」(第一次)信濃1, 1932, 119~120頁・335頁・402頁。および信濃史料刊行会編『信濃史料8』信濃史料刊行会, 1957, 132頁。

⁴⁷ 前掲39), 105頁。なお竹内利美はこの鰐口の問題に気づいていたが、「当時の情勢からすればいちじるしく矛盾した存在(82頁)」と述べるに止まっている。このことは、関氏を含めた「外的な政治力の規制をほとんど直接にはうけることなくして(39頁)」諸村が開発されたとする竹内の分析結果と無関係ではない。前掲6)。

⁴⁸ 大谷(■x)の竜谷寺の永正十二年(1515)の鐘銘に「三河国賀茂郡足助庄名倉郷於大谷」とあり、大谷は「足助荘」の範域に属していたとみなくてはならないが、本書には言及されていない。さらに『北設楽郡史』は、佐太(●5)・大谷(★2)・河内(★1)が足助荘に属するとする応永29年(1422)の史料を紹介しているが、『熊谷家伝記』は佐太の開発定住を享禄元年(1528)に置いており、両者は矛盾している。北設楽郡史編纂委員会編『北設楽郡史 原始~中世』青陵書房, 1982, 358~359頁。

⁴⁹ 前掲39), 73頁。

⁵⁰ 図中の境界線は次の「起請文」の文面に従った。「此根通り(戦場となった*の尾根), 西の方・三州境江押廻し, 水下東は天龍川之端まで, 南東向水落限りに左閉辺分内へ, 向方・福島より山稼之者一切不可入定。同所・北方ハ和知野へ出ル川端切, 向方之村松・金田, 福島ノ後藤・金田, 此四家ニて他・入込山賊を防, 永可相保者也。尤村松ニ金田但馬は, 此所(*地点)・北に向て見通し, 川上を向方分として, 川下東は福島分とすべき者也[69頁]」

⁵¹ 「三分渡」は本来熊谷氏の領域下にあつて「漆島・河内・市原・大谷は往古・（三分渡に）所々入会有之候得共」，関氏の提案で「山共に」田辺氏に引き渡されることになり，「右之四ヶ村之入会無之，三分渡・茂四ヶ村へ不入会（宮下本のみ）」ようになったと叙述される[152～153 頁]。なお「入会出郷」の語は，前掲9) 藤田佳久^②による。

⁵² 前掲39)，114 頁。

⁵³ 平沢清人『近世入会慣行の成立と展開 一信州下伊那郡地方を中心にして一』御茶の水書房，1967。

⁵⁴ 古島俊雄は，本書を資料の一つとして当地方の近世の被官制度を検討した結果，この制度は「隠遁武士起源のものでなく，中世においては一般的な農業制度だったものに，隠遁武士によって被官の名称が導入され，それが天正以後の新しい村落制度の採用とともに固定されたものとするのがより妥当ではないか」と示唆している。古島俊雄『近世日本農業の構造』（『古島俊雄著作集3』東京大学出版会，1974）417 頁。初出は 1943 年。

⁵⁵ 市村勝美・山本清司編『熊倉遺跡 一山棲み集落の探求一』群馬県六合村教育委員会，1984。能登健・洞口正史・小嶋敦子「山棲み集落の出現とその背景 一二つの「ヤマ」に関する考古学的分析」信濃 37—4，1985，275～292 頁。

⁵⁶ 従来の伝説研究は「落人開村伝説」の形成を考える際に，中世の漂泊者の影響に強い関心を注いできたようにみられる。例えば，福田晃編『日本伝説体系 十二』みずうみ書房，1982，367～368 頁。谷口廣之「平家落人伝説と物語」（山下宏明編『平家物語 受容と変容』有精堂，1993）151～174 頁。しかし伝説がより信じやすいようにデテールを変容してゆくことに注意するなら，近世期も問題になることはいうまでもない。

第5章

自立と無税から語られる中世山村像の形成

—近世大和国吉野川上流域の自画像—

第1節 はじめに

(1) 研究の背景と目的

日本の山村研究における民俗学・文化地理学の重要な指摘の一つに、近世初期を山村史の画期とみなす位置づけを挙げることができる。柳田國男¹・千葉徳爾²・宮本常一³・福田アジオ⁴らによれば、中世の山村は平野部を拠点とする諸権力の支配から距離を置きつつ、独自の経済力・武力と、政治的・文化的な自立性を保持していた。例えば南北朝の争乱に関与した大和国吉野郡や九州阿蘇氏の内部抗争は中世山村の勢力をあらわすものとされる。また太閤検地に至るまで無年貢であり「無主」であったとする伝承が山村にしばしばみうけられることは、領主の支配を受けない隠田集落として位置づけられる。

しかし近世初期の幕藩体制の成立によって山村の勢力は、宮本の言葉を借りるならば「去勢」されるに至った。近世初期大和国吉野郡北山郷・阿波国祖谷山・日向国椎葉では、一揆あるいは騒動が鎮圧されており、この事件は幕藩体制に抵抗するほどの武力が山村に残っていたことを示すものとされる。

以上の指摘は、必ずしも一次史料に基づいたものではない。また山村一般に当てはまるかどうかは、第1章第3節で述べたように、なお今後の研究がまたれる。しかし中世末期～近世初期に限っていえば、一揆・騒動の例が示すように、兵農分離・石高制のインパクトが大きかった山村が存在していたことは間違いないだろう。

しかしながら、山村と幕藩体制と出会いは近世初期に終わったわけではなく、その後近世を通じて続いていく。そのなかで、山村の側から幕藩体制に対して、何らかの抵抗を示すなり、一般農村とは異なる独自の処遇を要求することはなかったのだろうか。このような関心は地理学・民俗学の山村研究ではあまりみられないが、近年の近世史学では、上原兼善⁵・大賀郁夫⁶が近世日向国山村の騒動・逃散に注目し、幕藩体制の支配秩序が十分貫徹しない事実を山村に見いだしている。また大友一雄⁷・須田努⁸は、関東周縁の山村における幕府の御林炭生産や御巢鷹山設定に対して、山村の側がみせた肯定・否定両面の対応を分析している。

これらの研究が示すところによれば、近世山村にはむしろ幕藩体制を否定するほどの自

立的な性格はなかった。だが、近世を通じて支配を強めようとする幕藩体制との対応は、山村の側の論理が表現され、追求される場であった。そのなかで、近世山村の側は、山村であることの特性あるいは独自性をどのように主張したのだろうか。佐藤孝之⁹は、「山稼の村」であることを主張しつつ、幕府御林のうちに「稼山」を確保した山村を取り上げている。このように、山地資源に依拠するという山村ならではの条件を対外的に主張することは、おそらく近世山村の重要な論理であったと想像される。だとすれば、近世という時代は、山村が「山村」であることを初めて強く主張しはじめた時代だといえるかもしれない。

そのような点からみれば、例えば「先年ヨリ何レノ国ヘモ附カズ(中略)何国ヘモ奉行仕ラズ、御貢物立ツル事モナシ¹⁰」といったように古くは無主・無税の地であったことや、かつての身分を語る落人伝説や、兵農分離時の凋落にかかわる事柄が、近世山村にしばしば伝承されていることは意義深い。これらは、民俗学・文化地理学がまさに指摘した中世における独自の経済力と政治体制についての記憶を復活させ、そこに本来の姿を求めようとする論理につながる可能性をもつからである。筆者は前章で、ある近世山村の旧家の当主によるそのような試みを取りあげた。しかし、近世における中世の回顧やその位置づけは、個人や家のレベルで個別に行われる限り、幕藩体制に対峙する論理としては力が弱いであろう。なんらかの形で、地域全体の特質あるいは地域像として山村地域が共有しうる論理が形成されるならば、まだしも効力が期待できると思われる。

本章ではその例として、近世大和国吉野郡、とりわけ吉野川流域において、「郡」あるいは「郷」という領域そのものに「諸役免許」の特権を結びつける論理が形成され、それが嘆願書や由緒書・旧記に展開した事実を取り上げる。そしてその論理の背後には、山村地域の中世期全般に自立的な政治体制と無税の状況を措定し、それを近世と対比させる論理が、近世山村の「由緒」として練り上げられた意義を考察したい。

このような視点は、特定の空間をめぐる言説とその地域の実態との相互作用に注目する意味で社会地理学的な歴史地理学であるとともに、村あるいは地域の自画像として「由緒」を整えつつ特権を主張する戦略に着目する点で、近世史学の「由緒」研究と共通するところが多いことは、前章と同様である。とくに山村においては、最初に触れたような近世初期の「画期」を山村自身が自覚しつつ、その中世像を積極的に形成する過程が存在していたことを想定しうる点で、鋭い発見がみられると思われる。

さて、以上の問題意識を追求するにあたり、大和国吉野郡を選んだ理由は、一つには次節に概観するように南北朝期の南朝の拠点となり、その「由緒」が盛んに活用されたからである。いま一つの理由としては、近年の村史刊行による充実した史料編、とりわけ『川上村史史料編』を活用しうる恵まれた条件がある¹¹。2節以下では、そのような刊本に収録された嘆願書、由緒書・旧記を中心に検討してゆくが、その前に吉野郡の歴史的な諸事情について

概観しておく。

(2) 対象地域の概観

吉野郡の大部分は西南日本外帯に属すが、中央構造線に重なる北端部にのみ比較的
低平な地形が広がり、吉野川流域に比定される4つの古代郷¹²や荘園の分布(第1図)は、
北端部における開発の早さを示している。それに対して山岳地帯の開発は遅れたとされる
が、平安末期以降発展した金峰山寺(大峰山)による支配が知られている。12-13世紀の金
峰山寺・高野山の境相論に前後して、吉野郡中西部に位置する「吉野庄十二郷・中津川
郷」とも表現された金峰山寺領において、「中津川庄司」・「追補使」の存在が知られる¹³。ま
た14世紀の金峰山寺吉水院坊領は吉野川最上流域の所領を含んでいた。それゆえ、永
島福太郎がいうように吉野郡が金峰山寺の「神郡」あるいは「神領¹⁴」だったといえるかどう
かは置くとしても、中世前期において山岳部一帯を含めた吉野郡各所に対する金峰山寺の支
配を想定しうる。

しかし南北朝期に至り、南朝の根拠地となった吉野郡では、『太平記』が語るどころの「吉
野十八郷」の「郷民」らが、そして近世の嘆願書・由緒書・旧記がいうところでは「八簾八庄
司」と称する勢力が、南朝側にたった活発な活動を繰り広げた。その結果、金峰山寺の支配
体制がどう変化したかは十分明らかではないが、天川郷に伝わる「課役免除」の論旨¹⁵のよ
うに、南朝の政策が既存の体制に変更を加えたことが知られる。また南北朝合一後のいわ
ゆる後南朝の活動において、応永15年(1408)に「河上三村之内、廿河・竹原両庄事、吉
水院坊領無子細云々。然近年不知行之处、今度河上三村上野宮与同心申¹⁶」とあるように、
川上郷・北山郷を中心として、金峰山寺の支配から離れた後南朝の活動が知られ、これが
後南朝の皇統が殺害された長祿の変(1457)まで続く。とはいえ金峰山寺の支配が完全に
消滅したわけではなく、永祿元年(1558)に公事銭の賦課をめぐり、金峰山寺の本寺に相当
する興福寺が天川郷と対立し、「路次」を封鎖する強硬手段に出たことが知られる¹⁷。

しかし近世初期には、天正6年(1578)に、織田信長の配下筒井順慶による制圧があり、太
閤検地を経て、千石余りに止められた金峰山寺領、若干の旗本領と紀州藩領、17世紀の
60年間にわたる郡山藩領¹⁸を除き、大部分がほぼ同一の代官が管轄する幕府領とされた
(第2図)。ただし元文3年(1738)～寛政7年(1795)の間、幕府領は一括して単一の大名の
預かり支配(はじめ津藩、のちに芝村藩)とされた。

幕府領のうち、南部の十津川郷は近世を通じて無年貢、そして近世初期に一揆を起こし
た北山郷は木年貢という特別な条件におかれた。のこる領域は、18世紀に確認されるころ
では、複数の大庄屋組¹⁹に区画され、そのうち吉野川右岸の檜垣本・田原・木津組の領域
に分布する旧郡山藩領諸村を「新御蔵入」と称し、ほぼ左岸にあたる近世初期よりの幕府領

は「古御蔵入」と呼ばれていた。これら幕府領においては、村落はおおむね「郷」を単位として結合していたことが知られ、相互に協調あるいは対立をみせた²⁰。しかし次節からみてゆく諸役免許の嘆願活動においては、むしろ大庄屋組が重要な単位となった。近世史学では、幕藩体制における中間的支配機構たる大庄屋制度が、村方の論理を代弁する性格をもつことが論じられており²¹、本章の視点とも関連するところが大きい。ただし本章では、吉野郡幕府領の大庄屋制度の実体的側面については、適切な史料を用意できないこともあって、十分踏み込むには至っていない。むしろ本章では、嘆願や由緒の内容を分析することに重点を置いた。

なお、吉野川で流送された林材に対する課税制度があり、「口役銀」もしくは「口役」と呼ばれていた。その収益の一部は川上郷・黒滝郷の収入となったが、後述するようにこの特権もまた南朝あるいは「諸役免許」と関連づけられることになった。

第2節 近世吉野郡における中世像の文字化

(1) 由緒書・旧記

早くは林水月²²が在地の好事家が信頼のおけない由緒書・旧記を作成したことを嘆き、また宮本常一²³が偽文書の多さに触れたように、近世吉野郡では、中世の事跡を発掘し、文字化する活動が広く行われていた。本節ではそのおおよその内容と時期について把握することにした。

第1表²⁴には、刊本化された由緒書・旧記のうち、中世の事跡を取り扱うものを挙げた。これらは、実際に作成された由緒書・旧記の氷山の一角にすぎないと思われるが²⁵、おおよその内容の傾向や作成時期を知る手がかりになるだろう。内容についてまず指摘すべきは、ここに挙げた由緒書・旧記のすべてが、南朝または後南朝史を主題とする(A,B,E,G,I-K)か、あるいは南朝に関連づけて口役銀や諸役免許などの特権の由来を説明している(C,D,F,H,L)ことであり、近世の吉野郡にとって中世とは、第一に南朝・後南朝のことであったとさえいえる。そして、そのような由緒書・旧記は、後南朝の根拠地であった川上郷だけでなく、他の例(B,F,L)をみるかぎり、吉野郡の各地で作成されたことが窺われる。そのように推測させる理由としてはほかに、B・Cのように代官が作成させた例を除けば、村人が自発的に作成したと考えられることがあげられる。とりわけ「和州吉野旧事記」(G)は各地に異本を残すことで知られ、筆写されつつアレンジが加えられた状況を想定することができる²⁶。

次に作成時期についてみれば、年期を限定しうるものをみる限り、18世紀の代官の命による2文書(B,C)を除き、19世紀の早い時期に作成または筆写が集中する傾向が認められる。これに関して松山宏²⁷は、川上郷における後南朝の遺宝管理の覚え書きが江戸後期になっ

て残されていること、およびI・Jの作成が江戸期の後期と推定されることから、後南朝の顕彰ならびに歴史保存意識の高まりを江戸後期に見いだしている。この説を援用するならば、18世紀には中世の事跡を文字化する動きがすでに認められるが、その高まりは18-19世紀にかけてとみてよさそうである。15世紀の後南朝の崩壊後、16-17世紀にかけて、南朝・後南朝が当地域で果たした精神的支柱としての役割がいったん衰退したとする指摘²⁸を考慮すれば、南朝・後南朝に関わる記録の管理が、南北朝以来近世まで一貫していたわけでは決してなく、近世後期においてそれがいわば復興し、由緒書・旧記の作成につながっていくと考えられる²⁹。

(2) 諸役免除の嘆願書

しかしながら、近世吉野郡にける中世像の文字化は、由緒書・旧記のみを通じて行われたのではなく、むしろそれに先行する18世紀の嘆願書にみられる諸役免除運動ともいうべき活動が大きいことは、従来注意されていない。諸役とは、いうまでもなく本年貢・小物成のほかにも別途課税された雑税であり、そのうち幕府領におけるいわゆる「高掛り三役」(蔵前入用・伝馬入用・六尺給米)は、17世紀後期から全国の幕府領において徐々に賦課されていたことが知られている。

第2表³⁰には、刊本・先行研究のうちから、諸役を免除するよう代官に要求した嘆願書(aのみ代官の返答)を掲げた。十津川郷(a,f,g)以外の内容から判断すれば、吉野郡においては17世紀末から18世紀中頃を中心として、高掛り三役などの諸役が新規に賦課される動きが知られる³¹。そして村の側は、幕府の政策に対抗すべく、郷あるいは大庄屋組ごとに結合し、新規諸役の赦免を訴えるべく嘆願書を作成した。そこには、次節で詳しくみるように、吉野郡が「諸役免許」の特権を由緒として有すること、そしてその特権が南朝もしくは大峰山(金峰山寺)に由来することが主張されている。

しかし結果からいえば、嘆願が何度も繰り返されることから分かるように、嘆願書の効果は認められず、むしろ一つひとつと諸役が増えていく状況が窺える。このことは、幕府代官の政策が、「由緒」を主張する山村に対しても幕府領下の一般村落同様に扱い、諸役賦課を行う方針であったことを示している。ちなみに徳川家康以来の無年貢の特権をもつ十津川郷に対しても諸役賦課が試みられ、aによれば約10年間にわたって山手銀が賦課され、19世紀初頭にもf・gのような賦課の試みがみられた。

この十津川郷の例を除き、19世紀に入ると、諸役免除を訴える文書は管見のかぎりみられない。たとえば嘉永3年(1850)および万延元年(1860)に、「吉野郡村々惣代」が石代納の米価引き下げを嘆願している³²。ここではもはや、諸役免許の復権には言及されず、自然環境の厳しさ、山地農業の生産性の低さ、物価高、自然災害などが訴えられている。それゆえ

諸役免除の嘆願運動は、吉野郡においては18世紀に特有のものといえそうである³³。ただし、明治初期の助郷制度の改変等に対して「吉野郡惣代」が諸役免許由緒を訴える例があり³⁴、19世紀においてこの由緒が忘却されたわけでは決して無く、幕府に対する減税交渉の戦略としては諸役免除嘆願がもはや有効でないとの判断が働いたものと考えられる³⁵。

以上にみた18世紀の嘆願書と18世紀末～19世紀前半の由緒書・旧記は、前者がより公的な活動、後者がより私的な活動であり、両者は一見関連が薄いように見える。しかし、文書を作成した主体が重なっていた可能性は否定できず、たとえ中世の由緒を伝承した主体が個々の家の賞揚を主眼とする家のレベルであったとしても、幕府領としての利害の共通性にもとづく村落結合(村組合)を通じ、村・郷・組・郡のレベルにおいて18世紀には中世の由緒が共有化され、そしてそれがまた18～19世紀の由緒書・旧記において家や郷のレベルに還元されるプロセスを予想することが可能である。

次節以下ではこの点を意識しつつ、具体的な内容を検討してゆきたい。手順としては、まず次節で嘆願書を分析し、次いで第4節で由緒書・旧記を扱うことにする。

第3節 諸役免除運動のなかの由緒と郡

(1) 諸役免除嘆願の論理

第2表に掲げた7つの文書は、いずれも諸役免許あるいは無年貢の特権が継続してきたことを記し、それを前提として嘆願を行っている。このうち十津川郷の特権については、中世の由緒よりも、aに表れたような大坂の役と北山一揆における軍事的貢献、および筏役との関係から説明されることが多く³⁶、本章の主題とは直接関係しない。本章では中世の由緒を前面に押し出した吉野川流域の嘆願書(b-d)を中心に検討する。

その初めの例、b「吉野郡古御蔵入四十一ヶ村嘆願書控」(1716)は、吉野川の最上流部にあたる41村が提出したもので、大庄屋組の一つ、飯貝組に相当する³⁷(第3図)。この嘆願書においては、諸役免許の特権は必ずしも全面に押し出されていない。すなわち嘆願書の前半は、近年の風水害ならびに凶作の実状を述べることに費やされ、その後、

(b1) 吉野郡之儀ハ、極山中、皆畑ニ而、第一粟・稗・芋・大豆・小豆作仕候処、猪鹿猿近年夥敷徘徊仕、作物をあらし申ニ付、猪鹿垣并垣内々ニ幾所も小垣を仕、毎夜猪鹿追仕候貴大分也事ニ御座候。其上山畑之儀ハ、こやし修理等ニ以之外手間掛り、平地とハ客別費多御座候。

(b2) 吉野郡儀ハ、大山々引請御座候故、不時ニ大水出、川筋畑押流中ニ付、(後略)

(b3) 吉野郡古御蔵入之儀者、前々より諸役御免許ニ而御座候。殊ニ銀上納場所ニ御座候処、御蔵前入用并御伝馬宿之入用御掛り銀被為仰付候。(中略)前々之通、御赦免奉願上候御事。

として、むしろ山地農業の条件の悪さ(b1)、自然災害(b2)を述べた後、嘆願書の末尾に諸役免許特権に触れつつ、しかしその由来については説明しないまま(b3)、2つの新規高掛かり物の赦免を嘆願する内容となっている。ここでは、山村特有の条件の悪さを訴えることに重点が置かれ、諸役免許特権は強く主張されておらず、嘆願書c・dと前もって比較するならば、嘆願の論理として諸役免許を活用しているとはいえない。その背景としては、すでに2つの役賦課を受容してしまった手前、主張しにくかったことも考えられるが、特権であることや由緒の詳細について十分に意識していなかったともとれる。そのことは、のちのように諸役免許を「吉野郡」の由緒としてでなく、幕藩体制上の行政単位である「古御蔵入」の特徴として述べるところにも表れている。

しかし次にみるc「吉野郡古御蔵入村諸役免許訳等書上」(1733)をみるかぎり、2つの役は撤回されることがなく、bの嘆願は失敗に終わった。cは、次節に後述するように、bを作成した飯貝組を含む4つの大庄屋組の村々(第4図)が作成したものであり、おそらくはbでの失敗を踏まえた上で、諸役免許特権ならびに延宝検地による増税の受容を全面に押し出す論理構成をとっている。

(c1) 吉野郡之儀、其昔後醍醐天皇吉野御皇居之節より、吉野山寺家并八簾八庄司公文と申者御座ニ而、所々ニ自城を構へ罷有候由。然処、天正年中及其沙汰取調等御座ニ而、其節 有之、千石之御請米ニ相極り、諸役御免許之筈ニ而御請仕候由。其昔ハ、右頭取候者共、吉野山蔵王堂ニ立会、諸事相治メ候由申伝候御事。(中略)大閣様御代罷成候、御請米段々弐千石迄被仰付、其義相滞申ニ付、文録四年初而御竿入、(中略)高相極り申候御事。

(c2) (前略)毎度聖護院様・三宝院御門跡様御入山之砌、御行所嶮岨之道筋谷々大川筋川越船橋等被仰付候諸入用吉野山ニ付、上々様并御巡見様方御通り被成候節、其入用古来より古御蔵入村々ニ而勤来り申ニ付、(中略)他郷江相掛り不申。依之、弥諸役御免許ニ相立御座候御事。

(c3) 右古御蔵入村々次第ニ困窮仕候儀ハ、延宝七未年本多平八郎様御検地ニ而、御

竿入新御検地場ニ而御座候。右村々、極山中皆畑多ク、田方少々宛有之村方ハ口郷
 纒々ニ而御座候。然処、新御検地ニ而ハ、六尺間竿を以、嶮岨之田畠、木陰、山陰、芝
 空地等迄無御容赦御竿入、山畑も上中之位付被成、斗代高直ニ御盛付被遊、山藪栢
 役等迄悉ク御年貢御盛付被成、(中略)。然所、茶・楮・漆年々下直ニ罷成、先年之直段
 とハ三ヶ一、四ヶ一直段ニ相成、何分仕当ニ相不申、第一困窮ニ罷成申候。(中略)奥々
 山中より諸木伐出し諸方へ送り出し、山本又ハ仕出し日用取を以渡世仕候処、近年諸材
 木売兼、以之外下直ニ成申ニ付、商人も潰レ、山方仕出し成不申候故、山持も迷惑仕
 (後略)。

本嘆願書の冒頭は、南北朝期吉野郡の政治情勢を述べることから始まる。すなわち「八簾
 八庄司公文」と称される土豪が割拠し、金峰山寺を立ち会い所として吉野郡を統治していた
 とするもので、あたかも上級の領主を戴かない自治的な体制であったかのように述べられる。
 そしてその体制が、織田・豊臣の時代に諸役免許を条件として年貢貢納を受容するまで続
 いたとする(c1)。そしてこの諸役免許特権は、大峰山ならびに巡見等公用の入用を勤める
 見返りとしての意義を帯びて、いよいよ不動のものとなったとする(c2)。

のこるc3は、b1と同様に山地農業の条件の悪さを述べつつも、重点は延宝検地(1679)に
 による実質的な増税³⁸を指摘するものとなっている。つまり、b1においては、山村ゆえの担税
 能力の弱さを訴えるところに力点が置かれていたものが、このc3においてはむしろ年貢その
 ものが重税と述べ、その意味で近世初期まで年貢を負担していなかったように述べる冒頭
 (c1)が意味をもってくる。この点において、諸役免許特権が本年貢を貢納する引きかえだっ
 たとする主張に、本嘆願書の作成者達は重要な意味を込めていたと思われる。

しかしながら、諸役を段階的に賦課する幕府の政策の前には、中世の「八簾八庄司」伝承
 にしても、増税への批判にしても、強い力をもたなかったらしい。というのも、bと同じく再び飯
 貝組が作成したd「普請所に付申渡書付控」(1757)は、b・cで免除を訴えた2つの役に加え、
 六尺給米の新規賦課に対応して作成されているからである。

(d1) (前略)私共村々之儀者、諸役御免許所ニ御座候ニ付、左ニ言上仕候。

一、吉野郡之義、其昔、御[ママ]後醍醐天皇吉野皇居之節より、吉野山寺家并八簾八庄
 司公文ト申者御座候而、諸事相治メ、何方江も御年貢御上納候候[ママ]無御座候。然処、
 天正年中初而千石之御請米相究リ、諸役御免許ニ而御請仕候御事。

一、大閤様御代罷成、御請米段々五千石迄被仰付、其儀相滞申候ニ付、文禄年中初而
 御竿入、速水甲斐守様・八嶋久兵衛御検地ニ而高相極申候得共、弥諸役御免許所ニ相
 立候御事。

(d2) 吉野山大峯山之儀ハ、(中略)毎度聖護院御門跡様、三宝院御門跡様御入山被為遊候。古御蔵入村々之儀ハ、大峰山江廻シ申村方ニ而、右御入山之砌、所々御行所嶮岨之通筋右村々ニ而相勤申、他郷江少も相掛り不申候御事。

(d3) 吉野郡古御蔵入村々之儀者、前書奉申上候通、諸役御免許所ニ御座候故、大工・杣・木挽高・穢多・煙亡高之差別無御座、古来より朝鮮人来朝入用・京大坂御城内入用・鉄鉋合葉等之入用も相掛り不申候御事。

(d4) 寛文年中(中略)、御蔵米入用・六尺給米被仰付候処、吉野郡之儀ハ右由緒を以申立候処、御蔵米入用之儀者、御年貢相納候上者、右御年貢ニ相掛り候入用之義、相勤可申旨被仰渡、六尺給米之義ハ、其節御免除被成下候御事。

一、御伝馬入用之儀ハ、宝永六丑年初テ被為仰付候。(中略)私共村々之儀ハ古来より由緒御座候而、諸役御免許所御座候間、乍恐御聞届被為成下、高掛り物御赦免被為成下候様奉願上候。

ここでみられる嘆願の論理は、d1・d2 に関しては前嘆願書の c1・c2 をほぼそのまま繰り返すにとどまるが、「八簾八庄司」の統治下においては年貢を払うことはなかったと断定しているところに語意の強まりを窺える(d1)。つづくd3・d4は諸役賦課の経緯を顧みつつ、特定の役については未だ賦課されていないことを、特権が維持されてきた事実として位置づけているものの(d3)、むしろなし崩し的に諸役が賦課されてきた事実をも同時に語っている(d4)。なお、ここで山地農業・山地環境について言及が無いのは、同時に別途作成された百姓持山年貢への吟味に対する嘆願書に言い尽くされているからだと判断される。

さて、以上みてきたところでは、18世紀初期の十津川郷(a)および飯貝組(b)の2例では、無年貢あるいは諸役免許の特権に言及することがあっても、その由来を中世に積極的に求めるものではなかった。しかしc・dの例は、18世紀の中期に入ってから、中世の由緒が積極的に組み込まれた変化を示している。このような由緒の強調あるいは復権は、むしろ諸役賦課が次第に重くなりながらもそれを阻止できない実状から必要とされたものと、まずは考えられる。しかし筆者はそれに加えて、由緒が吉野郡の広域にわたって共有化される過程に注目したい。そこで次節では、b～dの作成村の村落結合について検討する。

(2) 由緒の共有化と「由緒の郡」

「古御蔵入」41村を名乗る嘆願書bの村々(第3図)に比較して、その17年後のcの提出者

は「吉野郡御蔵入村々惣百姓」を称し、その署名村は、「下市組七拾五ヶ村惣代」が5村、「広橋組六拾壹ヶ村惣代」が6村、「阿知加組十五ヶ村惣代」が3村、「飯貝組四拾壹ヶ村惣代」が5村、計192村の惣代として19村が署名している。代表村の分布をみるかぎり、吉野郡の新御蔵入・旧御蔵入を併せた範囲ではなく、実際には古御蔵入のうち吉野川流域左岸の村々が中心となって結集したことがみてとれる(第4図)。このような吉野川流域の幕府領諸村の結合は、後掲の第6図にみられるように以後散見されるが、cの例は、知られている限り最も早い例に属すと思われる。

前節でみたように嘆願書cは、bにはみられなかった「八簾八庄司」伝承と諸役免許由緒を関連づけて主張するものだったが、ここで「八簾八庄司」を伝承する範囲をみてみたい(第5図)。ちょうど、cの村々の分布と重なっており、まさに「八簾八庄司」伝承を伝える村々が、この伝承を嘆願の論理として活用したことがわかる。しかしそれは単に、地元に伝わる口碑を活用したというだけでなく、bにおいて嘆願に失敗した飯貝組の村々が、他の3つの大庄屋組とも結んで再び嘆願を行ったcにおいて、ちょうど4つの大庄屋組に共通して伝存する「八簾八庄司」伝承の活用を強く意識したことを想定しうる。

しかも興味深いことに、嘆願書の文面では、「八簾八庄司」伝承が吉野郡の一部地域の伝承であることを特に述べるわけではなく、むしろ「吉野郡之儀、其昔後醍醐天皇……」(c1)として、吉野郡という郡に特有の由緒として論が展開されている。その背景には、一般の史書にはみえない「八簾八庄司」伝承を詳細に述べるよりも、『太平記』があたかも吉野郡全域の代名詞として「吉野十八郷」の活躍を伝えているように、南朝で世に知られた吉野郡の由緒として論じる方が、代官の理解を得やすいとする判断が働いていたのかもしれない。このような論理展開は、「八簾八庄司」伝承の分布が比較的薄い飯貝組のみから提出された嘆願書d(d1)にも継承されることから、「八簾八庄司」伝承と関連させて吉野郡を由緒の郡とする見方が、古御蔵入の村々において着実に共有されたことが確認できるのである。

また、古御蔵入の飯貝組としては飛地となる小村[オムラ] (第4図参照)においても、寛保3年(1743)の村明細帳に「吉野郡、凡御蔵入之義者、往古より諸役御免許ニ而御座候³⁹」の文言がみられ、同村の文政8年(1825)の高付帳にも、南北朝期の吉野郡が「八簾八庄司公文」によって統治され、無年貢地であったことが言及されている⁴⁰。興味深いことに、小村を含む小川郷は、後南朝の滅亡後に神璽を奪取し、これによって恩賞を要求した豪族・小川氏が存在したことで知られ、史実としては「八簾八庄司」勢力に敵対する役回りを演じている。そして小村を除く小川郷の近世文書一般には、「八簾八庄司」伝承は記されていない。その背景には、小村のみc・dのような嘆願書の作成を経験したことを想定しうるだろう。

このように由緒がより広域に共有化される事実は、実際に「八簾八庄司」を伝承していなくとも、「吉野郡の由緒」である以上、吉野郡という領域に属す村ならばこの特権を主張しうる

という、領域性を介在させた論理の拡大だといえる。

しかし諸役免許特権と「八簾八庄司」伝承とが結びついた論理が「吉野郡の由緒」として共有されたのは、18世紀のあいだは、吉野川流域に限られたようである⁴¹。というのも、十津川最上流部にあたる天川郷(位置については第2図参照)に残された嘆願書e「乍恐書付を以奉言上候」(1797)は、山地農業や南朝への奉仕、大峰山への勤仕といったすでにみた要素を含みつつも、天川郷一郷の由緒として論を展開しているからである。その内容は、c・dに共通するところが多いため、詳細には紹介しないが、

(e) 後醍醐帝之御時者、郷民等不残被召出、郷侍ニ被仰付、南朝守護仕候ニ付、天川郷中者、諸役御免除ト被為仰付、即延元二年、正平五年ニ御綸旨・御令旨三通奉御頂戴、諸役御免除被為成下(後略)。

とあるように、天川郷に宛てられた伝存の「課役免除」の綸旨を「諸役免除」と読み替えて論拠とすること、加えて永島福太郎⁴²が指摘したように矢竹献上を別に負担していることが、「郷の由緒」の根拠となっている。

ところで、第2節(2)で触れた助郷役にかかわる明治初期の嘆願書では、かつての新御蔵入・旧御蔵入・旧旗本領の区別なく、吉野川流域の広範にわたる諸村が(第6図)、「吉野郡の由緒」として諸役免許を主張したことが知られる⁴³。

当郡之義者、其昔南朝守護被為仰付、上納諸役御免許ニ被為成下置、則御由緒有之。
(中略)尚又往古者、八簾八庄司郷土相始り[ママ]、何之誰様江も上納仕候義無御座候。
御大切之書類者、郡中惣社天ノ川御宝蔵江相納置候(後略)。

「書類」とは、上述のeにみみられた天川郷伝存の綸旨を指すのであろう。ここでは、天川郷における由緒の論理を撰取し、綸旨の保管所を「郡中惣社」と呼ぶことによって、さらに「郡の由緒」としての主張を強化する試みをみいだすことができる。

第4節 由緒書・旧記における中世山村像

(1) 由緒と特権

前節では、18世紀の諸役免除嘆願運動が、山地環境や山地農業の特質といった山村独自の条件への考慮を求めるだけでなく、中世に由来する諸役免許特権の論理を組み込み、そしてそれを共有化していったことをみた。しかし諸役免許の「回復」自体は不成功に終わり、

Ⅱ節であらかじめ触れたように、19世紀前半には諸役免除が訴えられることはみられない。しかし、それに代わるように、18-19世紀の由緒書・旧記には、さらに諸役免許あるいは無年貢にかかわる由緒が詳細に、かつ中世吉野郡の政治体制と関連づけられながら語られることになる。本節では、前節の検討を踏まえつつ、その内容を検討してゆく。

まず本節では、18世紀の由緒書・旧記がやはり特権を中世に結びつける内容をもっていたことを確認することから始めたい。由緒書・旧記のうち南朝・後南朝史を主題とするもの(A,E,G,I-L)では、天川郷のもの(L)を除き、必ずしも諸役免許への言及は無いが、近世初期について言及するその他の由緒書・旧記(B-D,F,H)においては、北山郷のもの(B)を除き⁴⁴、それが重要な要素となる。そのうち年代が明確なものとしてはもっとも早く、嘆願書c・dの間の時期に作成された由緒書C(1754)は、口役銀の特権を次のように説明する。

(C)大古より吉野郡救免之場所。太閤殿下始メテ千石之場所ニセられタルを、郡中年寄共嘆キ、慶長年中大権現様吉野山へ登山之節、郷中年寄共嘆願仕口川上・黒滝両郷ニ限り、皆口シテ大峯山西北ニ当り作物口法悪ク、加ヲ口ニ猪鹿ノタメニ喰荒し、百姓而已ニテハ相続不相成、素より助成ナラレハ立行不申トノ嘆願仕候処、……(その結果口役銀が創設されたという)

ここでは、諸役免除嘆願の論理と同じく、中世から年貢上の特権を有していたこと、そして山地農業の生産性の悪さの2点が主張され、これを考慮した徳川家康が口役銀を創設したとする。詳しくはみないが、黒滝郷の由緒書F(1808)もまた、類似の説明をしている。ところが興味深いことに、「両郷御口役記録」によれば、口役銀の由緒は、寛永2年(1625)には、次のように説明されていたという。

先年御巡見之上、皆畑之場所、極山中之儀ニ候得ハ、百姓相続難仕儀ヲ逐一に御高覧之上、永々御口役相改、御年貢之助成仕候様ニと、(中略)両郷之土地へ御救として御付置下候御口役ニ御座候⁴⁵。

これによれば、口役銀は、山地農業・山地環境の厳しさを見かねた幕府の恩典として創始したものである⁴⁶。これを上記のCと比較すれば、由緒書の世界においても、18世紀において、税制上の特権の由来を中世に求める論理が組み込まれたことが窺われる。しかもこの例で説明されているのは、諸役免許特権ではなく、それとは本来別個の特権である口役銀であり、中世の由緒を諸役免許以外の特権に対して拡張あるいは応用する動きだといえる。これに関して、製材出稼ぎ上の特権についてのD「川上郷引斧由緒并聖護院宮由緒古書」

(1800)も、同様の動きとして捉えられるであろう。

(D1)和州吉野郡川上郷式拾三ヶ村之儀ハ、其昔ハ小倉郷三保三村と申、(中略)役行者大峰山始而御開被遊候時、右小倉郷三保三村より壺村二十式人宛罷出、斧を以大峰山道筋切開キ、役行者御行所御案内仕候より、御引斧と申三拾六丁持伝へ候事。(中略)依之、南朝皇居之節も奉仕相勤申候。其後、(中略)式拾三ヶ村ニ相分レ候得共、誰頭と申者も無之、公文・庄司取納、禁中様御普請御用・歳頭・八朔相勤ニ罷出候と申伝へ候事。

(D2)元来川上郷之儀ハ、諸役御免許之場所ニ而、公文庄司諸事取納来候処、太閤様御代文録年中、始而御物成場ニ相成候得共、右引斧之由緒有之ニ付、唐人来朝・大坂城御鉄炮合薬入用御除被下候と申伝へ候御事。(中略)慶長年中大権現様へも右古来より由緒奉申上、川上郷御口役御免被下候御事。

(D3)川上郷式拾三ヶ村之儀ハ、右引斧由緒ニ付、他郡他国へ杣木引ニ参り候而も、歩銭・役銭も出シ不申。又他国よりニ参候而も、歩銭・役銭も請取来り不申候事。(後略)

この由緒書の最終的な主題は、製材のための出稼ぎにおける特権を由緒に結びつけようとするものであるが(D3)、まず説きおこされる由緒は役行者の大峰山開山への勤仕・「引斧」と称するものであり、つづいて金峰山寺への勤仕の延長として南朝への奉仕が位置づけられている。そこでは、特定の統率者がいたわけではなく、複数の公文・庄司によって治められていたとする(D1)。つまり金峰山寺によって統治あるいは支配されていたわけではなく、近世初期までは「物成場」でなく、無税地であり、その意味で「諸役御免許場所」の語が用いられている。そして、二三の役の免除や口役銀創設は、近世においてもその特権が部分的に認められたからだという論理展開となっている(D2)。

ここにみられる論理は、すでにみた嘆願書の世界における諸役免許の論理と共通するところが多い。ここでその論理を整理すれば次の3点に要約されるだろう。

一つは、諸役免許の由緒を付与する権威の存在を指摘することであり、金峰山寺と南朝への勤仕・奉仕がそれにあたる。第二は、「八簾八庄司」とも称される庄司・公文によって無年貢の政治体制がひかれていたとするものである。第三は、近世初期において、中世の無年貢あるいは諸役免許の特権が部分的にであるにせよ受け継がれたことの指摘である。

しかし本由緒書Dは、川上郷の起源から説きおこす点で、諸役免許あるいは無年貢の由

緒が孕む曖昧さについて示唆を与えるものとなっている。すなわち、大峰山開山以前に川上郷がすでに存立しており、大峰山開山を契機として大峰山への勤仕が始まったとする叙述は、川上郷と大峰山との関係を明確な主従関係として描くものとはなっていない。このことは南朝に対しても同様であり、「御普請御用・歳頭・八朔」(D1)を負担しつつも、本年貢としての「物成」は負担せず、かつ諸役免許の特権を有しているという曖昧な関係を結んでいるように述べられる。第1節(2)で概観したように、中世吉野郡には金峰山寺領が存在していたことが知られるが、金峰山寺吉水院坊領が2カ所存在していた川上郷においてさえ、由緒書・旧記が金峰山寺を領主として明確に描く例はみられないのである。

この曖昧さは、吉野郡の由緒書・旧記が税制上の特権を説明するときに、常につきまとうもののように思われる。というのも、南朝・金峰山寺という権威に対して何らかの負担を引き受けることによって特権を得たと説明しつつ、その特権の内容とは本格的な年貢の無負担であり、その点では本格的な領主制的支配あるいは主従関係が存在しないことを主張することになるからである。その意味で、中世吉野郡の政治状況を、非領主制的あるいは自立的に描くことは、重要な意義をもってくる。次節ではその点に注意して、「八籠八庄司」伝承を検討する。

(2) 自立的な政治体制

まず G「和州吉野旧事記」によって、「八籠八庄司」伝承の内容を確認しておきたい。

(G1) 伝曰。吉野一郡者、従往古郷土トシテ所々ヲ司、領之。爰ニ後醍醐帝之時、召一郡之長、勅而各賜八籠。因テ一郡之為籠頭其庄ヲ司。故呼庄司。亦呼八籠八庄司、一郡之惣將ナリ。次ニ呼従籠頭庄司十六家・公文三十六家。此外、下司・正下・郷侍と号ス者アリ。都而是等者、軍場ニ赴ク時、野伏ヲカリ集メ、組々之為頭故ニ、印籠ヲ用。因為籠頭、一郷⁴⁷之郷土也。南帝エ貢物、郷土為月割集之奉捧也。

(G2) 一郡之事、庄司・公文・下司、為奉行諸事、是取斗ト云。則吉野山蔵王堂諸会之時、為印用来鑓者、従吉野殿拝領也。

と説明し、さらに「八籠八庄司」の8家については個々に詳述し、「属従籠頭、在々ヲ司ル庄司」として14庄司とその所在を、公文として17公文とその所在を列挙している。

この内容をみれば、「八籠八庄司」伝承とは、複数の庄司・公文らがあたかも執行部として「奉行」する階層的な行政システムであり(G2)、在地ではそれぞれ庄司・公文が司ったという。南朝に対しては、このシステムによって軍役を勤め、また「貢物」を負担していたという

ことになる(G1)⁴⁸。

史実としてこの「八簾八庄司」伝承は、どれほど信憑性があるのだろうか。中世史料として直接「八簾八庄司」を語るものはないが、わずかに「庄司」の存在を示す史料があり⁴⁹、また川上郷の太閤検地帳に「正下」を名乗る人物がみられる⁵⁰。それゆえ、中世吉野郡において庄司など荘官名を称する土豪が存在していたことは疑いなく、おそらく秋永政孝⁵¹のいうように、中世前期金峰山寺による荘園公領制的な支配期に荘官呼称の端緒があり、その後南朝が土豪らを利用したことは推定可能である。しかし、16庄司・36公文というような整然とした組織が実際に存在したのかは、庄司・公文の全員が挙げられているわけではなく、また旧記によってその顔ぶれが異なる以上は疑問であり⁵²、あたかも整然とした階層的組織であったように描きだしたのは、「和州吉野旧事記」に代表される旧記であったと考えられる。

いずれにせよ、中世後期吉野郡を統治する整然とした政治システムを描くことは、その政治的な権威と勢力の強さを印象づける力を持ち、庄司・公文の末裔を自認する家においては好まれた構図であったのだろう。しかし、南朝との関連に限っていえば、むしろ南朝直轄地としての性格を強調してしまうことになり、無年貢であったという由緒を主張しにくくなる可能性を孕む。それゆえ、諸役免除の嘆願書においては、「南朝領」として描くことは避け、例えば「所々ニ自城を構へ罷有候」(c1)というように、土豪が割拠していたイメージを描くほうが、選択されたようである⁵³。

また、前節の由緒書D1の文言が、大峰山開山に先行して川上郷成立を述べたように、「吉野一郡者、従往古郷士トシテ所々ヲ司、領之」(G1)として、南朝以前における割拠状態を指摘することは、領主としての南朝という印象を弱め、むしろ後醍醐天皇を契機として南朝を「支援」した吉野郡、という構図を取るものといえる。おなじことは南朝・後南朝崩壊後にもなお「八簾八庄司」が勢力を維持したように描く点にもみいだせるだろう。次節ではその点をもてみたい。

(3) 武力

南朝・後南朝崩壊後の「八簾八庄司」勢力の強さを象徴するのが、近世初期の筒井順慶との対戦である。G「和州吉野旧事記」によれば、

(G3) 永録年中、当国住人筒井順慶、國中並吞之タメニ吉野エ乱入、此時近郷之公文、八簾八庄司、其外士民、官上部郷広橋城エ指籠リ、或ハ所々エ群参メ、筒井氏ト戦事数ヶ度、(中略)。然トイエトモ郡中之士民不属故、賢モ順慶麾下ヲ広メ諸士ヲ懐ル志深メ、ヲ入、和睦スト云也。因茲、八簾八庄司公文之一族、其外士民、筒井氏之簾下ニ属ス。其後(中略)太閤秀吉公命、垂相秀長公仕也。

筒井順慶から妥協し、和睦を求めたという叙述において強調されているのは、「八簾八庄司」らが織田政権下の筒井順慶に互角で戦う力をもっていたこと、および吉野郡一郡が、近世初期までは領主の支配を受けず、独自の勢力を保っていたということである⁵⁴。

この記述は、たんに庄司・公文の個々の家を賞揚するだけにとどまらず、諸役免除嘆願書のいう「諸役免許を条件とした年貢負担受容」の背景として、重要な意義をもってくる。嘆願書では、諸役免許特権がなぜ近世初期に許容されたかが、必ずしも明示されていないが、由緒書・旧記はそれを武力から説明するのである。H「吉野郡川上郷旧記覚」では、

(H1) (前略)和州筒井順慶と数度合戦いたし候得共、郡中一統相手ニ成戦ひし故、終ニ筒井ハ太閤之御代ニ伊賀上野へ国替被成候。

(H2) 太閤様御代ニ相成、吉野郡始而千石之場所ニ被仰付、他郷ハ御請申候へ共、川上郷・黒滝郷・北山郷・十津川郷ハ由緒有之候故、御請不申候。段々請米上り、五千石ニ而永代定免ニ可被遣と被申候へ共、其節之者至而断を申ニ付、其分ニ相成申候。

(H3) 文録年中、太閤様より郡中へ御検地御入被成候由を被仰出候故、郡中より段々由緒奉申上候得共、無御聞濟、押而御検地御入被成候。(中略)太閤様御事ハ、日本ハ不申及、唐土迄切取被成候勇将ニ候得ハ、所詮吉の郡杯相手ニ相成候事不叶、諸役御免許之場始而竿入ニ相成、至而山奥皆畑之場ニ候御百姓相続難相成嘆キ居申事ニ御座候。

ここではG3 でみた以上に、対筒井戦での吉野郡の優位が強調される(H1)。実際には筒井氏の転封は、吉野郡との対戦から7年後のことであり、両者は無関係であったが、本旧記では吉野郡の武力がかなり脚色されている。そしてそのような吉野郡の優位を踏まえて、川上郷・黒滝郷・北山郷・十津川郷は当初「諸役免許」の由緒を理由に、いったんは年貢貢納を拒否したという(H2)。ただし実際には十津川郷は早く天正15年(1587)に検地が行われている⁵⁵。しかしながら秀吉は「勇将」であったため拒否をつらぬくことができず、ついに「諸役免許之場」が検地されたのだとする(H3)。

いったんは統一政権を退け、年貢貢納をも拒否する力をもっていたが、豊臣政権にはかなわなかったとするこの論理展開は、結果的に本年貢のみ妥協的に受容したのだという主張へとつながっている。18世紀に諸役免除の嘆願が行われたときに、吉野川上流域の村々が、そのような意気を秘めつつ諸役免許特権を主張したのかどうかは、嘆願書本文からは

曖昧である。しかし、19世紀の本旧記の編纂者は、そこまで関連づけていたと思われる。

ところで、「八簾八庄司」の割拠状態や近世初期の武力の強調は、吉野郡という領域をそのように描くだけでなく、そのなかの住人全般を武力の体現者として、ひいては由緒の主体として扱おうとするものだといえる。次節ではその点に注目したい。

(4) 由緒の主体としての「郷民」

南朝・後南朝の事跡とは、合戦の歴史でもあり、由緒書・旧記は軍功のあった個人名をしばしば記している。G「和州吉野旧事記」がリストアップした庄司・公文の家々は、その端的な例であり、また内容には触れないが、J「川上朝拝実記」やI「吉野郡北山之荘由来書」は、特定の家に重点をおいた由緒書・旧記である。本章ではとくに具体的な旧家に即して論じることをしないが、由緒書・旧記が個々の家の顕彰に結びつくことはいうまでもない。

しかし由緒書・旧記は、個人名を挙げての由緒の叙述がもちろん目に付くとはいえ、すでに紹介したD・Gにもみられたように、個人名を挙げないまま、「八簾八庄司」・「公文」・「郷民」の活動を述べるところもかなり多い。さらに由緒書・旧記から例を挙げるならば、後南朝の終焉・長祿の変における皇統の暗殺者を捕殺する主体は、決定的な一矢を放った大西助五郎という人物を除けば、「吉野川上郷民」(A)、「吉野の郷民」「吉野川上の郷民」(E)、「公文・八簾八庄司・伊藤・加藤・正一族」「桂庄司」「其外近郷之士民」(H)、「川上郷侍」(I)、「八庄司・公文・加藤・伊藤ノ郷侍」「川上村々加藤、伊藤之者共」(J)であり、伊藤・加藤の2家に重点をおきつつも、無名の「郷民」「郷侍」の由緒としての意義をもつ。

諸役免除嘆願書ではなおさら、十津川郷の「玉置庄司」(a)を除けば、たんに「八簾八庄司公文」(c1,d1)あるいは天川「郷民」(e)を由緒の保持者とする。

このような叙述の仕方は、中世においては「誰頭と申者も無之、公文・庄司取納」(D1)とする説明と整合的にできている。公文・庄司を称する者が政治的になんらかの地位をもち、階層的なシステムをもっていたとしても、彼らが領主というわけではなく、特に「頭」という者は無いということになるからである。

中世の政治状況をこのように描くことは、諸役免許の特権を「郡の由緒」として主張した18世紀の嘆願書の文脈としてもよく理解できる。もしも税制上の特権が特定の在地領主に付与されたものであれば、それは地域の特権とはいいいにくい。近世初期に領主が討伐・転封などで一掃された後には、特権もまた失われることになるだろう。かといって逆に、領主の不在あるいは無主の地であったことを主張するだけでは、近世ではなんら特権の擁護にはつながらない。検地の対象とすべき隠田であるにすぎないからである。

しかし、特権の源泉とされた南朝・金峰山寺のような権威に対して、付かず離れずの曖昧な距離をとり、かつ非領主制的な政治体制を維持してきたのが「郷民」であるとすれば、特

権を主張しうるのもまた「郷民」であり、ひいてはその居住地域である吉野郡が「由緒の地」ということになる。嘆願書の世界において「由緒の郡」という論理が登場した背後には、このような独特の中世像—自立的な政治体制—があり、由緒書・旧記は時期的にやや遅れつつも、そのことを描いていったといえることができる。

このような嘆願書の世界と由緒書・旧記の世界との関係は、何を意味するのだろうか。幕府の政策によって引き起こされた嘆願書に描かれた中世像は、幕府領としての利害の共通性ゆえに、「旧御蔵入」の村々に、さらに近代初頭には吉野川流域全体に共有化された。結果として、必ずしも地域の由緒というよりも「家の由緒」、大きくみても「郷の由緒」であった吉野郡の中世像は、各地で由緒書・旧記としてより詳細に再生産され、地域像として共有化されていったといえよう⁵⁶。

第5節 おわりに

以上、本章では、近世山村が幕藩体制との関わりのなかで、山村の側にたった論理をどのように展開したかという関心から、幕藩体制以前を回顧する論理を嘆願書・由緒書・旧記に表現した近世大和国吉野川上流域の事例を検討した。その結果、18-19世紀の当該地域において、中世の由緒が、空間的にも広域に、そして家の由緒としてでなく郡と郷民一般の由緒として、共有化された動きをみいだした。そしてその背景を、特権をめぐる幕府と村方との関係のみから理解するのではなく、中世の当該地域を自立的な政治体制と無税から語ろうとする由緒の内容自体からも検討した。山村らしい論理として、山村ならではの生業の厳しさを訴える論理も確認されたが、それだけでなく、まさに民俗学・文化地理学が指摘した近世初期の画期を主題とすることによって中世と近世とを対比しつつ、しかもそこに地域の特権として位置づけを与えながら幕藩体制に向き合う近世山村の姿をとりだすことができたように思う。

ただ、当該地域は、金峰山寺と南朝という一般的な権威を、由緒の源泉としえたために、中世を回顧する論理をつくりあげることができたともいえる。その点、他の山域における事例との比較検討が課題として残される。ただし、なんらかの権威に依拠することなく、たんに無主・無税の伝承をもっているだけでは、それを山村の論理として近世に展開しても、最初から現実的な力は期待できなかったことは予想される。そして一般の近世山村では、そのような権威を自らのうちにも外部にも見いだすことが困難であったために、税負担そのものを否定することができないまま、概して山地農業や山地環境の条件の悪さを訴える方向に傾斜せざるをえなかったものと思われる。

とはいえ、本章の事例は、幕府の増税策が、近世山村における「山村像」の形成を誘発し

た事例としてみることもでき、この点に関してより多数の事例に即して研究を展開することが望まれる。しかし一方、そこで描かれた「山村像」が、担税能力の小ささを主張することに限定されず、中世へと回顧する方向をもっていたことは、本論文第4章でみた『熊谷家伝記』の方向とも一致し、興味深い問題として残される。そこで描かれた中世像が、必ずしも史実に忠実ではないことは、とりわけ留意すべき点である。本章の事例では、中世前期に確認される金峰山寺の支配が、あたかも忘却されたかのように姿を弱めて表現され、かわりに中世後期の土豪の活躍がはなばなしく描かれているところがその点にあたる。それはあたかも、中世への回顧とみえながらも、それは中世の後期、あるいは戦国期に遡ったところで「行き止まり」になるようにさえみえる。第1章第3節でも触れたように、中世後期の山村にみられる武士的な活動が、かつての荘園公領的支配の衰退の上に形成された可能性を考えるならば、この点はさらに検討されるべき課題であるといえよう。

【第5章 注】

-
- ¹ 柳田國男「山立と山臥」(柳田國男編『山村生活の研究』, 郷土生活研究所, 1938)538-548 頁。
- ² 千葉徳爾「日本山村史研究序説」(同『民俗と地域形成』, 風間書房, 1966)360-397 頁。
- ³ 宮本常一「山と人間」, 民族学研究 32, 1968, 259-269 頁。
- ⁴ 福田アジオ「近世初期山村一揆論」, 国立歴史民俗博物館研究報告 18, 1986, 35-54 頁。
- ⁵ 上原兼善「元禄期延岡藩山村地域における農民闘争の歴史的意義」, 岡山大学教育学部研究集録 66, 1984, 33-63 頁。同「近世領主支配と山村一日向国内藤領を事例として」(藤野先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』, 雄山閣, 1993, 93-118 頁。
- ⁶ 大賀郁夫「高外地域における領主仕置権に関する一考察—預所椎葉山への人吉藩の自分仕置権について」(藤野先生還暦記念編『近世日本の社会と流通』, 雄山閣, 1993, 75-92 頁。
- ⁷ 大友一雄「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争—相州丹沢山御林における御林炭生産の実態—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 60 年度, 1986, 49-95 頁。
- ⁸ 須田 努「山間地域(石高外領域)における『公儀』支配と民衆生活—御巢鷹山制度と御鷹見役をめぐる—」, 関東近世史研究 24, 1988, 13-38 頁。
- ⁹ 佐藤孝之「山稼の村と『御免許稼山』—上州山中領を事例として—」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 62 年度, 1988, 165-196 頁。
- ¹⁰ 本川村『本川村史』, 高知県本川村, 1979, 552+78p. 引用は 119 頁。
- ¹¹ ①川上村史編纂委員会『川上村史 史料編』, 川上村教育委員会, 1987, 609+489 頁。②東吉野村史

編纂委員会『東吉野村史 史料編』, 東吉野村教育委員会, 1990, 1245+1216 頁。

¹² 吉田東伍『大日本地名辞書 上巻』, 富山房, 1907, 784 頁。

¹³ 朝倉 弘「中世」(野迫川村史編集委員会『野迫川村史』, 野迫川村役場, 1974)141-214 頁。小山靖憲「高山野山御手印縁起と荘園制」(安藤精一編『紀州史研究5』, 国書刊行会, 1990)1-24 頁。

¹⁴ 永島福太郎「古代・中世の天川地方」(天川村史編集委員会『天川村史』, 天川村役場, 1981)1-66 頁。

¹⁵ 前掲14)。

¹⁶ 前掲11)①, 上 8-9 頁。

¹⁷ 前掲14)。

¹⁸ 廣吉壽彦「近世村落の形成と領主支配の変遷」(東吉野村史編集委員会『東吉野村史 通史編』, 東吉野村教育委員会, 1992)50-84 頁。

¹⁹ 児玉幸多によれば, 幕府領の大庄屋制は正徳3年(1713)にいったん廃止され, 享保 19 年(1734)に復活が認められたという。ただしその廃止の際には, 必要に応じて大庄屋を置くことを許容したとされ, 地域によってはより早く復活した。児玉幸多『近世農民生活史』, 吉川弘文館, 1957, 102-108 頁。吉野川流域幕府領の大庄屋制・大庄屋組の変遷については従来専論がなく, 詳細はなお明らかでないが, 廣吉壽彦によれば, 元禄 3 年(1670)には存在が確認される。廣吉壽彦「近世」(西吉野村史編集委員会『西吉野村史』, 西吉野村教育委員会, 1963)207 頁。しかし, 後掲の嘆願書dは, 正徳元年(1711)に「大庄や役被召上, 村々取ヅリも無御座」と述べ, このとき一旦廃止された可能性が高い。前掲11)①, 上 95 頁によれば, その後, 享保 14 年(1729)に「今度, 御年貢之儀ニ付, 飯貝村与市郎・上市村兵右衛門ニ御取立之儀被仰付」とあり, 飯貝組・上市組の復活を示すようにとれ, 嘆願書c(1933)においては大庄屋組が村々の単位となっている。本章が復原した 18 世紀の大庄屋組の区画は, 奈良県立奈良図書館所蔵の『和州郡在名高附帖』(「織田丹後守殿御領所」の文言より明和元年(1764)〜寛政3年(1791)と推定), 『大和国高附帳』(明和 3 年(1766)改), 『大和国高附帳』(享和3年(1803)改メ)が共通して示す4つの大庄屋組グループに基づく。すなわち, 広橋組 58 村, 下市組 44 村(ただし十二村郷・舟川郷をそれぞれ1村と数える), 阿知賀・飯貝・北山組 65 村, 檜垣本・田原・木津組 69 村である。なお阿知賀組・北山組はそれぞれ阿知賀郷・北山郷の範域を継承したものと推定され, 木津組の範域は東吉野村の史料から知られるところでは小川郷の範域にほぼ一致する。前掲11)②, 上 115-118, 137-139 頁。

²⁰ 藤田佳久・関戸明子「吉野山村の村落結合と領域認識(上)―吉野林業地域形成の基礎論的考察―」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和 62 年度, 1988, 143-163 頁。同「吉野山村の村落結合と領域認識(下)―吉野林業地域形成の基礎論的考察―」, 徳川林政史研究所研究紀要 23, 1989, 145-178 頁。

²¹ 志村 洋「幕末期松本藩組会所と大庄屋・『惣代庄屋』」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力―権威とヘゲモニー―』, 山川出版社, 1996)21-64 頁。久留島浩『「中間支配機構」を『社会的権力』論で読み直す―惣代庄屋と大庄屋の間―』(同書)273-292 頁。

²² 林 水月『南朝史蹟 吉野名勝誌』, 吉川弘文館, 1911, 174 頁。

- ²³ 宮本常一『宮本常一著作集 34 吉野西奥民俗探訪録』, 未来社, 1989, 259 頁。初出は 1942 年。
- ²⁴ 典拠となった刊本は次のとおり。川上村史編纂委員会『川上村史 史料編』, 川上村教育委員会, 1987ab, 609+489 頁。岸田日出男編『北山由緒書』, 謄写版, 1949。前 登志夫「黒滝郷の成立」(黒滝村史編纂委員会『黒滝村史』, 黒滝村, 1977a) 36-68 頁。同「江戸時代の村」(同, 1977b) 69-232 頁。宮本常一『宮本常一著作集 34 吉野西奥民俗探訪録』, 未来社, 1989, 466 頁。初出は 1942 年。
- ²⁵ 旧記としては G「和州吉野旧事記」のほか、例えば「吉野本族起立系譜」が知られている。
- ²⁶ 秋永政孝「中世の吉野」(吉野町史編集委員会:『吉野町史』, 吉野町, 1972) 159 頁。
- ²⁷ 松山 宏「中世」(川上村史編纂委員会編『川上村史 通史編』, 川上村教育委員会, 1989) 13-54 頁。
- ²⁸ 藤田佳久「南朝・後南朝伝承の山村一吉野・十津川山地における山村の成立とその村落構造をめぐって」, 山村研究年報5, 1984, 20-30 頁。
- ²⁹ 近世大和国の代表的な地誌からもこのことが窺われる。延宝9年(1689)板行の『大和名所記(和州旧跡幽考)』および享保 21 年(1736)刊『大和志』は、南朝・後南朝の陵墓や『太平記』が大塔宮に関して登場させた芋瀬庄司・竹原八郎・戸野兵衛らに触れるものの、中世後期の在地の支配体制や諸役免許由緒について述べるところはない。林 宗甫「大和名所記(和州旧跡幽考)」(奈良県史料刊行会『奈良県史料 第一巻』, 豊住書店(奈良), 1977) 16-451 頁。原著は 1681 年。並河誠所「大和志」(奈良県史料刊行会『奈良県史料 第三巻』, 豊住書店, 1978) 151-490 頁。原著は 1736 年刊『日本輿地通史』の大和国の部。しかし、安永8年(1779)とされる『大和名所和歌集』には、「南朝御味方の八庄司と云は、吉水院海信旗一本、賀生(賀名生)堀孫太郎旗一本、上市旗一本、下市堀内旗二本、広橋旗二本、新子旗二本、右の旗を下されしと也。吉水院、下市には今に所持せり」とあり、「八旗八庄司」伝承が採録されている。長 景福「大和名所和歌集」(奈良県史料刊行会『奈良県史料 第三巻』, 豊住書店(奈良), 1978) 60 頁。原著は 1779 年ころとされる。
- ³⁰ 刊本は次の通りである。十津川村編『十津川宝蔵文書』, 十津川村教育委員会, 1981, 74 頁。川上村史編纂委員会『川上村史 史料編』, 川上村教育委員会, 1987a, 609 頁。宮本常一『宮本常一著作集 34 吉野西奥民俗探訪録』, 未来社, 1989, 466 頁。初出は 1942 年。
- ³¹ 天川郷では、諸役のうち、伝馬入用が享保8年(1723)、蔵前入用が元文3年(1738)、六尺給米が宝暦7年(1757)から課せられたという。平井良朋・木村博一「近世の天川郷」(天川村史編集委員会『天川村史』, 天川村役場, 1981) 97 頁。
- ³² 吉野町史編纂委員会「近世史料」(吉野町史編纂委員会:『吉野町史 上巻』, 吉野町, 1972) 1081-1083 頁。前掲11)②, 上 282-285 頁。
- ³³ また、天保4年(1833)、川上郷は五街道宿駅への助成金納付を拒否する嘆願書を提出しているが、ここでは林業の不振と物価高騰のみが理由として挙がっている。前掲11)①, 175 頁。
- ³⁴ 廣吉壽彦「近世」(西吉野村史編集委員会『西吉野村史』, 西吉野村教育委員会, 1963) 218-220 頁。前

掲11)②, 上 26-29, 47-51 頁。

³⁵ 宗川郷迫村の慶応4年(1868)の荒地高年貢赦免の嘆願書に「往古者無高無役之処, 羽柴秀吉公御治世之節, 始メ而御檢地御竿入ニ相成」との文面がみえるが, 諸役免除を願ったものではない。廣吉壽彦「近世」(西吉野村史編集委員会『西吉野村史』, 西吉野村教育委員会, 1963)288-29 頁。

³⁶ 岩井宏実「十津川郷の筏役」(奈良県教育委員会事務局文化財保存課『十津川』十津川村, 1961)741-756 頁。

³⁷ 嘆願書bの時点は, 大庄屋組の廃止期間にあたるが, bを作成した村々の分布は, のちに確認される飯貝組の範囲に一致し, また村数 41 も, dが示す飯貝組の村数にちょうど一致する。

³⁸ 延宝検地による増税は, 山畑・焼畑とそこでの商品作物栽培への賦課をねらったものであった。本論文第3章および, 廣吉壽彦「近世」(西吉野村史編集委員会『西吉野村史』, 西吉野村教育委員会, 1963)181-296 頁。

³⁹ 前掲11)②, 上 297 頁。

⁴⁰ 前掲11)②, 上 153 頁。

⁴¹ 十津川郷については、『太平記』によって南朝との関係が広く知られ, むしろその由緒を主張しやすい条件にあると思われるが, 徳川家康以来の軍事的貢献等を根拠として無年貢の特権を維持していたため, とくに南朝あるいは「八簾八庄司」の由緒を共有する必要は無かったといえる。

⁴² 永島福太郎「近世後期の一寒山村と矢筥竹運上」, 日本歴史 34, 1951, 18-22 頁。

⁴³ 前掲11)②, 下 47 頁。

⁴⁴ 由緒書 B には, 北山上組は「元来主人これなく」との記述がある。しかし村史によるかぎり, 林材を年貢とする近世北山郷においては, 後南朝の事跡や大峰山への勤仕という由緒をもちながらも, 「諸役免許」を主張する動きはなかったように思われる。奈良県教育委員会事務局文化財保存課『上北山村の歴史』, 上北山村役場, 1964, 250 頁。後呂忠一・木村博一「近世の下北山」(木村博一編『下北山村史』, 下北山役場, 1973, 35-200 頁。

⁴⁵ 前掲11)①, 上 63 頁。

⁴⁶ 同様の主張が延宝4年(1676)に提出したとされる文言にもみられる。前掲11)①, 上 79 頁。。この主張を裏付ける確実な史料はないが, しかし実際には吉田栄治郎のいうように, 幕府による吉野木材の移出統制という側面を強くもっており, 「恩典」と言い切れるものとは考えにくい。吉田栄治郎「口役銀制度」(川上村史編纂委員会『川上村史 通史編』, 川上村教育委員会, 1989)101-113 頁。同「小川郷と口役銀制度」(東吉野村史編纂委員会『東吉野村史 通史編』, 東吉野村教育委員会, 1992)139-149 頁。

⁴⁷ 東京大学史料編纂所本は, 「一郷」を「一郡」とする。

⁴⁸ その点では清朝の八旗制度を連想させる。

⁴⁹ 第1節(2)で触れた高野山・金峰山寺境相論に登場する荘官, 正平 15 年(1360)の「奈良井庄司」(前掲

11)①, 下 311 頁), 「八簾八庄司」の一人の拠点と伝承する小路村(現下市町)の初見として天文 20 年(1551)の「シヤウチ」の文言が知られる。池田末則・横田健一監修『日本歴史地名体系 30 奈良県の地名』, 平凡社, 1981, 830 頁。また, 寛文期(1661-73)作成と称する『大和記(大和軍記)』には, 「吉野蔵王付十八ヶ村御座候。是ハ八庄司ト申者ヲ立置, 右十八ヶ村ノ仕置致シ居申候処へ, 多武峰ヨリ取カケ, 切々追合仕り, 勝負互ニ御座候所ニ, 信長公へ順慶出仕候以後ハ, 和平ニ罷成候。」として, 中世末期金峰山寺領 18 村の在地に八庄司が置かれていたとする。三ツ枝土左衛門「大和記」(続群書類従完成会『続群書類従 20 下巻』, 続群書類従完成会, 1923) 538 頁。原著は寛文年中に書かれたとされる。

⁵⁰ 前掲11)①, 上 299-325 頁。

⁵¹ 秋永政孝「中世の吉野」(吉野町史編集委員会『吉野町史』, 吉野町, 1972) 160 頁。

⁵² この点で, 川上郷碓村に伝わる「和州吉野旧事記」の異本「吉野旧記」は, 八簾八庄司の上位に位置する「八庄司」の地位を認めず, また「公文」を「庄司」よりも上位に置き, その上で川上郷の公文・庄司を多数挙げており, 興味深い。

⁵³ 「和州吉野郡旧事記」(G)の川上郷碓村の異本「吉野旧記」は, 「吉野郡者, 古昔より首・連支配する処ニ而, 其庄官なし。」という。ここでは, 公文・庄司は荘園制下の荘官というよりは称号とみなされている。また, 十津川郷では幕末に庄屋を庄司と改称した。十津川村編『十津川宝蔵文書』, 十津川村教育委員会, 1981, 71 頁。ここでも庄司は荘官というよりは, 村役人を意味するにすぎない。

⁵⁴ 対筒井戦の実際の史実がどうであったかは, 史料に乏しく, 不明な点が多い。ただし, 金峰山寺吉水院が, 14 世紀以来の川上郷高原・西河の知行を, 筒井順慶から安堵されおり, むしろ早々と恭順をしめした可能性も示唆されている。廣吉壽彦「近世村落の成立と領主」(川上村史編纂委員会『川上村史 通史編』, 川上村教育委員会, 1989) 56 頁。少なくとも, G3 の記述は, 「八簾八庄司」と吉野郡の勢力の強さを賞揚するほうに傾いているとみてようだろう。

⁵⁵ 永島福太郎「十津川郷の成立」(奈良県教育委員会事務局文化財保存課『十津川』, 十津川村役場, 1961) 701-740 頁。

⁵⁶ その際, なぜ由緒書・旧記として再生産されなければならなかったのかという問いが残る。近世後期にみられる後南朝の事跡保存意識の高まりがその一つの解答であろう。さらに, 諸役免除運動が下火になったのちも, Dにみられたような大工組織上の特権の動揺, また文化5年(1808)の口役銀制度の改変など, 中世に結びつけられた由緒が顧みられる契機があったことを付け加えておきたい。興味深いことに H「吉野郡川上郷旧記覚」の末尾には, 口役銀制度の改変に関して, 南朝以来の「由緒」がおろそかにされていると嘆く著者の付記がみられる。

おわりに

本論文の目的は、「はじめに」の冒頭に述べたように、「山村」という観念が必ずしも普遍的・超歴史的な言葉ではないことに着目しつつ、日本の「山村地域」が歴史的に形成された過程を問題とするところにあった。しかしそのような問題意識が従来の山村研究ではむしろ希薄であったために、筆者は本論文を作成するにあたり、論点の整理を行うことから始めなくてはならなかった。その結果を示した第1章は、同時に本論文の総論的な役割をも担っている。そこで、ここではその要点を振り返りつつ、第2～5章の意義についてまとめることにしたい。

まず、民俗学・文化地理学・民族学における見解、すなわち非稲作的な生業の存在を山村文化の核心とする立場にたてば、低地の稲作文化と山村文化との対比が問題となる。しかしこの二つの文化のコントラストは、時代を遡れば遡るほど明白だったとは考えにくく、むしろ平野部における稲作の広範な展開がみられる近世に至って、その裏返しとして山地＝非稲作という特質が対照的に浮かび上がると想定するほうが、より妥当であると考えられる。

その最大の根拠となるのは、古代～中世の平野部における畠作(畑作)や山野の生産物の採集の展開である。また、古代～中世における荘園公領制の展開は、決して山地を除外あるいは敬遠するものではなく、林材のみならず山野から採取される多様な生産物が、貢租として求められた。重要なことに、山野の生産物は、山間・山麓の所領においても要求されており、山地所領のみに特別に要求されるものではなかった。いいかえれば、所領の領主の要求においては、山地と平野部が明確に区別されていたわけではなく、非農業的な産物は広範に必要とされていたとみなされよう。それゆえ、山地所領が必要とされる理由は、中世においては十分に存在していたのである。

しかしそのような山地所領の研究は、史料の制約が大きいために、歴史学においても盛んではない。本論文第2章はそのような研究状況を意識して、四国山地の荘園を取り上げたものである。その結果、荘園の領域として、また名の領域として、広大な山地空間を確保する動きが、鎌倉末期以降確認されることとなった。しかもそこでみられた山地空間の認識は、地形やランドマークに即した精緻さを有しており、小規模な谷や尾根を単位として山地空間を確保すべき必要性があったことを窺わせた。

このような状況は、中世の山地が所領や領主的支配から決して無縁ではなかったことを明白に示すとともに、山地を巻き込んだ流通体系の影響を少なくとも中世に遡って考慮する必要性を示唆している。すなわち、山村における多様な生業が、低地への移出を前提として展

開してきた可能性である。一部の民俗学者・文化地理学者は、商品経済の展開が山村の多様な生業を衰退させた可能性について言及している。しかし、それは近代以降、顕著にみられたことであつたとしても、近世以前にも同様であつたと想定するのは、妥当とはいえない。

例えば、第3章の近世前期の山村の土地利用の復原は、近世前期において、商品作物が山村に積極的に導入された事実を示している。近世山村の商品経済を扱った研究例は多いが、第3章の川上郷の事例は、近世的な商品経済が展開しはじめた近世前期において、はやくもそれに呼応した山村として位置づけることができよう。すなわち、近世における商品経済の展開が、山村の多様な生業の活性化に影響した可能性が考えられるのである。社会経済史学が近世山村の商品経済を扱う際には、しばしば、農業基盤が貧弱故に「山稼」を選ばざるをえない、という見解がみられるが、事態を逆に捉え、近世山村における「山稼」の展開こそ、さらに問題とされなくてはならないだろう。

このような「山稼」の展開する近世山村が、稲作の展開する近世の平野部とは、大きな対比を示すに至つたことは十分想定されてよい。近世においては「山方」という言葉が、「里方」に対比される言葉として広く用いられるが、その背景には、現実の山村と平野部との生業上の差違が先鋭化していたことが、やはり想定されよう。また、近世の幕藩体制は、山村に対して増税策ならびに林政を専ら展開し、林材・薪炭材を移出する機能を要求するところに、中世の領主との大きな違いを見て取ることができる。

これに対して近世山村の側は、第5章にみたように、「山稼」の村であるゆえに担税能力に劣るとする論理を形成するのみならず、中世に無領主的・自立的な政治体制を措定し、回顧的な自画像を主張し始める。この動きは、近世における「里方」と「山方」の対比を、山村の側から捉え返したものとみえるだろう。それは、増税策への対応でありつつも、個人や家のレベルにおける回顧の動きと連動したものであつたことが窺える。第4章は、その個人的な取り組みの例を、詳細に検討したものである。

第4・5章の事例はしかし、中世における荘園公領の支配を回顧するものでは決してなく、むしろ在地領主や土豪と呼ばれる存在への回帰であることが、大きな特徴である。その背景としては、中世後期・戦国期の山地における武士的な活動が、山地における荘園公領的支配の衰退を招いた可能性を考慮するとともに、近世中期に至つての幕藩体制の確立が山村への増税を促したことの、この二つの側面をさらに検討する必要がある。しかし本論文では、いずれも今後の課題として残すことになった。

ところで、十分論じられていない問題がもう一つ残っている。それは、近世における「山方」の観念である。第4・5章は、山村の側からの「山方」像を論じたものであるといえるが、それに対して幕藩体制の側は、どのような「山方」像を抱いていたのだろうか。そしてそれは、近

世における「山方」と「里方」のコントラストの明確化と、どのように関連づけられるのだろうか。本論文では、最後にこの点に触れることによって、筆者の研究の今後の見通しを述べることとしたい。

これに示唆的な素材となるのが、幕府の地方行政における「村柄」の論理である。さしあたりここでは、地方書の代表である「地方凡例録¹」(1794年)と幕府農政法令史料集である「近世農政史料 江戸幕府法令²」を資料とし、要点のみを述べる。

「村柄」とは個々の村々の性格であり、その適切な把握が地方行政役人の重要な職務の一つされていたことは、容易に想像できる。そのなかで「山方」は、二つの角度から、特殊な「村柄」をもつ類型として位置づけられているように思われる。その一つは「山稼」の村という視点であり、いま一つは山村に対する石高制の運用上の注意点である。

前者は、「何国にても農業の外に少し宛の稼があるものなり。(中略)山方ハ、材木を伐出し、炭薪を出し³とするもので、「山方」においては「稼」は奨励されるべきものであった。有名な慶安の御触書には、「山方ハ山のかせき、浦方ハ浦々のかせき、それぞれに心を付、毎日無油断、身をおしまずかせき可申候⁴」の文言がみえ、また享保の改革において「浦方・山方かせき事ハ格別、其外之在々有来候物之外、諸商売停止之事⁵」とされたように、「山方」では商品経済がむしろ容認されていた。これらの「山方」に対する認識は、「山方」が「里方」とは異なり、流通経済を前提とした非農業的な生業が展開する場として捉えられていたことを窺わせ、本論文の得た想定とも整合的である。

一方後者の点は、行政上の「山方」の奇妙な位置を指し示している。それは一言でいえば、非農業的な「稼」を考慮した税率のアップを指示したものであり、古島俊雄⁶が暗示した山高や焼畑地目を梃子とした近世中期ころからの山村への課税の高まりと、表裏の関係にあると思われる。例えば、

農業之外余慶有之村々は相考え(税率を決めよ)(1686)⁷

(代官の検見にあたっては)地広・地狭・山海・市場之稼・村方之盛衰、并村入用…疾と吟味を詰、(税率を決めよ)(1728)⁸

(代官の検見にあたっては)御取箇之儀、立毛計ニ不限、村柄等考之…(1747)⁹

(代官の検見にあたっては)村柄の盛衰、農業の儀は不及申、野山海川等之稼方、川除・用悪水之掛引、其外盜賊博奕之防等、其国風人氣等勸弁いたし…(税率を決めよ)(1789)¹⁰

このような施策は、「山方」のみを標的にしたものではない。しかし、「村柄」を考慮した税率設定という指示は、実質的には「稼」の多さを担税能力の高さとみなそうとするものであり、

「稼」を奨励された「山方」がこの施策の重要な対象の一つとなったことは、想定してよいだろう。

興味深いことは、耕地を基調とする近世の石高制が、「稼」の生産力を正確に算定する方法をもとと欠いていることであり、裏を返せばそれゆえにこそ「村柄」論によって弾力的に税率の上下を運用する必要が生じることになる。すなわち、石高制の成立が「里方」における稲作の広範な展開に応じたものだとすれば、その石高制では適切な課税が困難な存在としてかえって「山方」や「浜方」が浮かび上がり、地方行政において「山方」がいわば行政用語として不可欠のものとなることが想定される。近代の「山村」概念が、やはり行政用語として一般化したことを考えれば、日本の「山村」概念が近世の「山方」概念の系譜をひくものである可能性は、今後検討されてもよい。

以上は、まったく試論の域を出ないものであるが、稲作の広範な展開をみた近世においてこそ、「山方」という名の山村概念が必要とされた可能性を示唆しているものともとれる。このことはまた、林政の比重が大きいとはいえ、「山村政策」というべきものが日本において初めて明確に展開したのが近世であったことを推測させる。今後の課題としたい。

【おわりに 注】

¹ 大石慎三郎校訂『地方凡例録』, 近藤出版社, 1969, 345+334 頁。

² 児玉幸多・大石慎三郎編『近世農政史料集 江戸幕府法令』, 吉川弘文館, 1966・1968, 250+272 頁。以下, 本誌領からの引用は, 文書番号によって示す。

³ 前掲1), 下 62 頁。

⁴ 前掲2), 42 号。

⁵ 前掲2), 168 号。

⁶ 古島俊雄「焼畑農業の歴史的な性格とその耕作形態」(『古島俊雄著作集3』, 東京大学出版会, 1974)。初出は 1943 年。

⁷ 前掲2), 106 号。

⁸ 前掲2), 205 号。

⁹ 前掲2), 258 号。

¹⁰ 前掲2), 411 号。

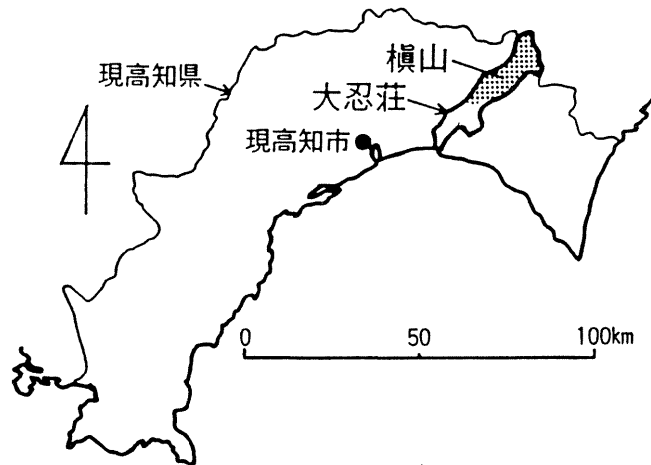
《謝辞》

本論文の作成にあたって次の各位・各氏にご教示を戴きました。

槇山の研究に当たっては物部村役場、高知県立図書館に、川上郷の研究に当たっては川上村教育委員会、川上村井戸区長加藤十四代氏、井戸区在住大本勝資氏に、『熊谷家伝記』の研究に当たっては熊谷堯雄氏、山上千代一氏、山崎一司氏、富山村役場に、吉野郡の諸役免除にかかわる研究に当たっては天理大学附属天理図書館、東京大学史料編纂所、奈良県立奈良図書館、とりわけ郷土資料室の山上豊氏に、ご教示を戴きました。以上の各位・各氏に導かれることがなければ、本研究は決して生まれなかったことと思います。末筆ながら、ここに心よりお礼申し上げます。なお本研究には、平成7～9年度文部省科学研究費補助金(特別研究奨励費 5218)を使用しました。

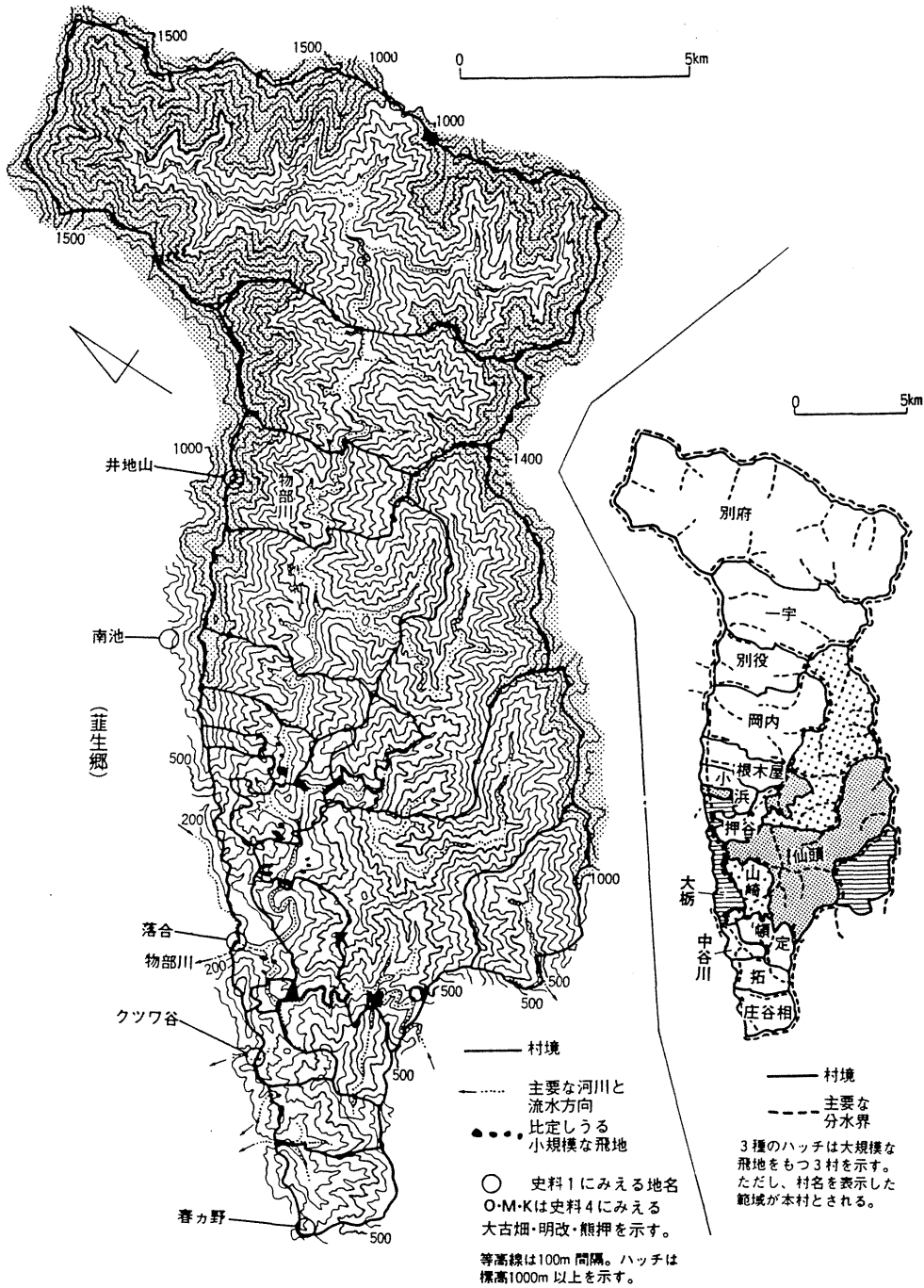
图 表

第二章 図表



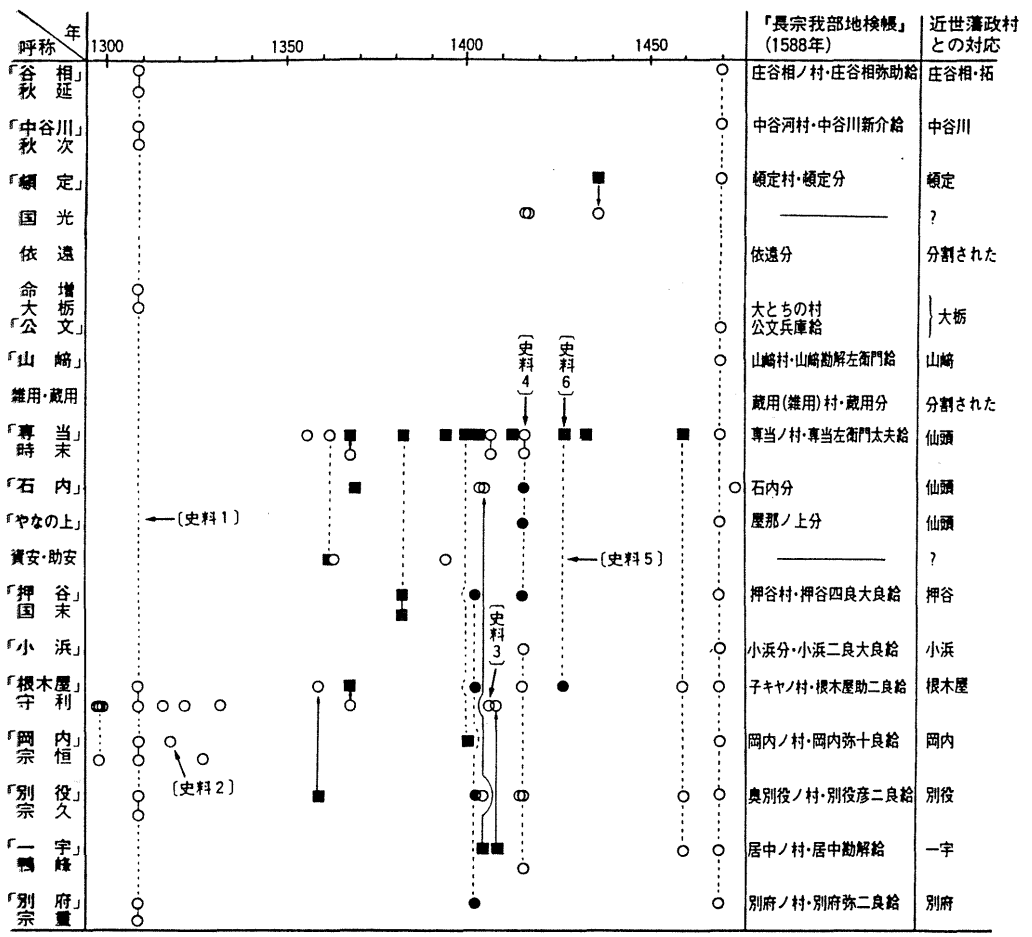
第1図 大忍荘槇山の位置

注) 大忍荘域は、「長宗我部地検帳大忍庄」(1588年)による最終的な荘域である。



第2図 近世村境と史料1・4にみえる地名

資料) 物部村作成の旧村別小字図



第3図 名の存在を示唆する史料

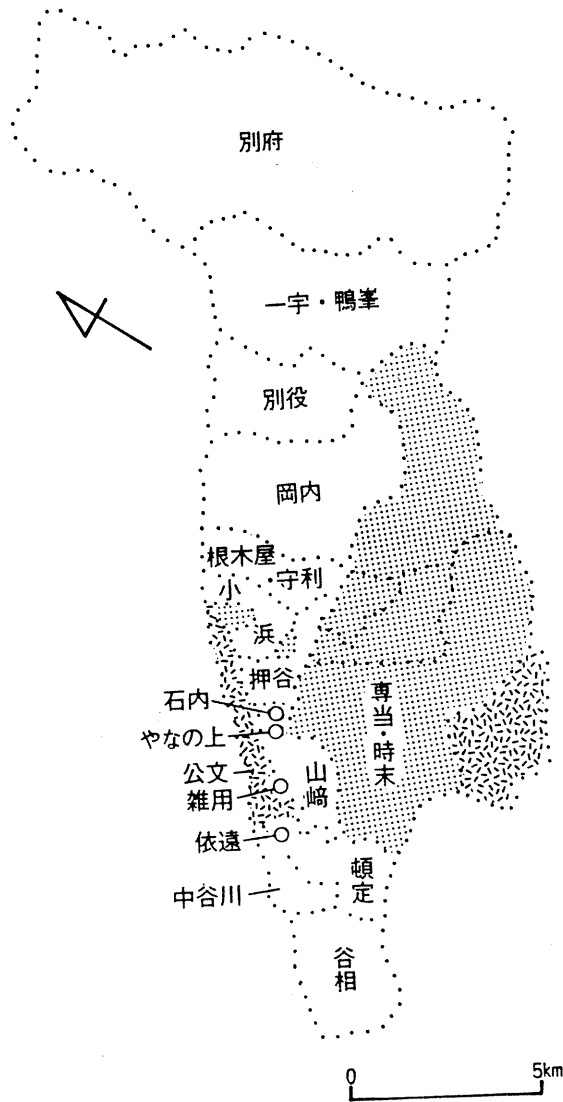
〔名の呼称〕 名の呼称に付された「」は「新名」を示す。上下に並記された名は、「旧名」→「新名」の関係が考えられる呼称を示す。

〔記号〕 ○：名の呼称であることが明らかな場合（某名・名某として記されている場合）。●：地名として現れるが、名であるかどうかは記されていない場合。■：人物の姓として現れる場合。ただし専当・別役は職名として、一字はありふれた固有名詞として、名と無関係に記された可能性があるが、区別していない。破線：同一の史料に記されていることを示す。矢印：名の呼称を姓とする人物が、矢印の先の名主であることを示す。

〔長宗我部地検帳〕 村・分・給に関して、中世名の呼称を継承する記載を摘記した。なお名の呼称を継承する給人が記されていないケースは、本来の名主が没落したことを示唆している。

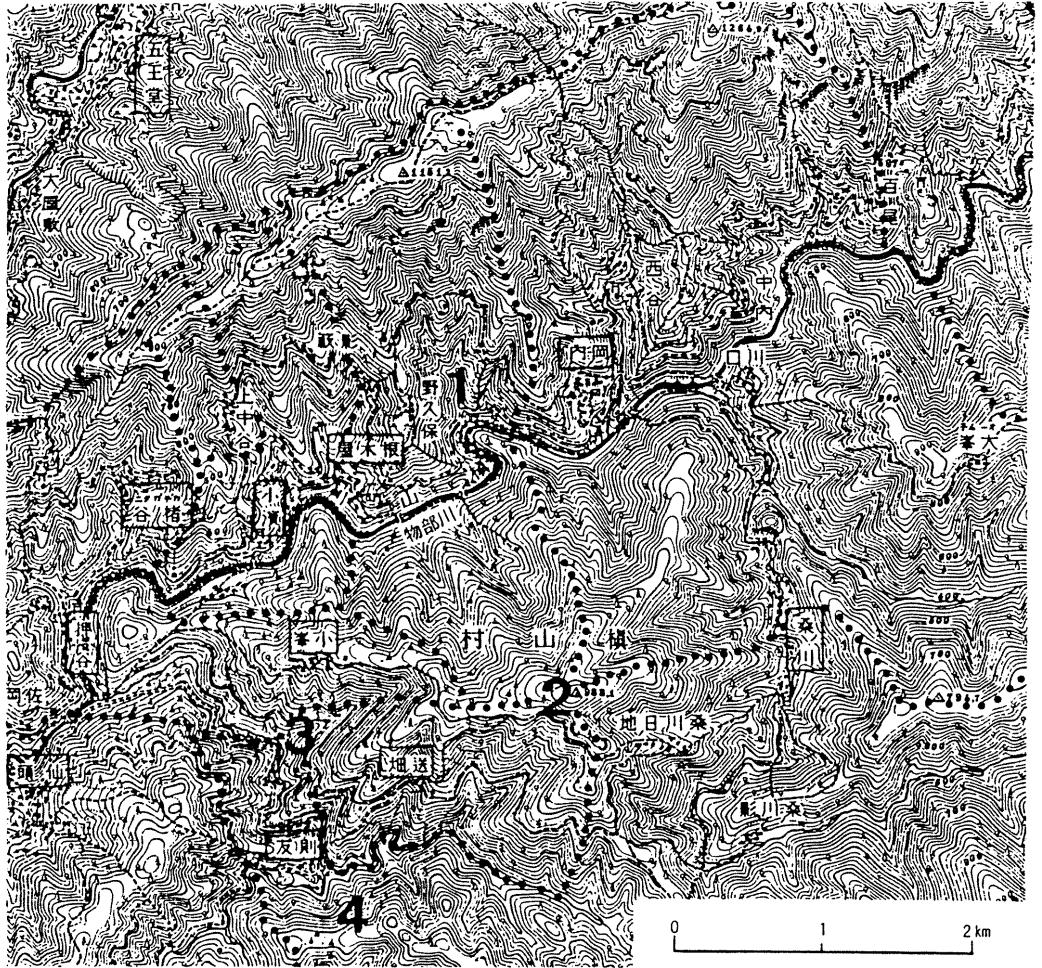
注) 1296年以前と1475～1587年の間には、1497年（大栃・岡内〔古505=竹65〕）を除き名の存在を示唆する文書は見当たらない。また、年代の不確かな文書（国末・守利・別役〔木64=竹107〕、雑用〔古1151〕）は除いた。

史料) 藪48=72・78～80・86・95～99・101～105・108・113～117・123・134・142, 藪111=木91=古355, 木20=古62, 古63=竹3, 木23=古64, 木31=古90, 木36=古100, 古101=竹5, 古111=竹6, 木44=古118, 木63=古191=竹7, 木75=古192, 木68=古210, 拾83=木69=古212, 古271=竹22, 拾105=木84=古280, 木86=古305, 藪112=木91=古355, 木93=古370, 木94=古371, 木97=古389, 木113=古442, 木114=古443, 木117=古457



第4図 15—16世紀の名領域（推定）

注）円は、近世村落に継承されないものの、地検帳・小字図から比定しうる名。ハッチは、それぞれ専当名・公文名の所領を示す。



第5図 史料2・3・5・6にみえる地名

注) 点線は第2図と同じ近世の村境を、数字は次の地名を示す。

1: アラセ (史料2), 2: くらぬた (史料2・5), 3: かつら谷 (史料5), 4: 影山 (史料6)

ベースマップは5万分の1「大栃」(明治40年測図)

第1表 飛地をもつ村（明治初期）

村	小字1つ の飛地	小字2つ以 上の飛地	計
中谷川	3	0	3
大栃	6	1	7
山崎	9	2	11
仙頭	7	3	10
押谷	6	0	6

注) 物部村作成の旧村別小字図による。なお他の9村
(庄谷相・拓・頓定・小浜・根木屋・岡内・別役・一
宇・別府)は飛地をもたない。

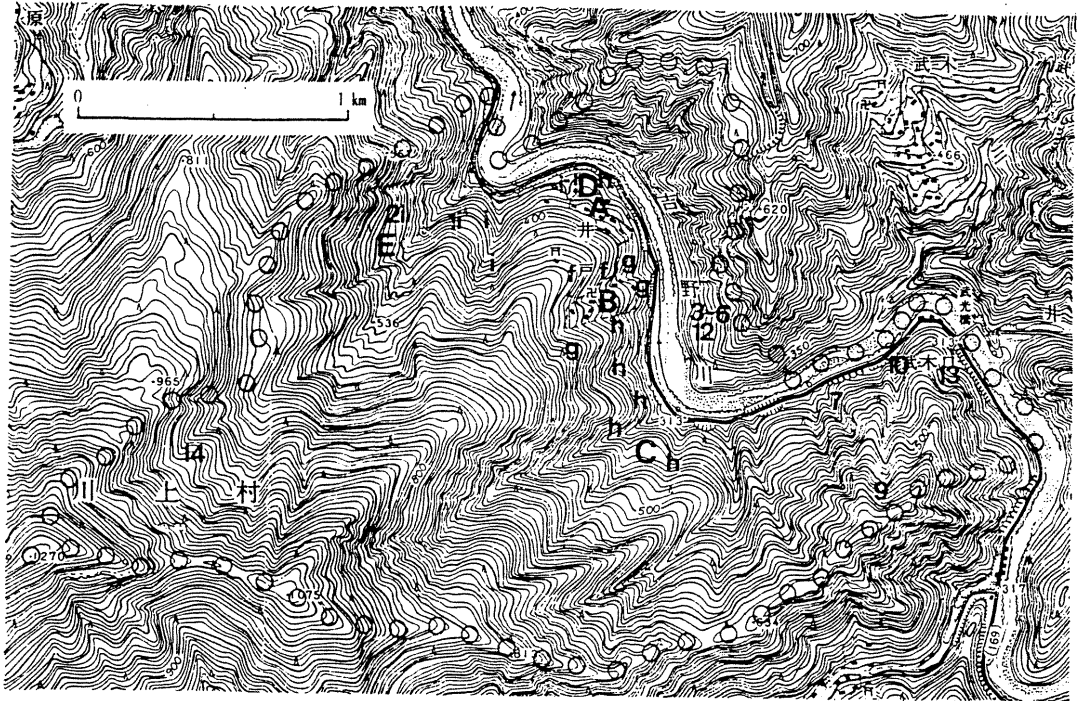


図1 近世前期井戸村における耕地の空間的配置

集落 A:下井戸, B:上井戸+中井戸, C:貝原, D:下井戸, E:津々呂
 村人の切畑 f:くろくち, g:やれとち, h:のなか, i:まつお
 入作切畑 1・2:人知村, 3:人知村→武木村, 4~12:武木村, 13:白川渡村, 14:高原村
 ○○は明治期の井戸村境を示す。原図は2万5千分の1「洞川」(昭和42年測量)

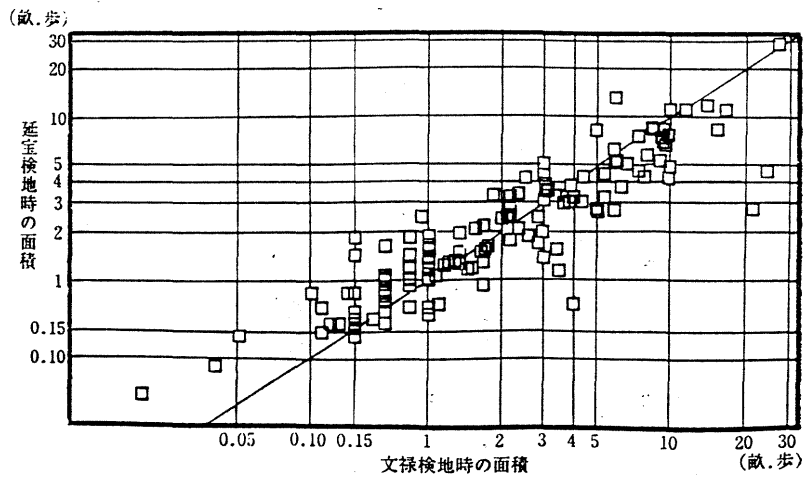


図2 文禄・延宝間の定畑面積の増減

注) 両軸の目盛は対数でとっている。

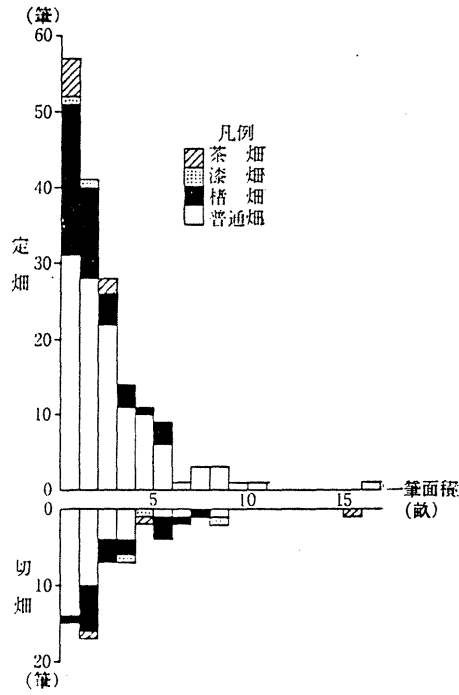


図6 延宝検地における地筆の一筆面積

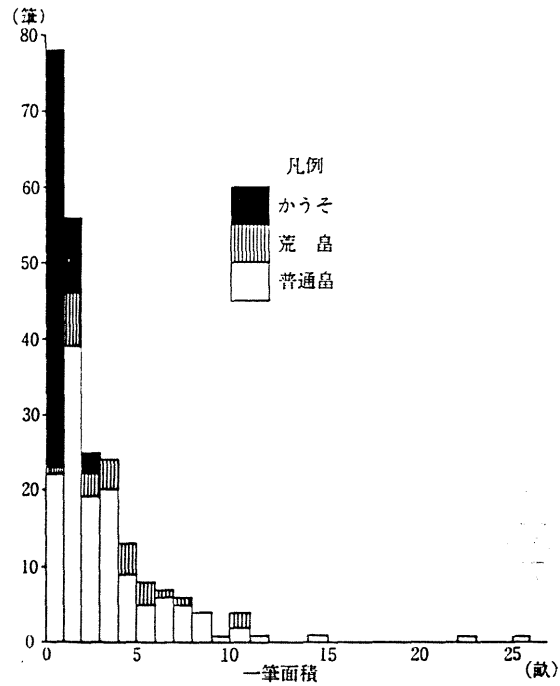


図5 文禄検地における地筆の一筆面積

表1 検地史料の地筆記載配列

文禄検地帳			地引帳			延宝検地帳			
筆番	地目	名請人	筆番	地目	名請人	筆番	古検時の扱い	地目	名請人
1 264	上畠 屋敷 中畠 下畠 荒畠 かうそ	個人請	1 162	下畑 下々畑 茶山 屋敷	個人請	1	古検～歩	上畑 上楮畑 上漆畑 中茶畑 中畑 中楮畑 上茶畑 屋敷	個人請
						2	小物成場高入 (茶山)	下畑 下楮畑 下々畑 下々茶畑	
						206	古検なし	屋敷	
265 270	山畑	個人請	—	山畑 地下	—	207 263	古検反畝なし	下々畑 下々茶畑 下々楮畑 下々漆畑	村作 (個人) 作人

表2 検地史料にみる各地区の土地利用の変化
(上段：文禄検地下段：延宝検地単位：畝・歩)

地区	地目	普通畠	かうそ	—	茶山(筆)	耕地計	屋敷(筆)
		普通畑	楮畑	漆畑	茶畑		
集落	下井戸 (A+D)	188.15	5.10	—	6	193.25	10
		128.12	48.21	1.16	7.07	185.26	12
	上・中井戸 (B)	146.08	11.01	—	2	157.09	16
		123.27	10.11	—	0.08	134.16	15
	貝原 (C)	69.12	12.04	—	0	81.16	7
		46.16	1.10	—	—	47.26	6
落	津々呂 (E)	27.10	0	—	0	27.10	1
		19.04	8.20	—	—	27.24	1
	比定不明分	22.14*	0.02	—	—	115.14*	1
集落計		453.29*	28.17	—	8	482.16*	35
		314.29	69.02	1.16	7.15	396.02	35
切畑	くろくち(f)	3.14	5.18	3.18	19.24	32.14	0
	やれとち(g)	11.06	1.14	—	—	12.20	0
	のなか(h)	30.13	18.00	4.13	—	52.26	0
	まつお(i)	19.0	28.18	8.00	1.00	56.18	0
切畑計		64.03	53.20	16.01	20.24	154.18	0

注) 切畑は延宝検地のみ。 *：ほか荒畠92畝28歩あり。

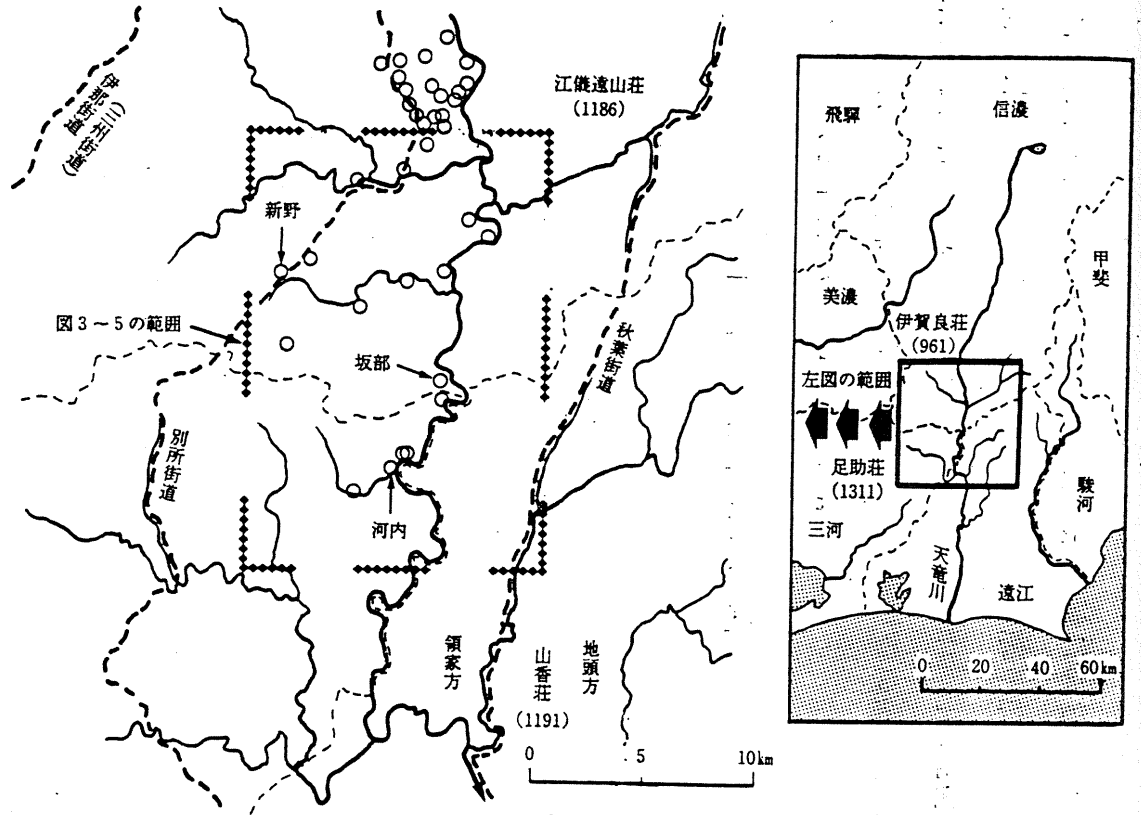


図1 対象山域と周辺の諸領域

○は、『熊谷家伝記』(市村刊本153~155頁)が最終的(天文10年(1541)~同13年(1544))に関氏に属していたとする諸村を示す。その分布は関氏の領域=「関郷」の範囲を示唆している。周辺諸領域の()はそれぞれの初見年を示す。山香荘の領家方・地頭方は鎌倉末期に下地中分されたと推定されている。なお街道の位置と呼称は、近世のものである。

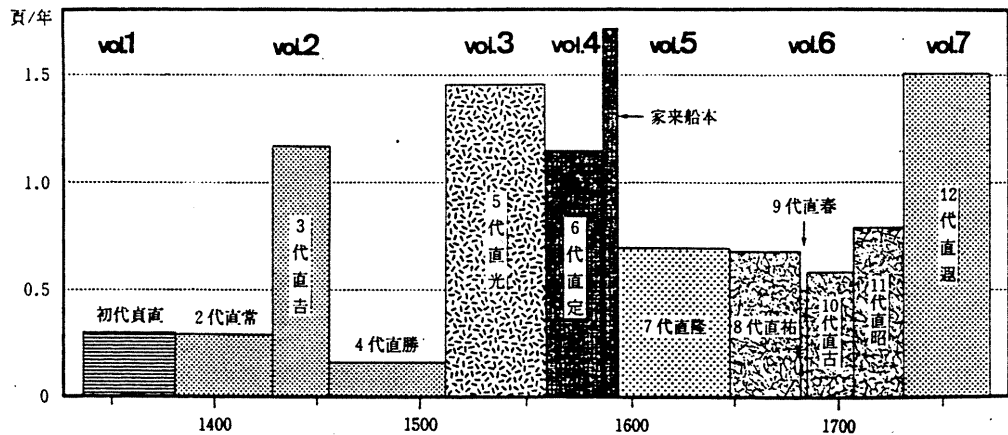


図2 『熊谷家伝記』における叙述密度

図中の四角形の面積は、それぞれの代の頁数に比例している。ただし実際の叙述密度は事件の多寡によって変動するものであり、本図はそれぞれの代を平均化して表現していることになる。なお頁数は市村刊本のものであり、1頁=約800字となる。

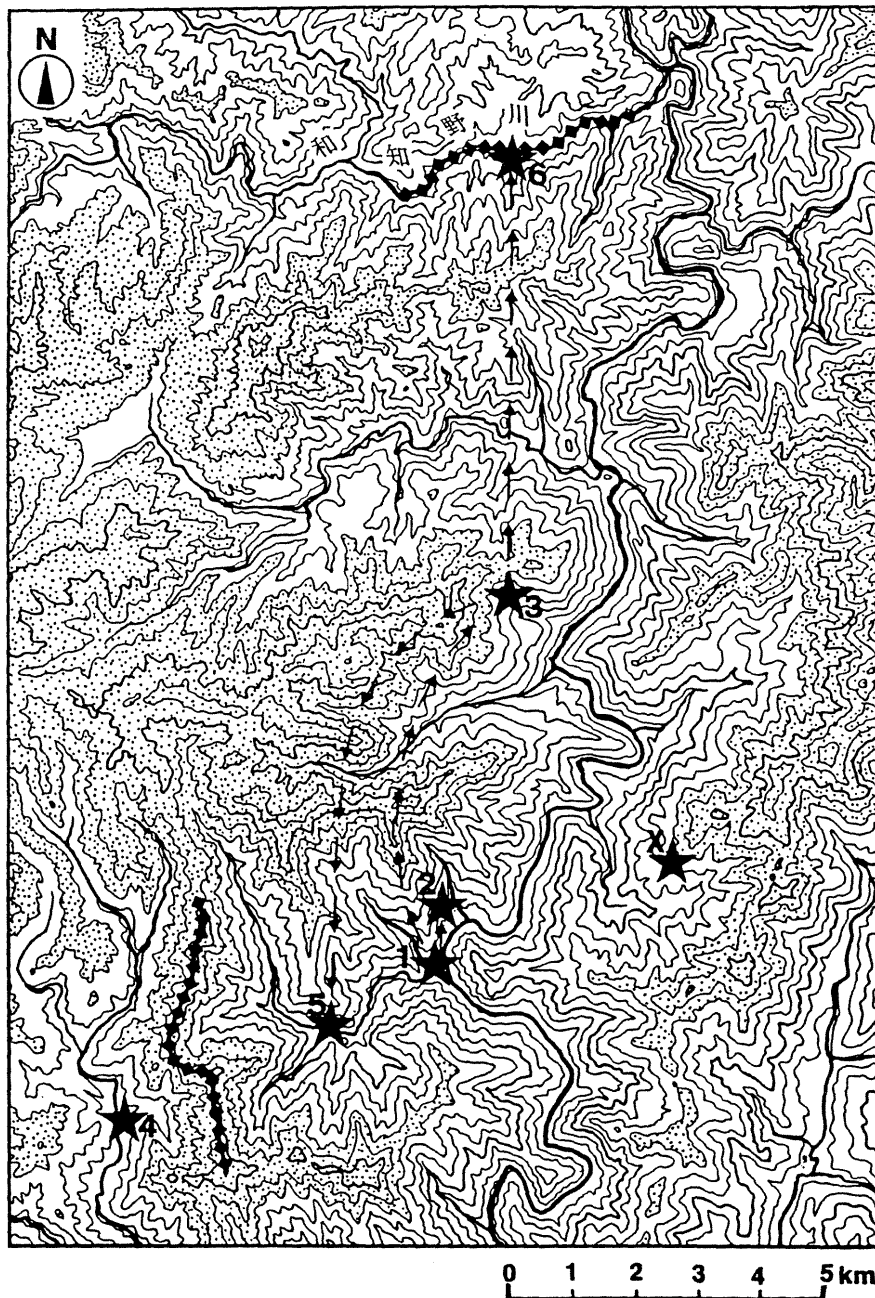


図3 日世のステージ (1337~1391頃)

等高線は100m間隔, ハッチは標高800m以上を示す。図中の記号は次のとおり。★1河内, ★2市原, ★3日世(左隈辺), ★4大楯(大立), ★5漆島, ★6和知野(猪毛), ★×角谷(門谷)。矢印はある集落から別の集落の派生を示す。★4・★5間の線は両集落の分水嶺=「境界」の位置を, また★6のすぐ北の線は和知野川に当たる熊谷氏の領域の北限を, それぞれ想定したものである。なお集落の記号は表2および図4~6と共通している。ベースマップは明治41年測図五万分の一地形図「和田(満島)」「水窪(佐久間)」「本郷(田口)」「根羽」である。

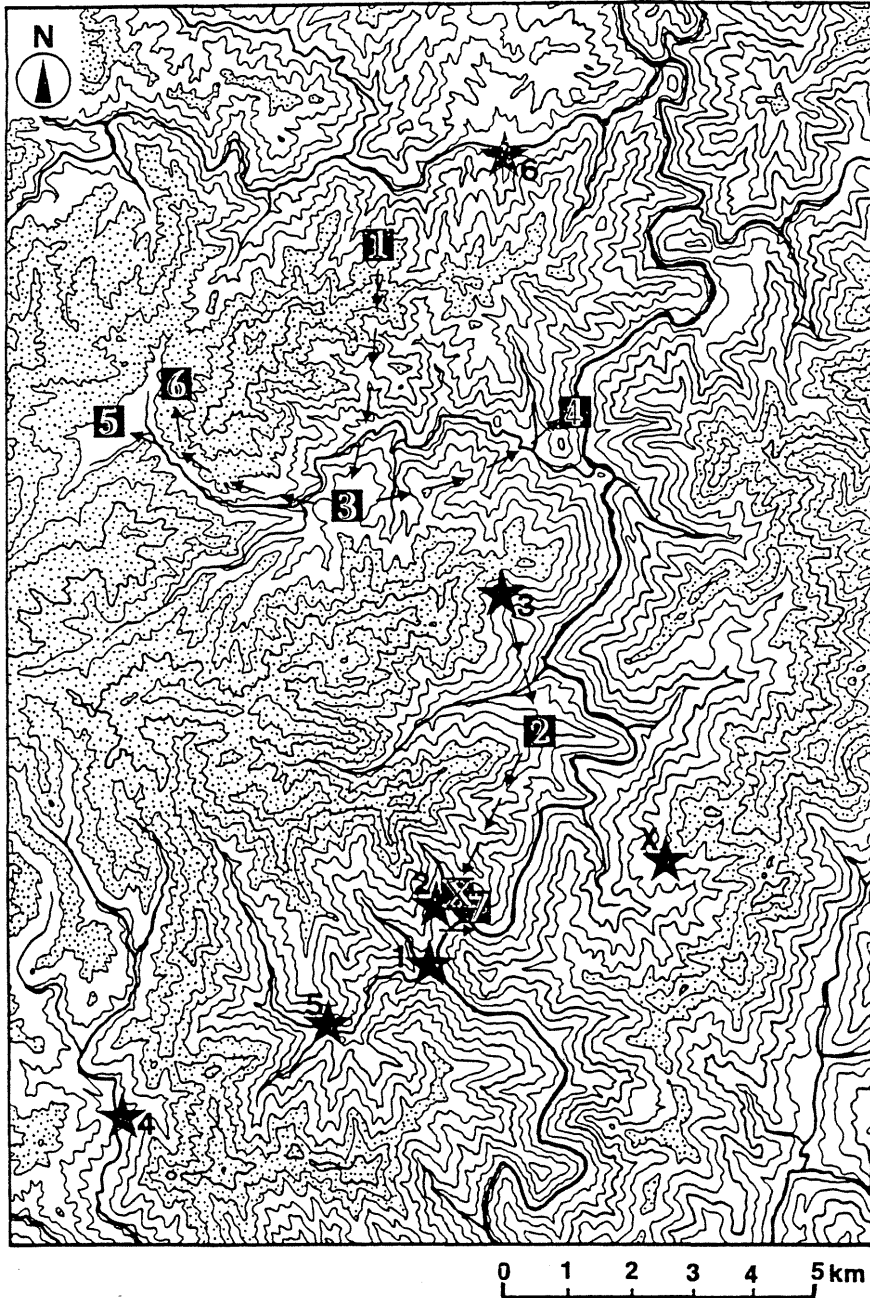


図4 弓場カ田尾のステージ (1391頃～1428頃)

図中の記号は次のとおり。■1 見遠, ■2 弓場カ田尾, ■3 向方, ■4 福島, ■5 新野, ■6 大村, ■7 中ノ郷 (中野甲), ■x 大谷。他の点は図3に同じ。

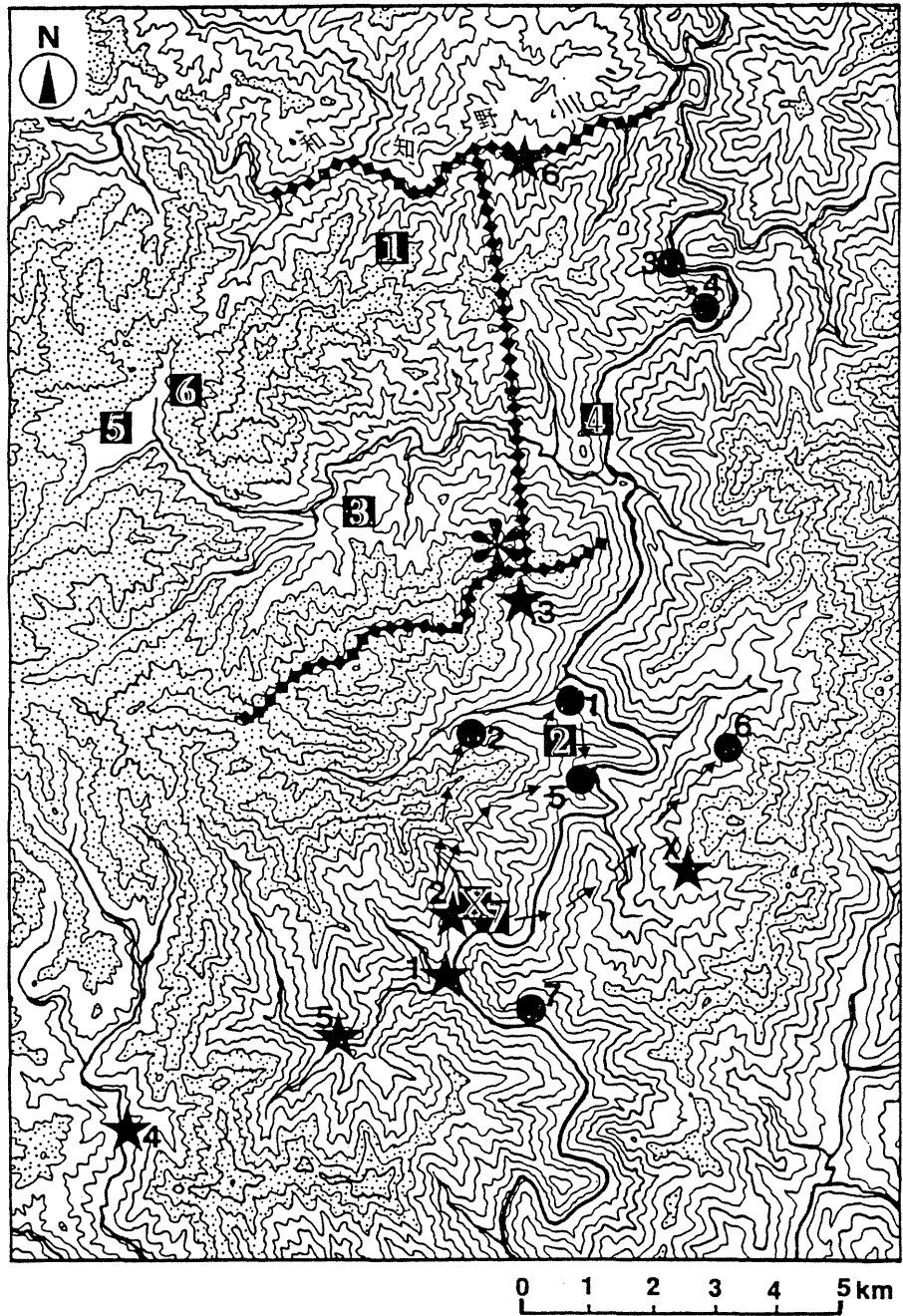


図5 坂部のステージ (1428頃～1595)

図中の記号は次のとおり。●1坂部(左閑辺)、●2仙道(先途)、●3長沼、●4松島、●5三分渡(佐太)、●6初沢(塩沢)、●7夏焼。*は「風越山の戦い」の位置を、その周辺の線はその後画定された「境界」の位置を、おおよそ想定したものである。他の点は図3・4に同じ。

表1 『熊谷家伝記』の構成

巻	頁 (頁数)	語り手	内 容	由来
一	一	十二代直退	「家伝記謂之事(宮下本のみ)」	退
	二	初代貞直	「置状之事一ノ巻序」	I
	三	初代貞直	桓武天皇から初代貞直に至る熊谷本家の物語と定住以前の初代貞直の物語。 ※「〇右者、初に頭ハす夢物語と云は是也。前々ハ別紙なれ共、若し紛失有らん事を厭ひ、当家人目平次郎直祐改書之節、本伝記ニ入ル(二二頁・宮下本のみ)」	I—一
	五	初代貞直	「吉野ノ義貞公江被下御真筆写」 ※「〇義貞公山門と牒状・同山門返状。是も別紙なれ共此書ニ入置者也。(中略)吉野様御真筆是ニ添(二二頁・宮下本のみ)」	I—二
	二二	—	「熊谷家雲気の伝 但し清明流」	I—三
	二五	—	※「熊谷家伝箴竿寸法の事。是は旧書腐リ破レ委細不知故、此度改書に除之候」	I—四
	二七	十二代直退	※「訓問集の抜書、是茂旧書腐リ不相知」	I—五
	二七	—	「同家伝火防之大事。直家已来之伝曰(建暦元年(一一二二))」	I—六
	二八	十二代直退	源頼朝感状写(寿永三年(一一八四))	I—七
	二八	—	「当家ニ而代々鳩を不殺不食説は……」・「本定紋」・「幕紋」	I—八
	二八	—	「越前国金田庄直家山竜門寺住法随和尚ハ我貞直ニは師匠にて……」	I—九
	三二	初代貞直	「直家舍弟金田権次郎直継江譲書之自筆龍門寺に有之(承久元年(一一一九))」・「金田次郎派書之事(寛喜元年(一一三〇))」 ※「右は前条の夢物語ノ是迄は別紙にて、伝記之外ニ有之候へ共、直祐改書之節、爰に書入之者也(三六頁)」	I—十
	三四	初代貞直	「年代記之事(建武三年(一一三三)ノ文和元年(一一三五))」	I
	三六	初代貞直	「当左閑辺由来老母物語之事(文和元年(一一三五))」	I
	四二	初代貞直	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I
	四七	初代貞直	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I
	四九	初代貞直	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I
	六二	二代直常	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I
	六二	二代直常	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I
	九五	三代直吉	「年代記之事(文和四年(一一三五)ノ康暦三年(一一三八))」	I

■5	新野・大村	応永二年 (二三九五)	「向方(■3)の村松氏の二男・三男が、「新田ヲ開き」引移った。	新野はこの年代以前から開発されていたことが指摘されている。したがって村松氏が「新田」と名付けたところ熊谷氏の異議によって「新野」となったとの叙述は付会と読める。	五九
■7	中ノ郷	応永六年 (二三九九)	「駿河国富士谷」からの「浪士」鈴木三郎九郎正氏が「市原」の田辺氏の掣となり、「差置」かれた。	鈴木氏の前身は「物語に曰ク」として叙述されている。熊谷氏の分家創出にもかわらず年代が叙述されていない。	五九 六〇 六二 六四
■X	大谷	—	熊谷直盛(二代直常の二男)が「市原」の田辺氏の掣となり、田辺氏の「分内」を譲られた。		二六四

「坂部のステージ」一四二八年頃～一五九五年

●1	左閑辺(現坂部)	正長元年 (二四二八)	熊谷直吉(三代)が「弓場か田尾(■2)から」住所を替へた。	「郷之惣名」たる「左閑辺」を集落名とし、従来の左閑辺(★3)を「三吉」と改名したところ、「日吉」と「唱へ違」えたのだと叙述されているが、付会とも読める。	六三
●2	仙道(先途)	永享三年 (二四三一)	高谷氏(市原の田辺氏「家臣」)が風越山の戦いの戦功として熊谷氏の「地之内仙頭を宛行」われた。	「北平」は「後栗細しと云」との割注で位地比定されている。ただし図中の表示は留保しておきたい。	七三
—	北平	永享三年 (二四三一)	足利義持に仕えていた「浪人」伊吹氏が、熊谷氏のもとでの「永住」を願うので、「当分の内北平を開かせ、閑之」。		七三 七四

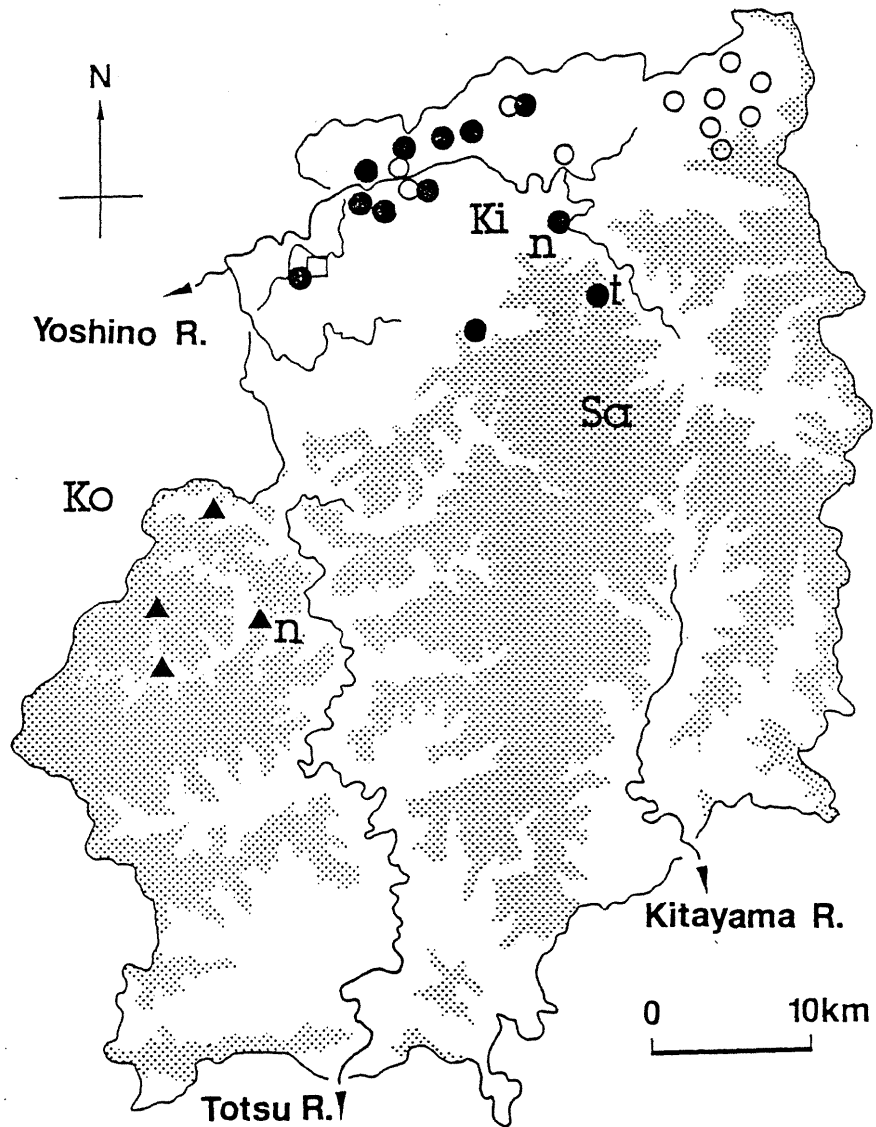
●3	長沼	嘉吉二年 (二四四二)	天竜川東岸より遠山氏に「改」められて移動してきた「浪人」村沢氏が、「開き住居」した。	直題は「村沢之系図」に天文元年(一五三二)に開発したと記されているが、これは誤りであると補足している。	八九 九〇
●4	松島	文安五年 (二四四八)	「長沼(●3)に住み着いた村沢氏が「切開」した。	直題は「村沢之系図」に天文八年(一五三九)に開発したと記されているが、これは誤りであると補足している。	八九 九〇
●5	三分渡(佐大)	享禄元年 (二五二八)	田辺佐太郎(市原(★2)の田辺氏の弟)と、さらに天文八年(一五三九)よりは熊谷氏の「御譜代同前」の「浪人」鎌倉氏が、「諸共切開き住」んだ。	天文十年(一五四一)に田辺氏支配・三河国所屬となったため「三分渡」と名付けたとされるが、付会とも読める。また延宝五年(一六七七)に「佐太村」に改名したと記されている。	一四八 一五三
●6	初沢(塩沢)	天文六年 (二五三七)	鈴木九郎治(中ノ郷(■7)の鈴木氏の弟)が「開き、永住之地と定」めた。	天龍川における遠江国の最初の沢であるから「初沢」と名付けたとの「物語」と叙述され、「初沢」には「しお沢の事也」の割注が付されているが、付会とも読める。	一一九
●7	夏焼	文禄四年 (一五九五)	没落した武士・知久氏の子とその従者が、熊谷氏の仲介で、「角谷(★x)」の桃井氏の「山先之内」を「切開き引越」した。	四月に焼畑を行ったため「夏焼村」と名付けたと叙述されるが、さらに直題は「夏の日」に木草枯るゆえの命名との伝承を聞き取りし補足している。	二二四 二二七

(注) 市村刊本より集落の開発発定住にかかわる叙述とその注意点を要約した。集落の記号は後掲の図3・5に共通している。

表2 『熊谷家伝記』における集落形成

記号	集落	成立年	開発定住の事情	叙述上の注意点	頁
★1	河内	延元二年 (一三三七)	「三河国加茂郡の内蘇川」より多田氏が移住した。	「……との物語り也」として多田氏の説明を書き留めた体裁をとる。	四〇 四一
★2	市原・大谷	康永元年 (一三四二)頃	「紀州室郡浪人」田辺氏が多田氏の掣となり、「一郷を開闢」された。	定住年は「……年之頃」と曖昧さを残し、また集落名「市原大谷」は「一郷」への割注として叙述されている。	四一
★3	左閑辺 (日吉・日世)	文和元年 (一三五二)	南朝の皇子に従っていた熊谷氏初代貞直が遠州「周智郡奥山」を「立退」、多田氏の掣となり左閑辺の老婆に「一村を開」くよう勧められて移住した。	先住者「山人」の子孫「左吉」は存在が示唆されるのみ。	四〇 四七
★4	大楯 (大立)	元中元年 (一三八四)以前	「但馬国赤松左平太家臣」だった「浪士」村松源太左衛門が、「一村を開」いた。	年代は「去頃」と曖昧に叙述され、「漆島」の開発以前であったとしか分からない。	五二
★5	漆島	元中元年 (一三八四)	多田氏の掣となった熊谷直秋(初代貞直の三男)が「大楯の押」のため「多田氏分内」を「切開」いた。	多田氏はのちの関氏の滅亡と前後して叙述が途絶え、逆に一六五頁では熊谷氏が直秋以来「河内漆島之守護」であったように叙述されている。	五二
★6	和知野 (猪毛)	元中元年 (一三八四)	熊谷治郎右衛門(初代貞直の四男)が「引越」した。	定住地は「和知野川端」と叙述されるのみ。なお『関伝記』は康永年中(一三九四～一四二八)とする。	五二
★X (門谷 角谷)	—	—	桃井氏(熊谷氏の初代貞直の庶子)が開いた。	成立年は叙述されていない。	四九 六二
■1	見遠	明徳二年 (一三九一)以前	「勢州鈴鹿郡久我庄閑郷地土」村松氏が「隠住」した。※「大楯」の村松氏と関係あるようには叙述されていない。	「暫ク隠住」したところ明徳二年に熊谷氏の家来に発見された。定住の事情は村松氏からの書状の引用によって説明される。	五四 五五
■2	弓場カ 田尾	明徳四年 (一三九三)	熊谷直常(二代)が「左閑辺(★3)」から移った。	「今ハ三州佐太山也。則弓バがたをト云」との割注で位地比定されている。	五六
■3	向方	明徳四年 (一三九三)	「見遠(■1)」の村松氏が「引移」った。	定住の事情は村松氏からの書状の引用によって説明される。なお『関伝記』は康永元年(一三九四)とする。	五六 五八
■4	福島	応永二年 (一三九五)	伊勢国の「浪人」後藤氏が、「向方」の村松氏を通じて熊谷氏に「永住の地を相願」い、「開住」した。	定住の事情は後藤氏からの書状の内容を要約する形で叙述されている。	五八 五九

「弓場カ田尾のステージ」一三九一年頃～一四二八年頃



第1図 吉野郡における荘園の分布

Ki : 金峰山寺, Sa : 山上ヶ岳 (大峰山寺), Ko : 高野山金剛峰寺

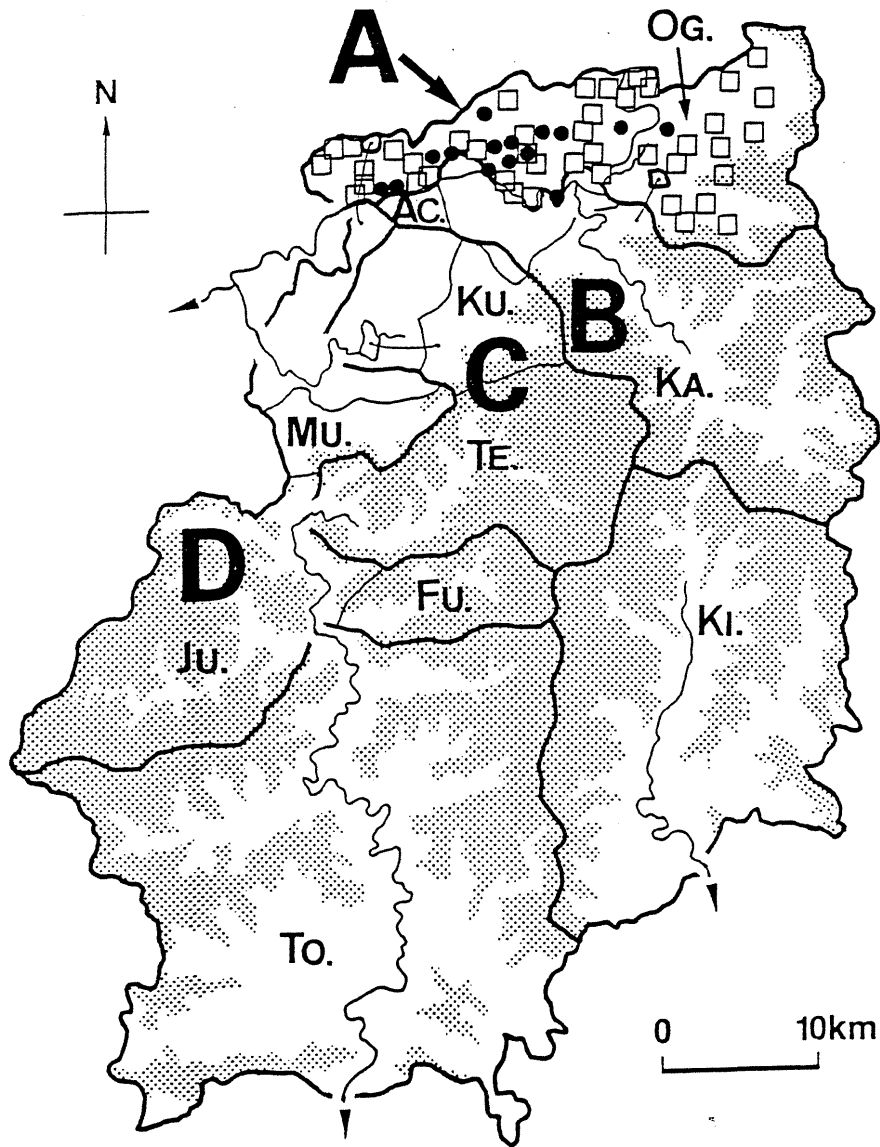
● : 金峰山寺吉水院坊領 (1334), ●n : 西河 (甘河), ●t : 高原 (竹原).

▲ : 金峰山寺領 (12-13世紀), ▲n : 中津川.

○ : 興福寺領, □ : 栄山寺領.

池田・横田 (1981, p.810)・朝倉 (1974) による.

なお以降の図はすべて、網掛は標高800m以上、郡域は明治初期のものである.



第2図 18世紀吉野郡の行政区画

太い実線は、十津川郷・北山郷および大庄屋組の区画を示す。

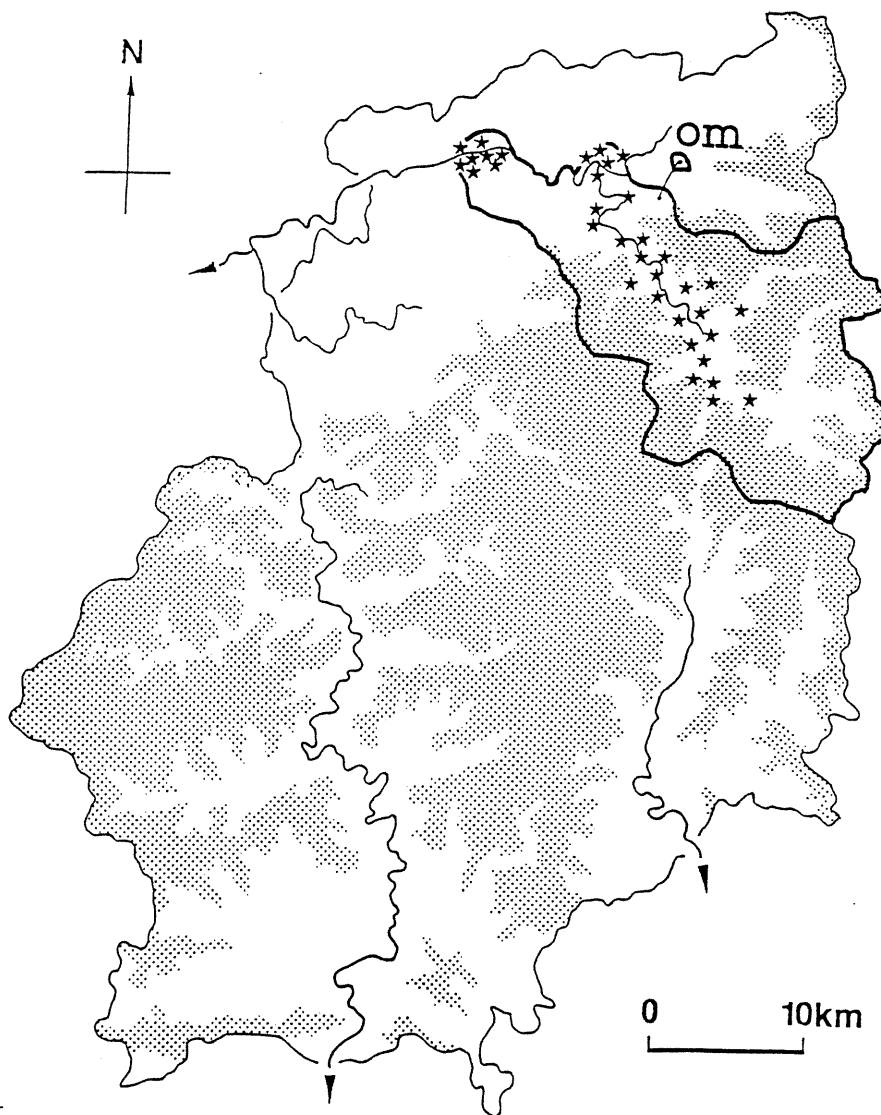
A : 檜垣本組+田原組+木津組, B : 阿知賀組+飯貝組, C : 広橋組, D : 下市組

□ : 新御蔵入 (旧郡山藩領), ● : 旗本領・紀州藩領

細い実線は、主要な郷の境界を示す。

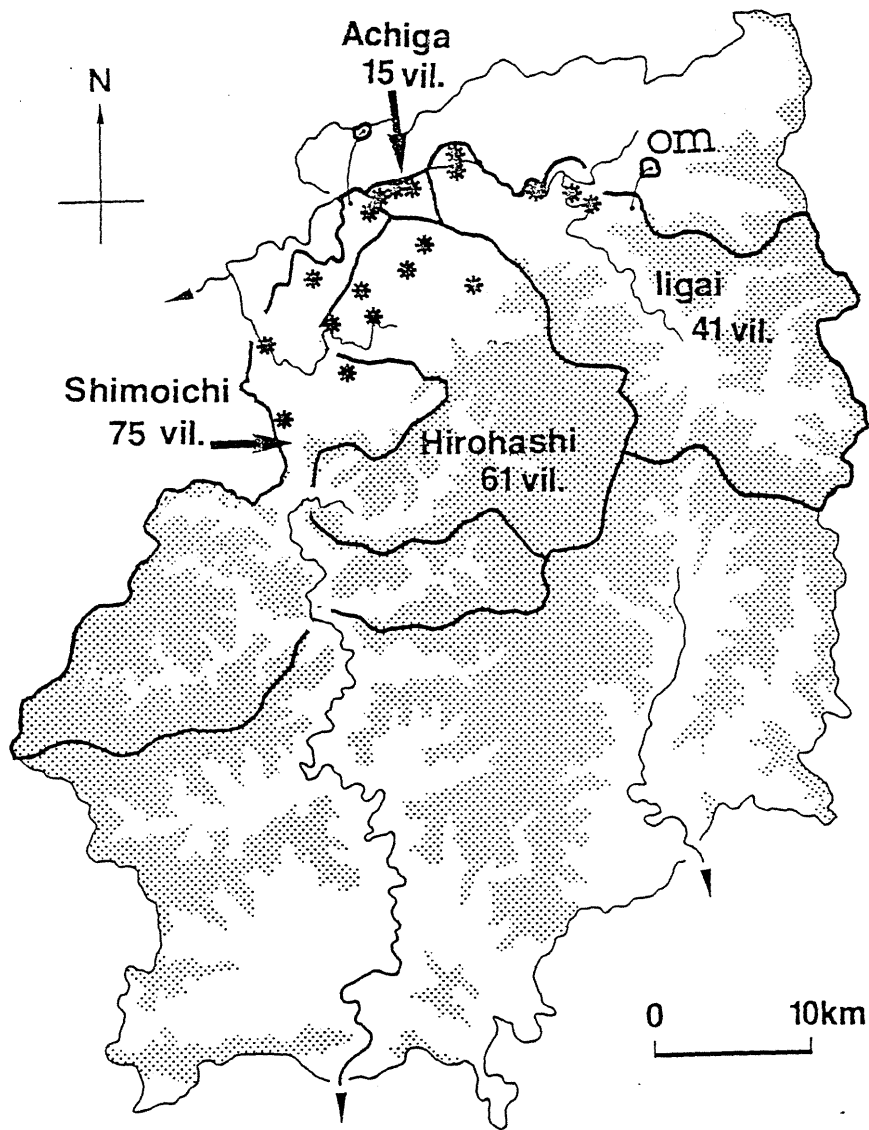
AC : 阿知賀郷, FU : 舟川郷, JU : 十二村郷, MU : 宗川郷, KA : 川上郷, KI : 北山郷, KU : 黒滝郷, OG : 小川郷, TE : 天川郷, TO : 十津川郷

なお組と郷の飛地は細線で結んで示した。



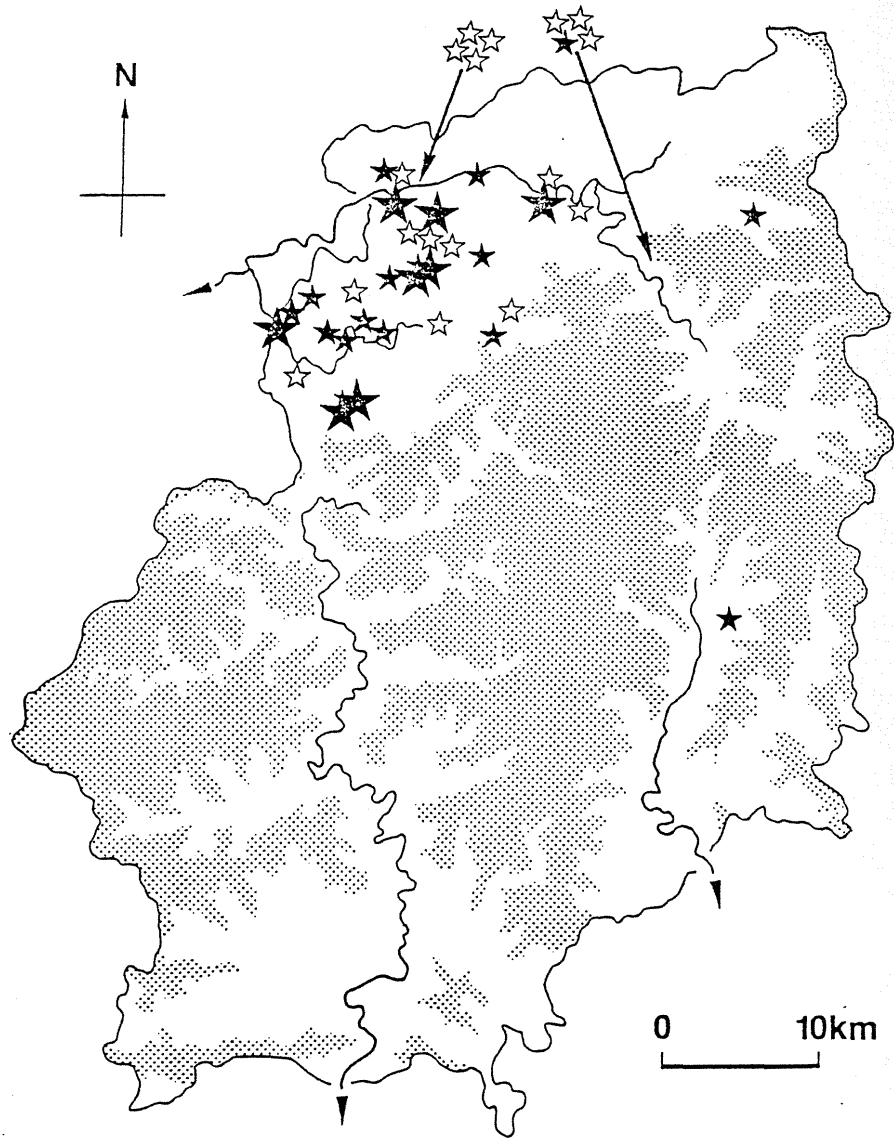
第3図 「吉野郡古御蔵入四十一ヶ村嘆願書控」(b)を作成した
村々(1716)

記号は署名村35村の分布を、実線は後の飯貝組の領域を示す。な
お飯貝組の飛地omは小川郷小村を示す。



第4図 「吉野郡古御蔵入村諸役免許訳等書上写」(c)を作成した村々(1733)

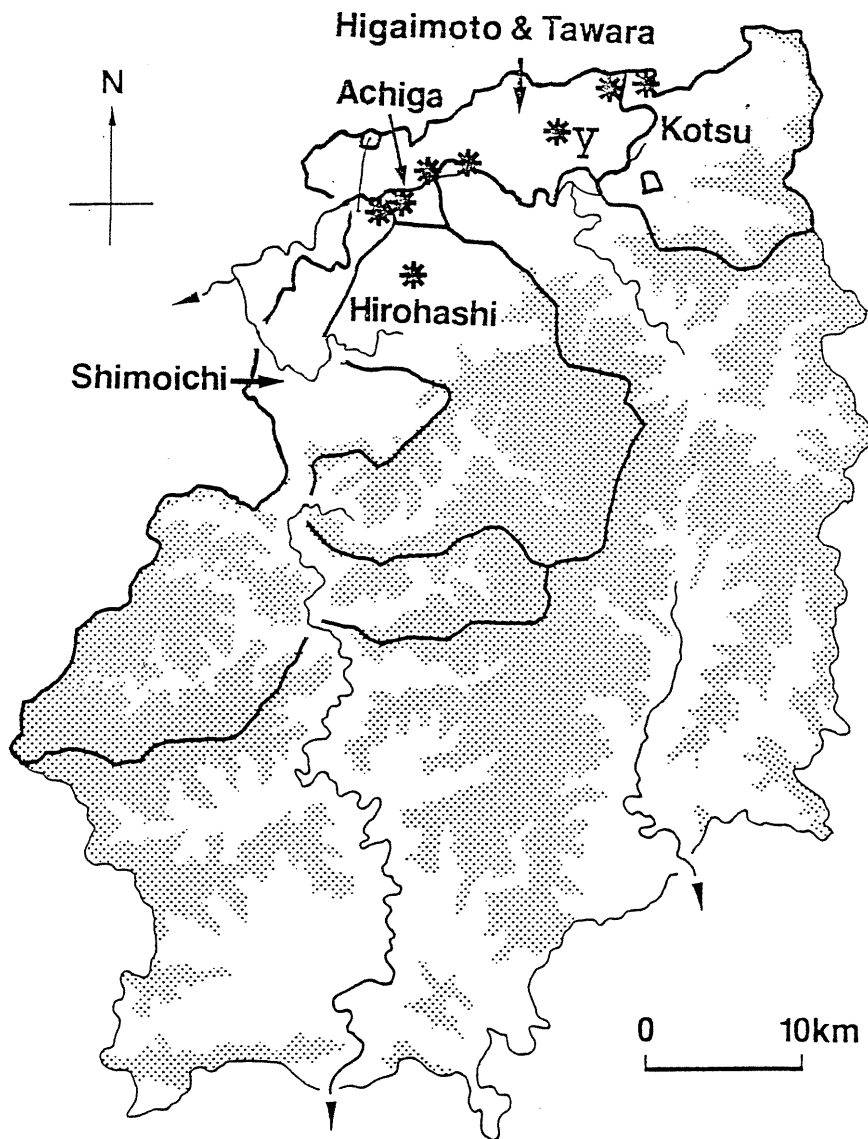
記号は代表署名村の分布を、実線は下市組75村・広橋組61村・阿知加組15村・飯貝組41村の組の範域を示す。なお組の飛地は細線で結んだ。飯貝組の飛地omは小川郷小村を示す。



第5図 「吉野旧事記」(G) にみる「八旗八庄司公文」の分布

大きな★は「八旗庄司」、小さな★は「在々ヲ司ル庄司」、および☆は「公文」の所在地を示す。

川上村史編纂委員会 (1987b, pp. 86-89) による。



第6図 「諸国川々石高掛り嘆願書控」を作成した村々 (1870)

記号は各組村々役人代として署名した村々。ただしyは、竜門郷村々役人代表の柳村。柳村は旧旗本領に当たる。

実線は、木津組・田原組・檜垣本組・下市組・広橋組・阿知賀組の境界を示す。ただし飛地は細線で結んだ。

東吉野村史編纂委員会 (1990b, p. 47-51) による。

第1表 中世を扱う由緒書・旧記の概要

a. 作成年代の限定が可能なもの		
文書名	概要	刊本
A 南帝自天親王御陵川上金剛寺在之由来書写	長祿元年(1457)の文書を宝永4年(1707)に写した体裁をとる。後南朝の親王が殺害された長祿の変における「川上郷民」の活躍および御朝拜式の由来を簡潔に述べる。	川上村史編纂委員会(1987b, p. 22)
B 和州吉野郡北山上組百人御袖役由緒并未歴覚	宝永5年(1708)代官辻弥五左衛門の命により北山郷村々が作成。材木による年貢負担の由来、北山郷における後南朝、織田信長・豊臣秀吉への服属、太閤検地の受容、北山一揆、陣屋諸入用・人足の負担などについて述べる。	岸田(1949)
C 吉野杉発端に付川上・黒滝郷書上控	宝暦4年(1754)、奈良奉行所の命により作成。吉野林業の生成と、南朝の由緒をふまえた口役銀創設の由来を述べる。	川上村史編纂委員会(1987a, pp. 107-108)
D 川上郷引斧由緒并聖護院宮由緒古書	寛政12年(1800)川上郷碓村の伊藤氏が作成。役行者以来の大峰山・聖護院への勤仕とこれに由来する川上郷大工の特権、公文・庄司による南朝への奉仕、太閤検地による年貢負担の開始と諸役免除の継続を記した上で、宝永6年(1709)・宝暦9年(1759)に生じた大工の相論について述べる。	川上村史編纂委員会(1987a, pp. 139-141)
E 南帝自天親王北山由来記	文化3年(1806)の後筆がある。「吉野の郷民」・「吉野川上の郷民」の活躍に重点をおいた南朝・後南朝史。「年代記」「南朝太平記」「太平記」「続太平記」「神之谷金剛寺の由来書」「吉野物語」の引用が多い。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 28-36)
F 乍檀口上書(郷名由来書)	文化5年(1808)南朝と関連づけられた黒滝郷の由来、口役銀創設の由来、口役銀にかかわるこれまでの相論について述べ、「先年」よりの黒滝郷内の相論における寺戸村の主張を述べる。※明治4年(1871)の写し。	前(1977a, p. 37, 1977b, pp. 112-114)
G 和州吉野旧事記	成立年不詳。大峰山・吉野山などの名所・社寺の由来、および「八旗八庄司公文」と称する諸豪族の活躍に重点をおいた南朝・後南朝史を記す。刊本は二つの異本を載せ、そのうち大宇陀町田原・片岡彦左衛門文書本の内容は、末尾の諸豪族のリストを除いて東大史料編纂所蔵本の内容に酷似する。対して、文化8年(1811)の川上郷碓村伊藤氏の追記をもった「吉野旧記」は、伊藤家を含む川上郷の数家の活躍をより強調する内容となっている。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 47-69, 77-96)
H 吉野郡川上郷旧記覚	文化11年(1814)川上郷碓村の伊藤氏が作成。川上郷内各村の由緒、公文・庄司による南朝・後南朝への奉仕、「川上郷侍」による長祿の変の解決、筒井順慶との対戦と豊臣氏に対する年貢負担の拒否、太閤検地の受容、南朝以来の由緒にもとづく口役銀の創始、口役銀をめぐる諸相論、口役銀のみかえりとしての年頭八朔礼の創始について述べる。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 36-45)
b. 作成年代が明瞭でないもの		
I 南帝自天親王川上郷御宝物由来書写	長祿2年(1458)に作成した体裁をとるが、松山(1989, p44)によれば江戸期、とくに後半は江戸後期の作と判定される。「八庄司」・「川上郷村々年寄・庄司・公文・加藤・伊藤」の活躍に重点をおいた後南朝史。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 69-72)
J 川上朝拜実記	正保2年(1645)に写したものに加筆した体裁をとるが、松山(1989, p44)によれば江戸後期の作成と判定される。「那智党音無氏」・「川上公文・庄司・郷士」の活躍に重点をおいた後南朝史。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 73-77)
K 吉野郡北山之荘由来書	上北山郷小瀬村桂六郎左衛門所持との奥書がある。川上郷・北山郷にまたがる「桂氏」の活躍に重点をおいた後南朝史。	川上村史編纂委員会(1987b, pp. 96-101)
L 由緒之事	建武3年(1336)に作成した体裁をとるが、近世の偽作とされる。後醍醐天皇に杓子を献上したところ、「諸職並ニ惣木役諸運上」免除の特権が舟川郷に与えられたと述べ、その免状を添える。	宮本(1989, pp. 258-259)

吉野郡各町村史・先行研究により作成。ただしごく一部分のみ紹介されたもの、明治以降作成されたもの、および寺社と木地屋の由緒書・旧記は除いた。

第2表 諸役免除嘆願書の概要

年	文書名	作成者	概要	刊本
a 宝永7年 (1710)	十津川郷 山手銀御 赦免記録	代官辻弥 五左衛門	元禄12年(1699)より賦課された山手銀の撤回を求める「十津川郷五十九村惣中」の嘆願に対する返答。中世の玉置庄司による十津川郷の「領知」、大坂の役・北山一揆での軍事的貢献、家康以来の無年貢と郷土扶持の由緒を考慮し、山手銀賦課を廃止した。	十津川村 (1981, pp25-28)
b 正徳6年 (1716)	吉野郡古 御蔵入四 十一ヶ村 嘆願書控	池田・中 庄・国栖・ 川上郷の 41村※	近年の凶作により夫食銀拝借銀の返納を延滞すること、および山地農業の生産性の悪さと従来の諸役免許の特権を配慮して、蔵前入用・伝馬宿入用を撤回するよう嘆願。	川上村史編 纂委員会 (1987a, pp. 91-94)
c 享保18年 (1733)	吉野郡古 御蔵入村 諸役免許 訳等書上 写	下市組・広 橋組・阿知 加組・飯貝 組の192村	南北朝期の「八旗八庄司」体制、近世初期の諸役免許を条件とした年貢の受容、大峰山への勤仕、延宝検地による増石、山地農業の生産性の悪さ、商品作物の低迷等を考慮して、40年ほど以前より賦課されたとする蔵前入用、およびその後賦課された伝馬宿入用、享保7年(1722)より賦課された大川筋入用の赦免を嘆願。	川上村史編 纂委員会 (1987a, pp. 100- 104)
d 宝暦7年 (1757)	普請所に 付申渡書 付控	飯貝組 村々	南北朝期の「八旗八庄司」体制と無年貢、近世初期の諸役免許を条件とした年貢の受容、大峰山への勤仕、朝鮮人来朝入用・京大坂御城内入用・鉄炮合葉等之入用が免除されてきた事実、および延宝検地による増石を考慮して、寛文年間(1661-73)に賦課された蔵前入用・宝永6年(1709)に賦課された伝馬宿入用を赦免するよう嘆願。なお複数の文書の控であり、諸役免除嘆願書はその一部。	川上村史編 纂委員会 (1987a, pp. 111- 113)
e 寛政9年 (1797)	乍恐書付 を以奉言 上候	天川郷	自然環境の厳しさ、白河天皇や大峰山・聖護院への奉仕による諸役免許の由緒、南朝への奉仕による諸役免許、織田・豊臣・徳川への矢竹献上、茶価格の低迷、廢村の出現、および朝鮮人来朝入用・二条城御修覆御入用・大庄屋組の経費・正徳2年(1712)の巡見入用銀が赦免された事実を挙げ、それに対して寛文11年(1671)以来惣木役を賦課され、享保6年(1721)に伝馬宿入用を賦課され、その後淀川筋之高掛役銀・六尺給米を賦課され困窮していると述べた上で、このたびの陣屋新築の普請入用を免除するように嘆願。	宮本(1989, pp. 119- 124)
f 文化5年 (1808)	触書写並 請書控	十津川郷 上組・下組	朝鮮信使来朝のための入用賦課にあたり諸役免除高の分は控除するとの通告に対し、無年貢かつ諸役免除の由緒を有することを上申。	十津川村 (1981, pp. 44-45)
g 文政2年 (1819)	代官御巡 在役御赦 免願書	十津川郷 惣代	年貢・諸運上免許の由緒地であり、従来の巡検も断ってきた経緯を述べ、代官の巡検のとりやめを嘆願。	十津川村 (1981, p. 46)

※：飯貝組の村々に相当する。注9参照。

吉野郡各町村史・先行研究により作成。